

【令和6年3月策定】

【令和8年2月改訂】



 **湖西市**
津波防災地域づくり推進計画

～みんなで作ろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI～

令和8年2月

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、多くの尊い命が津波により失われ、甚大な被害をもたらしました。平成 25 年 6 月には、南海トラフ沿いで発生する巨大地震・津波について、静岡県第 4 次地震被害想定が発表され、本市でも最大 15m の津波により約 4,300 人も犠牲者が想定されており、地震・津波対策は本市にとって喫緊の課題となっています。

このようなことから、ハード・ソフト対策を総合的に組み合わせ、市民の生命・財産・経済活動を守るため、本市における津波防災地域づくりを着実に推進することを目的として、令和 6 年 3 月に本計画の第 1 版を策定しました。

計画策定後は、第 1 版において基本方針のみに留まった津波減災計画について、「防潮堤整備」と「防潮堤の代替となる施策」について総合的な視点による比較検討を重ねました。その結果、南海トラフ地震が今後 30 年以内に 60%~90% 程度以上の発生確率が想定され、いつ津波が襲来するか明確に分からない中、市民の生命を守るため、第 2 版では防潮堤に代わる対策として「津波からの確実な避難」と「早期の復旧・復興」を実現するための体制整備を中心に、津波防災の取組を推進していくことといたしました。

本計画では、津波防災地域づくりを推進するための基本方針を「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち K O S A I」としました。ソフト事業とハード事業が一体となった多重防御による対策に取組む一方、市民の皆さまが自ら行う「自助」、地域で助け合う「共助」、行政が行う「公助」をバランスよく連携させ、湖西の未来を見据え、より安全で、誰もが安心して生活できる地域づくりを実現するとともに、本市の掲げる「魅力的な湖西市を子どもたちへ」をさらに推進します。

最後に、本計画の策定に当たり湖西市津波防災地域づくり推進協議会において、活発にご議論いただきました委員の皆さま、意見交換会等において、地域の課題や取組に係るご意見をいただきました市民の皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 2 月

湖西市長 田内 浩之

湖西市津波防災地域づくり推進計画

目次

第1章. 湖西市津波防災地域づくり推進計画の目的・位置付け	1
第1節. 推進計画策定・改訂の背景と目的.....	1
第2節. 計画の位置付け	7
第3節. 推進計画の区域	8
第2章. 市内の現況とこれまでの取組	9
第1節. 湖西市の歴史・変遷	9
第2節. 人口・産業	17
第3節. 土地利用・交通	27
第4節. これまで実施してきた地震・津波に対する取組	32
第3章. 津波防災地域づくりの課題	52
第1節. 津波の浸水深と想定される被害	52
第2節. 地震・津波により想定される被害.....	54
第3節. 全市的な課題.....	63
第4節. 津波防災地域づくり上の課題.....	67
第5節. 地域別の課題.....	69
第4章. 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針	75
第1節. 津波防災地域づくり推進の基本的な方針	75
第5章. 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方	80
第1節. 土地利用	81
第2節. 警戒避難体制の整備	84

第6章. 津波防災地域づくり推進のための事業・事務	89
第1節. 事業・事務の整理.....	89
第7章. 推進計画の実現に向けた今後の進め方	124
第1節. 推進体制.....	124
第2節. 計画の見直しと更新.....	125
参考資料	参-1
検討経緯の概要.....	参-1
参考資料1：湖西市津波減災計画（令和8年2月の計画改訂により廃止）	参-2
参考資料2：推進計画第1版（令和6年3月策定）の検討経緯.....	参-16
参考資料3：推進計画第2版（令和8年2月策定）の検討経緯.....	参-35
参考資料4：施策案1～3の総合的な評価.....	参-43
参考資料5：湖西市津波防災地域づくり推進協議会設置要綱.....	参-70
湖西市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿	参-72

第1章. 湖西市津波防災地域づくり推進計画の目的・位置付け

本章では、湖西市津波防災地域づくり推進計画（以下「推進計画」という。）策定の背景と目的、計画の位置付け、推進計画の区域について示します。

第1節. 推進計画策定・改訂の背景と目的

（1）推進計画策定の背景

本市は、風光明媚な浜名湖、遠州灘、湖西連峰に囲まれ、水産物にも恵まれ、釣りやマリンスポーツ、トレッキング等、多様なレジャーを楽しむことができます。また、古来から、東海道の要衝としてまちが盛え、ひとつのつながりも強く、地域の祭りやイベントは大いに盛り上がります。中心産業は自動車関連産業で、製造品出荷額は全国でもトップクラスです。田園風景が広がる地域もあり、畜産や農業も盛んです。一方で、静岡県が平成 25 年（2013 年）に公表した第 4 次地震被害想定では、建物倒壊や火災、津波の浸水などによる甚大な被害が想定されています。そこで本市では、これまで海岸堤防などのハード整備及び自助・共助の意識を高めるソフト事業の両面で防災対策を進めてきました。

また、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、津波防災及び減災の考え方の下、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを推進するため「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」が制定されました。

上記の法律に基づき、本市では、津波防災地域づくりを総合的に推進し、将来にわたって安全・安心に住み続けられるまちの実現に向け、推進計画を策定することとし、計画の作成状況等を学識経験者や国・県行政関係機関、地域住民代表、庁内関係部局で構成される「湖西市津波防災地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）」に提示しながら検討を進めました。

さらに、地域住民を対象としたワークショップ形式の意見交換会や沿岸域（新居・白須賀地区）説明会等を開催し、津波防災地域づくりの方向性や防潮堤整備に関する市民の意見を丁寧に把握した上で、令和 6 年 3 月に「湖西市津波防災地域づくり推進計画（以下「推進計画第 1 版」という。）」及び、推進計画の一部として最大クラスのレベル 2 津波に対する防潮堤整備の方針を取りまとめる「湖西市津波減災計画（以下「減災計画」という。）」を策定しました。

計画策定に向けて実施した協議会や意見交換会等の開催概要は、表 1-1、表 1-2、及び参考資料（巻末）に示すとおりです。

表 1-1 令和 4 年度の実施内容

	実施時期	実施内容
●地区ヒアリング	令和 4 年 11月2・9・ 17日	<ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年度の意見交換会に向けて、各地区の自治会長・自主防災会長等を対象に、以下の項目についてヒアリングを実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の現状 ➤ 推進計画の検討に当たり重要となる事項 ➤ 令和 5 年度意見交換会の進め方 など
○第 1 回協議会	令和 5 年 1月13日	<ul style="list-style-type: none"> 計画の位置付け 津波防災に係る現況と課題 今後の検討の進め方
○第 2 回協議会	令和 5 年 2月28日	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 回協議会の振り返り 推進計画（骨子案）の提示 今後のスケジュール 「逃げる対策」、「土地利用の対策」、「守る対策（防潮堤）」3つのテーマに係る現状と課題

●：市民の意見聴取、○：協議会

表 1-2 令和 5 年度の実施内容

	実施時期	実施内容
●第 1 回意見交換会	令和 5 年 5月28日	<ul style="list-style-type: none"> 推進計画・災害リスクの共有 静岡大学防災総合センター原田賢治准教授による講演
●沿岸域説明会	令和 5 年 6月6～29日	<ul style="list-style-type: none"> 推進計画・災害リスクの共有 ※新居・白須賀地区の住民を対象に全 6 回実施
●第 2 回意見交換会	令和 5 年 7月9・23日 [*]	<ul style="list-style-type: none"> 地震・津波・土砂災害等に係る課題
○第 3 回協議会	令和 5 年 9月29日	<ul style="list-style-type: none"> 推進計画基本方針及び取組方針（案）の提示 意見交換会における防潮堤に関する情報提供
●第 3 回意見交換会	令和 5 年 10月14・28日 [*]	<ul style="list-style-type: none"> 地域・行政の取組、守る取組（防潮堤）
●第 4 回意見交換会	令和 5 年 12月2日	<ul style="list-style-type: none"> 推進計画（案）について 防潮堤整備の在り方の検討
○第 4 回協議会	令和 5 年 12月14日	<ul style="list-style-type: none"> 推進計画・減災計画（案）の提示 意見交換会の実施報告
○第 5 回協議会	令和 6 年 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> 推進計画・減災計画の承認 今後の検討の進め方

●：市民の意見聴取、○：協議会

※浸水想定区域内（新居・白須賀地区）と浸水想定区域外（鷲津・岡崎・入出・新所・知波田地区）の地区に分けて実施。

(2) 推進計画改訂の背景

令和6年3月に策定した推進計画第1版においては、減災計画について防潮堤を「造る・造らない」を含めた整備の方向性を明確に示すことができず、今後の課題として残されました。

このため、令和6年度から7年度にかけて「防潮堤整備」と「防潮堤の代替となる施策」について比較検討を行いました。評価対象とした施策は以下の3つです。

- **施策案1：防潮堤整備事業（保安林案[※]）**
- **施策案2：防災集団移転促進事業（高台移転）**
- **施策案3：事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業**

※防潮堤の整備位置について、「海岸案」、「道路案」、「保安林案」の3案で課題やメリット等について比較検討を行いました。その結果、「保安林案」は「海岸案」と比較し、イニシャルコスト及びランニングコストが低く、工事期間の短縮が見込めます。「道路案」は、事業化そのものを国に委ねる形になるため、市としては検討の余地がなく、完成時期の見通しもつきません。また、市民を対象とした意見交換会等において、海岸等の自然を残してほしいとの意見も出たため、整備位置は、「保安林案」を軸に検討を進めることとなりました。（参-27~34 参照）

これらの施策について、「施策効果」、「概算事業費」、「国・県の補助制度」、「事業期間」について定量的に評価するとともに、「施策を実施する上での課題」を含めた総合的な評価を行いました。結果については表1-3のとおりです。（参考資料4「**施策案1~3の総合的な評価**」参照）

表 1-3 防潮堤整備に係る総合的な視点による検討結果（定量評価のみ抜粋）※1

評価項目	施策案1 防潮堤整備事業 (保安林案)	施策案2 防災集団移転促進事 業（高台移転）	施策案3 事前の避難支援、 早期復旧・復興支援事業
定量評価			
概算事業費	400 億円【△】	2000 億円※4【×】	150 億円【○】
国・県の補助制 度	市の単独費を予定	国の補助制度が 活用可能	一部の事業で国・県の 補助制度が活用可能
事業期間※2	80 年【△】	230 年【×】※5	35 年【○】※6
年間事業費※3	市 13 億円【△】 国・県補助：なし	市 40 億円【×】 国補助：30 億円	市最大 6 億円【○】 国・県補助：最大 3 億円
施策効果※7			
死者数の軽減	5 年後に 0%軽減 30 年後に 0%軽減 80 年後に 100%軽減	5 年後に 2%軽減 30 年後に 13%軽減 80 年後に 35%軽減	5 年後に 32%軽減 30 年後に 73%軽減 80 年後に 75%軽減
精神的負担量の 軽減	5 年後に 0%軽減 30 年後に 0%軽減 80 年後に 100%軽減	5 年後に 2%軽減 30 年後に 13%軽減 80 年後に 35%軽減	5 年後に 50%軽減 30 年後に 93%軽減 80 年後に 94%軽減
財産損失の軽減	5 年後に 64%軽減 30 年後に 64%軽減 80 年後に 100%軽減	5 年後に 65%軽減 30 年後に 69%軽減 80 年後に 77%軽減	5 年後に 77%軽減 30 年後に 90%軽減 80 年後に 90%軽減

※1 最も優れている結果を赤字で記載

※2 施策にかけられる市の年間予算を 5 億円と仮定した場合

※3 事業期間を一律 30 年で設定した場合（南海トラフ地震の発生確率を考慮）

※4 移転者負担は含まない（移転者負担金：3,000～4,000 万円／世帯）

※5 概算事業費 2,000 億円を年間事業費 9 億円（市予算 5 億円、国補助 4 億円）で割った数字の一桁目を切り上げて算出

※6 施策案 3 はハード・ソフトの様々な事業で構成されており、各事業の事業開始時期や事業期間が異なっている。市が負担する予算が 5 億円を超えないよう、各事業の年間事業費を事業期間内で調整して実施することを想定し、全ての事業が完了した際の事業期間を算出

※7 「5 年後」…近い将来

「30 年後」…南海トラフ地震の発生確率が 30 年以内に 60～90%程度以上であることを考慮

「80 年後」…防潮堤完成見込み（本検討における仮定）

この評価結果を踏まえた推進計画改訂の基本的な考え方は、次に示すとおりです。

<改訂の基本的な考え方>

たとえ明日地震がおきたとしても、みんなの努力で生命を守り、
早期の復旧・復興により地域の未来をつなぐ

- 南海トラフ地震が今後 30 年以内に 60%~90%程度以上の発生確率が想定され、いつ津波が襲来するか明確に分からない中、市民の生命を守るために、早い段階で効果を発揮する施策の推進が急務となります。
- 「施策案 3（事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業）」が最も早く効果を発揮することが見込まれ、その効果を確実に積み上げることができ、事業期間についても最も現実的であるという結果になりました。

これらの検討を踏まえ、

- 施策案 3（事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業）におけるハード・ソフトの様々な事業・事務について強化・充実させていくことを推進計画に位置付けて、本市における津波防災地域づくりを推進することとします。

また、計画本編に掲載していた減災計画については、防潮堤は整備せず、代替となる施策を実施することとなったため、

- 令和 8 年 2 月の計画改訂のタイミングで廃止とし、これまでの検討経緯は巻末に参考資料として掲載することとしました。

表 1-4 令和 6・7 年度の実施内容

	実施時期	協議内容
○第 6 回協議会	令和 7 年 3 月 18 日	・ 推進計画・減災計画の承認 ・ 今後の検討の進め方
○第 7 回協議会	令和 7 年 6 月 30 日	・ 防潮堤整備に係る総合的な評価結果案の提示・承認
○第 8 回協議会	令和 7 年 11 月 6 日	・ 計画更新案の提示・承認 ・ 協議会の結論を市長に提言
●パブリックコメント	令和 7 年 12 月 ~令和 8 年 1 月	・ 市と協議会の結論を市民に提示
○第 9 回協議会	令和 8 年 2 月 5 日	・ 最終的な計画更新案の確認・承認

●：市民の意見聴取、○：協議会

< 参考資料 >

検討経緯の概要	参-1
参考資料 1：湖西市津波減災計画（令和 8 年 2 月の計画改訂により廃止）	参-2
参考資料 2：推進計画第 1 版（令和 6 年 3 月策定）の検討経緯	参-16
参考資料 3：推進計画第 2 版（令和 8 年 2 月策定）の検討経緯	参-35
参考資料 4：施策案 1～3 の総合的な評価	参-43
参考資料 5：湖西市津波防災地域づくり推進協議会設置要綱	参-70
湖西市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿	参-72

（3）推進計画の目的

本市では、静岡県が設定する津波浸水想定を踏まえ、様々な主体が実施するハード・ソフト対策を総合的に組み合わせ、津波防災地域づくりの推進を図ることが求められています。推進計画では、津波防災地域づくりを推進し、達成すべき事項の実現に向けてまち全体に展開する施策を具体化し、市民の生命・財産・経済活動を守るために、本市の津波防災地域づくりを着実に推進することを目的とします。

第2節. 計画の位置付け

推進計画は、市の上位計画であり、誰もが「住みたい・住み続けたい」と思えるまちづくりの指針となる第6次湖西市総合計画、国土強^{じん}靱化に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図る「湖西市国土強靱化地域計画」を基本とし、市の将来都市像を示す「湖西市都市計画マスタープラン」、「湖西市立地適正化計画」、防災対策等の取組を定めた「湖西市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）」、地域防災計画内の津波対策に係るソフト施策を具体化した「湖西市津波避難計画」との整合を図り、策定しています。

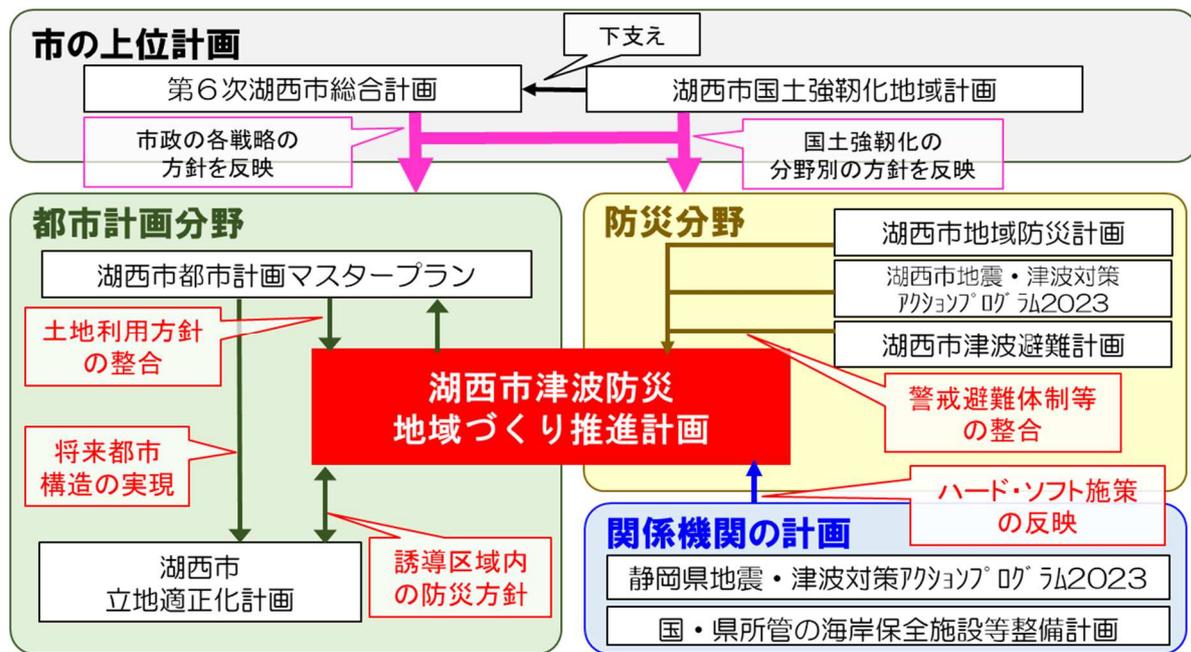


図 1-1 推進計画の位置付け

第3節. 推進計画の区域

津波防災地域づくりに当たっては、浸水想定区域内における津波対策施設や津波からの避難環境の整備だけでなく、浸水想定区域外における防災拠点の整備や支援体制の構築、緊急輸送路を利用した被災地への救助活動・物資輸送、医療施設における災害医療活動などの対策を総合的に進めていく必要があります。これらのことから、「市全域」を推進計画の区域とします。

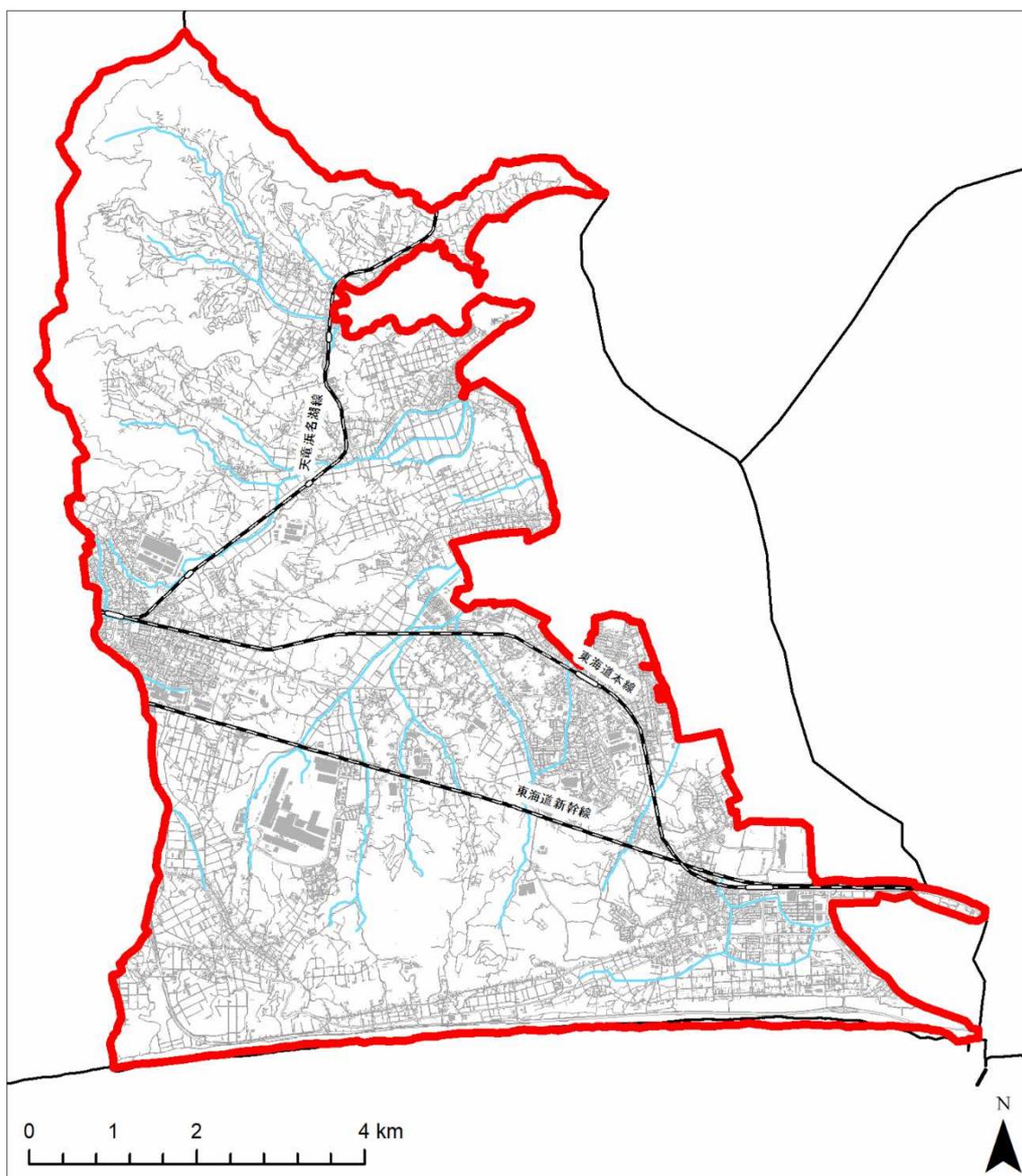


図 1-2 推進計画の対象区域

出典：国土数値情報

第2章. 市内の現況とこれまでの取組

本章では、本市の変遷、人口・産業、土地利用・交通、これまで実施してきた地震・津波防災施策について示します。

第1節. 湖西市の歴史・変遷

(1) 湖西市の歴史

1) 市の概要

静岡県最西端、愛知県との境に位置する本市は、緑豊かでトレッキング・コースとしても親しまれている湖西連峰、はるか水平線をのぞむ大海原・太平洋、そして美しい水をたたえた汽水湖・浜名湖に囲まれた自然豊かで温暖な気候の美しいまちです。本州のほぼ中央に位置するという立地条件に恵まれたことで、古くから交通・輸送の要衝として栄え、現在も人・物・情報が盛んに往来しています。現在本市では、自動車産業を中心とした工業の一層の発展、恵まれた自然を生かした農業・漁業の合理化・近代化、区画整理や道路整備と相伴って進められている商業の充実などのために、様々な施策が進められています。

2) 市の沿革

A) 湖西市

戦後、本市は、鷺津町、白須賀町、新所村、入出村、知波田村の2町3村に分かれました。これらが町村合併促進法を受け、昭和30年（1955年）4月1日に人口27,096人の湖西町が誕生しました。昭和42年（1967年）には人口が3万人を突破し、さらなるまちの躍進を目指した市制促進の聲が高まり、昭和47年（1972年）1月1日、3万人市制特例法に基づき、静岡県で21番目の市として市制を施行しました。その38年後の平成22年（2010年）3月23日には、120年の歴史を持つ新居町と合併して現在の湖西市となり、令和4年（2022年）1月1日に市制施行50周年を迎えました。

B) 旧新居町

明治22年（1889年）4月1日に町村制施行により敷知郡新居町を設置し、明治29年（1896年）4月1日に郡の再編により浜名郡新居町となりました。平成元年（1989年）に町制施行100周年記念式を挙行。平成20年（2008年）に湖西市・新居町合併協議会が設置され、平成22年（2010年）3月23日に湖西市に編入され、新居町は廃止されました。

3) 行政区域の変遷

平成 22 年 (2010 年) 3 月 23 日に本市と旧新居町が合併し、現在の行政区域となりました。

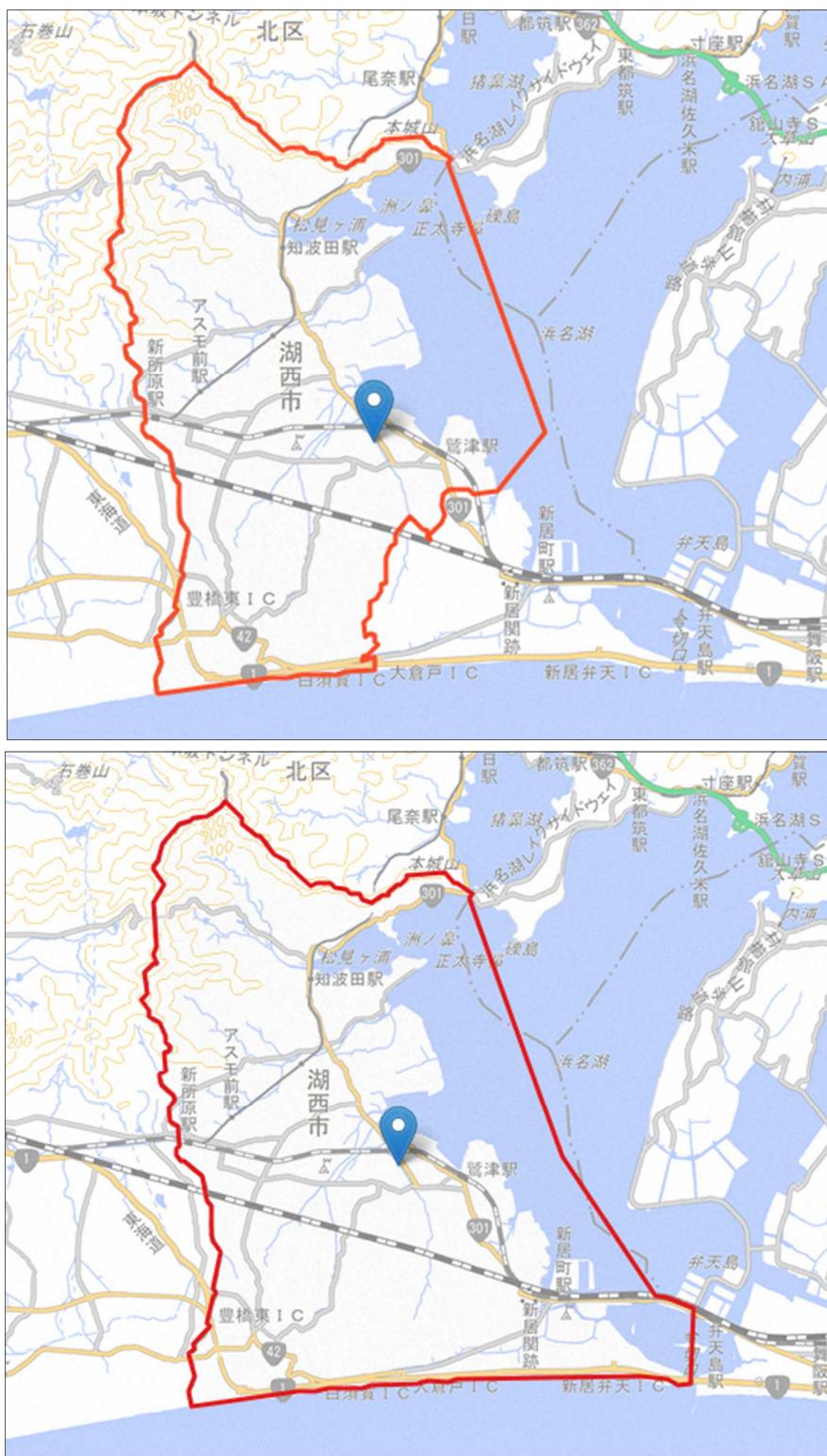


図 2-1 行政区域の変遷 (上：1975 年、下：2023 年)

出典：静岡県湖西市 (22221A1972) | 歴史的行政区域データセットβ版 行政区域境界の歴史の変遷

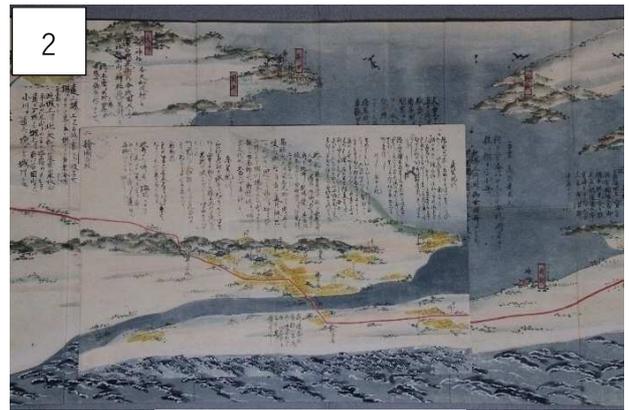
(2) 本市沿岸域の変遷

1) 浜名湖の変遷

下図は、江戸中期に描かれた「浜名湖の変遷図」です。「3」の図では、今から約500年前、西暦1498年の明応の地震により砂州が切れ、浜名湖と遠州灘が直接つながり、今切口が誕生しました。この時代における今切口付近の交通手段は渡し船で、今切関所（新居関所）が置かれ、交通の要所でした。



奈良時代～平安時代



平安時代～鎌倉時代



鎌倉時代～室町時代 **今切出現**



江戸時代初期～元禄年間



元禄年間～宝永年間



宝永年間以降

図 2-2 浜名湖の変遷図

出典：新居関所史料館図録「今切の渡し」より抜粋

2) 沿岸域の変遷(明治 23 年)

下図は、約 130 年前の明治 23 年 (1890 年) であり、この頃、新橋駅-神戸駅間の全線が開業した東海道本線が市内を横断しています。新居関所の辺りに集落が密集しており、山裾に白須賀の集落がありますが、まだ沿岸部の低平地にはほとんど集落はない状況です。

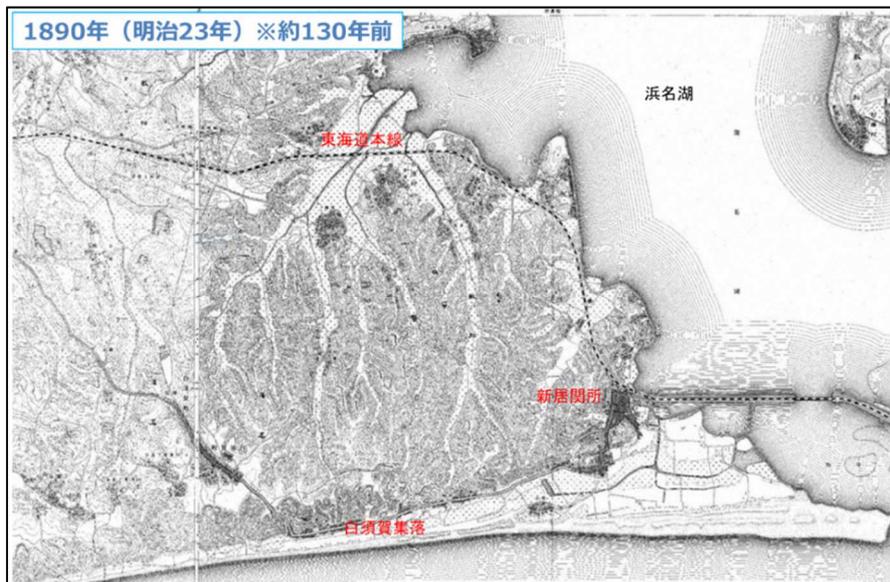


図 2-3 沿岸域変遷図

出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス (<http://mapps.gsi.go.jp/>) をもとに作成

3) 沿岸域の変遷(昭和 34 年)

下図は、約 60 年前の昭和 34 年 (1959 年) であり、浜名湖の一部が埋め立てられ、新居町駅及び新居関所周辺での宅地整備が進み、国道 1 号も整備された頃ですが、まだ沿岸部にはほとんど集落はない状況です。



図 2-4 沿岸域変遷図

出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス (<http://mapps.gsi.go.jp/>) をもとに作成

4) 沿岸域の変遷(昭和 53 年)

下図は、約 45 年前の昭和 53 年 (1978 年) であり、既に東海道新幹線も整備されており、市内には工場、ゴルフ場、ポートレース場も開発・整備され、沿岸部は市街化区域を中心に宅地化が進んできている様子が分かります。また、この頃、大倉戸 IC までの国道 1 号バイパスも開通しています。

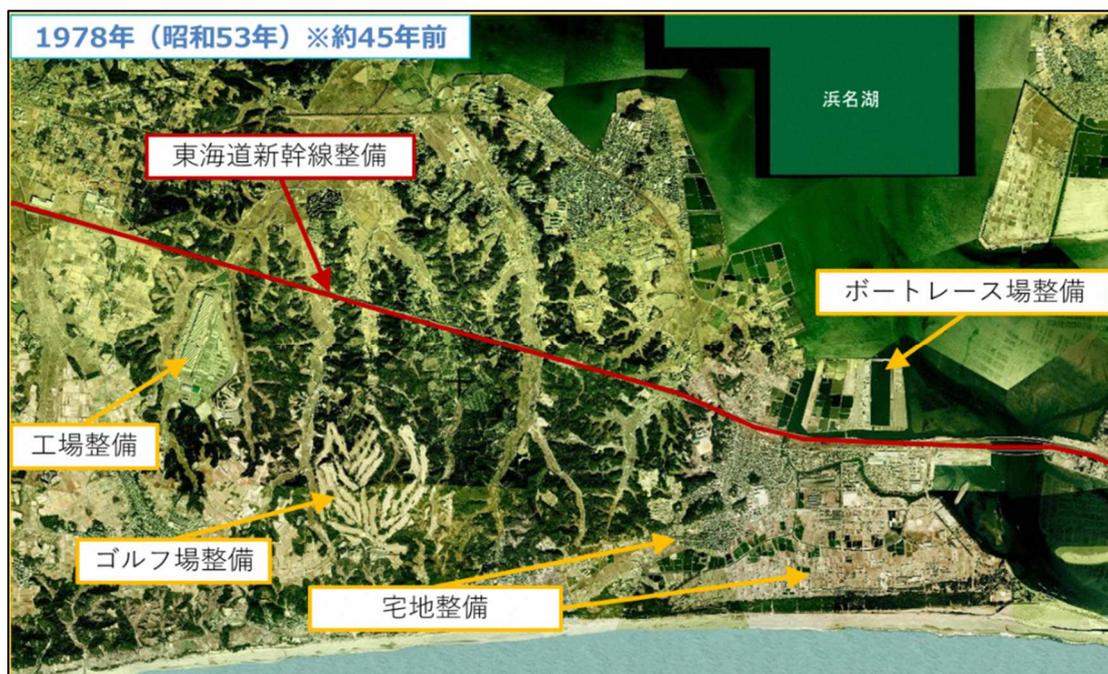


図 2-5 沿岸域変遷図

出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス (<http://mapps.gsi.go.jp/>) をもとに作成

5) 沿岸域の変遷(令和3年)

下図は、令和3年(2021年)現在の沿岸域全体になります。国道1号浜名バイパスが昭和53年に開通し、その後、大倉戸ICより西側の国道1号潮見バイパスが平成8年に開通しています。海岸は、東から順に、浜名港海岸、新居海岸、湖西海岸となっています。また、国道1号バイパス北側の林帯には、飛砂を防備するための保安林が形成されています。

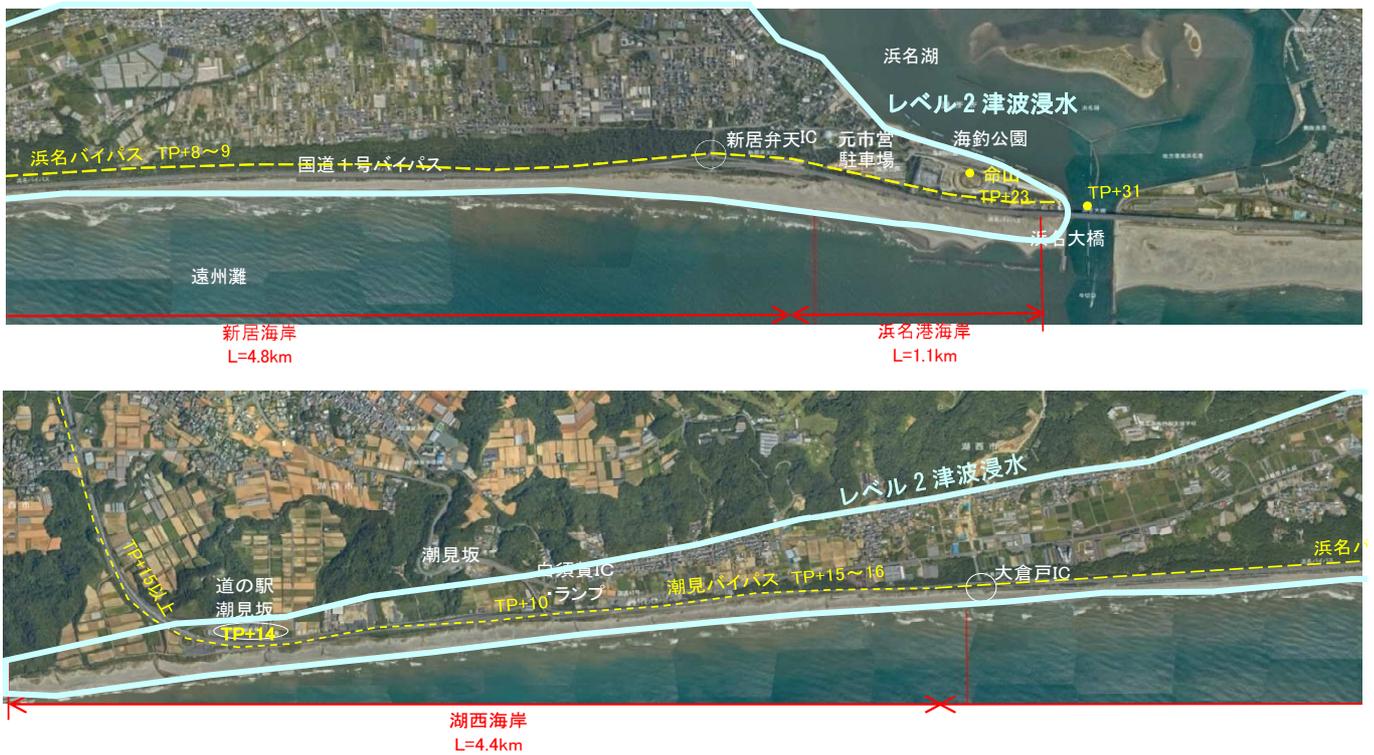


図 2-6 沿岸域変遷図(令和3年8月撮影)

出典：静岡県提供

(3) 本市における過去の災害

本市の沿岸部では、明応7年（1498年）の明応地震で浜名湖の今切口が決壊し、宝永4年（1707年）の宝永地震、安政元年（1854年）の安政大地震、昭和19年（1944年）の東南海地震などの地震・津波による被害を受けてきました。特に、安政大地震による津波は沿岸部に甚大な被害をもたらしたと言われてています。

静岡県西部地域における既往の地震・津波等の概要は、表2-1、表2-2に示すとおりです。

表 2-1 静岡県西部地域※の既往の地震・津波等の概要（1/2）

年月日	地震等の名称	被害状況・その他	マグニチュード
仁和3 (887)	仁和地震	津波あり死傷者多し	8.6
永久1 (1096)	駿河津波	駿河津波による社寺民家百姓の流失400戸余	8.4
明応7 (1498)	明応地震	浜名湖今切決壊	8.6
天正17 (1589)	—	沼津、阿波に津波	8.4
慶長9 (1605)	慶長地震	・浜名湖口橋本で100戸のうち80戸流失 ・死傷者多数、船が山際まで打ち上げられる	7.9
宝永4 (1707)	宝永大噴火	・被害地全域の被害死者4,900名 ・潰家29,000戸 ・富士山が噴火し宝永山が生ず ・津波被害により新居宿・白須賀宿移転	8.4
安政1 (1854)	安政大地震	・大津波が発生し被災地域全域が被害 ・倒壊流失8,300戸、焼失300戸、死者1,000名	8.4
昭和19 (1944)	東南海地震	・被災地域全域の被害が死者998名、重症2,135名、住家全壊26,130戸、半壊46,950戸、流失3,059戸、全壊11戸	8.0

※湖西市、浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、森町、菊川市、御前崎市

表 2-2 静岡県西部地域の既往の地震・津波等の概要 (2/2)

年月日	地震等の名称	被害状況・その他	マグニチュード
昭和 35.5.23 (1960)	チリ沖地震	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震で、県下でも地震を感じてから 22 時間程度で津波が押し寄せた。 ・伊東では最大振幅 140cm、内浦 214cm、清水 217cm、御前崎 380cm、舞阪 79cm が観測された。 ・県下で床下浸水 196 戸 	9.5 (防災科学技術研究所(NIED)参照)
昭和 49.7.7 (1974)	台風 8 号及び梅雨前線による集中豪雨	<p><湖西市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨量 226 mm (7 日 9 時～8 日 9 時) ・最大時間雨量 57mm (7 日 22 時～23 時) ・床上浸水 267 戸、床下浸水 839 戸 	—
平成 2.9.30 (1990)	台風 20 号	<p><湖西市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨量 185 mm (30 日 0 時～20 時) ・最大時間雨量 64 mm (30 日 12 時～13 時) ・床上浸水 41 戸、床下浸水 811 戸 	—
平成 6.9.29 (1994)	台風 26 号 (竜巻)	<p><湖西市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨量 99 mm (29 日 23 時～30 日 2 時) ・最大時間雨量 29 mm (29 日 23 時～24 時) ・一部損壊 76 戸 	—
平成 22.2.27 (2010)	チリ中部沿岸で発生した地震	<ul style="list-style-type: none"> ・最大波高 18m ・下田港 43cm、内浦 32cm、清水 21cm 御前崎 54cm、舞阪 20cm ・下田市で床下浸水 8 戸 	8.8
平成 23.3.11 (2011)	東北地方太平洋沖地震	<ul style="list-style-type: none"> ・御前崎で最大波高 144cm ・沼津市内浦で 134cm、清水 93cm、南伊豆町石廊崎で 71cm、舞阪 73cm、焼津 83cm ・下田市で住家 7 棟、店舗 6 棟が浸水 	9.0

出典：静岡県地域防災計画 (R6.8) 湖西市地域防災計画 (R7.1)

第2節. 人口・産業

(1)人口

1)人口の推移

右肩上がりに増加してきた人口は、1990年から2005年にかけて微増していましたが、2010年を機に2020年まで減少傾向にあります。世帯数は1990年から2020年にかけて右肩上がりで増加しており、1世帯当たりの人口は減少傾向にあります（図2-7）。

また、国立社会保障・人口問題研究所が2015年の国勢調査をもとに2018年3月に公表した推計値では、2015年時にピークだった人口が2045年にかけて徐々に減少するとされており、少子高齢化が今後も進んでいくと推計されています（図2-7～図2-13）。

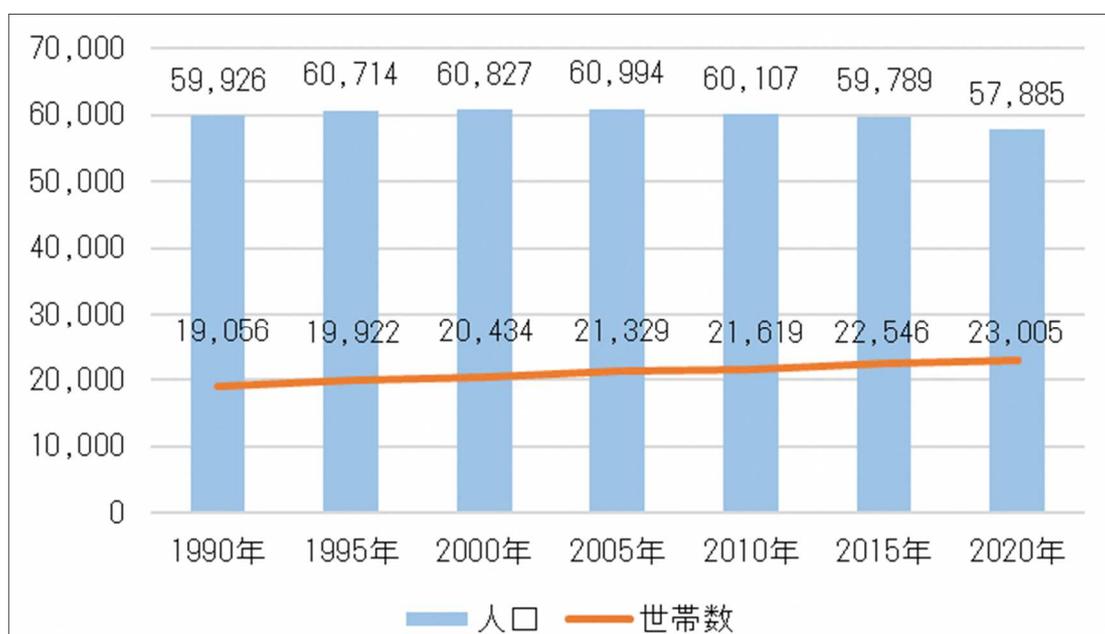


図 2-7 人口・世帯数の推移

出典：国勢調査

< 2020年以降の各地区における人口推計 >

(市全体)

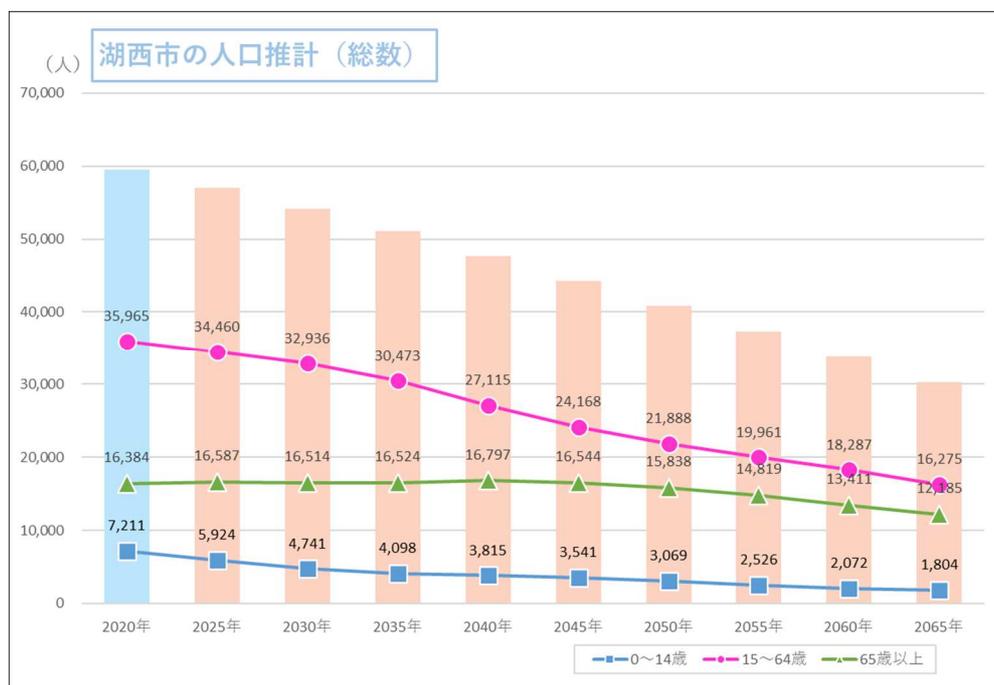


図 2-8 湖西市の人口推計（市全体）

出典：国立社会保障・人口問題研究所、市提供データ

(新居地区)

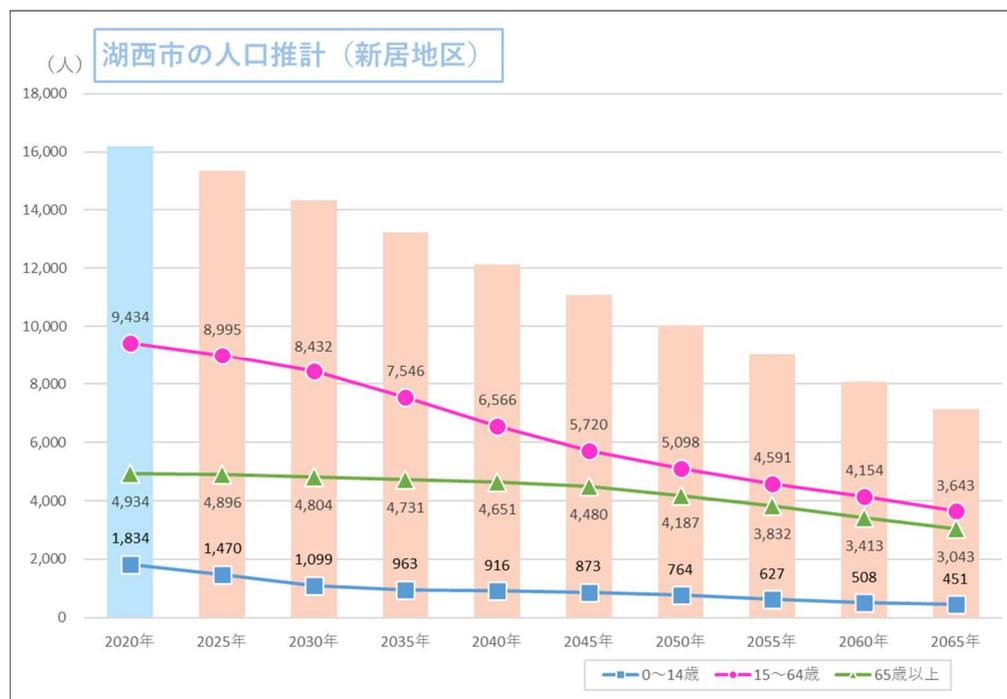


図 2-9 湖西市の人口推計（新居地区）

出典：国立社会保障・人口問題研究所、市提供データ

(白須賀地区)

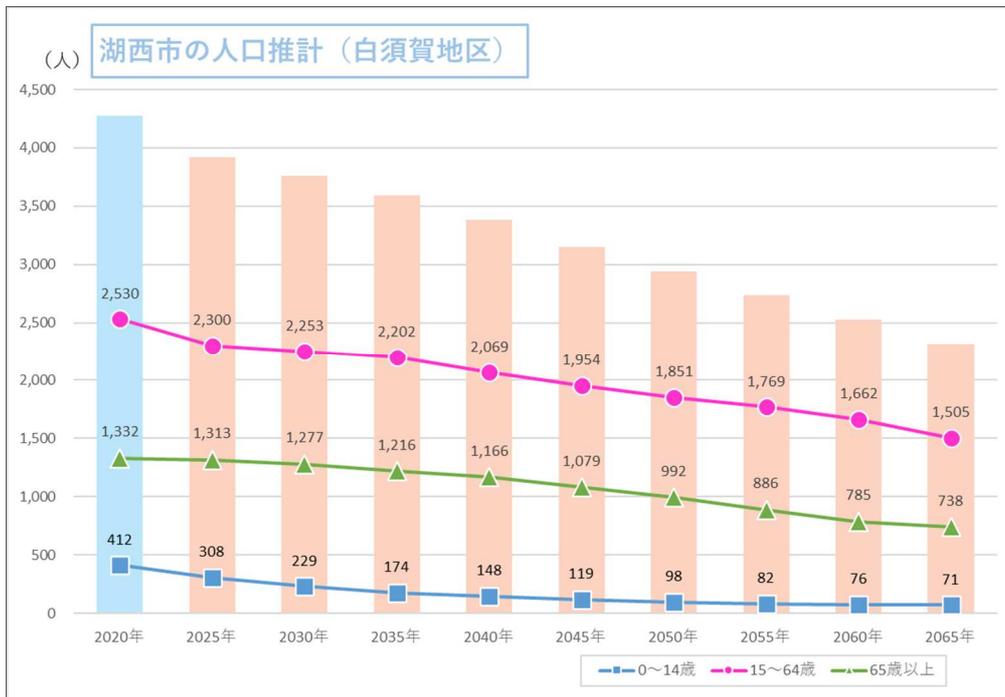


図 2-10 湖西市の人口推計 (白須賀地区)

出典：国立社会保障・人口問題研究所、市提供データ

(鷺津地区)

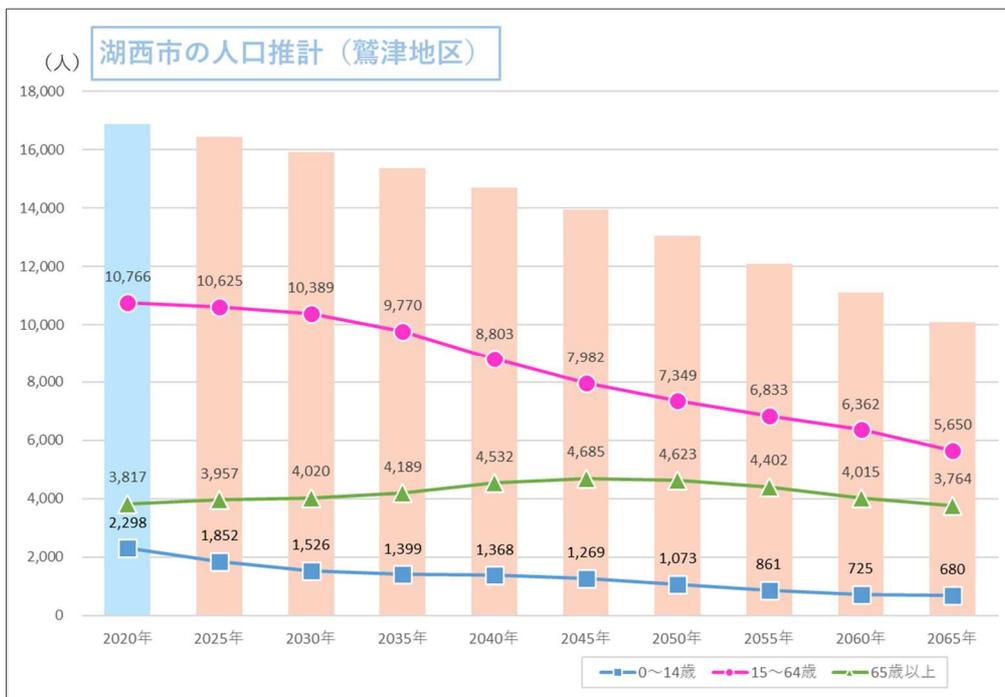


図 2-11 湖西市の人口推計 (鷺津地区)

出典：国立社会保障・人口問題研究所、市提供データ

(新所・入出・知波田地区)

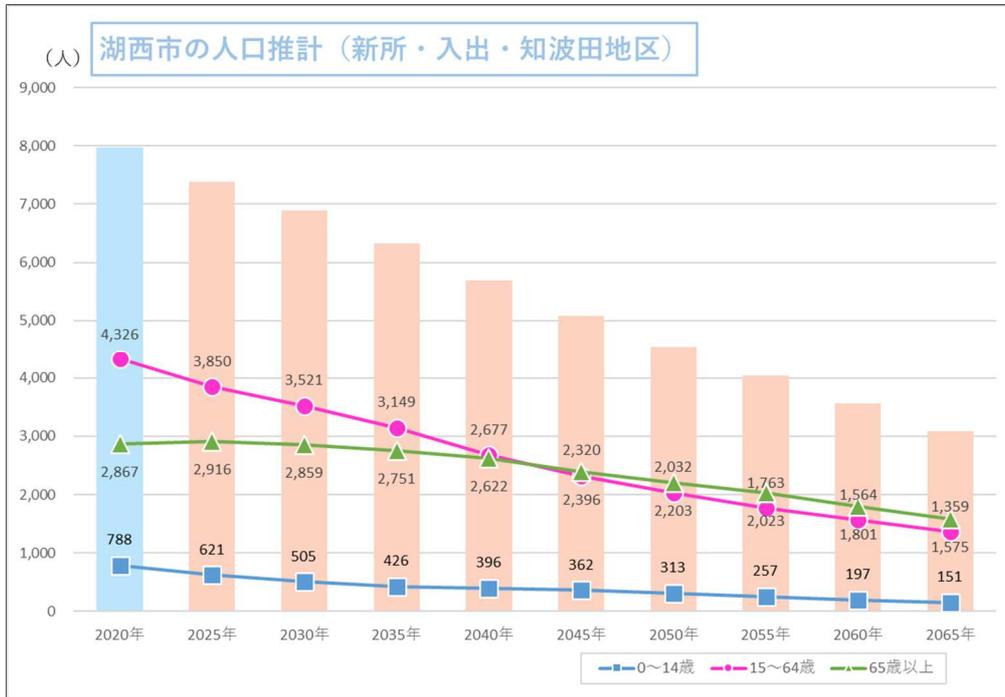


図 2-12 湖西市の人口推計 (新所・入出・知波田地区)

出典：国立社会保障・人口問題研究所、市提供データ

(岡崎地区)

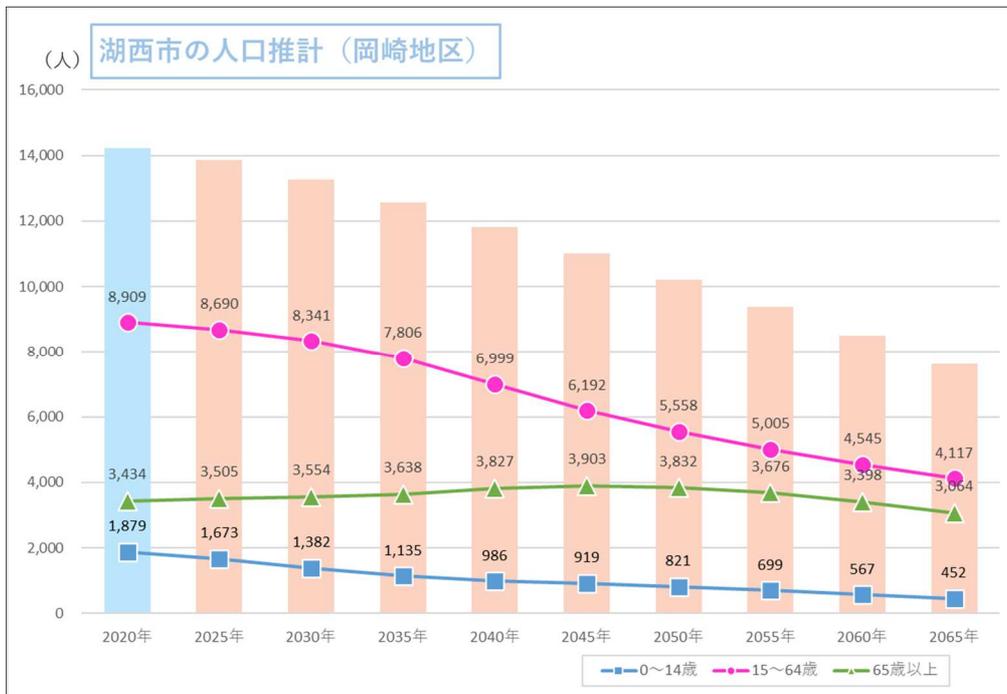


図 2-13 湖西市の人口推計 (岡崎地区)

出典：国立社会保障・人口問題研究所、市提供データ

2) 昼夜間人口

静岡県の夜間人口 363 万 3,202 人に対して、昼間人口は 362 万 5,491 人となっています。昼夜間人口比率（夜間人口 100 人当たりの昼間人口）は 99.8（全国 28 位）で、平成 27 年と同率となっています。昼夜間人口比率を市町別にみると、牧之原市が 114.9 と最も高く、次いで本市が 112.6 となっており、昼間人口が多くなっています。理由としては、自動車関連産業が集積しており、市外からの通勤者が多いことが挙げられます。

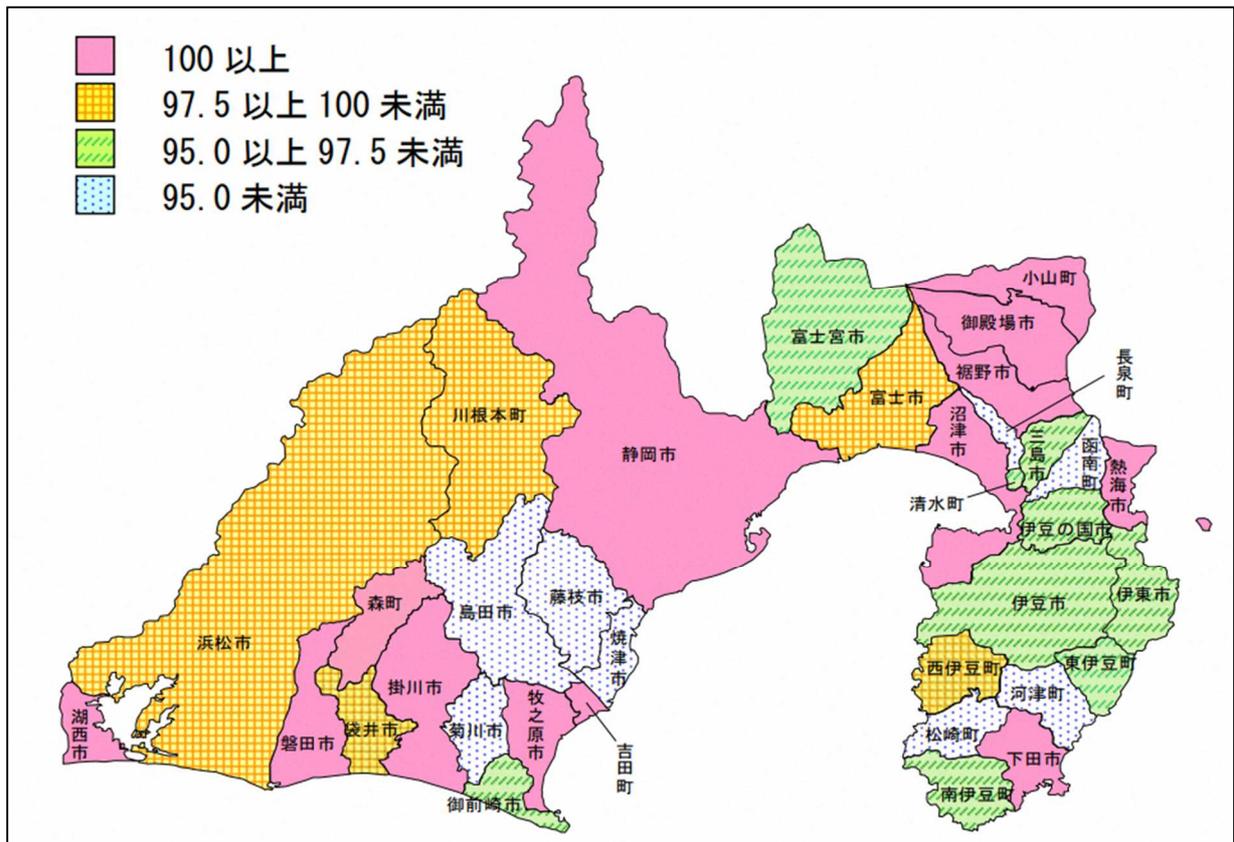


図 2-14 市町別の昼夜間人口比率 (令和 2 年)

出典：静岡県統計調査課

<https://toukei.pref.shizuoka.jp/jinkoushugyouhan/data/documents/02juugyou-gaiyou.pdf>

3) 人口密度

令和2年に実施された国勢調査結果では、新居地区、鷺津地区、岡崎地区に人口が集中しています。特に、東海道本線の駅（新居町駅、鷺津駅、新所原駅）が近いエリアは、250mメッシュの人口が500人を超えています。

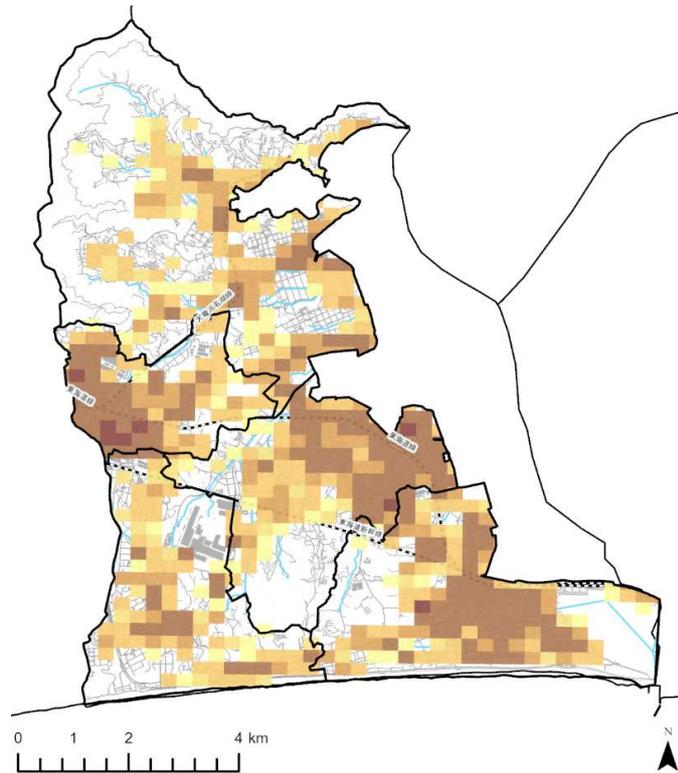
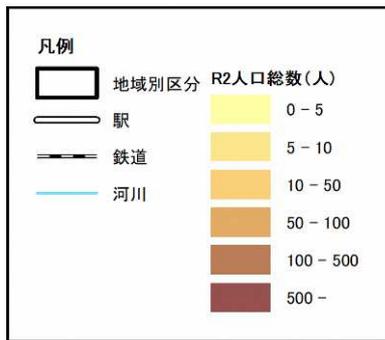


図 2-15 250mメッシュごとの人口密度

出典：国土数値情報，国勢調査

4) 就業人口分布

就業人口は、新居地区、鷺津地区、岡崎地区に集中し、特に東海道本線沿いに集中しています。

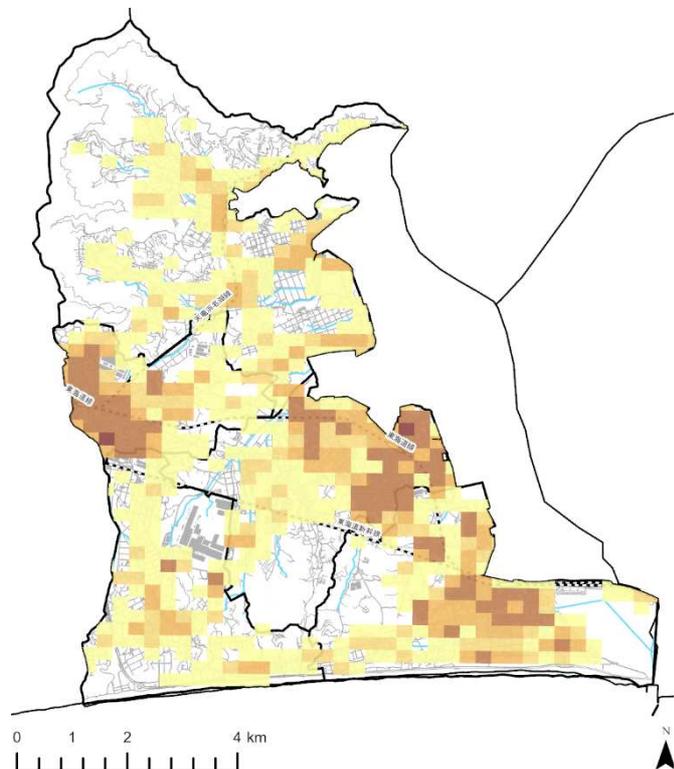
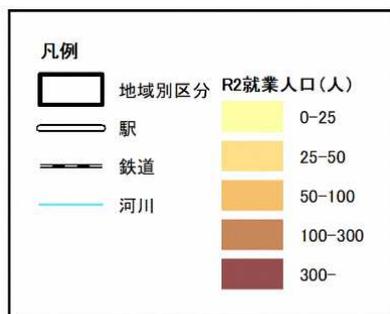


図 2-16 就業人口分布図

出典：国土数値情報，市提供データ

5) 人口集中地区の推移

本市では、新居町駅周辺、鷺津駅周辺、新所原駅周辺が人口集中地区（DID^{※1}）として設定されています。

人口集中地区の人口は、昭和 60 年（1985 年）以降、増加傾向にあり、昭和 60 年（1985 年）が DID 人口 25,801 人、平成 27 年（2015 年）が DID 人口 32,403 人となっています。

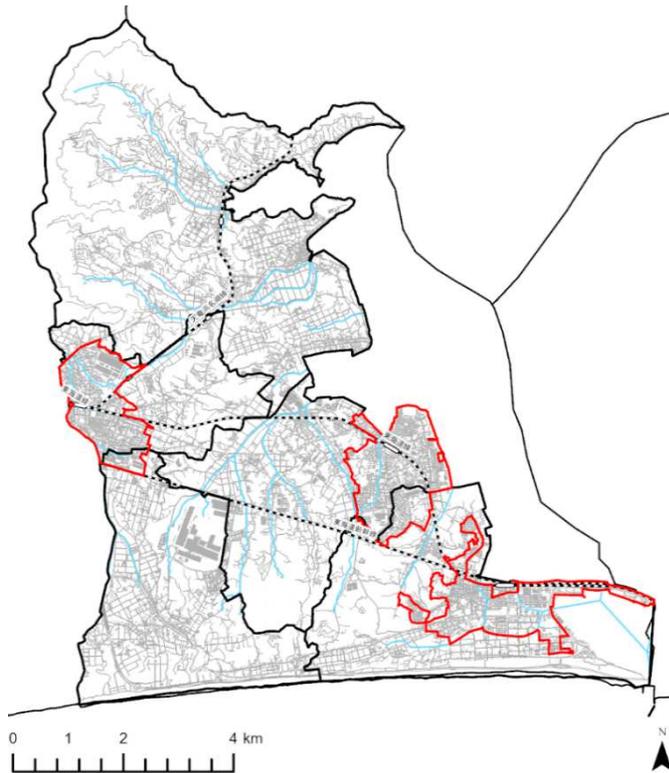
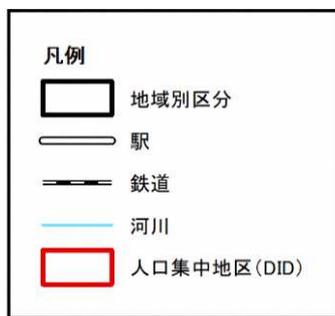


図 2-17 人口集中地区（DID）

出典：国土数値情報，国勢調査

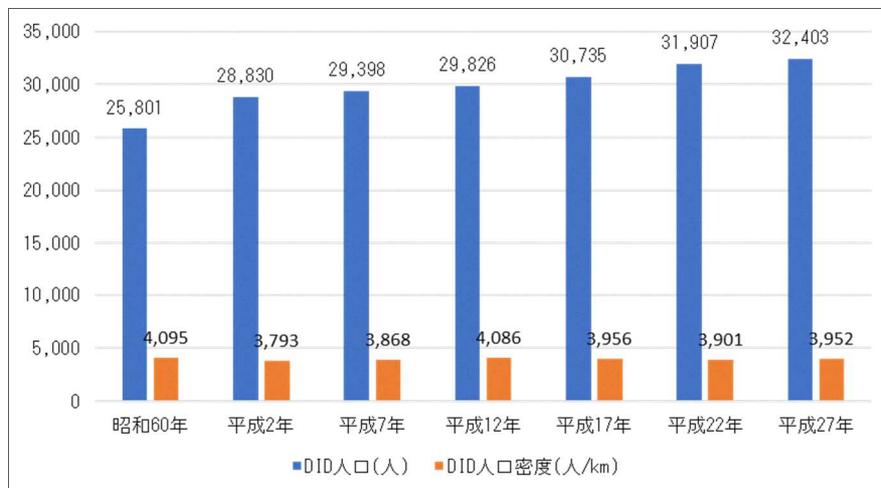


図 2-18 人口集中地区の推移

出典：<https://www.city.kosai.shizuoka.jp/material/files/group/26/3.PDF>

^{※1}人口集中地区/DID（Densely Inhabited Districts）とは、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域として設定される。これによって、都市的地域の人口の実態を明らかにする統計資料が提供され、地方交付税算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画、市街地再開発計画、産業立地計画、交通計画、環境衛生対策、防犯・防災対策、その他各種行政施策、学術研究及び民間の市場調査などに広く利用されています。

(1) 産業

令和 2 年（2020 年）の国勢調査によると、本市の就業人口総数は 30,249 人となっています。産業別の第 1 次産業では、1,370 人、第 2 次産業では、14,651 人、第 3 次産業では、14,228 人となっています。平成 17 年から 22 年にかけて第 1 次産業は減少、第 2 次産業と第 3 次産業は増加し、その後、第 2 次産業はほぼ横ばいで、第 1 次産業と第 3 次産業は減少傾向となっています。

表 2-3 産業別人口

(単位：人)

		第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	就業人口総数
湖西市	令和 2 年	1,370	14,651	14,228	30,249
	平成 27 年	1,554	14,661	15,114	31,329
	平成 22 年	1,575	14,966	15,253	31,794
	平成 17 年	1,598	12,661	10,035	24,294
静岡県	令和 2 年	63,034	583,871	1,141,032	1,787,937
	平成 27 年	70,905	600,751	1,136,779	1,808,435
	平成 22 年	77,478	623,180	1,147,043	1,847,701
	平成 17 年	98,047	687,182	1,205,418	1,990,647
全国	令和 2 年	1,962,762	13,259,479	40,679,332	55,901,573
	平成 27 年	2,221,699	13,920,834	39,614,567	55,757,100
	平成 22 年	2,381,415	14,123,282	39,646,316	56,151,013
	平成 17 年	2,965,791	16,065,188	41,328,993	60,359,972

出典：国勢調査

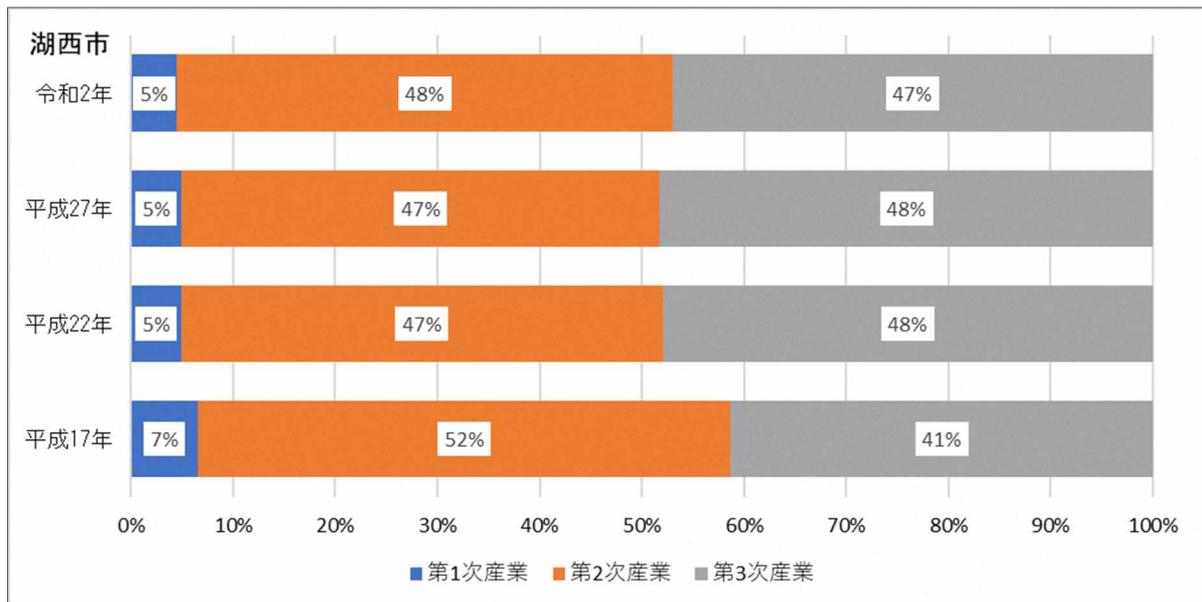


図 2-19 産業別人口構成比の推移

出典：国勢調査

1) 農業

気候は年間を通じて温暖で、冬季の日照時間が長く、降雪は12月頃より見られますが、積雪はまれとなっています。このような気候を背景として、本市の農業は、畜産、野菜、果樹、花きを中心に発展してきました。畜産については養豚、肉牛、酪農等多様な経営体があり、特に養豚については、県内 No.1 の生産量を誇っています。野菜については市南部を中心にキャベツ、セルリー、サトウエンドウなど多品目が栽培されています。果樹については市北部を中心に温州ミカンが多く生産されています。花きについては市中部を中心に全国シェア8割超のコデマリやキク、ホオズキなどが生産されています。



図 2-20 湖西市の農業

2) 水産業

浜名湖は古くから牡蠣^{かき}や海苔^{のり}、うなぎの養殖が盛んに行われており、特に浜名湖うなぎは人気と知名度を誇る特産品です。100年以上の歴史があり、浜名湖では日本で初めてうなぎの養殖に成功し、全国的に有名となっています。

また、この地域発祥と言われる春の味覚「もちがつお」やとれたてをそのまま食べる「生しらす」、新居地域のブランド牡蠣である「プリ丸」なども有名です。



図 2-21 湖西市の水産業

3) 工業

本市は、自動車関連産業が集積する工業都市で、製造品出荷額は、静岡県下で静岡市、浜松市に次ぎ第3位となっており、市外から約15,000人が通勤する「働くまち」です。本市における第二次産業の就業人口割合は46.8%であり、全国割合の約2倍となっています。

世界の発明王と呼ばれる豊田佐吉翁の生まれ故郷である本市は、自動車関連の輸送用機械器具製造業や電気機械器具製造業が特に盛んな工業都市で、工業の産業別の事業所数は、市内全体で186事業所のうち50%以上が自動車産業に関連する事業所となっています。従業員数では、市内全体で24,787人のうち80%以上の人が、自動車産業に携わっています。

4) 観光

本市は、日本の中央部、東京－大阪間のほぼ真ん中に位置し、東は浜名湖、南は太平洋に接し、北部には緑あふれる湖西連峰を有する自然環境に恵まれたまちです。釣りやマリンスポーツ、トレッキング等、多様なレジャーも楽しむことができます。

また、古くからの史跡や文化財、国の特別史跡として唯一当時の建物が現存する新居関所、近代産業発展の祖であり発明王でもあった豊田佐吉の生家（豊田佐吉記念館）など、歴史遺産が残るまちでもあります。



図 2-22 湖西市の観光

第3節. 土地利用・交通

(1) 土地利用

1) 現況の土地利用

住宅用地、公的施設用地等の都市的土地利用^{※2}として、「住宅用地」が最も多く見られ、その中でも新居町駅、鷺津駅、新所原駅周辺においては比較的広く市街地が形成されていることが分かります。また、広大な敷地の「工業用地」が市内全域に点在し、田やその他自然地などの自然的土地利用^{※3}としては、「山林」及び「畑」としての利用が多く見られます。

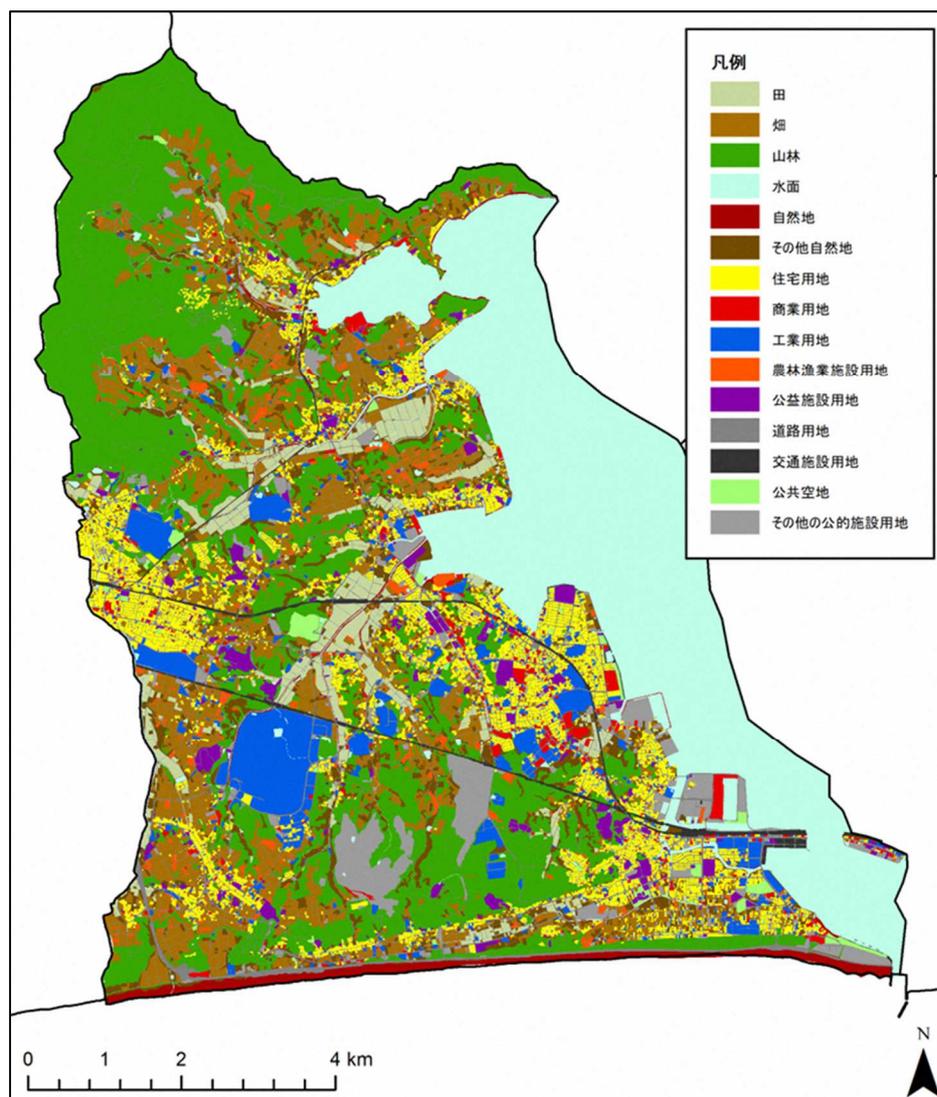


図 2-23 土地利用の現況

出典：国土数値情報，市提供データ

^{※2} 主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のことを指します。

^{※3} 田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたものを指します。

2) 土地利用の変遷

本市における平成 26 年（2014 年）から令和 3 年（2021 年）までの土地利用現況の変遷を見ると、都市的土地利用、自然的土地利用ともにほぼ変わっていません。

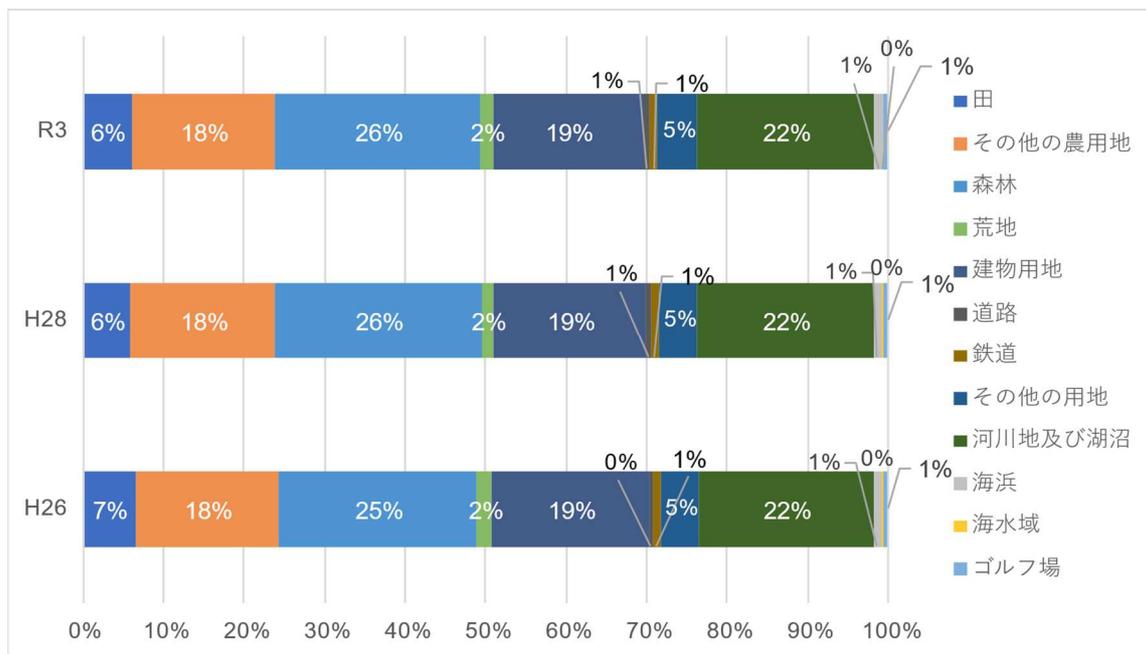


図 2-24 土地利用の変遷

出典：国土数値情報

3) 建物利用現況

A) 構造

木造建物は、東海道本線に沿って多く分布しており、特に駅周辺に集中しています。

また、市北部では湖岸沿いに木造建物が位置し、工場がある場所は鉄骨造や鉄筋コンクリート造となっています。

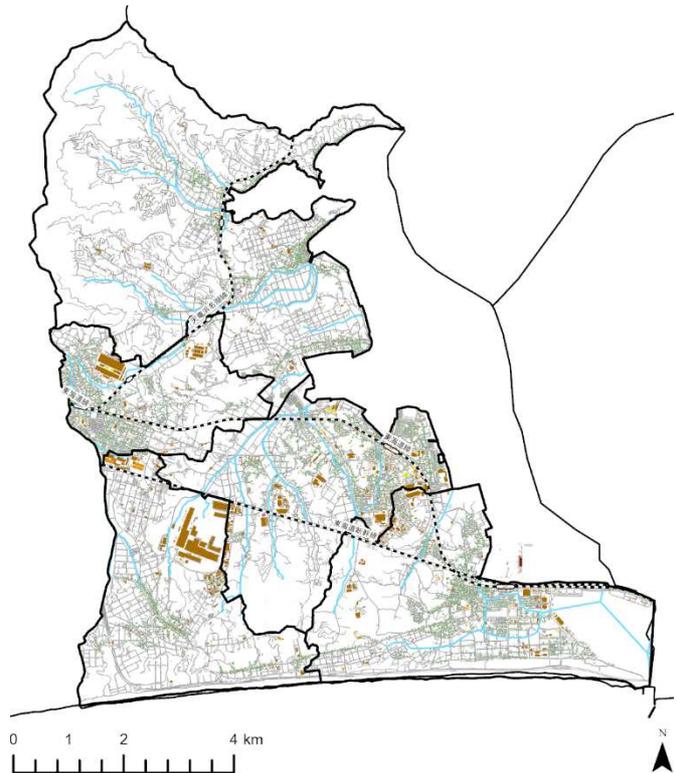
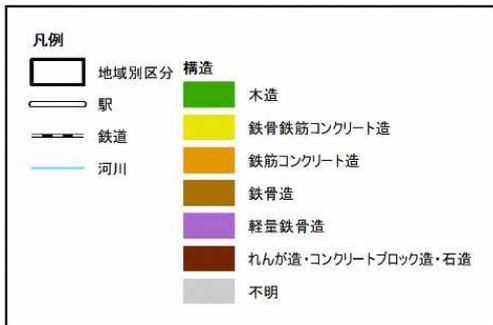


図 2-25 建物構造

出典：国土数値情報，市提供データ

B) 建築年

新居町駅周辺や市北部の湖岸沿いは、旧耐震基準^{※4}の建物（1981年5月以前に建設）が多く位置しています。また、旧東海道沿いにも旧耐震基準の建物が散見されます。

一方で、鷺津駅周辺や新所原駅周辺は、新耐震基準の建物が多く位置しています。

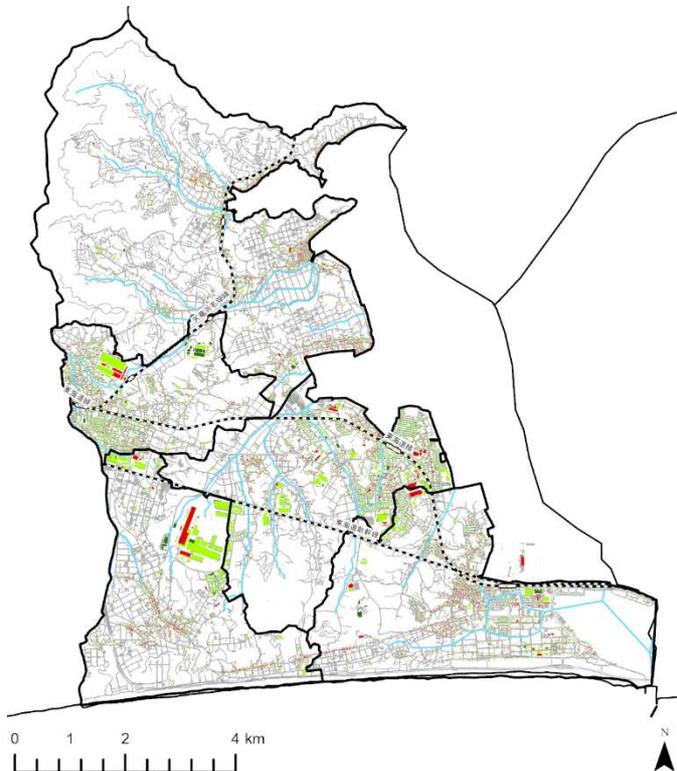
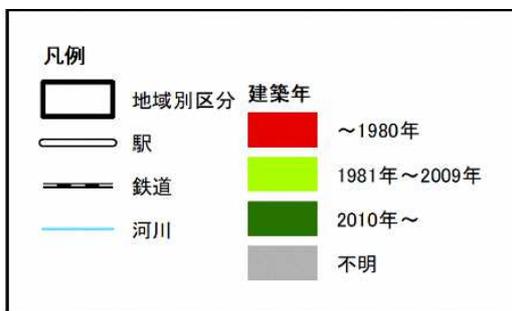


図 2-26 建築年

出典：国土数値情報，市提供データ

※4 耐震基準とは、建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準です。大きな改正として1981年（昭和56年）5月の耐震基準改正が挙げられ、これ以前のを「旧耐震」、以降のを「新耐震基準」と呼んでいます。

(2) 交通

1) 鉄道

鉄道は、東海道本線と東海道新幹線が通っており、本市には東海道本線の新居町駅、鷺津駅、新所原駅の3駅が設置されています。

また、掛川市の掛川駅から浜松市天竜区の新所原駅を経て、本市の新所原駅に至る、天竜浜名湖線では、新所原駅、アスモ前駅、大森駅、知波田駅の4駅が設置されています。

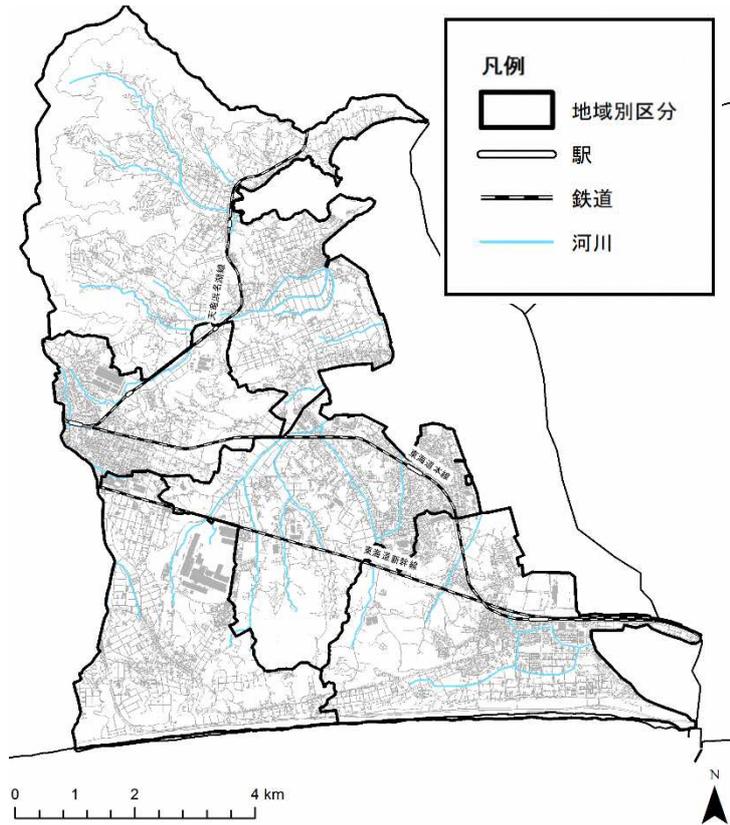


図 2-27 鉄道の位置図

出典：国土数値情報

2) 主要道路

本市の最寄りの高速道路 IC が東名高速道路の三ヶ日 IC であり、市東部の湖岸沿いを縦断する国道 301 号から県道 310 号瀬戸佐久米線を経由してアクセスしています。

また、南部には、愛知県と静岡県を連絡する広域的な幹線道路である国道 1 号バイパスが横断しています。

さらに、拠点機能の充実化を図るために、浜名湖西岸土地区画整理地内を通る大倉戸茶屋松線（バッテリーロード）が、既存の工業集積地に近接しています。

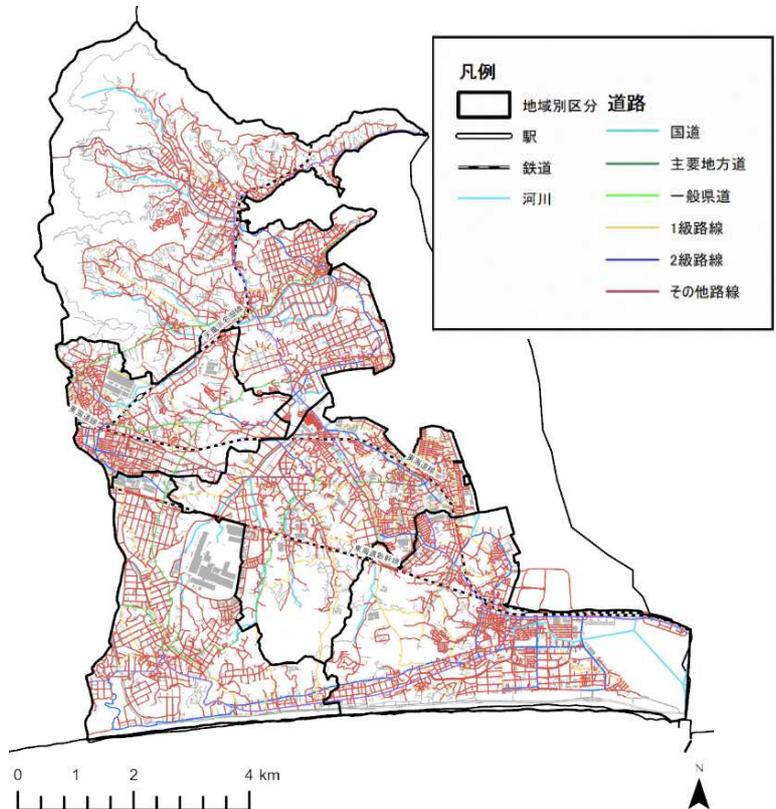


図 2-28 主要道路

出典：国土数値情報, 市提供データ

3) 緊急輸送路の指定状況

本市の緊急輸送路では、県指定と市指定それぞれで第1次緊急輸送路と第2次緊急輸送路が設定されています。この緊急輸送路は、本市の災害対策本部と一部の情報拠点（湖西高等学校、鷺津中学校、白須賀中学校、岡崎中学校、東小学校、湖西中学校、知波田小学校、新居小学校、新居中学校、浜名特別支援学校）を結んでいます。

また、緊急輸送路のリダンダンシーを確保するため、浜松湖西豊橋道路と連絡する道路ネットワークの構築が図られています。

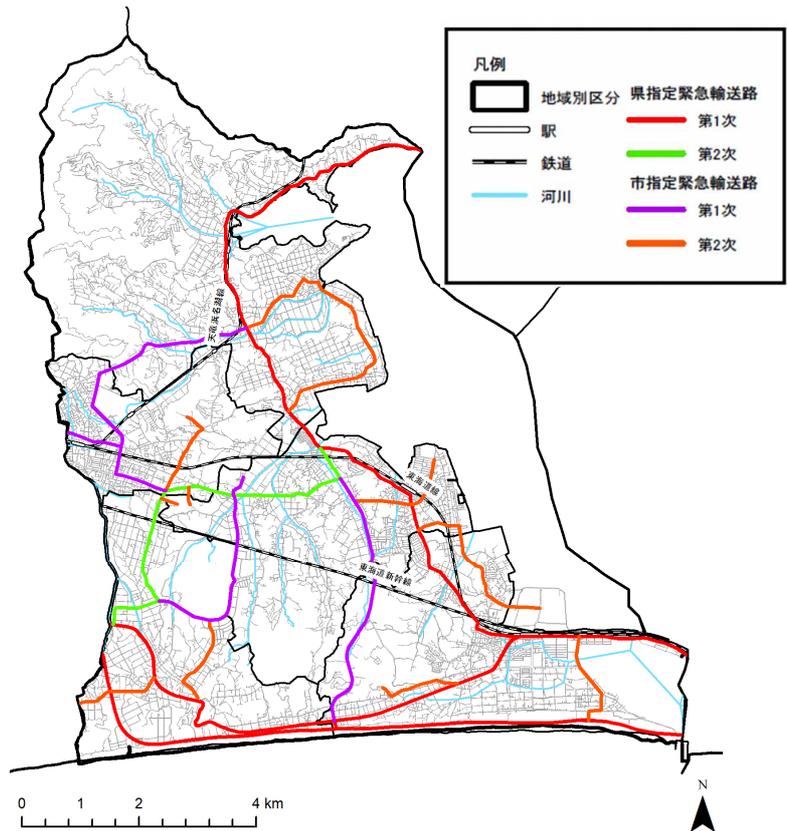


図 2-29 緊急輸送路の指定状況

出典：国土数値情報

4) 橋梁の分布

本市では、国管理が59橋、県管理が37橋、市管理が374橋の合計470橋が設置されています。

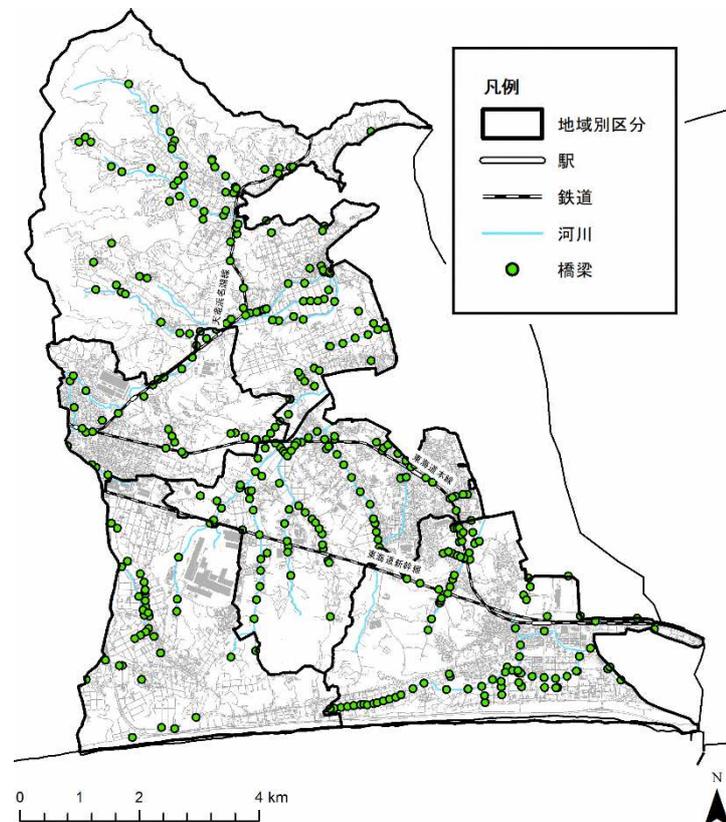


図 2-30 橋梁の分布

出典：国土数値情報，市提供データ

第4節. これまで実施してきた地震・津波に対する取組

本市では、東日本大震災以降、津波による被害を軽減させるため、これまで実施した津波防災対策のとおり、県と連携して津波対策を実施するほか、地震・津波対策に関わる計画等を策定して検討を進めてきました。

これまで実施してきた地震・津波に対する取組は、表 2-4~表 2-14 に示すとおりです。

(1) これまでに実施した取組一覧

表 2-4 これまで実施した津波防災施策 (1/11)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
1	市	H23	防災行政無線移動系システムデジタルMCA無線機の増設 (平成 23 年 12 月)	・緊急時の連絡体制強化を図るため、MCA無線機を 20 台追加配備
2	市	H23	湖西市防災標高マップ作成 (平成 23 年 12 月)	・避難する場所の確認などに利用する市内の標高ガイドマップを作成
3	市	H23	湖西市津波避難計画策定 (平成 24 年 1 月)	・1854 年安政東海地震の浸水想定範囲を対象 ・巨大地震による津波の発生に備え、市民や観光客等の人命を守るため、住民の役割、避難対象地域、地区別津波避難計画、当市の基本的な対応等を盛り込んだ津波避難計画を作成
4	市	H23	津波監視カメラの設置 (平成 24 年 2 月)	・道の駅潮見坂、新居弁天海湖館に津波監視カメラを設置し、遠州灘の様子をライブカメラで配信 ・映像は市ウェブサイトから確認
5	市	H23 ~	津波避難施設整備事業補助金	・大規模地震の直後に襲来する津波による被害を軽減するため、民間事業者が所有する建築物を地域住民の避難場所として整備(津波避難のための階段やフェンス等の設置)する経費に対し補助金を交付 【申請件数】(H23) 1 件、(H24) 1 件、(H25) 2 件、(H26) 1 件、(H28) 1 件、(R7) 1 件

表 2-5 これまで実施した津波防災施策 (2/11)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
6	市	H24	避難所における防災倉庫設置	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所（以下「避難所」という。）である鷺津小・中学校、白須賀小・中学校、東小学校に防災倉庫を設置 各避難所に1基、計5基設置
7	市	H24 ～ H25	避難路整備	<ul style="list-style-type: none"> 避難路整備として、手すりや階段の設置、コンクリート舗装を浸水想定区域内の新居・白須賀地区等を中心に実施 (H24) 12箇所（新居5箇所、白須賀4箇所、鷺津1箇所、入出2箇所、） (H25) 4箇所（新居3箇所、新所1箇所）
8	市	H24 ～ H26	同報無線・ホーンアレイスピーカー※の設置 ※従来型のストレートホーン（トランペット型スピーカー）に比べ音声到達距離が2～3倍長い	<ul style="list-style-type: none"> 市内11箇所に設置 (H24) 新居浄化センター、旧新居保育園 (H25) 市役所庁舎、新居地域センター、新居中学校、白須賀小学校、鷺津小学校 (H26) 西部公民館、入出排水機場、表鷺津コミュニティ防災センター、知波田小学校
9	市	H25	路面表示の設置（津波浸水深）	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水エリアであることを知らせるため、市内182箇所に津波浸水深が表示されたハザードマーカーを路面に設置
10	県	H25	静岡県第4次地震被害想定（平成25年6月・11月）	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年に発生した東日本大震災を教訓とし、また、国が実施した南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定を策定 平成25年6月に第一次報告、平成25年11月に第二次報告を公表
11	市	H25	湖西市津波避難計画改訂（平成26年3月）	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県第4次地震被害想定に基づく浸水想定区域を対象 過去の津波災害の教訓を活かし、少しでも早く、少しでも高いところへ避難することを基本とし、津波避難を補強するための対策を計画の重点項目として策定

表 2-6 これまで実施した津波防災施策 (3/11)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
12	市	H25	ハザードマップ（津波・土砂災害）作成 （平成 26 年 3 月）	・平成 25 年に公表された静岡県第 4 次地震被害想定をもとに、津波の想定浸水域や土砂災害危険区域、津波避難場所や避難所などを確認できるハザードマップを作成・全戸配布
13	市	H25	湖西市地震・津波対策アクションプログラム 2013 策定 （平成 26 年 3 月）	・「静岡県第 4 次地震被害想定」及び「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」を踏まえて策定 ・市の目標として地震・津波対策の数値目標、達成時期を明示
14	市	H25	湖西市都市計画マスタープラン策定 （平成 26 年 3 月）	・都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が行う都市計画の最も基本となる計画 ・おおむね 20 年後の将来を見据えて定め、基本理念の一つである「持続可能なくらし環境を創造する都市の構築」の中で、あらゆる自然災害に備えた安全で安心なくらし環境の創出を掲げる
15	市	H25 ～ H29	路面表示シートの設置（津波避難経路）	・津波避難が迅速に行えるように、津波避難地への避難経路表示シートを市内の路面に設置 （H25）60 箇所、（H26）15 箇所、（H27）10 箇所、（H28）2 箇所、（H29）36 箇所
16	市	H26	同報無線で放送した内容の電子メールでのお知らせ （平成 26 年 5 月）	・市の災害対策本部から地震・風水害情報や被害情報など、災害に関する情報を電子メールでお知らせ

表 2-7 これまで実施した津波防災施策 (4/11)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
17	市	H26	同報無線親局・白須賀中継局のデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> 同報無線のデジタル化を進めるに当たり、本庁舎内の親局及び白須賀中継局にデジタル波の送受信機能を追加
18	県・市	H26	静岡モデル推進検討会(湖西市) 中間報告(平成 27 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 10 月に設立した「静岡モデル推進検討会(湖西市)」において、静岡県と本市が、南海トラフ地震による津波に対する減災対策を推進するため、地域の実情に応じた津波対策を検討 本中間報告は、検討において決定した方針案や施設整備案、対応が必要な課題などを広く地域住民や関係者に知っていただき、市全体が一丸となって津波対策を推進することを目的として作成
19	市	H26 ~ R3	津波避難施設(津波避難タワー・命山) 整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 津波被害から人命を守るため、市内に津波避難タワー3基、命山2基を整備 令和 3 年度に高師山地区津波避難タワーが完成したことにより、市内の津波避難施設空白域(周辺に津波避難施設がなく、避難が困難な地域)は解消 新居弁天わんぱくランド津波避難タワー(平成 27 年 2 月完成) 住吉地区命山(平成 30 年 3 月完成) 日ヶ崎地区津波避難タワー(平成 30 年 6 月完成) 高師山地区津波避難タワー(令和 3 年 10 月完成) 上田町地区命山※(令和 4 年 2 月完成) <p>※特定利用斜面保全事業として、県と市が一体となって整備</p>
20	市	H26 ~ R4	同報無線子局デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> 子局 163 箇所(ホーンアレイスピーカー含)を整備 <p><子局デジタル化></p> <p>(H29) 22 局、(H30) 15 局、(R1) 16 (R2) 19 局、(R3) 19 局、(R4) 19 局</p>

表 2-8 これまで実施した津波防災施策 (5/11)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
21	県	H26 ~ R6	浜名港海岸保全施設整備 (令和7年3月完成)	<ul style="list-style-type: none"> 最大クラスのレベル2津波から背後地となる観光施設や浜名湖岸の住宅地等の被害を軽減させるため、レベル1津波を防護する堤防の改良(かさ上げ・耐震)を実施 新居弁天海釣公園利用者等が一時的に避難するため、レベル2津波に対応した命山を(今切の丘)整備
22	市	H29	湖西市指定避難所マニュアル(共通編)策定 (平成29年4月)	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災会長や避難所の開設・運営に携わる市職員及び施設関係者が基本的な避難所運営方法の共通認識を持つためのマニュアルを策定
23	市	H29	路面表示の設置(津波浸水深)	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水エリアであることを知らせるため、市内28箇所に津波浸水深が表示されたハザードマーカを路面に設置
24	県・市	H30	静岡県防災指導監による災害対策本部運営訓練の実施 (平成31年2月)	<ul style="list-style-type: none"> 防災関係機関と本市が連携して災害情報の伝達、処理、協議、対応決定などを行う図上訓練を実施 設定と付与情報のみ与えられ、訓練参加者が自ら考えて判断し、事案への対応を決定していく訓練
25	市	H30	大地震に備えるガイドブック~女性の視点を生かして~策定 (平成31年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 大地震が発生したとき、地震の揺れが収まったときなどに、どんな行動をとったら良いか等、女性の視点を生かしながら作成 令和3年4月に改訂し、新型コロナウイルス感染症対策について記載
26	市	R2	段ボールパーテーション購入	<ul style="list-style-type: none"> 段ボールパーテーションを750個購入 1避難所当たり50個を想定
27	市	R2	湖西市指定避難所マニュアル(共通編)改訂 (令和2年8月)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策と避難所における喫煙場所について記載

表 2-9 これまで実施した津波防災施策 (6/11)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
28	市	R2	防災啓発動画の作成 (令和2年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「高めよう防災力」と題して、防災に関する動画を作成 ・動画では、南海トラフ地震の被害想定や地震などの災害に備えてできることは何かを伝えている
29	市	R2	第6次湖西市総合計画策定 (令和3年1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の最上位計画とし、他の個別計画は総合計画の方針に基づき策定し実行 ・基本構想の一つとして「安心して暮らすことができるまち」を掲げ、都市基盤の整備や地域住民の災害意識の向上等を明記
30	市	R2	湖西市国土強靱化地域計画策定 (令和3年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる災害等が発生しようとも、①人命の保護が最大限図られること／②地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること／③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化／④迅速な復旧復興を基本目標として策定
31	市	R3	湖西市立地適正化計画策定 (令和3年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの市街地開発事業や土地利用規制といった都市計画による取組に加え、生活に必要な医療・福祉・商業施設等の都市機能や居住の立地の適正化を図り、コンパクトシティに向けた取組を推進 ・「災害の危険性の低い場所」を設定条件の一つとして、鷺津地区・市役所周辺地区及び新所原地区を都市機能・居住誘導区域に指定 ・新居地区は津波による浸水が広範囲に渡り想定されるため未指定
32	市	R3	段ボールベッド購入	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボールベッドを150個購入(1避難所当たり10個)
33	市	R3	避難所開設BOXの配置 (令和4年2月)	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期の避難所開設の指示書及び資機材を梱包したBOXを避難所(15箇所)へ配置

表 2-10 これまで実施した津波防災施策 (7/11)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
34	市	R3	防災ほっとメール湖西市公式 LINE で受信 (令和 4 年 2 月)	・防災ほっとメールは、登録したアドレスへ災害情報・防災情報を配信するシステムで、それを市公式 LINE で受信可能となる
35	市	R3	湖西市津波避難計画改訂 (令和 4 年 3 月)	・災害対策基本法改正 (令和 3 年 5 月) により避難情報の見直しがされたこと等を受け、実態に即した内容の一部改訂
36	市	R4	災害時の被害通報フォームの運用開始 (令和 4 年 6 月)	・災害時の被害通報をウェブサイトから電子申請が可能となる
37	市	R4	テント型パーテーション購入	・避難所等における感染症対策のためテント型パーテーション 300 基購入
38	県・市	R4	津波災害警戒区域 (イエローゾーン) 指定 (令和 5 年 3 月)	・津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域を県知事が指定 ・指定を受けたことにより、津波ハザードマップの更新、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等、住民等が津波から安全に避難できるような警戒避難体制の強化を促進
39	市	R4	ハザードマップ (津波・土砂災害) の更新 (令和 5 年 3 月)	・新たに整備した津波避難施設や土砂災害警戒区域に指定された箇所を記載して改訂版を作成・全戸配布
40	市	R4 ~ R6	デジタル式戸別受信機設置補助	・防災ほっとメールや市公式 LINE 等で同報無線の放送内容を確認することができない方向けに、家の中でも同報無線の放送を聞くことができる「戸別受信機」の購入費の一部補助を実施
41	県・市	R4 ~	源太山地区急傾斜地崩壊対策事業	・県と市が一体となり、急傾斜地崩壊対策事業と併せて、津波避難経路及び避難地を確保し、急傾斜地における安全な避難体制の構築を図る

表 2-11 これまで実施した津波防災施策 (8/11)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
42	市	R4 ~	避難行動要支援者の個別避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成を支援 <実施地区> (R4) 橋本自治会、西浜名自治会 (R5) 橋本自治会、西浜名自治会 (R6) 入出自治会、岡崎自治会 (R7) 新居地区
43	市	R5	被災者生活再建支援システムの導入 (令和5年9月~)	<ul style="list-style-type: none"> ・住家被害認定調査から被災者台帳管理までの業務を総合的に支援するシステムを導入
44	県・市	R5	静岡県・浜松市・湖西市総合防災訓練実施 (令和5年9月3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県、浜松市、湖西市が共催で防災機関などと連携した総合防災訓練実施 ・地区ごとでの訓練に加え、自衛隊や消防によるヘリコプター受け入れ訓練、自主防災会など地域住民と実施する避難所開設訓練等を実施
45	市	R5	湖西市地震・津波対策アクションプログラム 2023 策定 (令和5年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 を踏まえて策定 ・市の目標として地震・津波対策の数値目標、達成時期を明示
46	市	R5	湖西市津波防災地域づくり推進計画策定(第1版) (令和6年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県が設定する津波浸水想定を踏まえ、ハード・ソフト対策を総合的に組み合わせ、市民の生命・財産・経済活動を守るために、本市の津波防災地域づくりを着実に推進することを目的として計画を策定
47	市	R5 ~	デジタル技術を活用した避難訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計測機器や個人のスマートフォンに専用のアプリをインストールするなどして、避難時間・速度・経路など津波避難に係る課題を定量的に把握し、地区の防災計画見直しや防災活動に活用 <実施地区> (R5) 住吉西 (R6) 住吉東、住吉西 (R7) 住吉東、住吉西、白須賀第2、新所原

表 2-12 これまで実施した津波防災施策 (9/11)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
48	市	R6	湖西市都市計画マスタープラン改訂 (令和6年6月)	・平成26年3月の計画策定から10年が経過し、その間の社会経済状況の変化に加え、総合計画の改訂や立地適正化計画の策定、浜松湖西豊橋道路のルート帯が示されるなど、本市におけるまちづくりの基本的な考え方を見直す必要が高まってきたことを踏まえて改訂
49	市	R6	湖西市国土強靱化地域計画改訂 (令和7年1月)	・国の国土強靱化基本計画が近年の災害における教訓や社会情勢の変化等を踏まえて令和5年7月に見直されたことなどを踏まえて改訂
50	市	R6 ~ R7	防災行政無線操作卓の移設・更新 (令和8年3月完了予定)	・令和8年4月からの湖西市消防防災センター運用開始に伴い、庁舎内にある防災行政無線操作卓を新消防防災センターに移設・更新
51	市	R6 ~	地区防災計画の作成	・地域住民が主体となり、地区の災害特性を考慮した防災計画の作成を支援する。 < 計画作成地区 (自主防災組織単位) > (R6) 住吉西 (R7) 住吉東、白須賀第2
52	市	R7 ~	感震ブレーカー設置事業補助金	・大規模地震による電気火災を防止し、被害の軽減を図るため、自らが居住する住宅等に感震ブレーカーを設置する個人に対し、その費用の一部を補助する制度
53	市	R7	ハザードトーク (スマートフォン型多機能IP無線機) の導入 (令和7年9月~)	・MCA無線機に替わる新たな通信手段として、Android OSを採用したスマートフォン型多機能IP無線機を149台導入

表 2-13 これまで実施した津波防災施策（10/11）

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
54	市	R7	耐震シェルター・防災ベッド設置補助金制度の拡充 (令和7年9月~)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震シェルター^{※1} や防災ベッド^{※2} は地震で倒壊した住宅に挟まれて命を落とす圧死から身を守るために有効な地震対策であり、住宅全体を補強する耐震補強工事よりも費用や工期を抑えることができるメリットがあるため補助制度を拡充 ※1 住宅の一部屋（居間や寝室）にフレーム等を設置することで安全な空間（一時的な避難場所）をつくるもの ※2 ベッド自体が丈夫な金属製のフレームなどで覆われたつくりになっており、地震発生時に天井や壁が崩れてもベッドの中の人を保護してくれる
55	市	R7	災害時情報共有システムの導入 (令和7年10月~)	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に災害対策本部と各対策班において迅速かつ適切な対応が可能となるよう、必要な情報を一元的に集約し、これらの情報整理・共有・伝達の機能を有するシステムを導入
56	市	R7	災害時に使用するノートPC 及び災害用モバイルルーター購入	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部や各対策班で使用するノートPC25台、災害用モバイルルーター15台を購入
57	市	R7	避難所における防災倉庫の設置	<ul style="list-style-type: none"> 避難所であるアメニティプラザ・サブアリーナの北側に防災倉庫を2基設置
58	市	R7	避難所用の仮設トイレ購入	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に避難所で使用する仮設トイレを32基購入
59	市	R7	湖西市津波避難計画改訂 (令和8年2月)	<ul style="list-style-type: none"> 湖西市津波防災地域づくり推進計画の改訂に合わせて内容を一部改訂
60	市	R7	第6次湖西市総合計画・第2期実践計画の策定 (令和8年3月策定予定)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期実践計画では、「魅力ある湖西市をこどもたちへ～次世代へつなぐチャレンジ～」をテーマに掲げる 「地域の防災力向上」と「災害時における医療救護体制の強化」を重点施策として明記

表 2-14 これまで実施した津波防災施策（11/11）

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
61	市	R7	デジタル防災通信システムの移設 (令和8年3月完了予定)	・令和8年4月からの湖西市消防防災センター運用開始に伴い、本庁舎内にある防災通信システム及び屋外にあるアンテナを新消防防災センターに移設
62	市	R7	通信指令装置・消防救急デジタル無線システムの更新 (令和8年4月1日運用開始)	・令和8年4月からの湖西市消防防災センター運用開始に伴い、既存の通信指令装置・消防救急デジタル無線システムを更新
63	市	R7	湖西市消防防災センターの竣工 (令和8年4月1日運用開始)	<ul style="list-style-type: none"> ・湖西市消防本部と市役所の危機管理課を集約した「湖西市消防防災センター」を建設 ・市役所に寄せられるインフラ被害と、消防に寄せられる人命救助の情報を同じ庁舎内に集め、より効率的な災害対応につなげる

(2) 主な事業

1) 県のハード対策(浜名港海岸 防潮堤・命山)

想定されるレベル 1 津波から、浜名湖湖岸の住宅地等を防護するため、浜名港海岸の既設防潮堤をかさ上げし、レベル 1 津波高に対応した防潮堤を整備しています。あわせて、隣接する新居弁天海釣公園の利用者の緊急避難先として、レベル 2 津波に対応した命山を整備し、事業は令和 7 年 3 月に完了しています。



図 2-31 浜名港海岸の対策 (レベル 1 防潮堤・命山 (今切の丘))

出典：静岡県浜松土木事務所提供

2) 上田町地区特定利用斜面保全事業(県・市)

県と市が一体となり、急傾斜地崩壊対策事業と併せて津波対策事業を実施しています。がけ崩れ対策により斜面を安定化し、斜面上部を切り下げて津波発生時の避難場所となる平場を造成するほか、工事で発生した土砂を住吉地区命山や浜名港海岸命山・防潮堤の材料として活用する、一挙三徳の事業として整備を進め、令和4年2月に完了しています。



図 2-32 上田町地区特定利用斜面保全事業

3) 源太山地区急傾斜地崩壊対策事業(県・市)

県と市が一体となり、急傾斜地崩壊対策事業と併せて津波避難経路及び避難地を確保し、急傾斜地における安全な避難体制を構築します。令和4年度から測量・設計業務を開始し、市有地は市施工、民地は原則県施工で擁壁等を整備しています。



図 2-33 源太山地区急傾斜地崩壊対策事業 (市施工区間)

4) 津波避難施設空白域の解消

静岡県第4次地震被害想定に基づく最大クラスの津波を想定した浸水エリア内の「津波避難施設空白域」に対し、市民の命を守る施設として命山や津波避難タワーの整備を順次進め、令和3年度に高師山地区津波避難タワーが完成したことで空白域は解消されました。

■津波避難施設空白域（平成25年度 津波避難計画策定時点）

▶ 下記の避難条件下において、浸水想定エリアから避難が可能な範囲を除いた範囲を津波避難施設空白域  として設定した。

■避難条件

- ▶ 避難開始時間/津波到達時間：地震発生から5分/最短24分
 - ▶ 避難先：津波避難場所または津波避難施設（※）
 - ▶ 避難速度：徒歩より0.62m/s（東日本大震災時の平均避難速度）
 - ▶ 避難方向：全方向（海方向も含む）
 - ▶ 避難経路：土砂災害等による通行不可の考慮なし
- （※）津波避難計画に記載の津波避難場所または津波避難施設（A）



図 2-34 津波避難施設空白域の設定

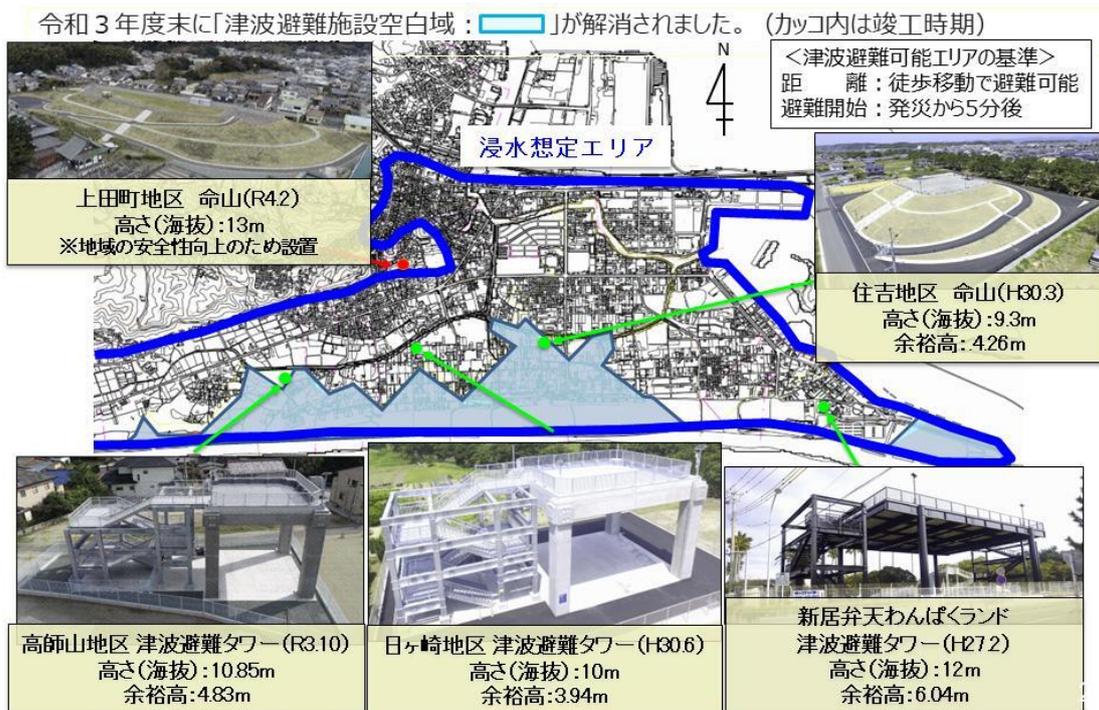


図 2-35 津波避難施設空白域の解消

市の事業で整備した津波避難施設は表 2-15、表 2-16 に示すとおりです。

表 2-15 これまで実施した津波防災施策 (1/2)

津波避難施設	施設概要
津波避難タワー	
新居弁天わんぱく ランド津波避難タ ワー (平成 27 年 2 月完 成)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構 造：鉄骨造 ・ 避難面積：4 5 0 m² (2 5 m × 1 8 m) ・ 収容人数：9 0 0 人 (2 人/m²) ・ 避難高さ：地上 9 m 海拔 1 2 m ・ 昇降方法：階段 2 箇所 ・ 照 明：太陽光発電 L E D 照明 ※階段部：常夜灯、デッキ部：人感センサーにて点灯 ・ 工事期間：平成 2 6 年 7 月 2 日～平成 2 7 年 2 月 2 7 日 <補足> ・ 景観に配慮し、タワー本体及び階段部をダークブラウンで塗装 ・ 太陽光発電 LED 照明に併せ、携帯用充電器を 1 箇所装備
日ヶ崎地区津波避 難タワー (平成 30 年 6 月完 成)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構 造：デッキ部 (プレキャスト・プレストレストコンクリ ート造 (PCaPC 造)^{※5})、階段部 (鉄骨造) ・ 避難面積：1 1 6. 5 m² ・ 収容人数：2 3 3 人 (2 人/m²) ・ 避難高さ：地上 8. 7 m (海拔 1 0 m) ・ 昇降方法：階段 1 箇所 ・ 照 明：太陽光発電 L E D 照明 9 灯 (人感センサーにて点灯) ・ 工事期間：平成 2 9 年 1 2 月 9 日～平成 3 0 年 6 月 2 7 日
高師山地区津波避 難タワー (令和 3 年 10 月完 成)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構 造：デッキ部 (プレキャスト・プレストレストコンクリ ート造 (PCaPC 造)^{※5})、階段部 (鉄骨造) ・ 避難面積：7 3 m² ・ 収容人数：1 4 6 人 (2 人/m²) ・ 避難高さ：地上 9. 2 m (海拔 1 0. 8 5 m) ・ 昇降方法：階段 1 箇所 ・ 照 明：太陽光発電 L E D 照明 8 灯 (人感センサーにて点灯) ・ 工事期間：令和 2 年 9 月 1 6 日から令和 3 年 1 0 月 2 9 日

※5 プレキャスト (PCa)

・ あらかじめ工場で製作された部材を使用することで、現場で型枠を組み施工した場合よりも品質も耐久性も高くなる。

プレストレストコンクリート (PC)

・ コンクリートは引っ張り強度が小さいという欠点があるため、圧縮する力 (プレストレス) を与えることによって引っ張り強度を増加している。

表 2-16 これまで実施した津波防災施策 (2/2)

津波避難施設	施設概要
命山	
<p>住吉地区命山 「おたすけ山」 (平成 30 年 3 月完成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造：改良土による盛土 ・ 避難面積：5 3 6 m² (敷地面積 約 5, 0 0 0 m²) ・ 収容人数：1, 0 7 1 人 (2 人/m²) ・ 避難高さ：地上 6. 8 m 海拔 9. 3 m ・ 昇降方法：階段 2 箇所、スロープ 1 箇所 ・ 照明：太陽光発電 LED 照明 常夜灯 ※頂上のみ人感センサーにて照度に変化 ・ 工事期間：平成 2 6 年度～平成 2 9 年度 <p><補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 斜面には津波による洗掘防止のため、芝を張っている。 ・ 避難面には休憩施設としてパーゴラとベンチを設置。 ・ ベンチには防災用品等の収納庫としての機能がある。 ・ 太陽光発電式の照明灯のうち 1 基には、携帯電話用充電器を装備 ・ 住吉地区の皆様から愛称を募集し審査の結果、「おたすけ山」となった。
<p>上田町地区命山 (令和 4 年 2 月完成) ※県と市が一体で整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造：土構造物 (切土) ・ 避難面積：1, 8 8 0 m² ・ 避難可能人数：3, 7 6 0 人 (2 人/m²) ・ 避難高さ：地上 8. 0 m (海拔 1 3. 0 m) ・ 昇降方法：階段 2 箇所、スロープ 1 箇所 ・ 附帯設備：ソーラー式 LED 照明 4 基、四阿 1 箇所 防災ベンチ 1 台 ・ 工事期間：平成 2 6 年 1 2 月 2 日から令和 4 年 2 月 2 8 日

5) 防災訓練の実施

広く防災意識の醸成及び災害対応の実効性の向上を図ることを目的に、今後起こり得る甚大な地震・津波災害を想定した防災関係機関の迅速な初動体制の構築、通信、避難、消火、救難・救助などの防災訓練を毎年実施し、自助・共助の大切さを再認識していただく訓練を実施しています。



図 2-36 防災訓練

- 土砂災害情報伝達訓練：5月
- 総合防災訓練：9月（防災の日：9月1日）
※令和5年度は静岡県・浜松市との共催による総合防災訓練を9月3日(日)に実施
- 地域防災訓練：12月（地域防災の日：12月第1日曜日）
- 夜間防災訓練：3月（東日本大震災発生日：3月11日）

<デジタル技術を活用した避難訓練の実施>

地区の防災訓練において、事前に専用の計測機器（スマートフォン）を配布、又は個人のスマートフォンに専用のアプリケーションをインストールしていただき、同報無線が流れたら自宅から避難場所まで移動を開始します。避難開始時と避難完了時にスマートフォンの簡易な操作を行うことで、避難時間や移動速度、避難経路などのデータを取得し、収集されたデータの集計・分析を行います。

結果については、地区の防災計画見直しや防災活動に活用していただき、地域の実情に即した実効性の高い避難体制の構築につなげていきます。

<実施地区> ※地区は自主防災組織単位

- 令和5年度：住吉西地区
- 令和6年度：住吉西地区、住吉東地区
- 令和7年度：住吉西地区、住吉東地区、白須賀第2地区、新所原地区



図 2-37

住吉西地区（令和5年度・夜間防災訓練）



図 2-38

新所原地区（令和7年度・総合防災訓練）

6) デジタル式戸別受信機・感震ブレーカー設置の促進

デジタル式戸別受信機（同報無線からの放送を家の中で聞くことができる無線受信機）の設置補助を令和4年度～6年度の3箇年実施しました。令和4年12月の電波法改正により、既存のアナログ式戸別受信機では同報無線による放送を聞くことができなくなったため、特に、避難に時間を要する高齢者等で、同報無線の内容を防災ほっとメールや市公式LINE等で確認ができない方に対して、簡易かつ迅速に緊急情報を発信することを目的に実施しました。

また、令和7年度からは感震ブレーカーの設置補助を開始しました。感震ブレーカーは、一定規模以上の地震の揺れを感知すると、自動的にブレーカーを落として電気を止めることができるため、各家庭に設置することで、停電復旧時の通電火災を防止し、住宅からの出火及び他の住宅等への延焼を防ぐことにより、火災による被害の軽減並びに市民及び地域の防災力の向上を図ります。



図 2-39 デジタル式戸別受信機



図 2-40 感震ブレーカー（分電盤タイプ）

7) ハザードトーク(スマートフォン型多機能IP無線機)及び災害時情報共有システムの導入

湖西市消防防災センターの令和8年4月からの運用開始による防災通信体制の構築を見据え、既存のMCA無線機^{※6}の代替通信手段として令和7年9月にハザードトーク149台を導入しました。災害に強いデータ網を活用することによって、災害時における通信規制等の影響を受けにくく安定した通話が可能となり、災害時における確実な通信手段を確保することができます。

また、大規模災害が発生した際、多岐にわたる情報を整理し、災害対策本部と各対策班との情報収集・共有・伝達を迅速かつ円滑に行うことを目的として、令和7年10月に災害時情報共有システムを導入しました。

^{※6} MCAは「Multi-Channel Access（マルチチャンネルアクセス）」の略であり、周波数の効率的な利用を目的として開発された一般業務用の陸上移動無線システム。令和11年5月をもって800MHz帯デジタルMCAサービスの提供を終了する旨の通知がなされている。



図 2-41 ハザードトーク（無線機）

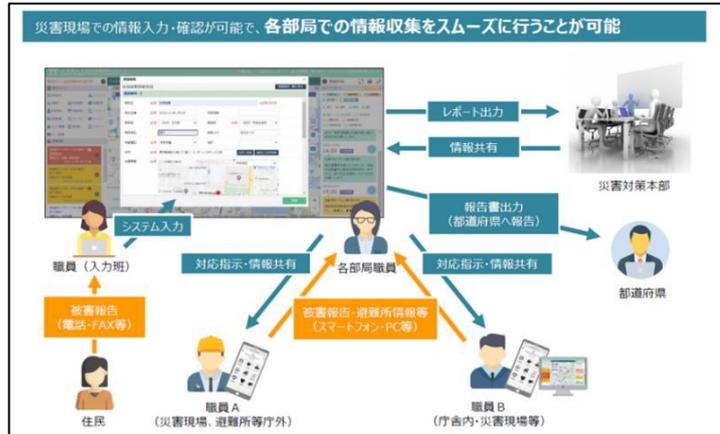


図 2-42 災害時情報共有システム

8) 避難所の備蓄

市は、避難所で使用する食料、飲料水、携帯・簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄しています。令和 4 年度には避難所等における感染症対策のため、テント型パーティション 300 基を購入し、令和 7 年度には避難所で使用する仮設トイレ 32 基を購入しました。



図 2-43 テント型パーティション

また、食料や飲料水については、避難所における備蓄に加え、協定締結先からの応急食料の調達や、給水車で応急給水の体制を整えています。

9) 地区防災計画の作成支援

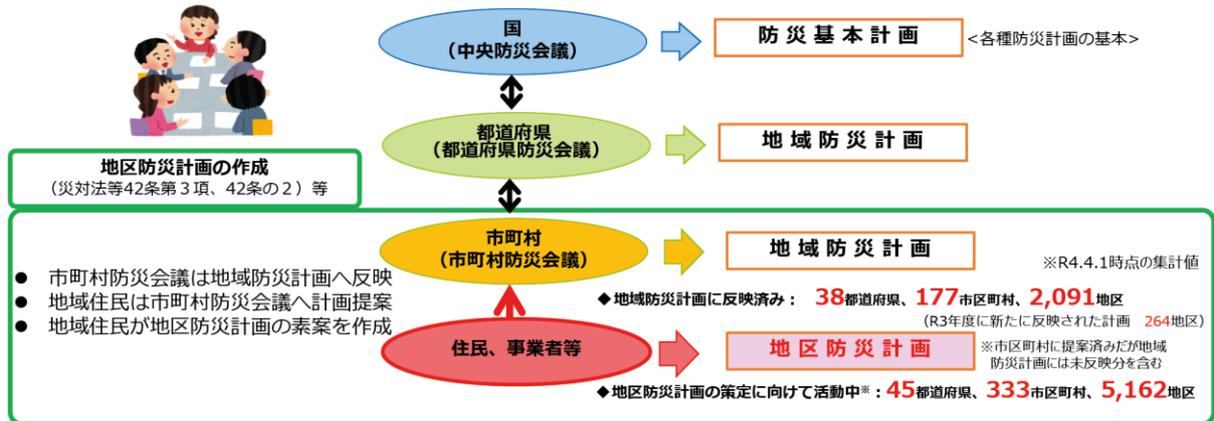
地区防災計画とは、東日本大震災を契機とした自助・共助の重要性や地域コミュニティの強化の必要性が高まり、地域における防災力の向上を目的として平成 26 年 4 月に「地区防災計画制度」が新たに創設されました。また、作成した計画を市の防災会議に諮り、地域防災計画に規定する仕組みが設けられています。

湖西市では、令和 6 年度に住吉西自主防災会が市内初となる地区防災計画を作成しています。今後は、地域防災指導員と連携し、また、自主防災会を対象とした研修会等で周知することで市内全体への展開に努めます。

< 計画作成地区 > ※地区は自主防災組織単位

- 令和 6 年度：住吉西地区
- 令和 7 年度：住吉東地区、白須賀第 2 地区

- 地域住民が自発的に防災計画を作成する活動を応援するため、災害対策基本法が改正され、平成26年4月から「地区防災計画制度」が開始。
- 住民等が地区の防災計画を策定し、市町村へ提案できる計画制度。(平成26年4月1日施行)



地区防災計画の内容の例			
①平常時	②災害警戒時	③応急対策時	④復旧・復興時
<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練、避難訓練連絡体制の整備、避難路・避難所の確認 ● 要配慮者の保護等地域で大切なことの整理 ● 食料等の備蓄 など	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集・共有・伝達 ● 避難判断、避難行動等 ● 住民の所在、安否確認 など	<ul style="list-style-type: none"> ● 率先避難、避難誘導、避難の支援 ● 物資の仕分け・炊き出し ● 避難所運営、在宅避難者への支援 など	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援 など

図 2-44 地区防災計画制度の概要

出典：内閣府



図 2-45 地区防災計画の作成（意見交換会）

第3章 津波防災地域づくりの課題

本章では、津波の規模と被害の関係を踏まえて、本市が抱える津波防災地域づくりを推進していく上での課題と地域別の課題を示します。

第1節 津波の浸水深と想定される被害

(1) 津波の浸水深と津波被害の関係

津波の浸水深と被害の関係は、国土交通省による東日本大震災の被害状況調査結果や内閣府の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが公表した南海トラフ巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要より、以下のように示されています（図3-1）。

津波に巻き込まれた場合、津波浸水深 0.3m 以上で死亡者が発生、津波浸水深 1m では死亡率 100% と考えられています（図3-2）。また、他自治体の事例では、浸水深 0.1m 程度でも流速が早い場合は人的被害が発生するとする検討結果も見られます（図3-3）。さらに、浸水深が 2m を超えると木造家屋が再使用できなくなる可能性が高くなります。

このことを踏まえ、浸水想定区域では、想定浸水深にかかわらず迅速な避難が必要であること、浸水深 2m 以上の地域では建物被害が発生し被害が拡大することを認識しておく必要があります。

- 10.0m 以上：RC 造^{※7}建物では全壊となる可能性がある【建物被害】
- 10.0m 未満：RC 造建物でも再使用が不可能となる【建物被害】
- 6.0m 未満：RC 造建物では再使用の可能性はある【建物被害】
- 2.0m 未満：木造家屋では再使用の可能性はある【建物被害】
- 1.0m 未満：津波に巻き込まれても助かる可能性がある【人的被害】
- 0.3m 未満：避難行動が可能である【人的被害】

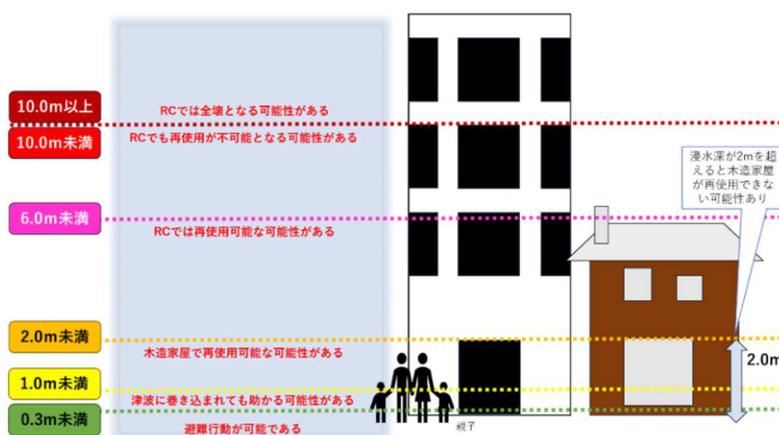


図 3-1 津波の浸水深と津波被害の関係

出典：「津波被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）」、国土交通省都市局（H24.5）
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（8月29日公表資料）
南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要より作成

^{※7} RC造とは「Reinforced Concrete」造の略語で、鉄筋コンクリート造のことを指します。

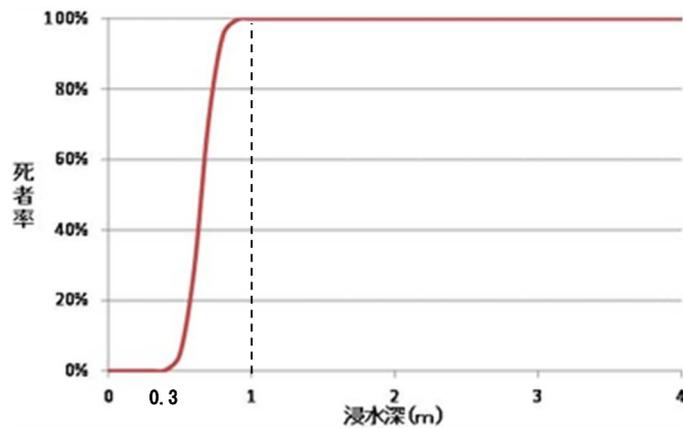


図 3-2 浸水深別死者率

出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（平成 24 年 8 月 29 日公表資料）、南海トラフ巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要より作成

浸水深ランク	詳細ランク	理由	備考
~50cm	~10cm	足首までつかる深さ。流速が速い場合は人的被害が発生する。	
	10cm~50cm	大人の膝までつかる深さ。歩行の自由が奪われる。流速が速い場合は人的被害が発生する。浸水深 10cm 以上で自動車のブレーキ性能が低下する。浸水深 30cm 以上では、自動車のエンジンが停止することがあるため車からの退出を図る。	
50cm~80cm		大人の腰までつかる深さ、さらに歩行の自由が奪われる。流速が速い場合は人的被害が発生する。車が浮き、また、パワーウィンドウ付きの車では車の中に閉じ込められてしまい、車と共に流され非常に危険な状態となる。	1983 年日本海中部地震では津波による 70cm の浸水深で死者が出ている。
80cm~200cm	80cm~120cm	大人の胸までつかる深さ、人的被害発生の可能性はきわめて高い。床上浸水 70cm 程度。床上浸水のため、浸水中は座っていることができず立っていなければならない。このため浸水が長期に渡ると人的被害が発生する可能性がある。	
	120cm~200cm	歩行避難中の人、ほぼ絶望的である。床上浸水 70cm~150cm 程度。1 階軒下までつかる深さ。一階建家屋では人的被害発生の可能性が高い。木造家屋は部分的に破壊される可能性があるため、鉄筋コンクリート建物の 2 階以上への避難が必要となる。	木造家屋部分的破壊

赤：歩行避難時の危険性、青：自動車による避難時の危険性、紫：自宅にとどまる場合の危険性

図 3-3 【参考】千葉県津波浸水予測図の浸水深ランク分け（一部抜粋）

第2節. 地震・津波により想定される被害

(1) レベル1 津波とレベル2 津波

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」(平成23年9月)において、新たな津波対策の考え方を示しています。

その中では、以下の2つのレベルの津波を想定し、津波対策を構築していく必要があるとされています。

1つは、数十年から百数十年に一回という比較的頻度の高い津波である「レベル1 津波」であり、防潮堤等の海岸保全施設の整備を中心にハード対策を行っていくこととなっています。もう1つは、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である「レベル2 津波」であり、ハード対策だけでなく、避難施設や土地利用などのソフト対策を組み合わせた多重防御により、津波被害を減らすことを目標とし、人命を守ることを最優先とします(表3-1)。

推進計画においては、本市に最大クラスの津波(レベル2 津波)をもたらすと想定されている地震を対象として、津波対策を講じていきます。

表 3-1 想定すべき津波レベルと対策に係る基本的な考え方

	発生頻度と規模	考え方
レベル1 津波	発生頻度は高く(おおむね数十年から百数十年に1回程度)、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波	人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備
レベル2 津波	発生頻度は極めて低い(おおむね数百年から千年に1回程度)ものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波	住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸に、とり得る手段を尽くした総合的な津波対策を確立

参考：中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」(平成23年9月28日)

なお、令和7年3月31日に国から南海トラフ巨大地震「最大クラスの地震」における被害想定の見直しが公表されました。県では国の被害想定を考慮した「静岡県第5次地震被害想定」について、令和8年度中の公表を予定しています。

そのため、第2版策定に向けた改訂では平成25年に県が公表した「静岡県第4次地震被害想定」を前提とし、今後静岡県第5次地震被害想定が公表された際には、前提とする被害想定を更新した上で、本計画を改訂することとします。

(2) 地震・津波による被害想定

1) 南海トラフ地震による津波到達時間

駿河湾から遠州灘にかけて、沿岸地域で地震による隆起で津波が発生し、湖西の海岸に短い時間で津波が到達します。津波到達時間として、地震発生後 24 分で沿岸部の既存堤防・バイパスを越えると想定され、地震発生から 5 分ほど揺れが継続するため、19 分間で避難を完了する必要があります。

表 3-2 本市沿岸の津波の到達最短時間（上段：沿岸津波高、下段：到達時間）

+ 50 cm	+ 1m	+ 3m	+ 5m	+ 10m (堤防越流)	+ 15m (最大津波)
7 分	9 分	13 分	23 分	24 分	28 分

出典：静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）（平成 25 年 6 月）

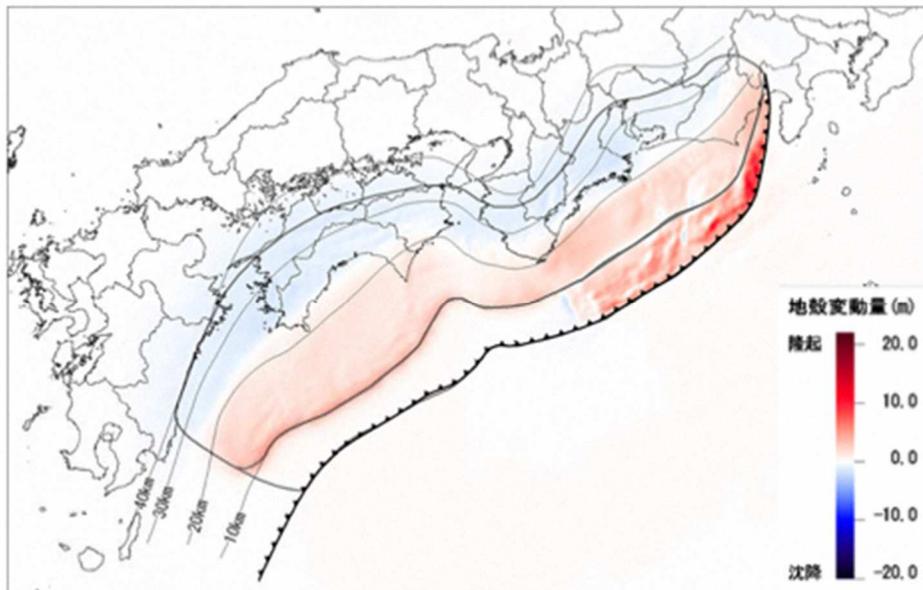
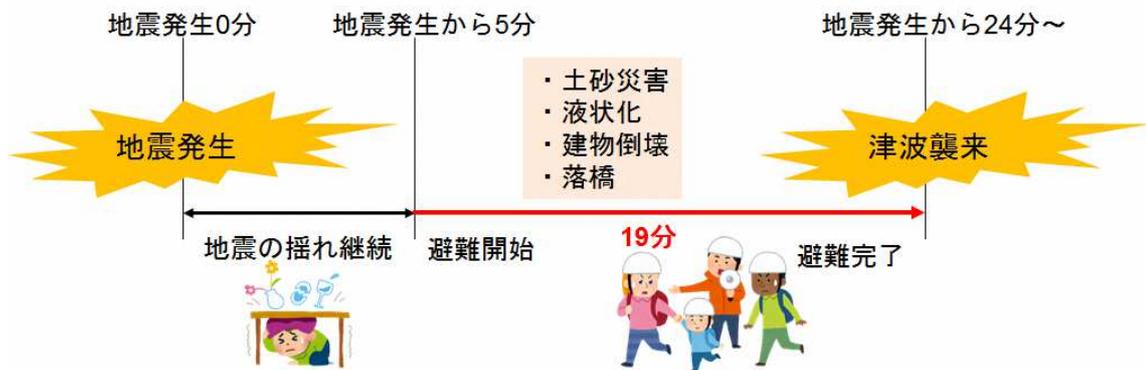


図 3-4 津波の初期水位分布（地殻変動量）

【ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に大すべり域を設定】

出典：南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）、内閣府、2012

2) 南海トラフ地震による津波高

静岡県第4次地震被害想定津波シミュレーション結果では、本市におけるレベル1津波は最大7m、レベル2津波は最大15mと想定されています（図3-5）。

遠州灘からレベル1海岸堤防を乗り越えて市街地側に進入したレベル2津波は、白須賀地区においては山でせき止められることで浸水深が増加する一方、新居地区においては標高の低い土地に海水が滞留し長期間浸水が継続するなどの特徴があります（図3-6）。

なお、国から南海トラフ巨大地震の新被害想定が令和7年3月31日に公表されたことを踏まえ、令和8年度中の公表を目的に、静岡県が第5次被害想定作成に着手していることから、今後、県の新たな被害想定が公表された際には、本計画を改訂することとします。

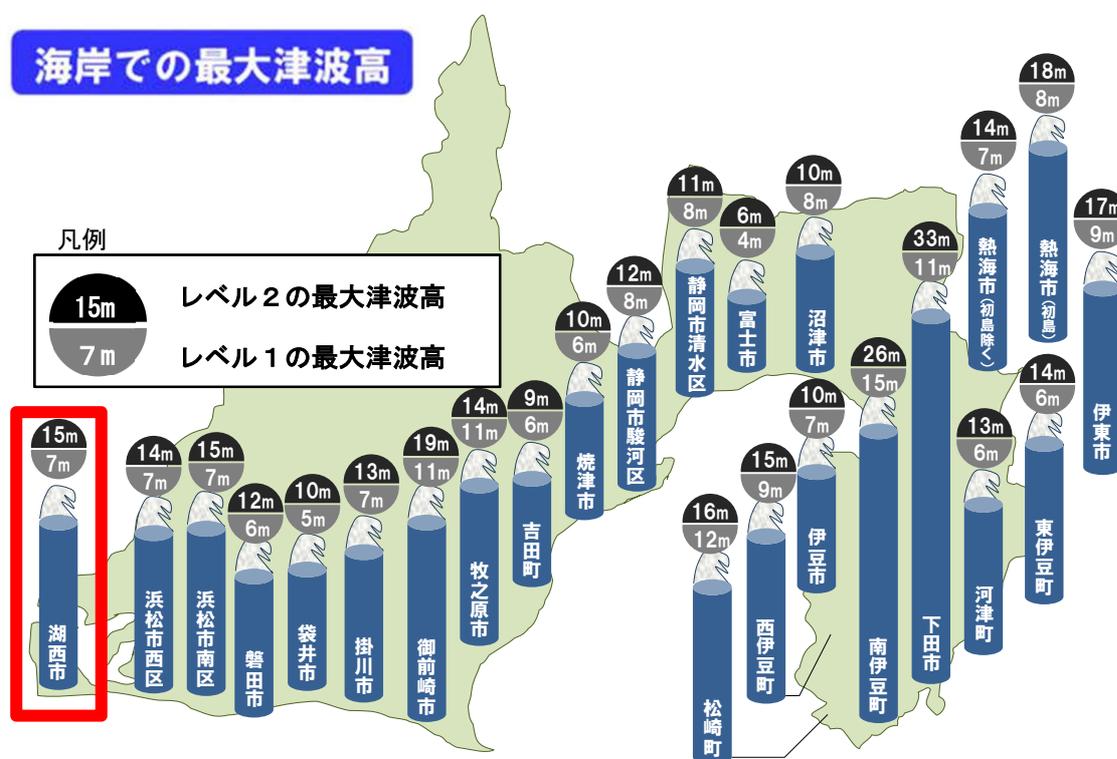
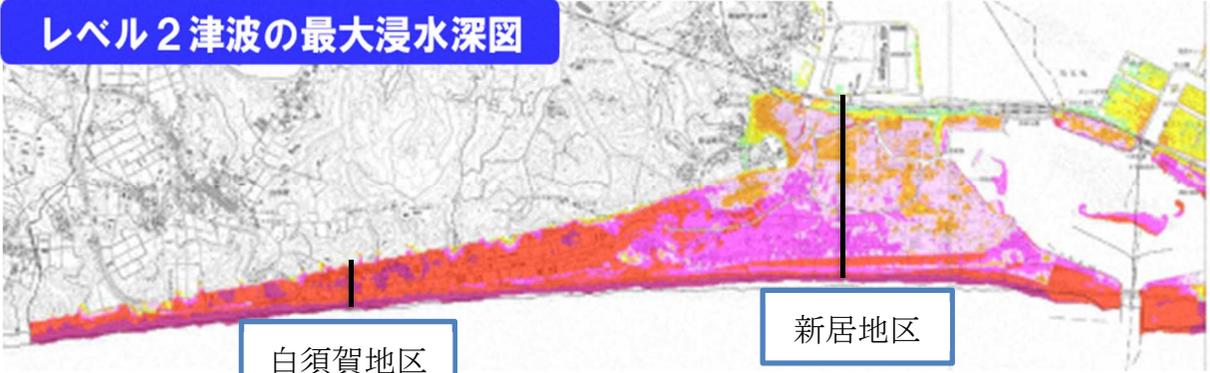


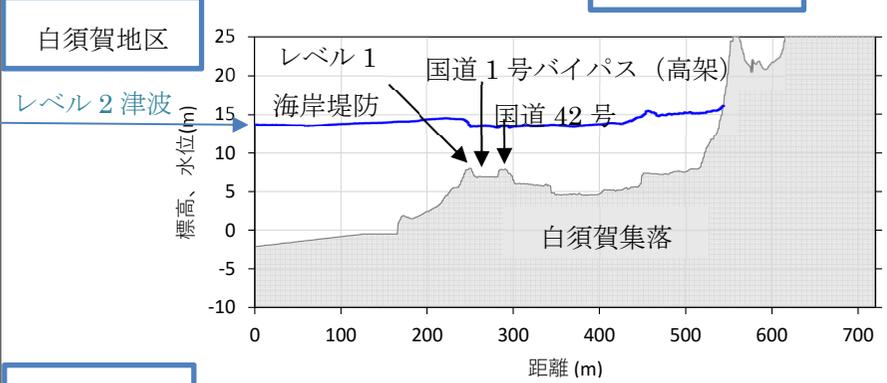
図 3-5 県内沿岸市町別の最大津波高（レベル2の地震：南海トラフ巨大地震）

レベル2 津波の最大浸水深図

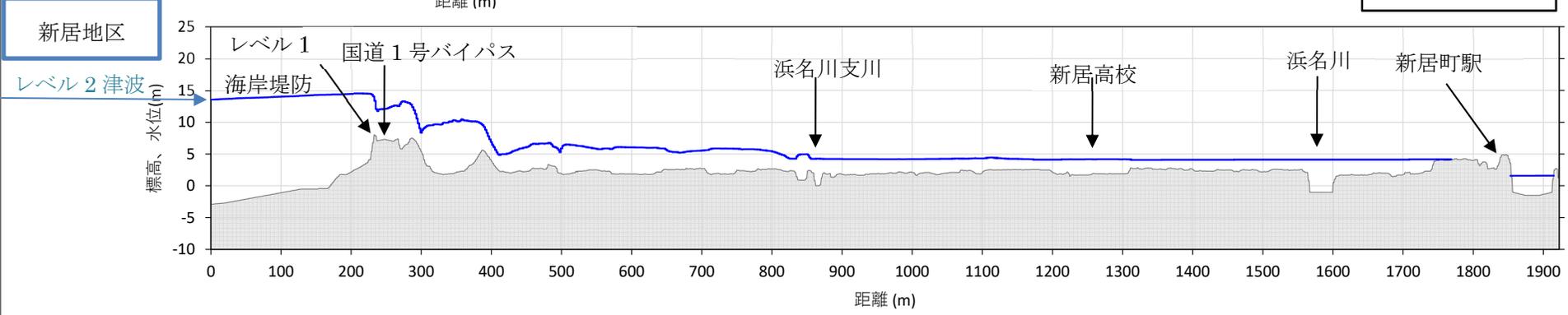


最大浸水深(m)	
20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3

57



- 白須賀地区では、レベル2 津波が減衰せず、集落をのみこみ、山にぶつかる。
- 新居地区では、レベル2 津波が減衰するが、市街地に広がる。



地形標高
 水位

図 3-6 レベル2 津波による湖西市沿岸域（新居地区・白須賀地区）の浸水状況断面図

3)津波による被害想定

前述した考え方を踏まえ、「人の命が第一」、「災害に上限はない」という考えのもと、「減災」の視点に立ち、最大クラスの津波を対象に「逃げる」ことを前提として、ハード・ソフト施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するため、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）が成立し、各都道府県から、最大クラスの津波浸水想定が公表されています。

静岡県においては、南海トラフ沿いで発生する巨大地震・津波について、平成25年6月に「第4次地震被害想定」、平成25年11月に「津波浸水想定図」を公表しました。「第4次地震被害想定」の中では、本市における津波の被害は、浸水域10.8km²、死者約4,300人、建物被害（全壊・半壊）は約3,300棟と、甚大な被害が想定されています（表3-3）。

新居地区や白須賀地区では、浸水想定区域内を通る主要道路（国道1号バイパス等）について、津波による被災が想定され、新所地区では、一部の畑や農業用施設への浸水被害が想定されます。また、中心市街地や沿岸部の工業地も同様に津波による被災が想定され、地域住民や観光客の人的被害も発生するおそれがあります（図3-7～図3-10）。

表 3-3 湖西市における津波による人的被害等

	レベル1 津波	レベル2 津波
津波による死者	－	約4,300人
津波による負傷者 （重傷者数）	－	約20人
津波による建物被害 （全壊・半壊棟数）	約50棟	約3,300棟
浸水面積（2m以上）	1.3km ²	10.8km ²
津波高（最大）	7m	15m

参考：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）（平成25年6月）

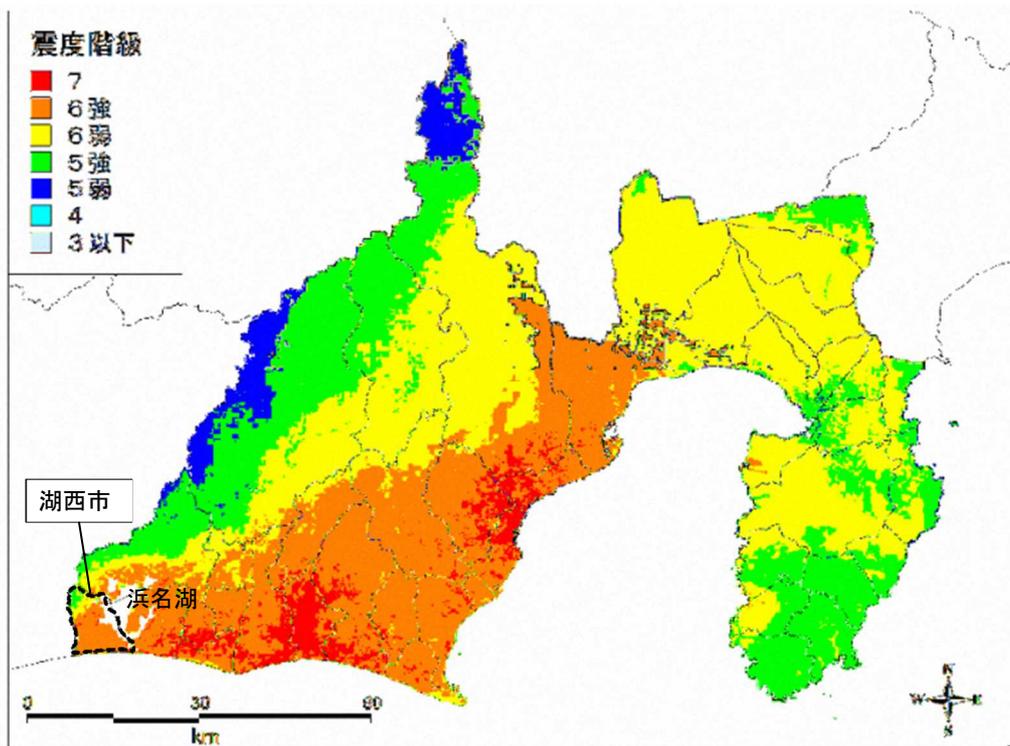


図 3-7 震度分布図 (レベル1の地震：東海・東南海・南海地震)

出典：静岡県第4次地震被害想定 (第一次報告) (平成25年6月)

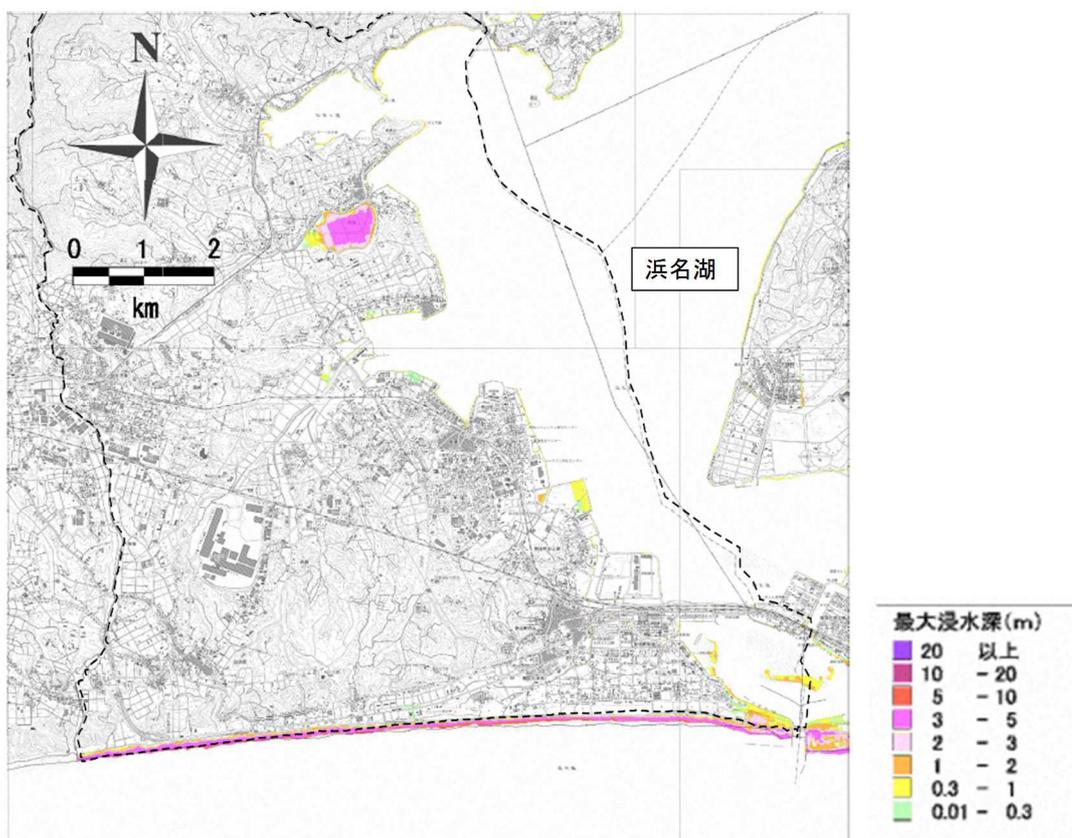
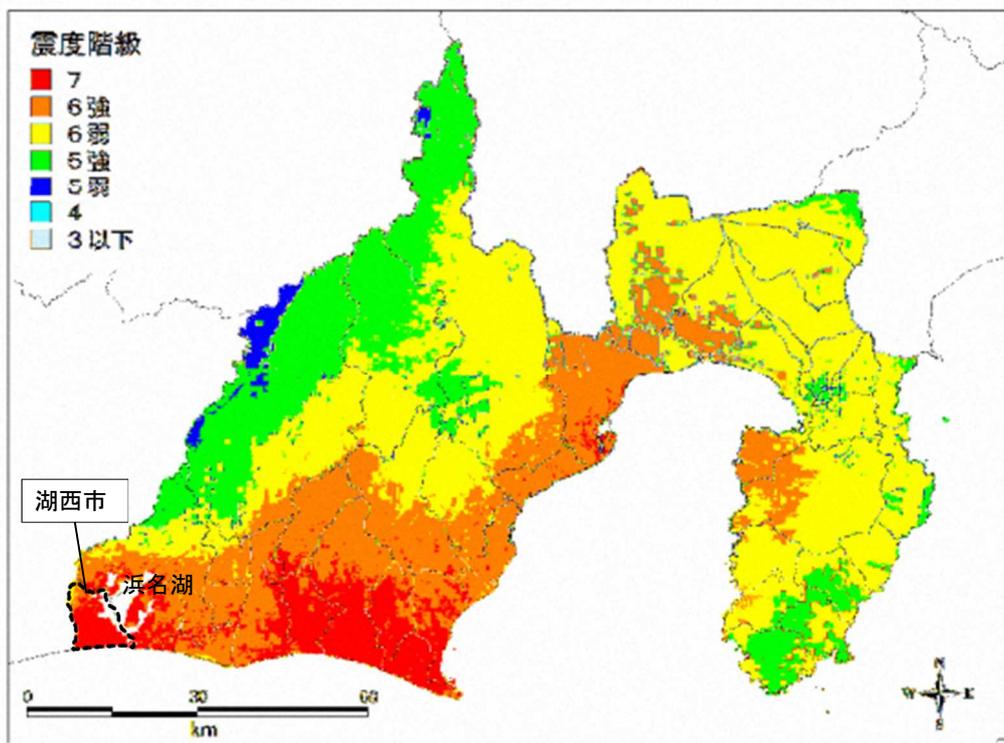
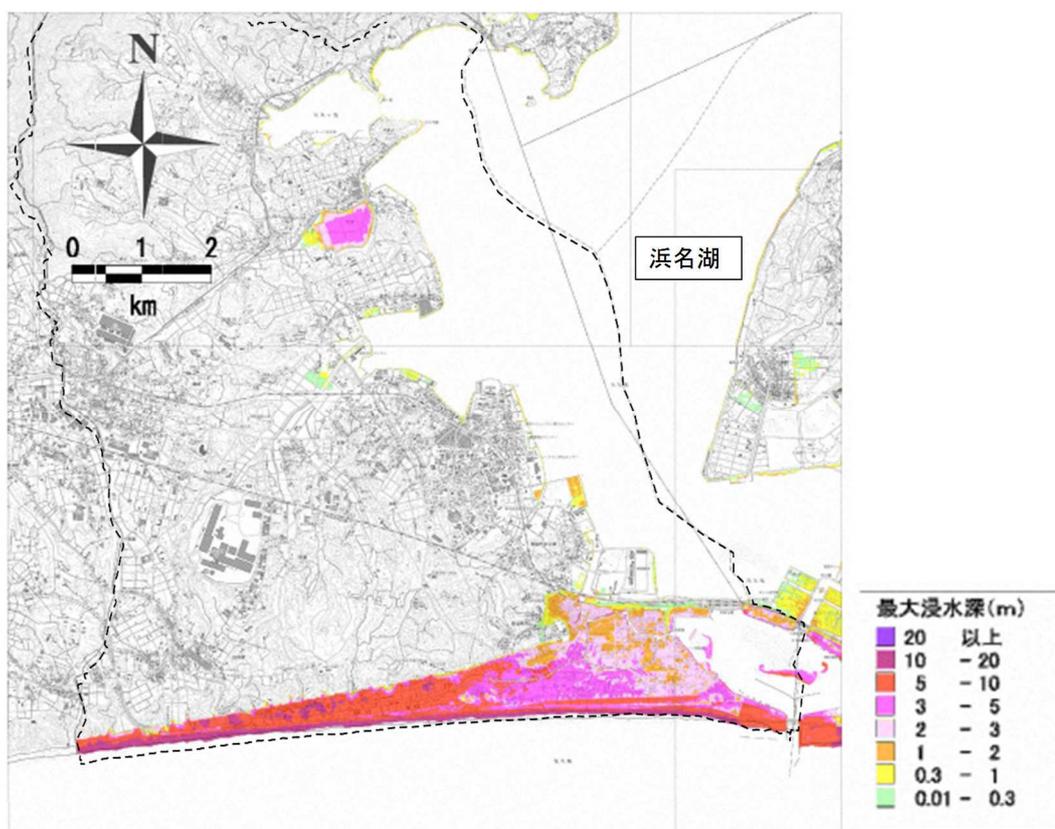


図 3-8 浸水想定図 (レベル1の地震：東海・東南海・南海地震)

出典：静岡県第4次地震被害想定 (第一次報告) (平成25年6月)



出典：静岡県第4次地震被害想定 (第一次報告) (平成25年6月)



出典：静岡県第4次地震被害想定 (第一次報告) (平成25年6月)

4)震度分布

本市では広い範囲で震度7の揺れが想定されています。

震度7の揺れが想定される地域では、耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなり、耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがあります。

また、耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、傾くものが多くなります。

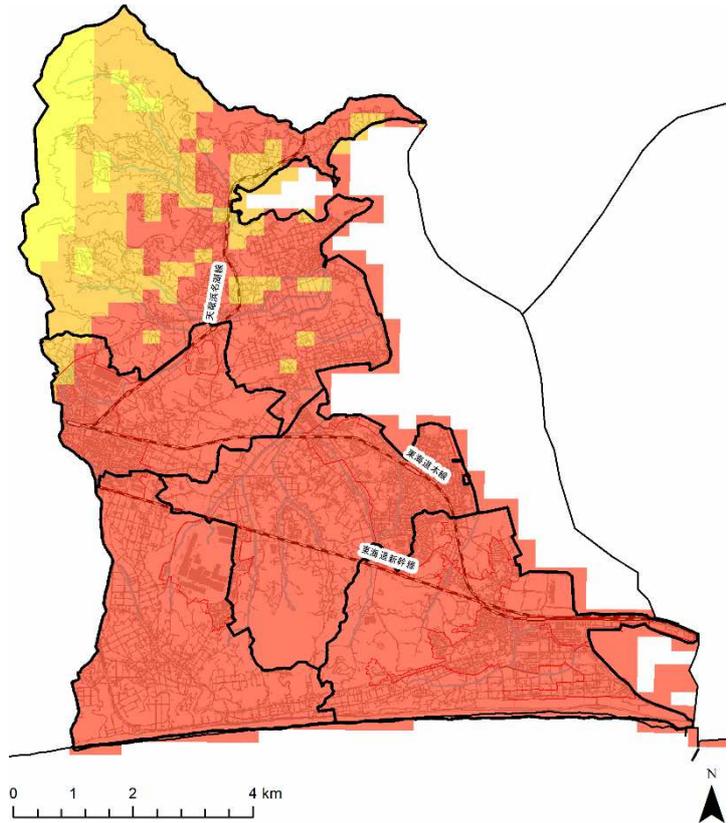
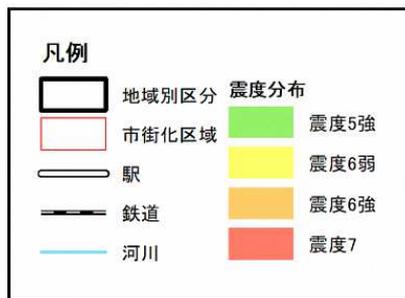


図 3-11 震度分布

出典：国土数値情報，市提供データ

5)土砂災害

市内全域で土砂災害（特別）警戒区域が見られます。

市街地に近い急傾斜地等が警戒区域に指定され、付近に住宅地が形成されている箇所が見られます。

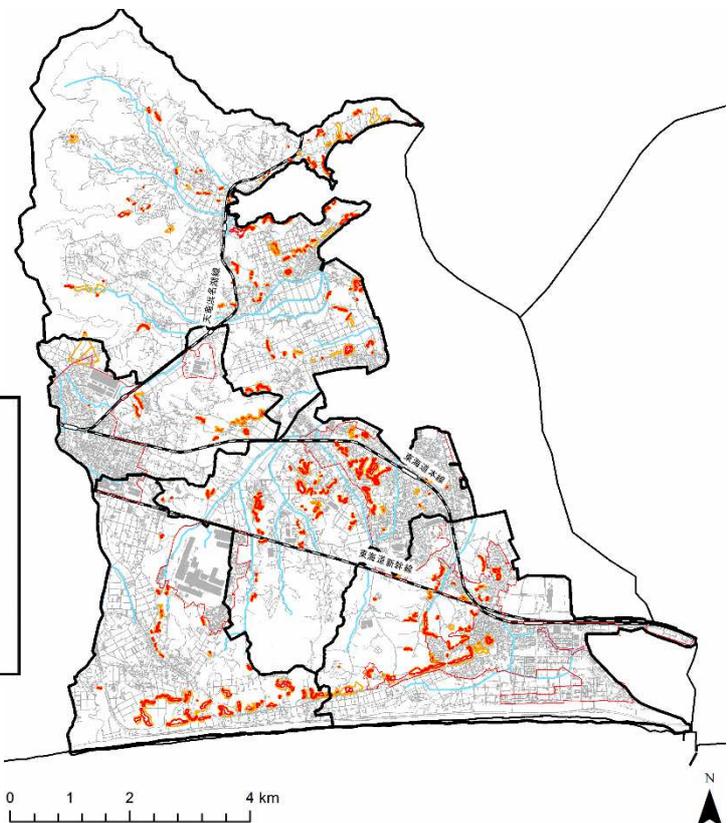


図 3-12 土砂災害（特別）警戒区域

出典：国土数値情報，市提供データ

6) 液状化

震度7や6強等大きな揺れが想定される地域の沿岸部では、液状化が発生する可能性が高く、沿岸部の広範囲で、液状化が発生する可能性が「大」と評価されています。

また、河川の周辺においても液状化が発生する可能性が示されています。

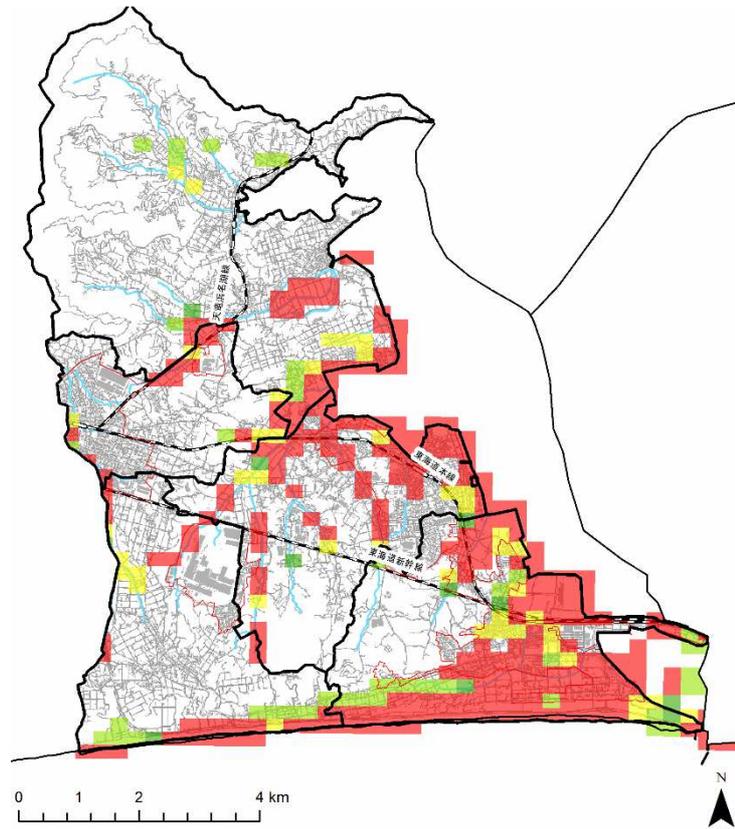
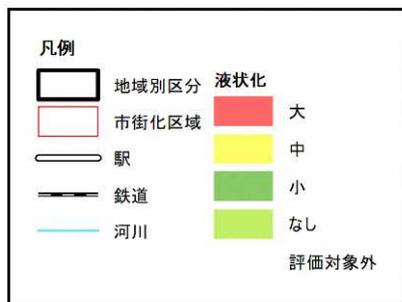


図 3-13 液状化分布

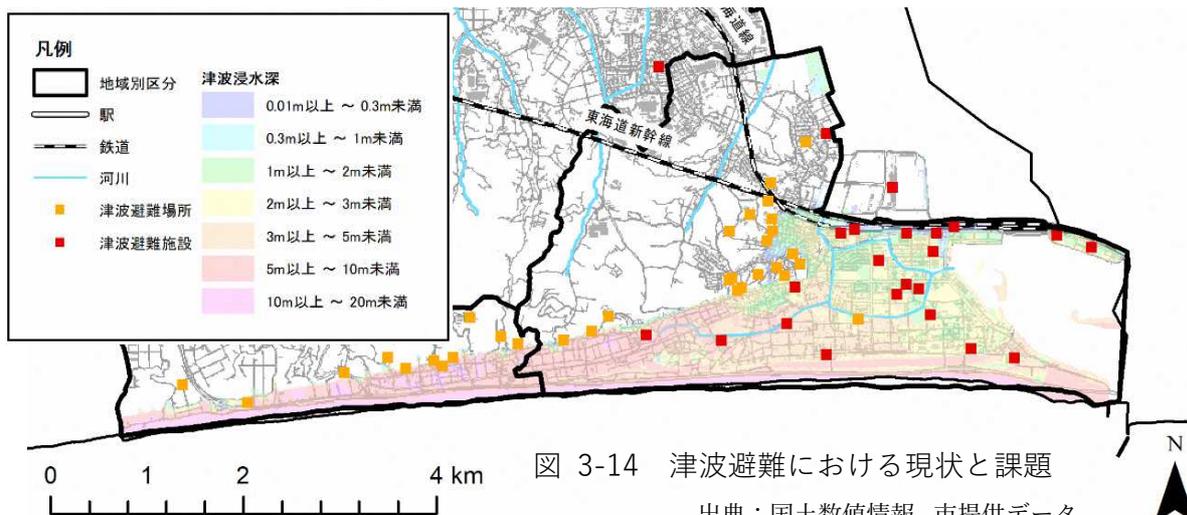
出典：国土数値情報、市提供データ

第3節. 全市的な課題

(1) 津波避難における現状と課題

津波襲来時においては、浸水深 30cm 程度で歩行が困難になるため、地震発生後の早急な避難が求められます。浸水想定区域である新居・白須賀地区では、津波避難施設・場所を 54 箇所指定しており、令和 3 年度に津波避難施設空白域は解消されています。

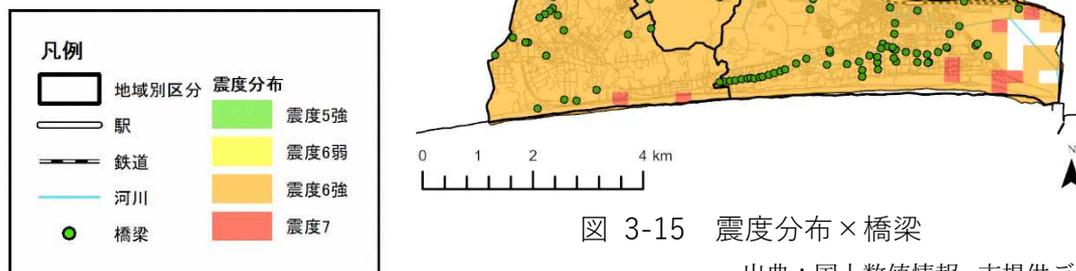
また、新居・白須賀地区ともに津波避難施設は充足されていますが、住民自らが率先して要配慮者（高齢者や障がい者等）と逃げる避難行動をとれる体制づくりの強化が望まれ、沿岸部ではサーフィンや釣り等レジャーでの来訪者の逃げ遅れが想定されます。



(2) 震度分布×橋梁

震度 6 弱の範囲内に多くの橋梁が点在しているため、橋の損傷等により避難が難しくなるおそれがあります。

また、河川に架かる橋や鉄道・道路が交差し高架になっている箇所が発災時に損傷等を受け交通ネットワークが遮断された場合には、物資輸送等が遅れ、広い範囲で孤立地域が発生する可能性があります。



(3) 震度分布×要配慮者利用施設等

震度7の範囲内に学校、社会福祉施設等多くの要配慮者利用施設があり、建物被害によるサービスの停止が懸念されます。

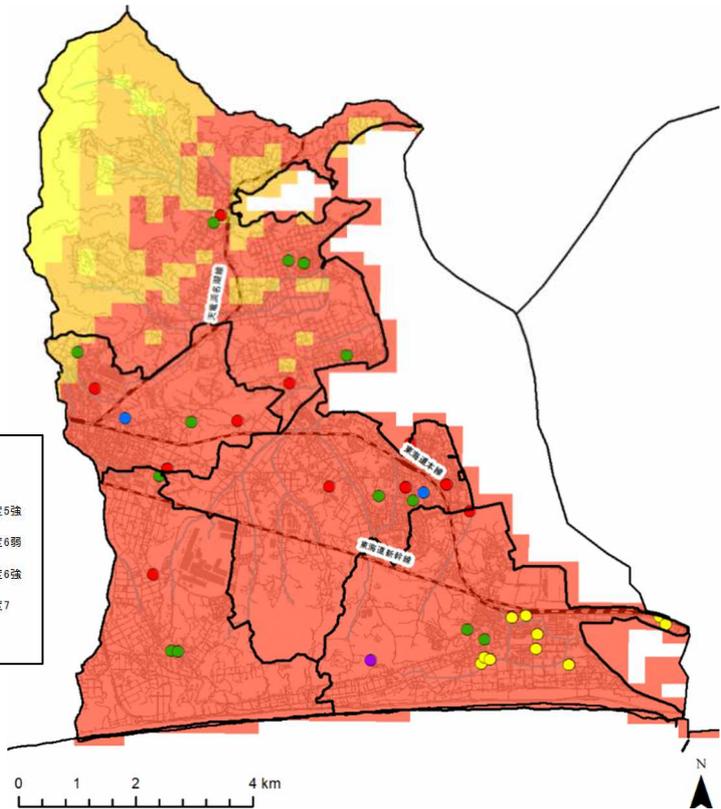


図 3-16 震度分布と要配慮者利用施設

出典：国土数値情報，市提供データ

(4) 土砂災害(特別)警戒区域×橋梁、主要道路

土砂災害や橋の損傷等により地域全体の交通ネットワークが寸断されるおそれがあります。

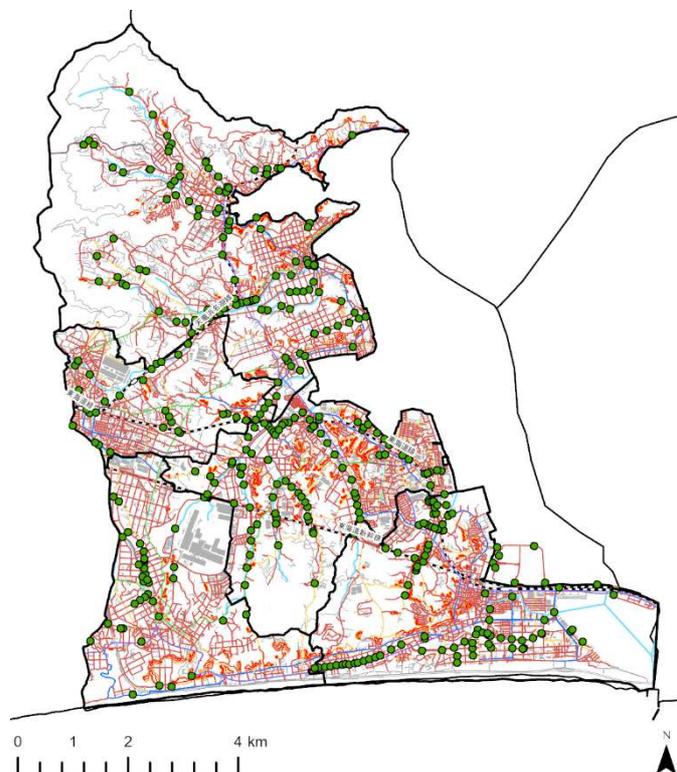


図 3-17 土砂災害(特別)警戒区域×橋梁、主要道路

出典：国土数値情報，市提供データ

(5) 津波浸水想定区域×緊急輸送路

新居・白須賀地区の沿岸部では、愛知県から浜松市方面へとつながる第一次緊急輸送路が浸水想定区域内を横断しているため、津波による浸水等により被災後の生活支援や復旧活動に資する交通ネットワークが寸断されるおそれがあります。

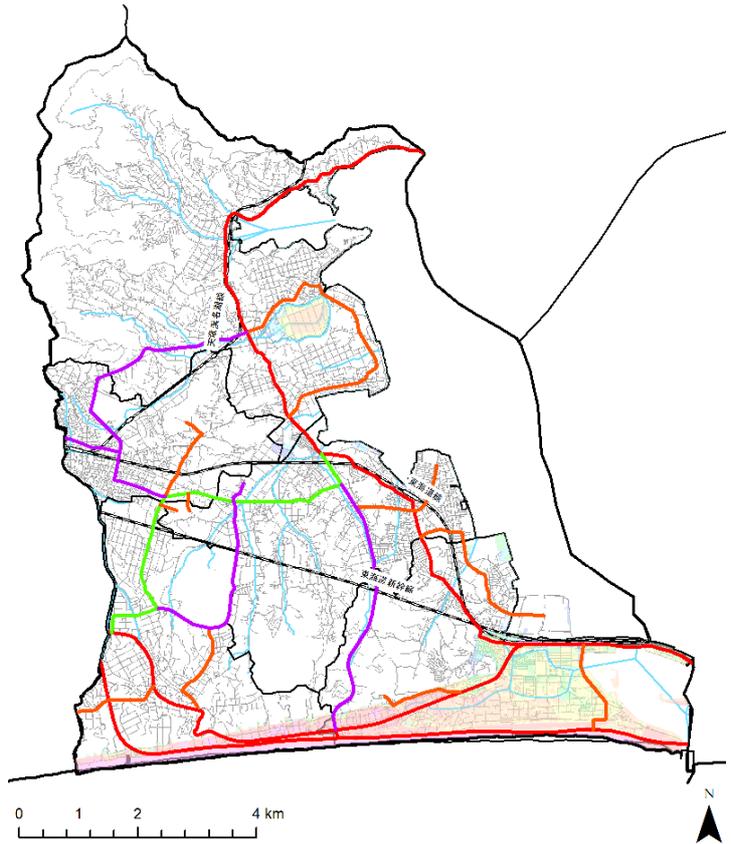
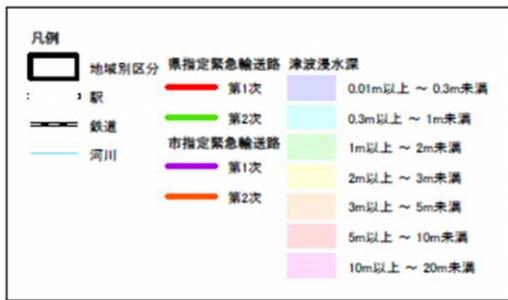


図 3-18 浸水想定区域×緊急輸送路

出典：国土数値情報，市提供データ

(6) 震度分布×構造別建物分布

建物構造は木造が最も多く、次いで鉄骨造が多くなっています。

震度 6 強以上の揺れが想定される地域では、耐震性が低い木造建物の場合、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなり、傾くものや、倒壊等の被害が多く発生することが懸念されます。

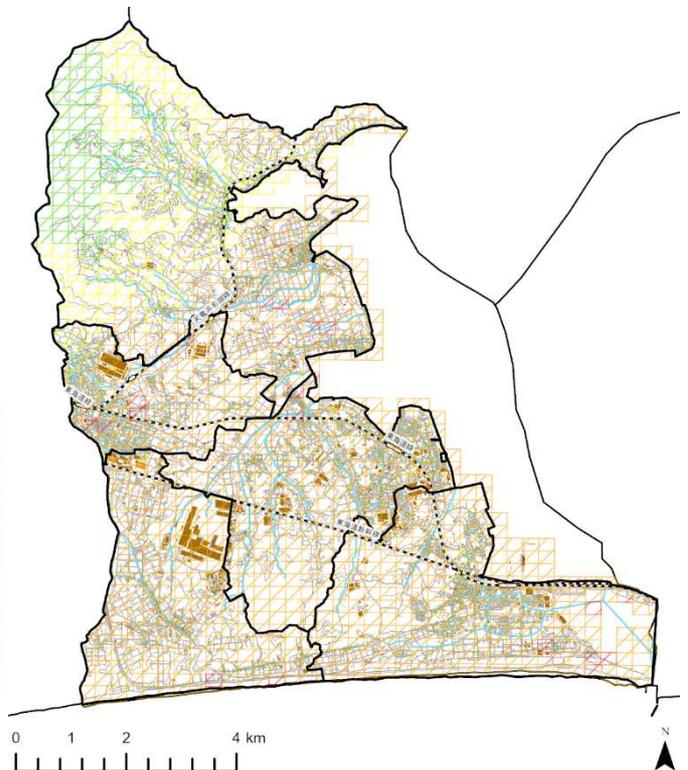
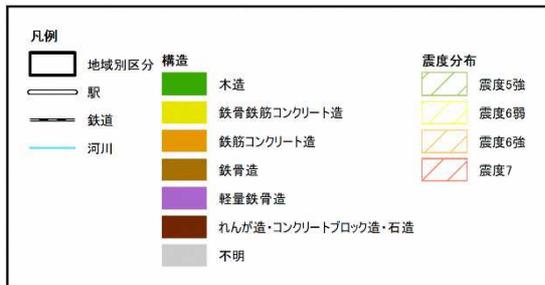


図 3-19 震度分布×構造別建物分布

出典：国土数値情報，市提供データ

(7) 津波浸水想定区域×構造別建物分布

浸水想定区域内には木造の建物が多く、津波による流出が懸念されます。新居地区では、公共施設や重要文化財が集中し、浸水により甚大な被害を受けることが想定されます。

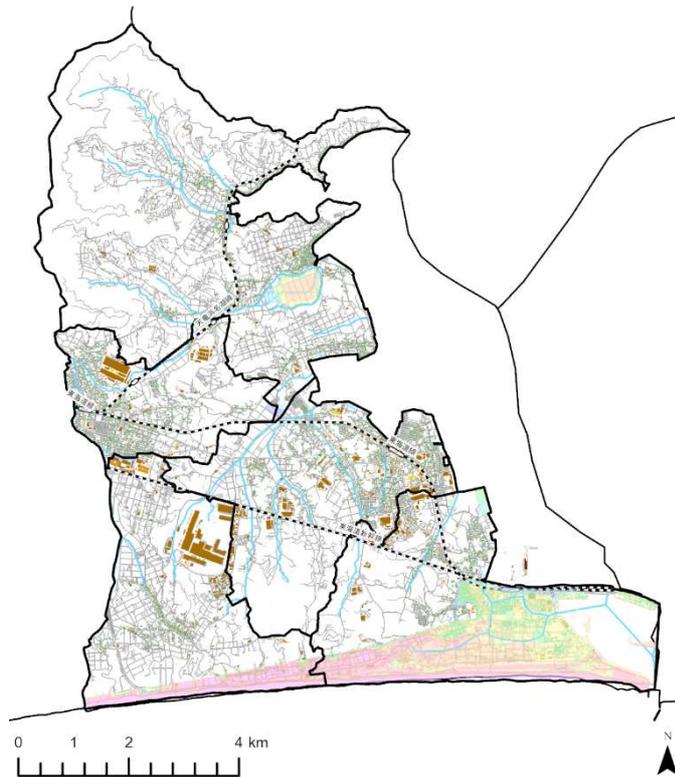
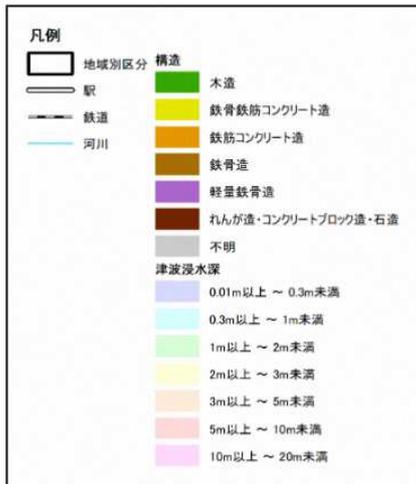


図 3-20 浸水想定区域×構造別建物分布

出典：国土数値情報，市提供データ

(8) 津波浸水想定区域×土地利用

新居地区では、浸水想定区域内に「住居地域」、「商業地域」、「工業地域」が立地しており、中心市街地や沿岸部の工業地帯で津波による建物や資産の流出等が懸念されます。

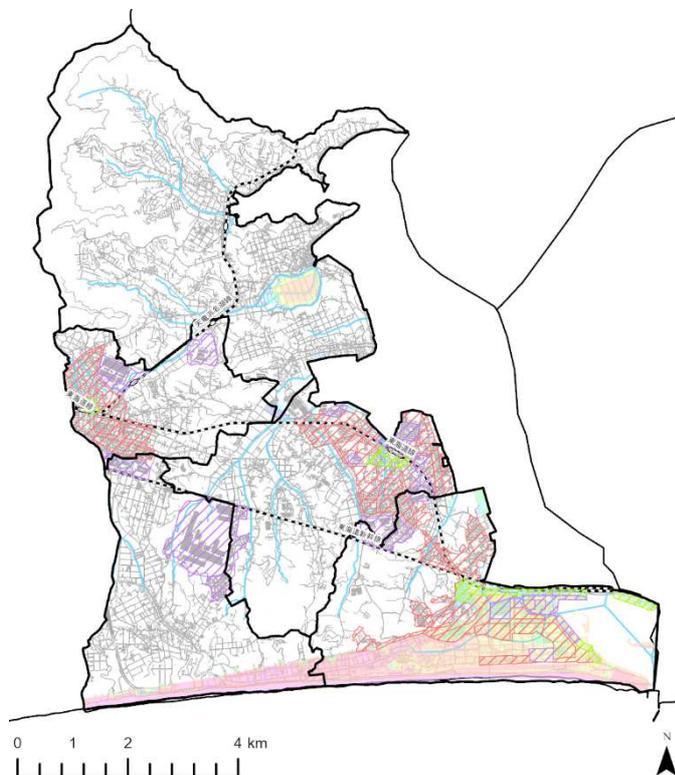
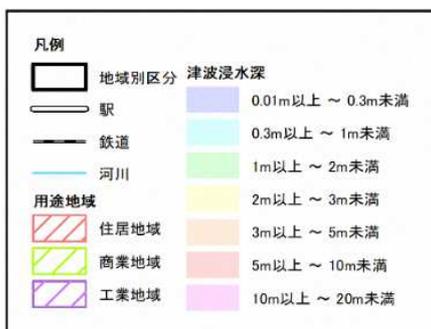


図 3-21 津波浸水想定×土地利用

出典：国土数値情報，市提供データ

第4節. 津波防災地域づくり上の課題

津波防災地域づくり上の課題を整理するために、以下の5つの課題を全市的な課題として設定しました。

(1) 地震・津波からの避難

浸水想定区域である新居・白須賀地区では、令和3年度に津波避難施設空白域は解消されていますが、最大クラスの津波が地震発生後24分で沿岸部の堤防・バイパスを越えることが想定され、要配慮者を含む地域住民が迅速かつ円滑に避難できる環境・体制づくりが必要となります。また、沿岸部のサーフィンや釣り等の来訪者についても、逃げ遅れが発生しない環境・体制づくりが求められます。

(2) 被災後の生活支援

本市では、地震や土砂災害による橋の損傷や道路の寸断、津波による第一次緊急輸送路の浸水等が発生するおそれがあり、交通ネットワークが遮断された場合、広い範囲で孤立地域が発生する可能性があります。そのため、各地域における備蓄の備えや被災後の物資輸送手段の確保等に向けた取組が重要となります。

(3) 復旧・復興に向けた事前の備え

本市では、最大クラスの津波が襲来した場合、居住地や産業拠点等の甚大な被害や、被災後の物資輸送等に用いる緊急輸送路の浸水が想定されます。そのため、被災後の迅速な復旧・復興を実現するため、平時からの備えや応急対応を円滑に実施する体制づくりが必要となります。

(4) 地震・津波による建物被害や津波リスクの軽減

本市では、最大クラスの地震が発生した場合、市域の大半が震度7の揺れを観測する想定となっています。新居町駅周辺や市北部の海岸沿いには旧耐震基準の建物が多く立地するとともに、沿岸部や河川沿いを中心に液状化被害が発生する可能性が高く、建物被害の発生が懸念されます。さらに、津波の浸水深が2m以上となる地区では、木造家屋や老朽化した建築物等が流出する危険性が高く、市街地の被害が甚大となるおそれがあります。そのため、建物被害や津波リスクを軽減するための取組が必要となります。

(5) 地域住民の防災意識の醸成

本市では、自動車産業を中心とした産業拠点への就職・転勤等により、本市における地震・津波リスクを認識していない働き盛りの世代が市外から流入してきています。さらに、浸水想定区域内に要配慮者利用施設が多く立地し、要配慮者の津波被害が想定されます。そのため、地域住民や就労者等に対して地震・津波リスクに対する正しい理解・行動を促

すとともに、近隣で避難等の支援を必要とする方を助ける共助の取組の普及や、要配慮者利用施設の管理者に対して、施設利用者の安全確保に係る検討を促すことが必要となります。

第5節. 地域別の課題

推進計画では、各地域で現況や災害リスク等の地域特性が様々であることを踏まえ、5つの地域ごとに課題を整理しました。

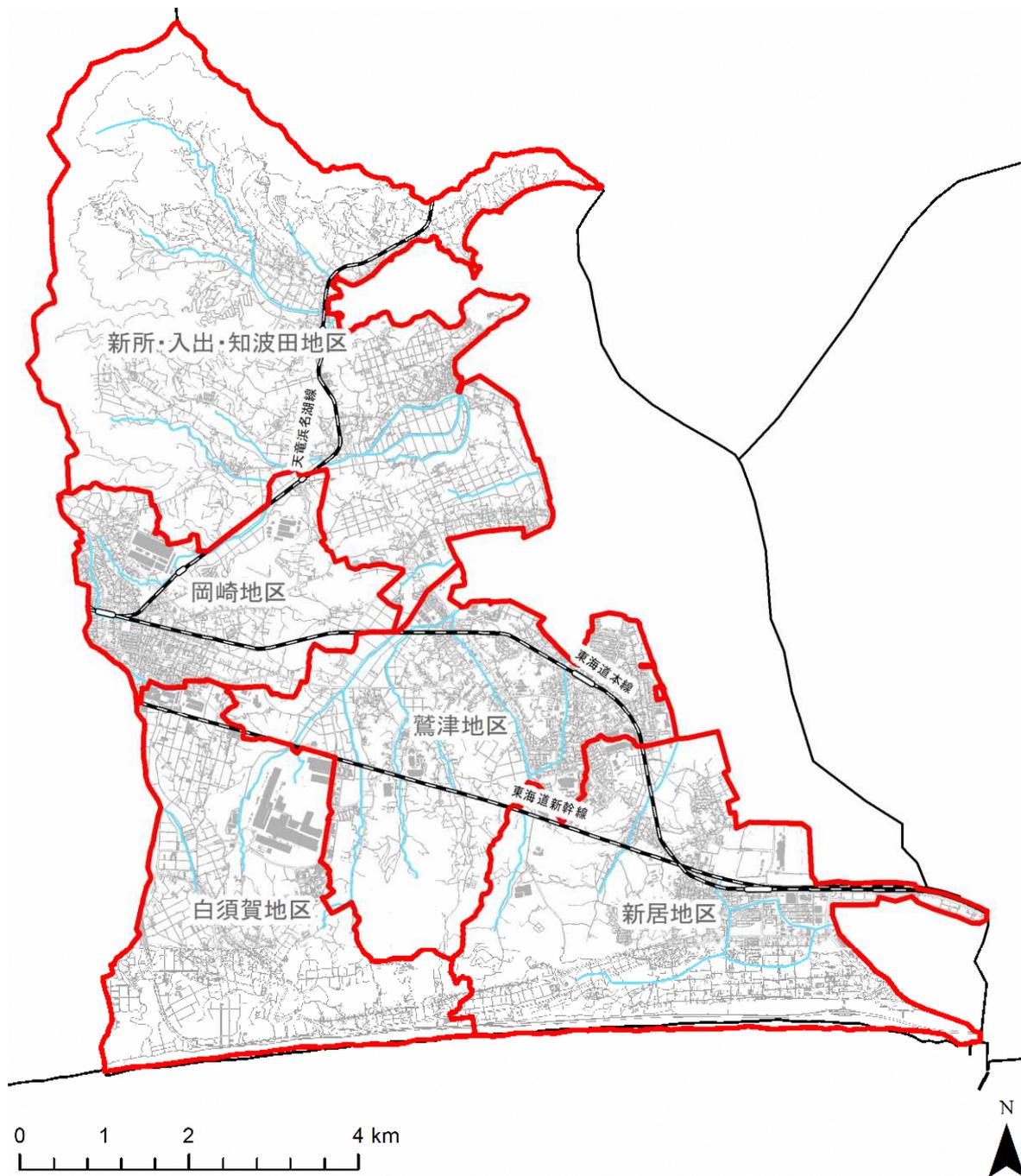


図 3-22 湖西市の地域別区分

(1) 新居地区

本市の南東に位置する新居地区は、遠州灘と今切口の開口部から浜名湖内に流入する津波による浸水が広範囲にわたり、最大浸水想定が10m以上から20m未満で、津波により甚大な被害が想定されます。特に、一部地域では海側方向への避難、土砂災害や橋の損傷等により避難が困難になることが懸念されます。また、新居弁天海釣り公園周辺には、釣りやマリンスポーツを目的に多くの人を訪れるため、観光客を対象とした避難誘導が必要となります。

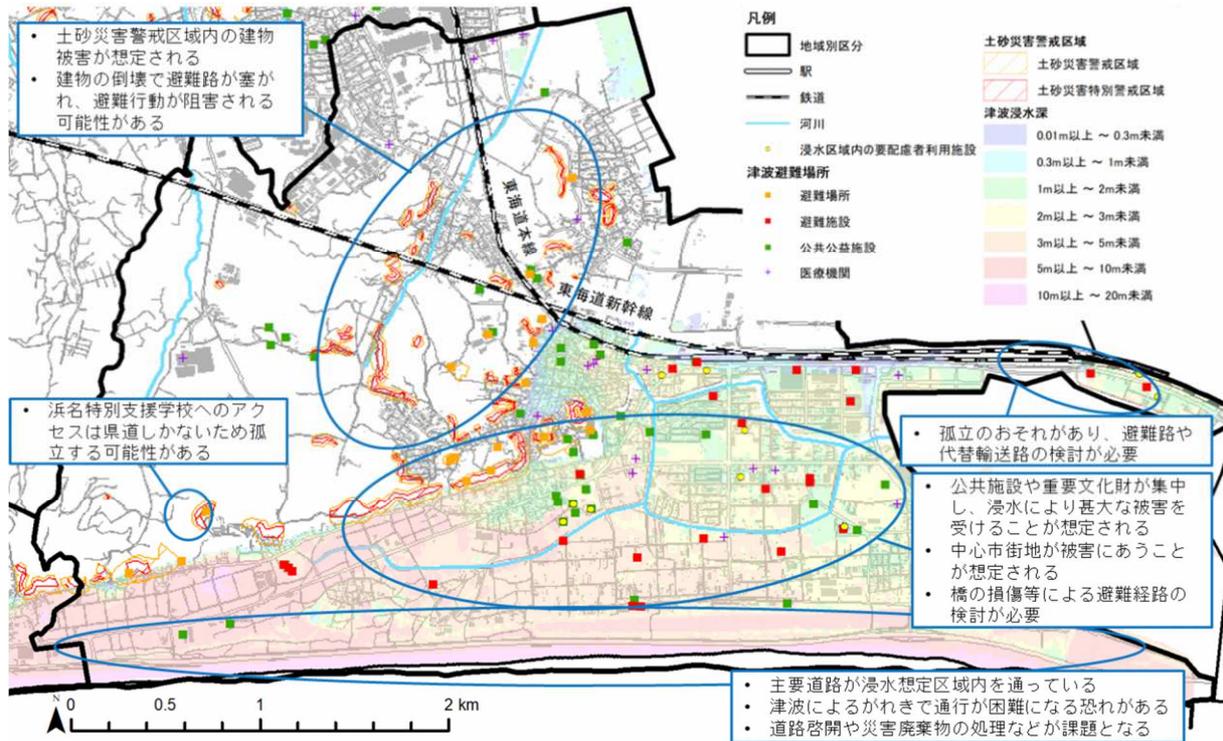


図 3-23 新居地区の課題

表 3-4 新居地区の現況

区域内人口	約 15,280 人	区域内高齢者人口	約 4,930 人 (約 32%)
浸水想定区域内人口	約 9,880 人	浸水想定区域内の建物棟数	約 8,340 棟
土地利用	住宅用地、商業用地、工業用地	主な河川	浜名川、浜名川支川、古見川、光頭川、大谷川、大正川、州崎川
主な施設	公共公益施設：42 箇所	医療施設：21 箇所	
要配慮者利用施設	17 箇所	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	13 箇所
津波避難施設	26 箇所	津波避難場所	18 箇所

(2) 白須賀地区

本市の南西部に位置する白須賀地区の沿岸部では、津波が山でせき止められることで浸水深が増加し、想定される最大浸水深は 10m 以上から 20m 未満となっており、津波による甚大な被害が想定されます。また、背後に台地があり津波避難場所となる高台が近くに存在しますが、急傾斜地となっているため、地震による斜面崩壊が危惧されます。

白須賀海岸は観光やサーフィン、釣りのスポットになっているため、観光客を対象とした避難誘導が必要となります。また、避難路が坂道となるため、避難路の整備や要配慮者への支援等が課題となります。

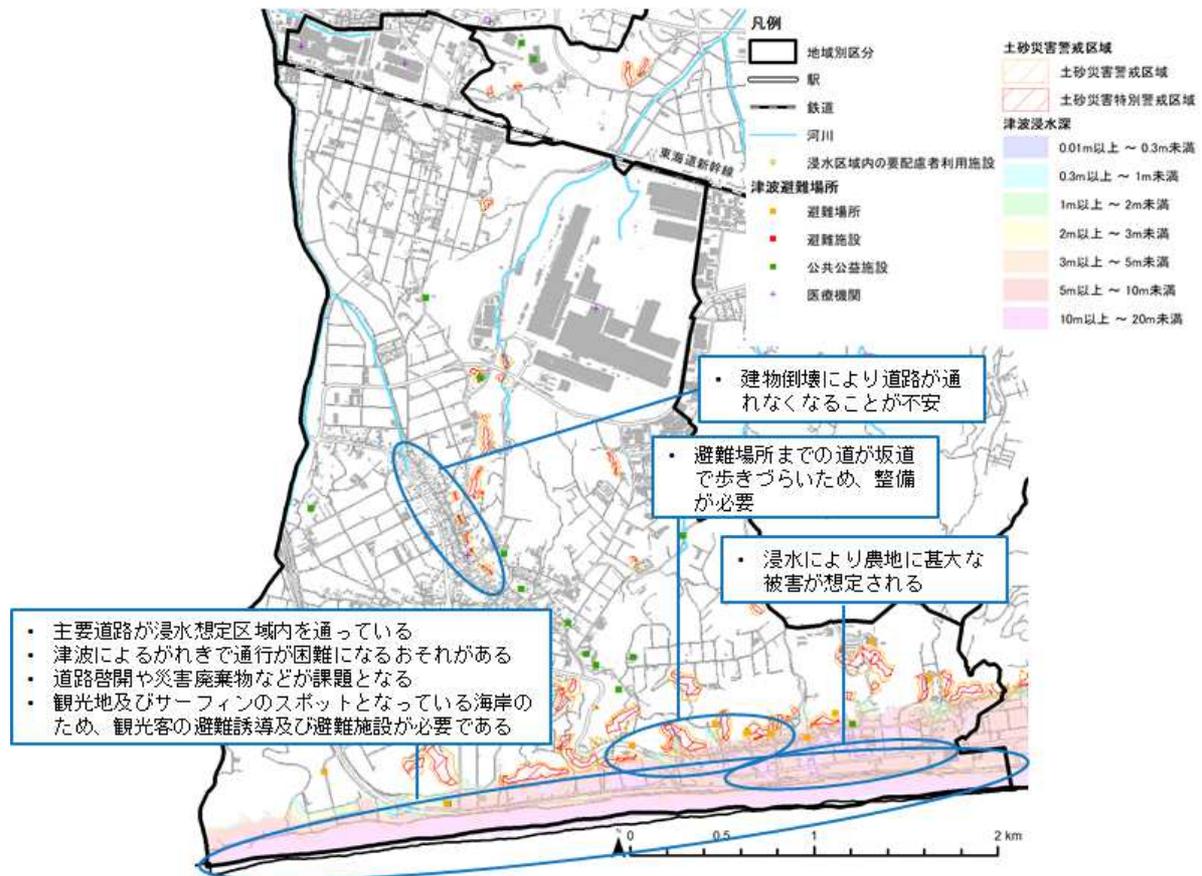


図 3-24 白須賀地区の課題

表 3-5 白須賀地区の現況

区域内人口	約 3,900 人	区域内高齢者人口	約 1,330 人 (約 34%)
浸水想定区域内人口	約 626 人	浸水想定区域内の建物棟数	約 810 棟
土地利用	住宅用地、工業用地	主な河川	笠子川、坊瀬川、境川、大沢川
主な施設	公共公益施設：13 箇所	医療施設：5 箇所	
要配慮者利用施設	4 箇所	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	—
津波避難施設	—	津波避難場所	11 箇所

(3) 鷺津地区

本市の中央に位置する鷺津地区は、津波による浸水被害はほとんど想定されていませんが、地域によって液状化や土砂災害による家屋被害が懸念されます。特に、土砂災害や倒壊した建物などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性があります。また、橋の損傷等や液状化により、緊急車両の通行や物流への影響が懸念されます。

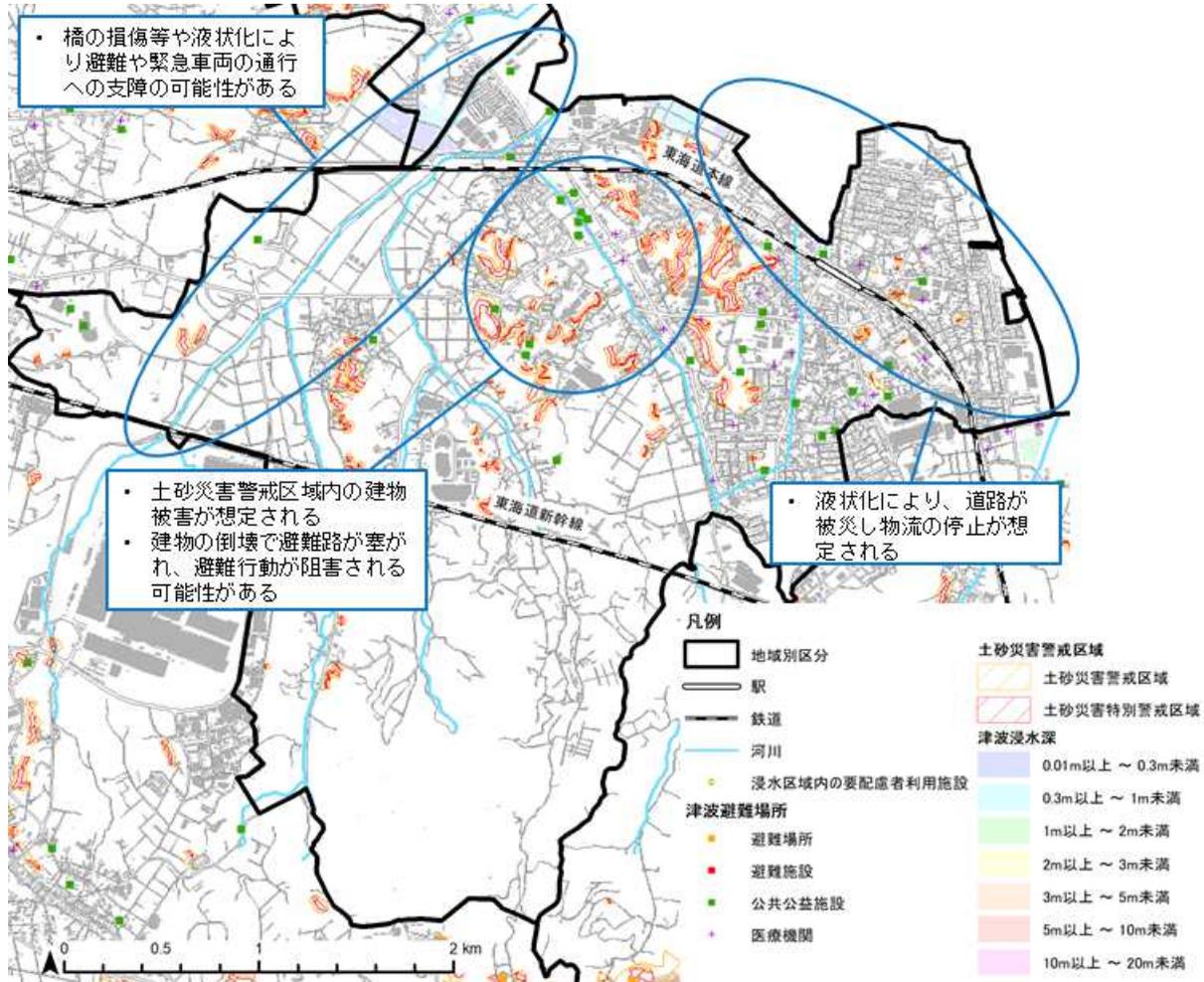


図 3-25 鷺津地区の課題

表 3-6 鷺津地区の現況

区域内人口	約 16,430 人	区域内高齢者人口	約 3,820 人 (約 23%)
浸水想定区域内人口	0 人	浸水想定区域内の建物棟数	約 40 棟
土地利用	住宅用地、商業用地 工業用地	主な河川	坊瀬川、笠子川、一の宮川、 古見川、山口川、日の岡川
主な施設	公共公益施設：32 箇所 医療施設：21 箇所		
要配慮者利用施設	9 箇所	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	—
津波避難施設	11 箇所	津波避難場所	1 箇所

(4) 新所・入出・知波田地区

本市の北部に位置する新所・入出・知波田地区は、津波による人的被害はほとんど想定されていませんが、地震による建物倒壊や延焼火災、液状化、土砂災害による被害が懸念されます。特に、津波による浸水被害で一部の農地や農業用施設が被災するおそれや、液状化等により緊急車両の通行に支障がでる可能性があります。

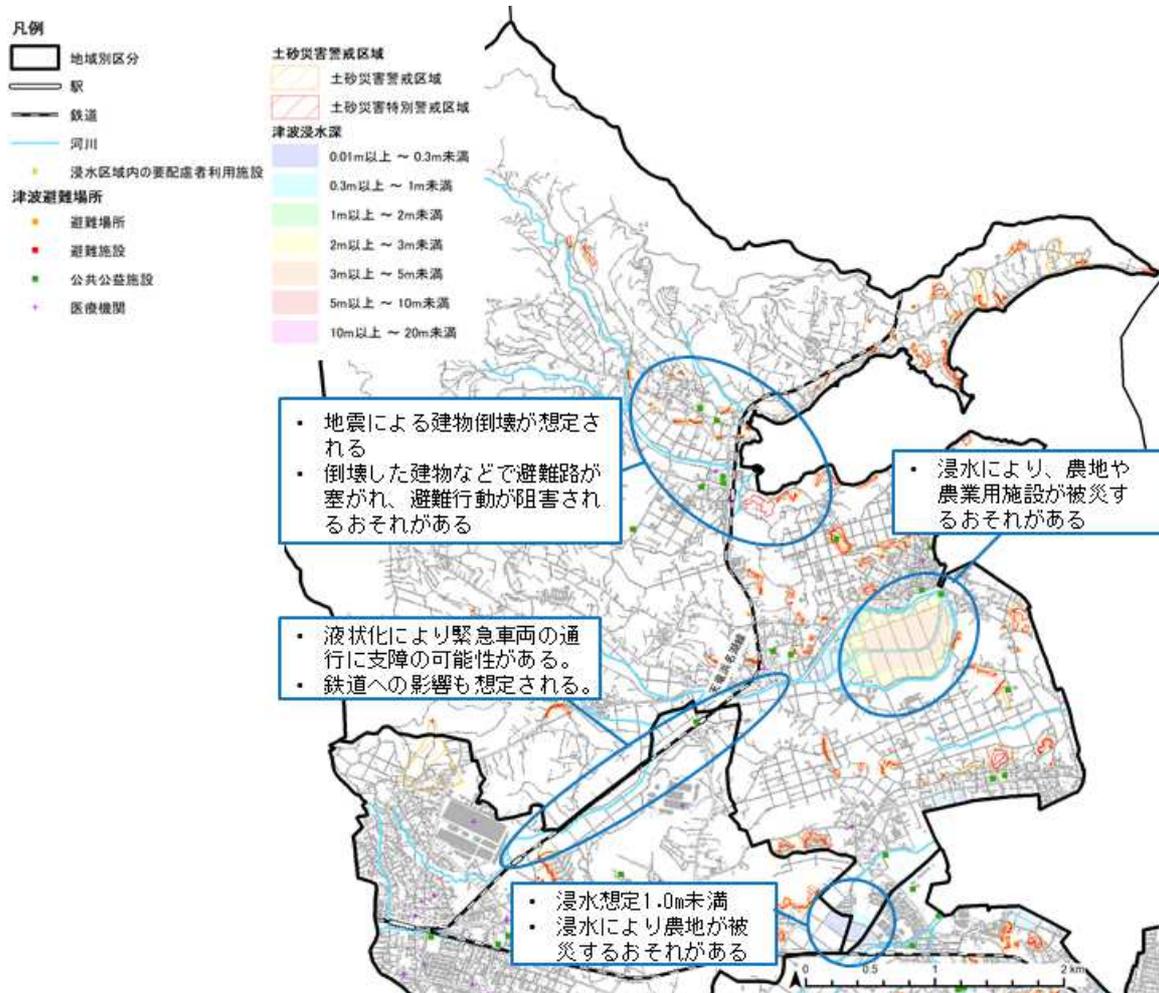


図 3-26 新所・入出・知波田地区の課題

表 3-7 新所・入出・知波田地区の現況

区域内人口	約 7,370 人	区域内高齢者人口	約 2,870 人 (約 39%)
浸水想定区域内人口	0 人	浸水想定区域内の建物棟数	約 150 棟
土地利用	—	主な河川	神座川、カン寺川、今川、早稲川、入出太田川、日の岡川、
主な施設	公共公益施設：17 箇所 医療施設：6 箇所		
要配慮者利用施設	8 箇所	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	—
津波避難施設	2 箇所	津波避難場所	3 箇所

(5) 岡崎地区

本市の西部中央に位置する岡崎地区は、津波による被害は想定されていませんが、液状化や土砂災害による家屋被害が懸念されます。特に、液状化や橋の損傷等により緊急車両の通行が困難になる可能性があります。

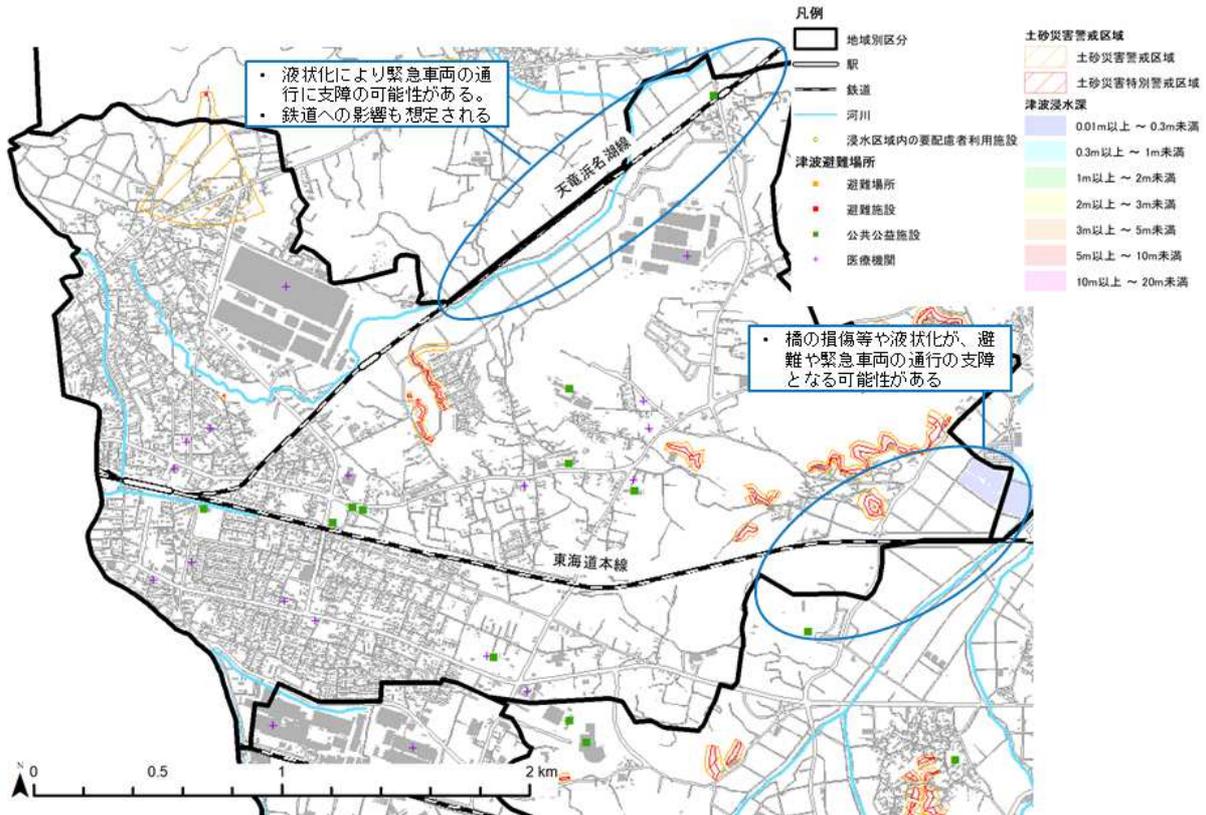


図 3-27 岡崎地区の課題

表 3-8 岡崎地区の現況

区域内人口	約 13,780 人	区域内高齢者人口	約 3,430 人 (約 25%)
浸水想定区域内人口	0 人	浸水想定区域内の建物棟数	0 棟
土地利用	住宅用地、商業用地、工業用地	主な河川	入出太田川、境田川、梅田川、境川、日の岡川
主な施設	公共公益施設：9 箇所	医療施設：16 箇所	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	6 箇所	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	—
津波避難施設	—	津波避難場所	—

第4章. 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

本章では、本市における津波防災地域づくり上の課題を踏まえ、関連計画で示される目指すべきまちの姿と整合を図った津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針を示します。

第1節. 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

(1) 本市の基本方針

みんなでつくろう
いのちを守り 地域の未来をつなぐまち
KOSAI

第6次湖西市総合計画では『ひと・自然・業（わざ）がつながり 未来へ続く わがまち KOSAI』の基本理念のもと、加速的に進む人口減少・少子高齢化を克服し、市の持続的な発展につながるまちづくりを進めることを目指しています。その一環として、2040年の理想の姿「KOSAI 2040」の一つとして「安心して暮らすことができるまち」を掲げ、まちづくりを自分ごととして考え、防災・防犯を意識した安全・安心なわがまちを実現する考え方が示されています。

湖西市国土強靱化地域計画では、『防災・減災と地域成長を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえ、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる国土を創造する、「強さとしなやかさを持った安全・安心なまちづくり計画』が基本理念として示されています。この基本理念のもと、「人命の保護が最大限図られること」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」が基本目標として設定されています。

湖西市都市計画マスタープランにおいては、『「産業活力」と「職住近接」により持続可能な発展を目指す都市湖西』を将来都市像として定めています。防災に関連した基本理念として、「災害の最小化と迅速な復興による安心して暮らせる都市の構築」が示されており、あらゆる自然災害に対し、市民の生命・財産を守るため、ハード・ソフト両面での防災・減災対策を積極的に進め、安全で安心に暮らし続けることのできる都市を構築するとともに、並行して事前に被災後の早期復旧や復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を図ることが示されています。

一方で、静岡県第4次地震被害想定では、最大クラスの地震・津波（レベル2）が発生した場合、沿岸部を中心に甚大な被害が想定されており、今後の市の発展を目指す上で、湖西市・市民・事業者等が一丸となって、事前の避難支援による市民の安全と、早期復旧・復興事業による地域の未来（次世代、産業、文化、観光）を守るための対策を推進していく必要があります。

これらを踏まえ、「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」を推進計画の基本方針としています。

(2) 取組方針

第3章で示す本市における津波防災地域づくりの課題の解消と、基本方針である「みんなで作ろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」の実現に向けて、5つの取組方針を設定します。

取組方針に基づく各種の取組については、市がこれまでに実施してきた取組を継続するだけでなく、基本方針の着実な実現に向けて、各取組のレベルアップを図ります。これにより、推進計画が地域の安全度向上に寄与するものとなるよう努めます。

取組方針①：津波から逃げるための環境・体制づくり

目標

津波からの逃げ遅れゼロを目指す

【主な実施内容】

津波は発生から到達までの時間が短く、「早く気づく」「すぐに逃げる」「安全に逃げ切る」ことが命を守るポイントとなります。そのためには、住民一人一人の意識だけでなく、逃げやすい環境（ハード）と、逃げるための体制（ソフト）の両面が整っていることが重要です。湖西市では、津波避難タワーや命山等の整備により、津波避難施設空白域は令和3年度に解消されていますが、今後は確実に津波から逃げられる環境と体制の整備、特に避難に時間を要する要配慮者（高齢者や障がい者等）の避難体制の整備を促進します。

具体的には、以下の取組を進めます。

- ・ 要配慮者の避難特性等を踏まえた津波避難施設等の整備・見直し
- ・ 避難行動要支援者の一人一人の状況に合わせた個別避難計画の作成
- ・ 津波災害警戒区域^{*8}内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

さらに、発災後も安全な避難路が確保できるよう、高台や避難場所等につながる避難路の安全確保や危険なブロック塀等の撤去・改善に努めます。また、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、災害時にリスクの高い経路を避けて避難できているかなど、成果が見えるような実効性の高い避難訓練の実施と継続的な検証を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図ります。

^{*8} 「津波災害警戒区域」とは、最大クラスの津波が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備し、いざというときに津波から逃げることができるよう、都道府県知事が指定する区域です。

取組方針②：避難後に命をつなぐための環境づくり

目標

発災後の関連死ゼロを目指す

【主な実施内容】

災害時に命を守る第一歩は「避難」ですが、避難した後の環境が適切でなければ命を守り続けることはできません。また、過去の災害でも多くの被害が「災害発生直後」ではなく、「避難生活の中」で起きていることから、津波に備える体制の整備・持続化、避難所運営体制の整備や避難生活の健全化、要配慮者の支援体制整備、飲料水・食料等の備蓄徹底を図ります。

具体的には、以下の取組を進めます。

- ・ 避難所となる小・中学校体育館等への空調整備、災害用トイレの確保
- ・ 重度障がい者への支援、福祉避難所等における要配慮者の生活環境の充実
- ・ 3師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や救護病院等と連携した訓練の実施

さらに、食料・飲料水の備蓄について市民に啓発するとともに、市の緊急物資の備蓄促進や避難所における備蓄スペースの拡充に努めます。あわせて、自主防災組織の防災倉庫更新・新設に係る補助制度の拡充により、各地区における備蓄品の充実を図ります。

取組方針③：迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり

目標

希望する全ての市民が湖西市で生活再建し、住み続けられるようにする

【主な実施内容】

災害が発生した後、被害を最小化し、地域の生活機能をできる限り早期に回復させるためには、平時からの体制づくりが不可欠です。復旧・復興のスピードは「事前準備の質」で決まるため、広域支援の受入体制強化や被災者生活再建支援体制の確保、災害廃棄物処理体制の構築、復興に向けた事前準備を推進します。

具体的には、以下の取組を進めます。

- ・ 広域受援計画の策定・見直し、災害ボランティア団体との共同訓練の実施
- ・ 被災者生活再建支援システムの導入及び活用の促進
- ・ 災害廃棄物処理に関する対応能力の向上及び仮置場の整備に向けた検討の促進

さらに、地域の迅速な復旧・復興の推進に向けて、事前復興まちづくり計画の策定や地籍調査の促進、事業所における地震防災応急計画の策定、地震保険加入の普及促進を図ります。

取組方針④：被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり

目標

地震による被害を軽減するとともに、津波から市民の生命・財産を守る

【主な実施内容】

地震や津波は「いつ」「どこで」「どれくらいの規模」で発生するかを正確に予測することはできません。災害が発生してから対応するのではなく、被害そのものを小さくする「事前のまちづくり」が重要となるため、住宅・公共建築物等の耐震化の促進や、橋の耐震化の推進、緊急輸送路の整備・補修、災害時における情報収集・連絡体制の強化を図ります。

具体的には、以下の取組を進めます。

- ・ 住宅の耐震化促進、橋・上下水道施設等の耐震化の推進
- ・ 緊急輸送路等の整備・補修、沿道における危険なブロック塀の撤去・改善
- ・ 災害時情報共有システムの活用促進、被災者支援システムの導入

さらに、令和8年4月に運用開始する消防防災センターの建設に伴う防災拠点等の強化、災害対策本部における災害用テレビ会議システム及び情報用端末等を整備し、情報システム機能の強化を図ります。また、安全で住み続けられるまちを実現するため、立地適正化計画において防災指針を策定します。

なお、レベル2津波に対する防潮堤については、総合的な比較検討により整備は行わず、防潮堤に代わる対策として「津波からの確実な避難」と「早期の復旧・復興」を実現するための取組を推進していきます。

取組方針⑤：自助・共助の取組及び意識啓発の促進

目標

市民一人一人が自助の意識を持つとともに、誰一人取り残さず地域で逃げる・助け合うための共助の仕組みをつくる

【主な実施内容】

災害時における自助と共助の取組を進めることは、災害に強い地域づくりに不可欠な要素です。これらを促進することで、災害時の迅速な対応と被害軽減を実現するため、地域の防災力強化や適切な避難行動の周知徹底、自主防災組織の活性化、要配慮者の避難体制整備、地元企業との連携、各家庭の地震対策に係る取組を推進します。

具体的には、以下の取組を進めます。

- ・ 地域の防災活動を支える人材の育成（地域住民、地域防災指導員）
- ・ 自主防災組織における地区防災計画の作成
- ・ 市民・事業所等の防災意識高揚の促進（出前講座・啓発活動等）

さらに、防災訓練において親子や子どもたちが楽しく参加できる企画や効果的な周知による訓練参加率の向上により、自助・共助の取組を推進します。特に、今後の湖西市を担う人材である小中高生への防災教育に力を入れます。また、避難所運営においては地域との連携が重要であることから、地域住民と避難所の運営手順についての事前検討を行い、災害時の避難所運営体制の強化を図ります。

(3) 基本方針と取組方針の関係

基本方針と取組方針の概念図を示します。

基本方針である「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」の実現に向けて、発災直後に「逃げる」、避難後に「命をつなぐ」、「迅速な復旧・復興を行う」ための取組を進めます（取組方針①～③）。

また、自助・共助の取組の推進により「各取組を支援」とともに、地震・津波に強いまちづくりにより「各取組の強化」につなげます（取組方針④～⑤）。

なお、基本方針へ延びる矢印は、時系列で「明るい未来」と「地域の安全」が右肩上がりに達成されていくことを表現しています。また、各取組を時系列で順番に行うということではなく、同時並行で進めていくことを意味しています。

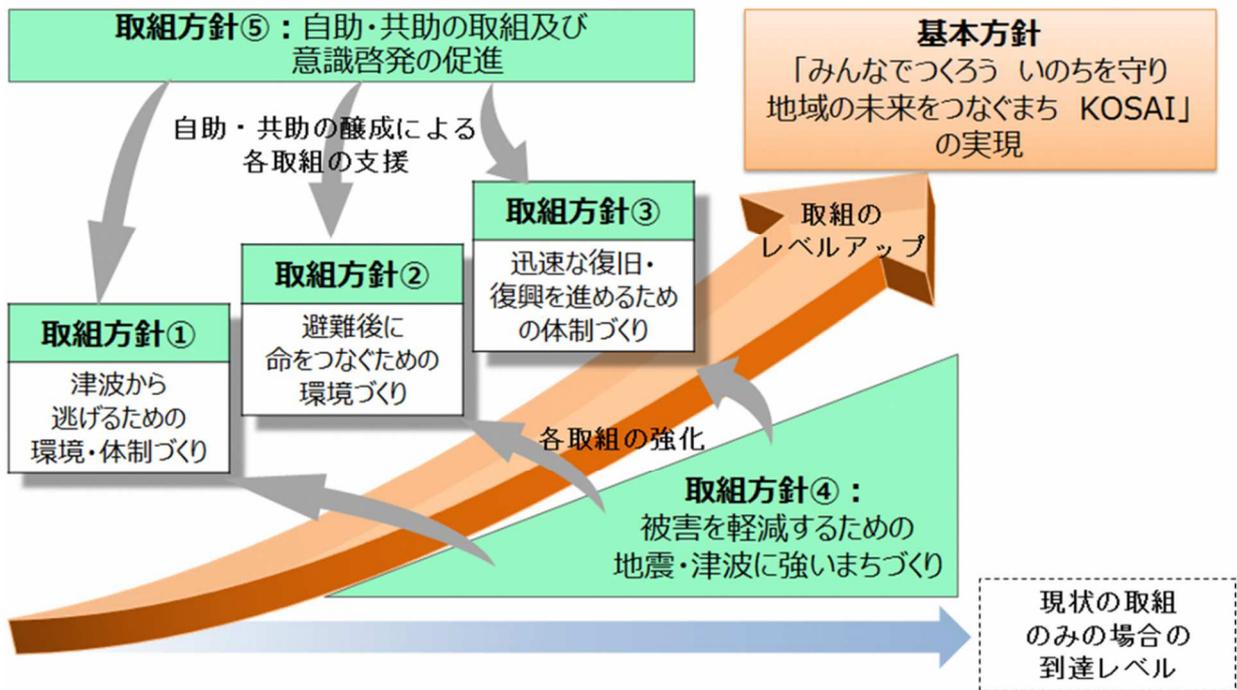


図 4-1 基本方針・取組方針の概念図

第5章. 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

本市では、第4章で設定した取組方針に対して、土地利用施策及び警戒避難体制の構築等をはじめとする事業を展開していきます。

本章では、津波防災地域づくり推進の基本的な方針と関連計画との整合性を踏まえ、計画の柱となる土地利用及び警戒避難体制に係る基本的な考え方について示します。

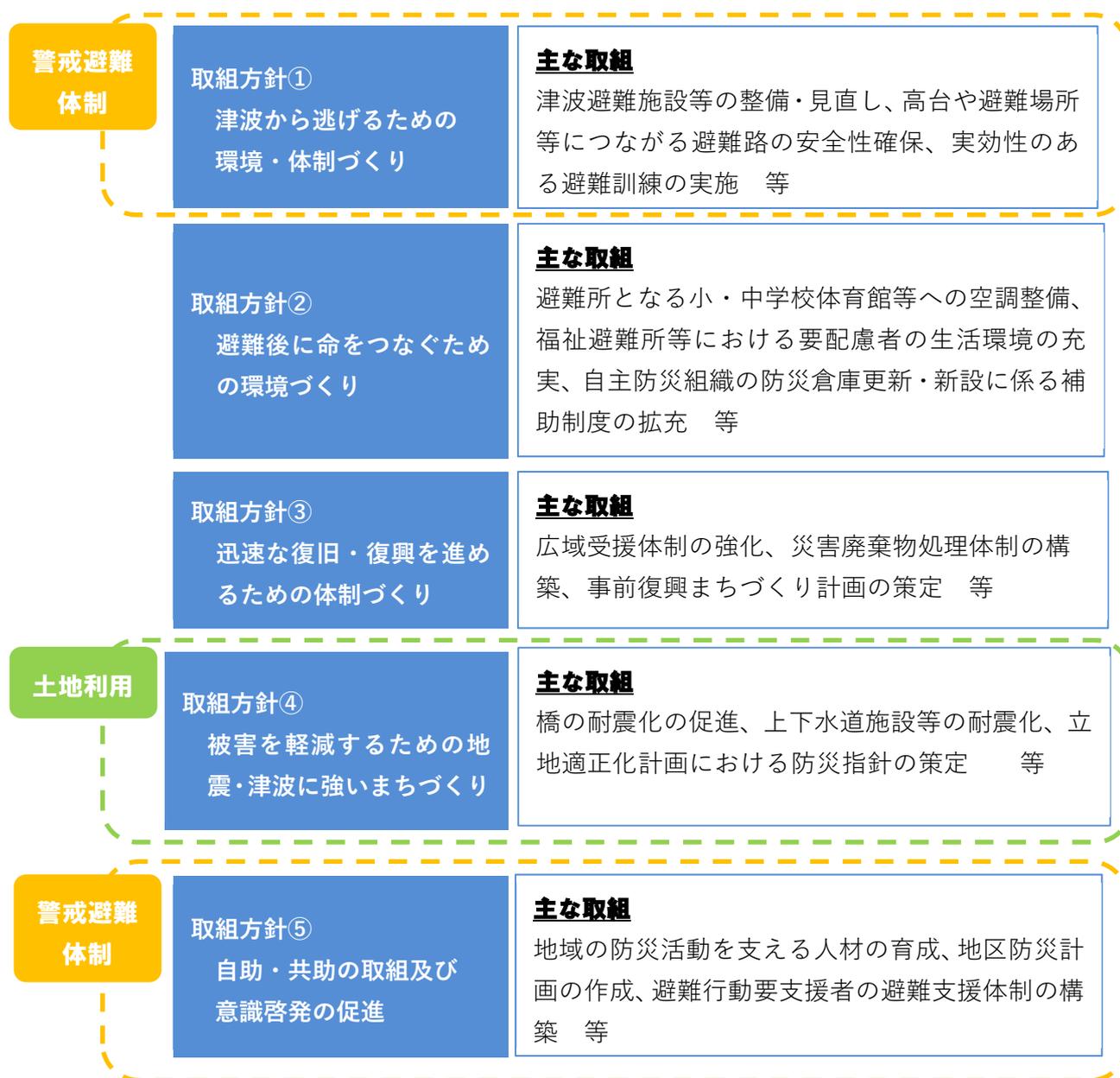


図 5-1 取組方針に対する土地利用と警戒避難体制の位置付け

第1節. 土地利用

本市の津波浸水想定、土地利用の現況、湖西市都市計画マスタープランで示されている土地利用に関する方針を踏まえ、本市の基本方針の実現に向けた土地利用に関する基本的な考え方を以下に示します。

(1) 湖西市都市計画マスタープラン等での土地利用に関する方針との整合

湖西市都市計画マスタープランは、長期的な見通しをもって総合的・一体的なまちづくりを進めていくため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、目指すべき将来都市像を定めた上で、その実現に向けたまちづくりについての考え方を明らかにするものです。

また、津波防災地域づくり法第10条第4項において、「推進計画は、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれたものでなければならない。」とされています。

湖西市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念と分野別都市づくり方針が示されています（図5-2、図5-3）。

都市づくりの基本理念の一つとして、「災害の最小化と迅速な復興による安心して暮らせる都市の構築」が示され、あらゆる自然災害に対し、市民の生命を守るための防災・減災対策を積極的に進め、安心して安全に暮らし続けることのできる都市を構築する点や、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の早期復旧や復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めていく点が示されています。

また、分野別都市づくり方針においては、市街化区域における土地利用の基本方針として、住宅や商業施設などの新たな供給に当たって居住誘導区域や都市機能誘導区域を優先する点や、都市施設の整備・維持管理については、将来都市構造の実現に向けた新規整備や老朽化に伴う既存施設の更新を、優先度の高いものから順次進めていく点が示されています。

さらに、都市防災の基本方針として、地震・津波による人的・物的被害の軽減を図るため、防災拠点や避難所をはじめとする公共建築物や旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化の促進を図るとともに、津波被害を防止・軽減するため、静岡県第4次地震被害想定に基づくレベル2津波浸水想定区域を中心に、津波から避難するための津波避難ビルの指定、命山や津波避難タワー等の津波避難施設の整備の更なる推進、あわせて迅速かつ安全に避難できる避難経路の適切な配置・整備、津波避難デッキ等を有する津波に強い公共施設への建て替えなど、面的な防御体制を確立する点が示されています。

湖西市立地適正化計画では、今後、医療・福祉・商業等の都市機能や居住を誘導する区域として、鷺津地区・市役所周辺地区と新所原地区が設定されています。また、新居地区については、津波による浸水が広範囲にわたり想定されるため、居住誘導区域に含めないものとされています。

推進計画は、都市計画マスタープランや立地適正化計画で示されている土地利用に関する方針と整合させるとともに、建物の新築や建て替え、浜松湖西豊橋道路等の都市施設の整備などと合わせて、地震・津波の被害を軽減し、市民が安全・安心に暮らせる土地利用に関する施策について長期的に取り組みます。

<p>基本理念① 「職住近接」による 持続可能な集約・連携型都市 の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地における良好な住宅地の創出 ・郊外の地域活力を向上する住宅地の創出 ・市内の拠点間ネットワークの強化
<p>基本理念② 産業の集積と連携により 新たな価値と活力を創造する 都市の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業の活性化 ・高い付加価値を創造する産業の立地促進 ・農林漁業と連携した新たな産業の創出
<p>基本理念③ 災害の最小化と 迅速な復興による 安心して暮らせる都市の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる自然災害に備えた安全で安心な暮らし環境の創出 ・大規模災害に備えた事前復興の準備
<p>基本理念④ 豊かな自然や歴史などの 地域資源を活用した都市の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然資源の保全・活用 ・歴史資源の保全・活用

図 5-2 湖西市都市計画マスタープラン（令和 6 年 6 月改訂版）における
都市づくりの基本理念

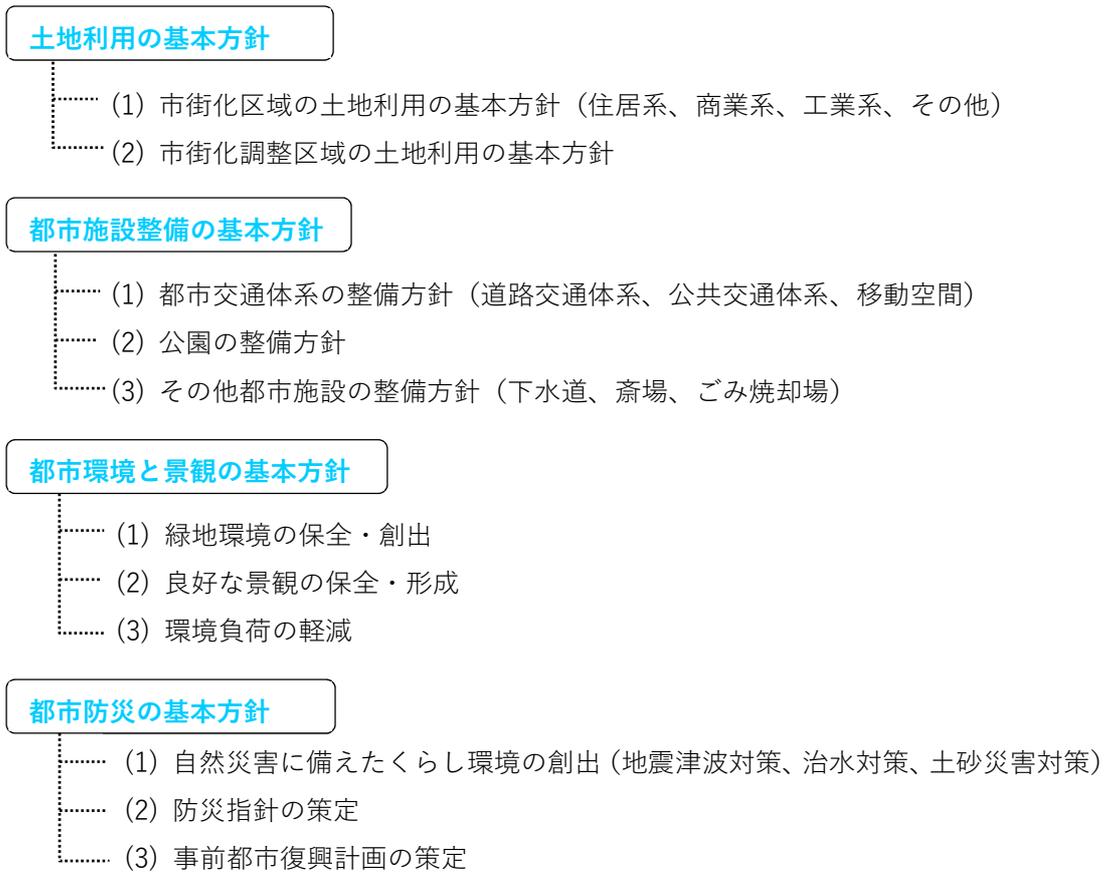


図 5-3 湖西市都市計画マスタープラン（令和 6 年 6 月改訂版）における
分野別都市づくり方針

(2) 地震に強い市街地の形成

土地利用施策として、防災拠点や避難所をはじめとする公共建築物の耐震化促進、避難所までの避難経路の整備及び維持、災害時の迅速かつ円滑な救命・救急・復旧活動を支えるため、浜松湖西豊橋道路をいかした新たなネットワークの構築、防災拠点施設と避難所等をネットワークする幹線道路や橋梁の強靱化、緊急輸送路網と一体となって応急復旧や復旧・復興を支える拠点機能の強化、適切な維持管理、火災の延焼拡大を防止する道路や都市公園等のオープンスペースの整備などに努めます。

(3) 津波防災施策と土地利用施策の考え方

静岡県第4次地震被害想定に基づくレベル2津波に対して、津波到達時間内に安全な避難ができるように、浸水想定区域を中心とした津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の整備、避難路の整備等を進めるとともに、浸水想定区域内に立地している公共施設については、津波避難デッキ等を有する津波に強い施設への建て替えや、浸水想定区域外への移転などの対策を進めます。

第2節. 警戒避難体制の整備

最大クラスの地震・津波（レベル2）が発生した際にも、「なんとしても人命を守る」観点から、迅速かつ円滑に避難することができる警戒避難体制の構築を図ります。

具体的には、周辺に避難施設がなく避難が困難な津波避難施設空白域解消後の対策として、地域住民の声を踏まえ、要配慮者の避難特性（歩行速度等）を考慮した津波避難施設の整備の検討、災害時の確実な情報伝達手段の確保、要配慮者を含む地域住民や観光客等の避難誘導體制の確立、避難路の安全性確保のための危険なブロック塀等の撤去・改善の促進、若い世代を含む地域住民が日頃から協力して実効性のある訓練等に取り組むことによる共助の体制づくりなど、ハード・ソフト施策による多重防御体制の確立に向けた対策を推進していきます。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」の指定が令和5年3月にされたことに伴い、要配慮者利用施設おける避難確保計画の策定や計画に基づく避難訓練の実施等により警戒避難体制の強化に努めていきます。

（1）津波避難施設等の整備

津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、可能な限り短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

津波避難施設空白域については、命山や津波避難タワーの整備により令和3年度に解消されていますが、特に避難に時間を要する高齢者や障がい者等の要配慮者が確実に避難できる体制を構築するため、成果が見えるような実効性の高い避難訓練等の実施による検証を行うとともに、海方向への避難や避難ルート上の橋の損傷等が不安という地域住民の声も踏まえて、津波避難施設整備の必要性や民間施設の津波避難ビル指定等の活用について検討していきます。

また、高台や避難場所等につながる避難路については、ハザードマップの配布や広報紙、ウェブサイト等で周知に努めるとともに、避難路の安全性確保など避難時間短縮に寄与する取組を推進します。



図 5-4 津波避難施設（命山、津波避難タワー）

(2) 情報伝達手段の確保

災害時の情報伝達に当たっては、防災行政無線（同報無線）、防災ほっとメール、市公式LINE、テレホンサービス及び緊急速報メールに加えて、X（旧ツイッター）やフェイスブックなどのSNS、市のウェブサイトなど効果的な伝達手段を複合的に活用し、地域住民に迅速かつ確実な情報伝達ができる体制を整備するものとします。特に要配慮者に対しては、早期の避難を促進するため、やさしい日本語や多言語による伝達内容の工夫、避難行動要支援者一人一人の状況に合わせた個別避難計画の作成による近隣住民の支援・協力など、様々な手段で情報伝達が行える体制の構築に努めます。

また、令和8年4月から運用を開始する消防防災センターでは、情報伝達におけるデジタル技術の機能強化、災害対策本部と各対策班との情報共有システムや災害時オペレーションシステムの導入など、災害に強い総合的な情報伝達システムの構築を進めます。



図 5-5 防災行政無線



消防防災センター（令和8年4月運用開始）

(3) 防災意識の醸成及び訓練の実施

地震・津波から自分自身や家族の命や財産を守る「自助」を防災の基本と考え、市民一人一人が自覚を持ち、避難行動につながるような正確な知識を普及していく必要があります。

防災意識の醸成の面では、自主防災組織を対象とした研修会や地域防災指導員や危機管理課・消防職員による出前講座等を積極的に開催し、地震・津波に関する基礎知識や地区の災害特性の理解、応急対策等について啓発活動を行うとともに、避難行動に関する情報や家庭内での地震に対する予防・安全対策などについて普及・啓発を図るものとします。

また、円滑な避難と津波対策の課題等について検証を行うために、要配慮者を含む地域住民や自主防災組織、地元企業などと連携して訓練を実施するとともに、自主防災組織を中心とした地域住民が主体となり、地区の災害特性を反映した地区防災計画の作成を促進します。

さらに、児童・生徒等の若い世代の訓練参加を促進する取組や、津波到達時間内の避難等、成果が見える実効性の高い訓練の企画・検討及び実施に努めます。



図 5-6 女性防災講座、防災訓練

(4) 津波災害警戒区域(イエローゾーン)における取組の強化

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和 5 年 3 月に「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」の県知事指定を受け、基準水位^{※9}での津波ハザードマップ作成・周知、社会福祉施設や学校等の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び計画に基づく実効性の高い避難訓練の実施等、地域住民等が津波から安全に避難できるような警戒避難体制の強化に努めます。なお、本市における津波災害警戒区域は、静岡県第 4 次地震被害想定に基づく最大クラス（レベル 2）の津波が発生した場合の浸水想定区域と同様の区域で指定しています。

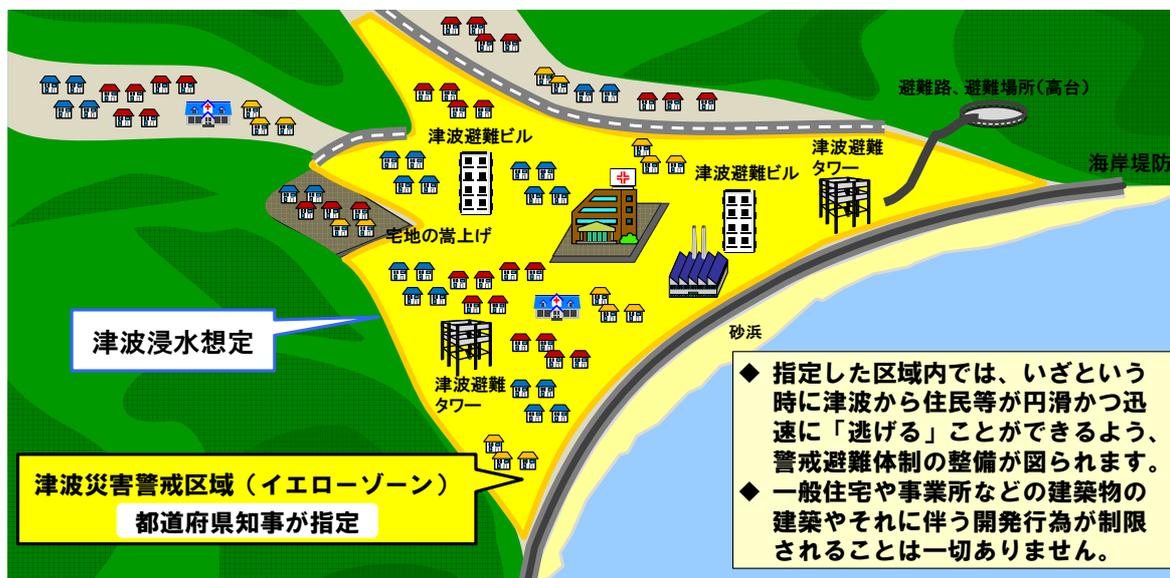


図 5-7 津波災害警戒区域（イエローゾーン）

出典：静岡県河川企画課

^{※9} 「基準水位」とは、静岡県第 4 次地震被害想定におけるレベル 2 津波が発生した場合に想定される最大浸水深に、津波が建築物等に衝突した時に生じるせり上がり高さを加えた水位です。

(5) 要配慮者や観光客等の避難対策

要配慮者への対策については、避難行動要支援者を対象として、令和4年度から浸水想定区域を中心に一人一人の状況に合わせた個別避難計画の作成を進めています。

また、令和6年度からは個別避難計画作成事業「ひなんさんぽ」を実施しています。避難行動要支援者の自宅から避難場所までの避難経路を自治会や民生委員、サポーター等と一緒に確認する取組です。「ひなんさんぽ」と防災講演や一般市民向けのマイタイムラインの作成を組み合わせることで、避難行動要支援者だけでなく参加した地域住民の防災意識も高まり、地域全体の防災力向上が期待できます。

さらに、一部の地域では要配慮者を把握するための実態調査を実施し、組長が状況確認を行うなどの取組が行われており、これらの取組を他地域にも発信することで、市内全体への展開に努めます。

<ひなんさんぽ当日のスケジュール>

- ▶ 避難行動要支援者の自宅から避難場所までの避難訓練
- ▶ 地域防災指導員による防災講話
- ▶ 個別避難計画の作成（避難行動要支援者用）
- ▶ 私の避難計画、マイタイムラインの作成（一般市民用）

<実施地区>

- ▶ 令和4年度：橋本自治会、西浜名自治会
- ▶ 令和5年度：橋本自治会、西浜名自治会
- ▶ 令和6年度：入出自治会、岡崎自治会（ひなんさんぽ）
- ▶ 令和7年度：新居地区 ※地区内の自治会が対象（ひなんさんぽ）



図 5-8 個別避難計画の作成（ひなんさんぽ）

市外からの観光客等については地元自主防災組織、商工会、観光協会等の関係団体と共同で、避難場所が記載された防災マップの閲覧又は配布をできるように努めます。また、海水浴場などに避難路看板や海拔表示等を計画的に設置し、有事の際には観光客、釣り客等が迷うことなく避難場所へ緊急避難できるように周知します。



図 5-9 避難路看板、海拔表示

第6章 津波防災地域づくり推進のための事業・事務

本章では、本市における津波防災地域づくりの推進のために今後行う事業・事務を整理し、一覧として示します。

なお、推進計画第2版策定時に、防潮堤整備の代替事業として施策案3における事業・事務を拡充（参考資料3・4参照）しています。また、推進計画第1版策定（令和6年3月）から5年後となる令和10年度末に事業・事務の進捗確認を行います。

第1節 事業・事務の整理

第4章で設定した5つの取組方針に基づき、今後行っていく津波防災地域づくりのための事業・事務を整理します。また、各取組方針と主な事業・事務内容の関係を示します。

表 6-1 事業・事務の体系

取組方針		主な事業・事務の内容
1	津波から逃げるための環境・体制づくり	<ul style="list-style-type: none">津波避難施設等の整備・見直し高台や避難場所等につながる避難路の安全性確保実効性のある避難訓練の実施 など
2	避難後に命をつなぐための環境づくり	<ul style="list-style-type: none">避難所となる小・中学校体育館等への空調整備福祉避難所等における要配慮者の生活環境の充実自主防災組織の防災倉庫更新・新設に係る補助制度の拡充 など
3	迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり	<ul style="list-style-type: none">広域受援体制の強化災害廃棄物処理体制の構築事前復興まちづくり計画の策定 など
4	被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none">橋の耐震化の促進上下水道施設等の耐震化立地適正化計画における防災指針の策定 など
5	自助・共助の取組及び意識啓発の促進	<ul style="list-style-type: none">地域の防災活動を支える人材の育成地区防災計画（自主防災組織）の作成避難行動要支援者の避難支援体制の構築 など

(1) 事業・事務の期間

推進計画の上位計画である第6次湖西市総合計画は、基本構想の計画期間を令和15年(2033年)までとし、その実践計画を第Ⅰ期(令和3年～令和7年の5年間)、第Ⅱ期(令和8年～令和11年の4年間)、第Ⅲ期(令和12年～令和15年の4年間)に分けて設定しています。

そこで、推進計画における各施策の期間の基準については、湖西市総合計画の実践計画のうち最長期間である「5年間」という期間を参考とし、推進計画第1版の策定を基準として、令和6年度から5年後の令和10年度までに事業完了となる事業・事務を「短期」、それ以降に事業完了となるものを「中長期」として記載します。また、事業が完了しているものを含め、今後継続して実施していくものを「継続実施」とし、今後具体的な時期を定めていくものを「未定」と記載しています。

なお、意見交換会等で出された意見をもとに整理した「地域住民等による主体的な取組」については、既に実施されている取組については「継続実施」とし、それ以外の取組については、明確な期限を定めず「-」と記載しています。

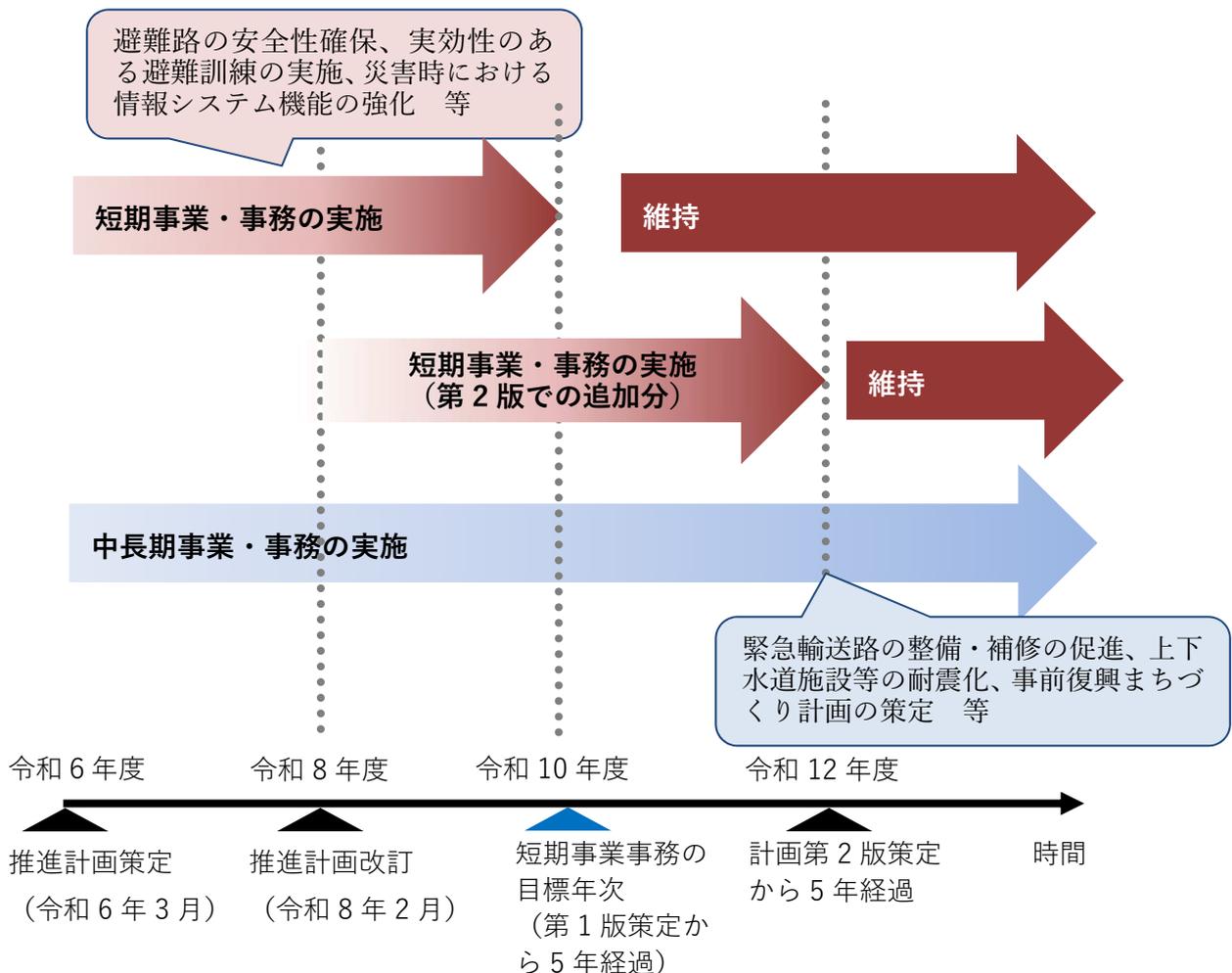


図 6-1 計画期間のイメージ

(2) 事業・事務リスト

事業・事務を取組内容、担当主体、事業位置、期間の観点で整理しました。担当主体については、湖西市各課・自主防災組織・地域住民・事業者を記載しています。また、事業位置は、「市全域」、「浸水想定区域内」、「各地区（第3章第5節における地域区分）」の区分で整理しています。

1) 取組方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり

表 6-2 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）(1/5)

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
津波から逃げる環境の整備				
1	■津波避難訓練の充実・強化 【担当主体】 自主防災組織 地域住民 危機管理課	浸水想定区域内の地区において、津波避難訓練を年に1回（3.11）継続して実施する。	浸水想定区域内	継続実施
2	■津波避難訓練の充実・強化（社会福祉施設） 【担当主体】 地域福祉課 高齢者福祉課 事業者	浸水想定区域内にある障がい福祉施設（5施設）及び高齢者福祉施設（12施設）の災害対応マニュアル見直しと年1回以上の訓練を実施する。	浸水想定区域内	短期
3	■津波避難誘導標識の整備の推進 【担当主体】 危機管理課	津波避難警告標識（広域避難所看板、津波避難常時看板、津波避難路案内看板、津波避難路面シート、避難所標識、避難所誘導看板など）の整備を推進する。	市全域	中長期
4	ハザードマップ（津波・土砂災害）等の整備 【担当主体】 危機管理課	令和5年3月に全戸配布した津波・土砂災害のハザードマップに加え、その他液状化などの災害リスクを一度に確認できる総合ハザードマップ等の作成を検討する。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-3 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）（2/5）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
5	<p>■●津波避難施設等の整備・見直し</p> <p>【担当主体】 危機管理課</p>	津波避難施設空白域は解消されているが、要配慮者（高齢者や障がい者等）など避難に特に時間を要する方の避難特性（歩行速度等）、海方向への避難や避難ルート上にある橋の損傷等の不安を踏まえ、津波避難施設等（津波避難タワーや命山）の整備の検証や津波避難ビルの指定など民間施設の活用を含めた見直し等を行う。	新居地区 白須賀地区	中長期
6	<p>■●高台や避難場所等につながる避難路の安全性確保</p> <p>【担当主体】 危機管理課 都市政策課 土木課</p>	新居・白須賀地区における高台や避難場所等への主要なアクセス路について、土砂災害対策（浜名特別支援学校につながる避難路等）や橋梁点検（浜名川に架かる橋梁等）等、安全性確保に向けた取組の検討を行う。	新居地区 白須賀地区	中長期
住宅の耐震化等 ※倒壊家屋の下敷き等による逃げ遅れの防止				
7	<p>■住宅の耐震化の促進 ※逃げ遅れ防止</p> <p>【担当主体】 地域住民 建築住宅課</p>	ウェブサイト等で耐震減災化推進事業を案内するなど、住宅の耐震化率向上に努める。	市全域	中長期
8	<p>■家庭内の地震対策の促進（耐震シェルター） ※逃げ遅れ防止</p> <p>【担当主体】 地域住民 建築住宅課</p>	広報紙やウェブサイト等で補助制度の周知を図り、耐震シェルターの設置を促進する。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-4 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）（3/5）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
9	<p>■家庭内の地震対策の促進（防災ベッド）</p> <p>※逃げ遅れ防止</p> <p>【担当主体】</p> <p>地域住民 建築住宅課</p>	<p>広報紙やウェブサイト等で補助制度の周知を図り、防災ベッドの設置を促進する。</p>	市全域	中長期
要配慮者の避難体制の整備				
10	<p>■避難行動要支援者の避難支援体制の構築</p> <p>【担当主体】</p> <p>地域福祉課 危機管理課 自主防災組織 地域住民</p>	<p>災害時に自力で避難することが困難な要配慮者（高齢者や障がい者等）が安全に避難できるように、一人一人の状況に合わせて作成する個別避難計画の作成を促進する。</p>	市全域	中長期
11	<p>■要配慮者の避難訓練の充実・促進</p> <p>【担当主体】</p> <p>地域福祉課 高齢者福祉課 危機管理課 自主防災組織 地域住民</p>	<p>優先度が高い要配慮者（高齢者や障がい者等）の個別避難計画に基づいた避難訓練を年1回実施する。</p>	市全域	中長期
12	<p>要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推進</p> <p>【担当主体】</p> <p>事業者 危機管理課</p>	<p>津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設等）において避難確保計画の作成を推進する。</p>	浸水想定区域内	短期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-5 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）（4/5）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
避難路の整備				
13	<p>■●避難路における安全性の確保（危険なブロック塀等の撤去・改善）</p> <p>【担当主体】 地域住民 建築住宅課</p>	高台や避難場所等につながる避難経路上の危険なブロック塀等の撤去・改善を推進する。	市全域	継続実施
要配慮者対策				
14	<p>●近隣住民による助け合いの関係づくり</p> <p>【担当主体】 地域住民 自主防災組織</p>	近隣で避難支援等が必要な要配慮者を日頃から把握し、平時の声掛けや訓練を通じたつながりをつくる。	市全域	継続実施
15	<p>●自主防災組織等による要配慮者の把握と災害時の避難支援</p> <p>【担当主体】 自主防災組織 地域住民</p>	自主防災組織や自治会、隣組等の単位で、地域の要配慮者を把握し、災害時には避難支援を行える体制をつくる。	市全域	継続実施
個人・地域での避難方法の検討				
16	<p>●地域の避難ルール・避難手段の検討</p> <p>【担当主体】 自主防災組織 地域住民</p>	自治会等で避難する際のルールや手段を事前に検討する。	市全域	継続実施
17	<p>●避難先・避難路の検討や夜間・悪天候時の避難対策</p> <p>【担当主体】 地域住民</p>	自宅や外出先から避難場所までの安全な経路を事前に検討する。また、夜間や雨天時に発災した際の安全な避難方法について検討する。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）（5/5）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
18	●要配慮者の避難方法の 事前検討 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	要配慮者の避難方法・支援につ いて、訓練等を通じて地域で事 前に検討する。	市全域	継続実施
避難施設等の平時の活用				
19	●避難施設等の平時の利 活用 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	平時から命山や津波避難タ ワーをイベントや防災訓練等 で活用し、発災時にスムーズに 避難できるようにする。	新居地区	継続実施
訓練の実施・周知				
20	■●実効性のある避難訓 練の実施 【担当主体】 自主防災組織 地域住民 危機管理課	浸水想定区域内の地区におい ては、津波到達時間内※に避難 場所まで逃げられるか、浸水想 定区域外の地区においては、災 害リスクの低い避難経路を選 択できているかなど、成果が見 えるような実効性の高い訓練 の企画・検討及び実施に努め る。 ※地震発生から 24 分で沿岸部 の既存堤防・バイパスを越える 想定	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

2) 取組方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり

表 6-7 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（1/6）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
津波に備える体制の整備・持続化				
21	津波避難施設の滞在時環境の整備（設備） 【担当主体】 危機管理課	津波避難施設 5 箇所※の雨よけ、風よけ、トイレ等の整備を検討する。 ※避難タワー3 箇所、命山 2 箇所	新居地区	中長期
22	●津波避難施設の滞在時環境の整備（備蓄） 【担当主体】 危機管理課	津波避難施設 5 箇所※に雨具や防寒具等を備蓄し、津波が引かず二次避難ができない状況でも生き延びることができる環境の整備を検討する。 ※避難タワー3 箇所、命山 2 箇所	新居地区	短期
救護所の機能強化				
23	救護所訓練の実施 【担当主体】 健康増進課 こども未来課 高齢者福祉課 湖西病院	3 師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や救護病院等の医療機関と連携した訓練を年 1 回実施する。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-8 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（2/6）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
避難所運営体制の整備・避難生活の健全化				
24	避難所運営支援体制の充 実・強化 【担当主体】 自主防災組織 危機管理課 教育委員会 新居支所	避難所（15 箇所）における避難 所運営マニュアルを作成し、避 難所運営支援体制の充実・強化 を図る。	市全域	短期
25	■避難所における生活環 境の充実（資機材整備） 【担当主体】 危機管理課 自主防災組織	避難所（15 箇所）の生活環境を 向上するため資機材の整備・更 新を促進する。	市全域	継続実施
26	■避難所となる小・中学 校体育館等への空調整備 【担当主体】 教育総務課 危機管理課	小・中学校体育館は、平時にお ける利用に限らず、災害発生時 は地域の避難所としても利用 されるため、空調の整備を行 う。	市全域	中長期
27	■●災害用トイレの確保 の促進 【担当主体】 危機管理課 廃棄物対策課	災害時は水洗トイレが機能せ ず、仮設トイレが行き渡るまで には数日を要し、排せつを我慢 することで健康障害を引き起 こすことも考えられるため、災 害用トイレの確保を促進する。	市全域	中長期
28	●避難所におけるトイレ の洋式化 【担当主体】 教育総務課 スポーツ・生涯学習課 保育幼稚園課 静岡県	足腰の弱い高齢者や車いすを 使用する身体障がい者の方は 和式便器ではトイレの使用が 困難なため、避難所（15 箇所） となる市有及び県有校（園）舎・ 施設等にあるトイレの洋式化 を推進する。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-9 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（3/6）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
29	男女共同参画の視点による避難所運営体制の充実 【担当主体】 危機管理課	自主防災組織研修会等で継続的な説明を行い、避難所（15箇所）における避難所運営連絡会メンバーの女性参加率の向上に努める。	市全域	中長期
30	被災動物保護・収容体制の整備 【担当主体】 環境課 危機管理課 教育委員会 新居支所 自主防災組織	避難所（15箇所）における愛玩動物の同行避難受入体制を避難所運営マニュアルに位置付ける。	市全域	短期
31	災害時の健康支援体制の確立 【担当主体】 健康増進課	災害時健康支援マニュアルの見直しを行う。	市全域	短期
要配慮者の支援体制の整備				
32	■重度障がい者への支援促進 【担当主体】 地域福祉課	災害における停電時の電源確保のため、重度障がい者用の人工呼吸器外部電源を整備する。 目標:10台（1台/年）	市全域	中長期
33	■福祉避難所等における要配慮者の生活環境の充実 【担当主体】 地域福祉課	福祉避難所における要配慮者の避難生活用資機材（感染対策用品を含む）の整備を促進する。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-10 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（4/6）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
備蓄スペースの確保				
34	■避難所における防災倉庫の更新 【担当主体】 危機管理課 教育委員会	避難所（15箇所）における防災倉庫の容量が不足、必要な資機材等を確保できていないため、更新時に備蓄スペースの拡充及び備蓄品の充実を図る。	市全域	中長期
35	■避難所以外の備蓄防災倉庫の整備 【担当主体】 危機管理課	避難所（15箇所）以外に市の備蓄防災倉庫を整備し、備蓄スペースの拡充を図る。	浸水想定区域外	中長期
36	●民間企業との連携による備蓄 【担当主体】 自主防災組織 事業者 危機管理課	自主防災組織の備蓄を民間企業の建物や敷地で保管するための検討を支援する。	市全域	中長期
飲料水・食料等の備蓄の徹底				
37	市民の備蓄の促進（食料及び飲料水） 【担当主体】 危機管理課 地域住民	1週間分以上の食料及び飲料水の確保について、ウェブサイト等による案内に加えて、訓練やイベントなどで啓発し、市民の備蓄確保率の向上に努める。	市全域	中長期
38	■市の緊急物資の備蓄 【担当主体】 危機管理課	市の緊急物資の備蓄量確保に努める。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-11 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（5/6）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
防災倉庫等の整備				
39	●防災倉庫の浸水対策 【担当主体】 自主防災組織 危機管理課	浸水想定区域内にある防災倉庫について、浸水想定区域外への新規設置や、浸水しない高台への移設など浸水対策の検討を行う。	市全域	中長期
40	■自主防災組織の防災倉庫更新・新設に係る補助制度の拡充 【担当主体】 自主防災組織 危機管理課	自主防災組織が所有する防災倉庫の更新・新設に係る補助制度を拡充し、各地区における備蓄品の充実を図る。	市全域	中長期
救援物資受入体制の整備				
41	物資受入体制に関する訓練の実施 【担当主体】 保険年金課 産業振興課 危機管理課	物資対策班等による訓練を実施し、検証を繰り返しながら体制を整備する。また、物資輸送に係る機関と顔の見える関係を維持し、災害時に迅速に連携できる体制を維持する。また、本市だけでは体制を整えられない場合に備え、広域受援計画を策定し、応援人員や支援物資に関する事前調整を行う。	市全域	短期
42	■救援物資の受入体制の構築 【担当主体】 保険年金課 産業振興課 危機管理課	災害時情報共有システムにおける救援物資管理機能を活用し、救援物資を受け入れる際に既存の備蓄品を含めた一元的な管理が行える体制の構築を図る。	市全域	短期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-12 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（6/6）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
避難所運営に関する事前検討				
43	●個人ができることの検討 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	個人が避難所運営で協力できることを平時から考えておく。	市全域	継続実施
44	●避難所運営に向けた事前検討 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	女性への配慮や中高校生との連携なども踏まえた避難所運営の事前検討や運営訓練の実施。	市全域	継続実施
45	●避難所の備蓄物資の確認 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	避難所に備蓄されている物資等を事前に確認する。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

3) 取組方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり

表 6-13 事業・事務リスト (方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり) (1/3)

No.	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
広域支援の受入体制の強化				
46	■広域受援体制の強化 【担当主体】 危機管理課	広域受援計画を策定するとともに、計画の実効性を高めるための見直しを行う。	市全域	継続実施
地域やボランティアとの連携強化				
47	災害ボランティアの連携強化 【担当主体】 スポーツ・生涯学習課 危機管理課	災害ボランティア団体との共同訓練を年1回以上実施する。	市全域	継続実施
被災者の迅速な生活再建の支援				
48	被災者の住宅確保（応急建設住宅等） 【担当主体】 建築住宅課	建設型応急住宅等について静岡県第4次地震被害想定又は被害状況により算出された必要戸数を確保する。	市全域	中長期
49	■被災者の生活再建支援体制の確保（情報システム） 【担当主体】 危機管理課 税務課 地域福祉課	住家被害認定調査及び罹災証明書発行等の被災者生活再建支援業務の効率化を目的としたシステムを導入・更新するとともに、研修や訓練によりシステムの操作方法等についての理解に努める。	市全域	継続実施
50	住家被害認定調査研修及び罹災証明書発行訓練の実施 【担当主体】 税務課 危機管理課	県が主催する住家被害認定調査研修への参加及び罹災証明書発行訓練を年1回実施する。	市全域	継続実施
51	■地震保険加入の普及促進 【担当主体】 地域住民 危機管理課	地震保険は地震による被害を受けた際に生活再建の支えとなるため、ウェブサイト等での周知により保険加入の普及促進を図る。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-14 事業・事務リスト（方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり）（2/3）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
災害廃棄物などの処理体制の構築				
52	■災害廃棄物処理体制の構築（研修会） 【担当主体】 廃棄物対策課	県が主催する災害廃棄物処理に関する研修会に年 1 回以上参加する。	市全域	継続実施
53	■災害廃棄物処理体制の構築（資機材整備） 【担当主体】 廃棄物対策課	廃棄物処理計画に位置付けている災害廃棄物仮置場候補地の地区区分（6 地区）について、各地区 1 箇所分の運営に必要な資機材を整備する。	市全域	短期
54	■災害廃棄物処理体制の構築（仮置場の整備） 【担当主体】 廃棄物対策課	災害廃棄物の仮置き場を新たに整備し、処理体制の確保に努める。	浸水想定区域外	中長期
ライフライン、事業所等の事業継続の強化				
55	事業所の防災対策の促進 【担当主体】 予防課 事業者	地震防災対策強化地域にある事業所や施設を管理・運営する者が作成する地震防災応急計画を策定する。	市全域	短期
地域の迅速な復旧、復興の推進				
56	■事前復興まちづくり計画の策定 【担当主体】 都市政策課	災害時に迅速かつ的確な復興を進めることができる安全で災害に強いまちづくりを実現するために事前復興まちづくり計画を策定する。	市全域	中長期
57	■地籍調査の促進 【担当主体】 土木課	災害からの迅速な復旧・復興を図るため、津波浸水想定区域内における市街化区域の地籍調査を促進する。	浸水想定区域内	中長期
遺体への適切な対応				
58	遺体の適切な対応の促進 【担当主体】 環境課	遺体処理計画の見直しを行う。	市全域	短期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-15 事業・事務リスト（方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり）（3/3）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
59	広域火葬共同運用体制による訓練の促進 【担当主体】 環境課	県が主催する広域火葬訓練に年1回以上参加する。	市全域	継続実施
救援物資受入体制の整備				
60 再掲 41	物資受入体制に関する訓練の実施 【担当主体】 保険年金課 産業振興課 危機管理課	物資対策班等による訓練を実施し、検証を繰り返しながら体制を整備する。また、物資輸送に関係する機関と顔の見える関係を維持し、災害時に迅速に連携できる体制を維持する。また、本市だけでは体制を整えられない場合に備え、広域受援計画を策定し、応援人員や支援物資に関する事前調整を行う。	市全域	短期
復旧・復興に関する事例の紹介				
61	●過去の災害時における復旧・復興に関する事例の紹介 【担当主体】 地域住民 自主防災組織 危機管理課	東日本大震災や過去の災害における復旧・復興の事例を事前に知ること、被災した時に実践できるような体制の構築に努める。	市全域	中長期
応援者の集結・活動スペースの確保				
62	緊急消防援助隊や広域緊急援助隊の活動スペースの確保 【担当主体】 危機管理課 警防課	緊急消防援助隊や警察災害派遣隊等の応援者が屋内で活動するための施設が不足しているため、屋内の活動拠点整備を検討する。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

4) 取組方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり

表 6-16 事業・事務リスト (方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり) (1/8)

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
住宅等の耐震化				
63 再掲 7	■住宅の耐震化の促進 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	ウェブサイト等で耐震減災化 推進事業を案内するなど、住宅 の耐震化率向上に努める。	市全域	中長期
64	■家庭内の地震対策の促 進（家具固定） 【担当主体】 地域住民 危機管理課	広報紙やウェブサイト等での 周知や高齢者世帯を対象とし た無料の家具固定を案内する ことで、家庭における家具類の 固定を促進する。	市全域	中長期
公共建築物等の耐震化				
65	避難所となる市有及び県 有校（園）舎・体育館等 の耐震化の推進 【担当主体】 教育総務課 スポーツ・生涯学習課 保育幼稚園課 静岡県	避難所（15箇所）となる市有及 び県有校（園）舎・体育館等の 耐震化を進める。	市全域	中長期
66	市有公共建築物（避難所 となる施設を除く）の耐 震化 【担当主体】 各課	市有公共建築物（避難所となる 施設を除く）の耐震化を進め る。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-17 事業・事務リスト (方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり) (2/8)

No.	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
公共構造物等の耐震化				
67	■橋の耐震化の推進 【担当主体】 都市政策課 土木課	耐震化が必要な5橋(跨線・市緊急輸送路)について、耐震化を推進する。	市全域	中長期
68	■下水道施設等の耐震化の推進及び下水道事業の早期復旧 【担当主体】 上下水道課	下水道施設の耐震化対策や、新居浄化センターにおいては津波対策を併せて検討する。また、業務継続計画(BCP)の見直し等により早期復旧体制の整備に努める。	市全域	中長期
69	■上水道施設等の耐震化の推進 【担当主体】 上下水道課	大規模災害時に市民生活や都市機能を維持するため、上下水道施設の耐震化を推進する。	市全域	中長期
津波対策施設の整備				
70	南海トラフ地震による津波に対して更なる安全度の向上を図る「静岡モデル」の推進 【担当主体】 静岡県 危機管理課 都市政策課	静岡県と湖西市で平成27年3月に策定した「静岡モデル検討会(湖西市)」中間報告に位置付けられる津波防災地域づくりに関する取組の検討を進め、報告書の改訂版を策定する。	市全域	中長期
津波に備える体制の整備・持続化				
71	津波避難施設の長寿命化の推進 【担当主体】 危機管理課	津波避難施設(避難タワー※)の長寿命化計画を策定する。 ※新居弁天わんぱくランド・日ヶ崎地区・高師山地区津波避難タワー	新居地区	短期
72	■立地適正化計画における防災指針の策定 【担当主体】 都市政策課	立地適正化計画において防災指針を策定し、住みやすく災害に強いまちづくりの検討を促進する。	市全域	短期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-18 事業・事務リスト (方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり) (3/8)

No.	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
土砂災害防止施設等の整備				
73	<p>■避難所や津波避難場所である高台等を保全する土砂災害防止施設等の整備</p> <p>【担当主体】 危機管理課 土木課 静岡県</p>	土砂災害警戒区域にある避難所（新居小学校、浜名特別支援学校、東小学校）や白須賀地区における津波避難場所の高台につながる避難路等を保全する土砂災害防止施設の整備を推進する。	新居地区 白須賀地区 新所地区	中長期
緊急輸送路等の整備				
74	<p>■緊急輸送路の整備・補修の推進</p> <p>【担当主体】 都市政策課 土木課</p>	道路啓開が人命救助や被災者支援等に不可欠であることから、道路啓開体制を強化するために、緊急輸送路の整備や補修等による強靱化を推進する。	市全域	中長期
75	<p>■都市計画道路の整備の推進</p> <p>【担当主体】 都市政策課 土木課</p>	災害に強い幹線道路を整備することで道路啓開体制を強化するため、市街化区域内において都市計画決定されている都市計画道路の整備を推進する。	市全域	中長期
76	<p>■緊急輸送路等沿道のブロック塀の撤去・改善等の促進</p> <p>【担当主体】 地域住民 建築住宅課</p>	緊急輸送路等沿道の危険なブロック塀の撤去・改善等を促進する。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-19 事業・事務リスト (方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり) (4/8)

No.	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
防災拠点等の強化				
77	防災拠点施設のガラス飛散防止措置の実施 【担当主体】 スポーツ・生涯学習課	防災拠点施設のうち、市所有の避難所(13施設)のガラス飛散防止措置を実施する。	市全域	中長期
78	■防災拠点における非常用電源の整備 【担当主体】 各課	ライフラインの維持、情報収集・発信、事業継続の点から防災拠点施設(35施設)における非常用電源の整備を促進する。	市全域	中長期
79	公用防災資機材の整備 【担当主体】 各課	公用防災資機材の整備を行う。	市全域	継続実施
80	業務継続計画(BCP)の策定、見直し 【担当主体】 総務課 各課	業務継続計画(BCP)の策定及び見直しを行う。	市全域	継続実施
81	災害対策本部運営訓練の実施 【担当主体】 危機管理課	災害対策本部運営訓練を年1回実施する。	市全域	継続実施
82	災害対策本部機能の強化 【担当主体】 危機管理課 消防総務課 警防課	令和8年4月に運用を開始する消防防災センター建設に伴い、災害対策本部及び災害対策本部会議室等の機能強化を図る。	市全域	短期
83	救護所、救護病院等の資機材の整備・更新 【担当主体】 健康増進課	医療救護計画に基づき、救護所等の資機材の整備・更新を行う。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-20 事業・事務リスト (方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり) (5/8)

No.	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
災害時における情報収集・連絡体制の強化				
84	<p>■災害対策本部における情報システム機能の強化</p> <p>【担当主体】 危機管理課 消防総務課</p>	令和 8 年 4 月に運用を開始する消防防災センター建設に伴い、災害用テレビ会議システムや情報用端末等を整備し、情報システム機能の強化を図る。	市全域	短期
85	<p>■災害時情報共有システムの導入</p> <p>【担当主体】 危機管理課 消防総務課</p>	災害対策本部と各対策班との情報共有システムを導入し、災害時の情報共有体制を強化する。	市全域	短期
86	<p>■被災者支援システムの導入</p> <p>【担当主体】 危機管理課 教育委員会 新居支所</p>	避難所における避難者を一元管理する被災者支援システムを導入し、迅速な支援や安否確認、避難所運営の効率化等が行える体制の構築を図る。	市全域	中長期
87	<p>通信指令装置及び消防救急デジタル無線システム更新</p> <p>【担当主体】 警防課</p>	令和 8 年 4 月に運用を開始する消防防災センター建設に伴い、通信指令装置及び消防救急デジタル無線システムを更新する。	市全域	短期
88	<p>情報収集体制の強化</p> <p>【担当主体】 危機管理課</p>	ドローンによる情報収集体制の構築に向けて協定の締結数の増加に努める。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-21 事業・事務リスト (方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり) (6/8)

No.	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
消防力の充実・強化				
89	消防防災センターの整備 (令和8年4月運用開始) 【担当主体】 消防総務課 危機管理課 DX推進課	コミュニティ消防センターとして、備蓄・資機材保管及び展示・防災教育施設の機能を備えた、消防防災センターを整備する。(施設の耐震化、サーバー室・デジタル技術の機能強化)	市全域	継続実施
90	消防本部の広域化の推進 【担当主体】 消防総務課	静岡県消防広域化推進計画に基づき、浜松市と発足している西遠地域消防救急広域化協議会にて継続的に検討を行い、広域化を実現する。	市全域	中長期
91	警防・救急・救助体制の整備の促進 【担当主体】 警防課	救急出動件数増加及び救急隊員のうち1名以上は救急救命士が搭乗することから、救急救命士(24名)を確保する。	市全域	中長期
92	■耐震性貯水槽整備の促進 【担当主体】 消防総務課	耐震性貯水槽整備計画に基づき、市街地、準市街地の未包含地域及び林野火災対策等に設置が必要と定められた数の耐震性貯水槽を整備する。	市全域	中長期
93	■常備消防用防災資機材の整備 【担当主体】 警防課 消防署	消防力の整備指針に基づいて算定した消防ポンプ数を更新計画に基づいて整備する。	市全域	中長期
94	■消防団用防災資機材の整備 【担当主体】 消防総務課	消防団の地域に密着した即時対応力と動員力は災害時に重要なため、消防団の整備基準及び消防計画に基づき算定した充足率を維持できるように防災資機材の整備を促進する。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-22 事業・事務リスト (方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり) (7/8)

No.	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
95	<p>■自主防災組織の可搬ポンプ倉庫更新・新設及び可搬ポンプ整備に係る補助制度の拡充</p> <p>【担当主体】 自主防災組織 危機管理課</p>	自主防災組織の可搬ポンプ倉庫更新・新設及び可搬ポンプ整備に係る補助制度を拡充し、発災直後の初期消火における体制の構築を図る。	市全域	中長期
96	<p>■感震ブレーカー設置の促進</p> <p>【担当主体】 地域住民 危機管理課</p>	広報紙やウェブサイト等で補助制度の周知を図り、各家庭における感震ブレーカーの設置を促進する。	市全域	中長期
避難所運営体制の整備・避難生活の健全化				
97	<p>避難所の天井落下防止</p> <p>【担当主体】 スポーツ・生涯学習課</p>	市が所有する避難所(13施設)における天井等落下防止の対策を実施する。	市全域	中長期
空き家対策				
98	<p>●空き家に係る管理</p> <p>【担当主体】 各課 地域住民</p>	湖西市空家等対策計画に基づき、適切に管理されていない空き家等の是正処理、又は利活用の促進に努める。	市全域	中長期
農業用ため池の耐震化等の推進				
99	<p>農業用ため池の耐震化等の推進</p> <p>【担当主体】 産業振興課</p>	築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、県と連携し点検を実施するとともに、その結果に基づく対策を推進する。	市全域	中長期
農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理				
100	<p>耕作組合等による農地・地域資源の適切な管理</p> <p>【担当主体】 産業振興課</p>	農地・農業水利施設等の地域資源の管理は、地域コミュニティによる取組を主体とし、多面的機能支払交付金の周知等を図り支援を行う。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-23 事業・事務リスト (方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり) (8/8)

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
漁港の復旧				
101	漁港の復旧 【担当主体】 産業振興課	漁港（鷺津、入出、浜名）を拠点に救難艇や物資輸送船を着岸できるように、湾岸・離岸堤の整備施策の検討を行う。	鷺津地区 入出地区 新居地区	中長期
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
自宅の安全対策（家具固定等）				
102	●室内の安全対策 【担当主体】 地域住民	家具固定やガラス飛散防止対策等により、室内の安全対策を図る。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

5) 取組方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進

表 6-24 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（1/10）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
家庭内の地震対策				
103 再掲 64	■家庭内の地震対策の促進（家具固定） 【担当主体】 地域住民 危機管理課	広報紙やウェブサイト等での周知や高齢者世帯を対象とした無料の家具固定を案内することで、家庭における家具類の固定を促進する。	市全域	中長期
104 再掲 8	■家庭内の地震対策の促進（耐震シェルター） 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	広報紙やウェブサイト等で補助制度の周知を図り、耐震シェルの設置を促進する。	市全域	中長期
105 再掲 9	■家庭内の地震対策の促進（防災ベッド） 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	広報紙やウェブサイト等で補助制度の周知を図り、防災ベッドの設置を促進する。	市全域	中長期
津波から逃げる環境の整備				
106	災害時における避難行動の理解の促進 【担当主体】 危機管理課 地域住民	ハザードマップ（津波・土砂災害）の全戸配布や転入者等に対する窓口配布により、自身の居住地域における災害リスクを理解している市民の割合の増加に努める。	市全域	継続実施
地震・津波に備える体制の整備・持続化				
107	災害時の情報伝達の強化・促進（戸別受信機） 【担当主体】 危機管理課 地域住民	同報無線のデジタル化に伴う戸別受信機の普及を促進する。 ※補助制度は令和 6 年度に終了	市全域	短期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-25 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（2/10）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
108 再掲 51	<p>■地震保険加入の普及促進</p> <p>【担当主体】 地域住民 危機管理課</p>	地震保険は、地震による被害を受けた際、生活再建の支えとなるため、ウェブサイト等により保険加入の普及促進を図る。	市全域	中長期
消防力の充実・強化				
109	<p>地域の消防力の確保</p> <p>【担当主体】 消防総務課</p>	条例定数（325人）に対する消防団員を確保する。	市全域	中長期
110 再掲 96	<p>■感震ブレーカー設置の促進</p> <p>【担当主体】 地域住民 危機管理課</p>	広報紙やウェブサイト等で補助制度の周知を図り、各家庭における感震ブレーカーの設置を促進する。	市全域	中長期
111 再掲 95	<p>■自主防災組織の可搬ポンプ倉庫更新・新設及び可搬ポンプ整備に係る補助制度の拡充</p> <p>【担当主体】 自主防災組織 危機管理課</p>	自主防災組織の可搬ポンプ倉庫更新・新設及び可搬ポンプ整備に係る補助制度を拡充し、発災直後の初期消火における体制の構築を図る。	市全域	中長期
自主防災組織の活性化				
112	<p>■地域の防災活動を支える人材の育成（地域住民）</p> <p>【担当主体】 危機管理課 地域防災指導員</p>	地域防災指導員の活動をとおして、地域の防災活動を支える人材の育成を図る。	市全域	継続実施
113	<p>■地域の防災活動を支える人材の育成（地域防災指導員）</p> <p>【担当主体】 危機管理課 自主防災組織</p>	自主防災組織を対象とした研修会等で継続的に地域防災指導員の活動等について説明を行うことで認知度の向上を図り、増員が図られるよう努める。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-26 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（3/10）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
114	<p>■地域の防災活動を支える人材の育成（静岡県ふじのくに防災士）</p> <p>【担当主体】 危機管理課</p>	地域防災指導員における静岡県ふじのくに防災士認定者の割合を増やす。	市全域	短期
115	<p>■自主防災組織における資機材整備の促進</p> <p>【担当主体】 自主防災組織 危機管理課</p>	市からの補助金交付等により、自主防災組織（全 61 組織）の資機材整備を促進する。	市全域	短期
116	<p>■地区防災計画の作成</p> <p>【担当主体】 自主防災組織 危機管理課 地域防災指導員</p>	自主防災組織における地区防災計画の作成について、地域防災指導員と連携した支援を行い、地域の防災力向上を図る。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-27 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（4/10）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
市民等の防災意識の高揚、防災教育の充実				
117	男女共同参画の視点からの防災体制の推進 【担当主体】 危機管理課 市民課 自主防災組織	自主防災組織への参加案内等を行うことにより、自主防災組織（全 61 組織）の女性防災講座参加率の向上を図る。	市全域	短期
118	■市民・事業所等の防災意識高揚の促進（出前講座・啓発活動） 【担当主体】 危機管理課 予防課 警防課 地域防災指導員 地域住民 事業者	危機管理課による大規模災害への備えや災害図上訓練、警防課による応急手当教室、予防課による火災予防教室などの出前講座の実施、啓発活動等により市民や事業所等の防災意識の高揚を図る。	市全域	継続実施
防災訓練の充実・強化				
119	防災訓練の充実・強化（自主防災組織） 【担当主体】 自主防災組織 危機管理課	自主防災組織（全 61 組織）において、年 1 回以上防災訓練を実施する。	市全域	継続実施
120	防災訓練の充実・強化（中高生） 【担当主体】 危機管理課 自主防災組織 地域住民	市内の中学校・高校に防災訓練への参加促進を行い、中高生の参加率向上を図る。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-28 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（5/10）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
要配慮者の避難体制の整備				
121 再掲 10	<p>■避難行動要支援者の避難支援体制の構築</p> <p>【担当主体】 地域福祉課 危機管理課 自主防災組織 地域住民</p>	災害時に自力で避難することが困難な要配慮者（高齢者や障がい者等）が安全に避難できるように、一人一人の状況に合わせた個別避難計画の作成を促進する。	市全域	中長期
122 再掲 11	<p>■要配慮者の避難訓練の充実・促進</p> <p>【担当主体】 地域福祉課 高齢者福祉課 危機管理課 自主防災組織 地域住民</p>	優先度が高い要配慮者（高齢者や障がい者等）の個別避難計画に基づいた避難訓練を年 1 回実施する。	市全域	継続実施
123 再掲 12	<p>要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推進</p> <p>【担当主体】 事業者 危機管理課</p>	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設等）において避難確保計画の作成を推進する。	浸水想定区域内	短期
避難所運営体制の整備・避難生活の健全化				
124	<p>公立学校の防災体制の強化・推進</p> <p>【担当主体】 学校教育課</p>	学校と地域が連携した防災教育及び防災管理体制の充実を図るため、毎年全ての学校（園）を対象として、中学校区ごとに年 1 回以上防災教育推進のための連絡会議を開催する。	市全域	継続実施
要配慮者の支援体制の整備				
125	<p>市内在住外国人を対象とした防災研修の実施</p> <p>【担当主体】 市民課 地域住民</p>	市内在住外国人を対象とした防災研修（出前講座等）を年 1 回以上実施する。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-29 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（6/10）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
126	災害時における観光客等 に対する安全確保 【担当主体】 文化観光課	災害直後の避難に加え、帰宅困難となる市外からの観光客等 に対して、避難所への誘導や帰宅までの対応について関係各所と調整を図りながら指針を策定する。	市全域	中長期
飲料水・食料等の備蓄の徹底				
127 再掲 34	■避難所における防災倉庫の更新 【担当主体】 危機管理課 教育委員会	避難所（15箇所）における防災倉庫の容量が不足、必要な資機材等を確保できていないため、更新時に備蓄スペースの拡充及び備蓄品の充実を図る。	市全域	中長期
128 再掲 37	市民の備蓄促進（食料及び飲料水） 【担当主体】 危機管理課 地域住民	1週間分以上の食料及び飲料水の確保について、ウェブサイト等による案内に加えて、訓練やイベントなどで啓発し、市民の備蓄確保率の向上に努める。	市全域	中長期
地元企業との連携				
129	●地元企業と連携した取組の促進 【担当主体】 地域住民 事業者 危機管理課	地元企業と自治会・市が協定を締結し、企業の建物を災害時の一時避難場所や津波避難場所として活用する取組を促進・支援する。また、訓練の共同開催など災害時だけでなく平時の取組に関する連携強化を図る。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-30 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（7/10）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
平時の情報共有・情報発信				
130	●防災に関する相談体制の構築 【担当主体】 危機管理課	令和 8 年度稼働予定の消防防災センター等を活用し、市民からの防災に関する相談への対応体制を構築する。	市全域	短期
131	●広報活動による防災意識の高揚 【担当主体】 危機管理課	ウェブサイトや広報紙などで市の防災に係る取組や自主防災組織等の活動事例に関する情報発信、自助・共助の取組に関する啓発活動を行い、市民の意識の高揚を図る。	市全域	短期
家庭や地域での備蓄促進				
132 再掲 36	●民間企業との連携による備蓄 【担当主体】 自主防災組織 事業者 危機管理課	自主防災組織の備蓄を民間企業の建物や敷地で保管するための検討を支援する。	市全域	中長期
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
要配慮者対策				
133 再掲 14	●近隣住民による助け合いの関係づくり 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	近隣で避難支援等が必要な要配慮者を日頃から把握し、平時の声掛けや訓練を通じたつながりをつくる。	市全域	継続実施
134 再掲 15	●自主防災組織等による要配慮者の把握と災害時の避難支援 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	自主防災組織や自治会、隣組等の単位で、地域の要配慮者を把握し、災害時には避難支援を行える体制をつくる。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-31 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（8/10）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
135 再掲 18	●要配慮者の避難方法の 事前検討 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	要配慮者の避難方法・支援につ いて、訓練等を通じて地域で事 前に検討する。	市全域	継続実施
個人・地域での避難方法の検討				
136 再掲 16	●地域の避難ルール・避 難手段の検討 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	自治会等で避難する際のルー ルや手段を事前に検討する。	市全域	継続実施
137 再掲 17	●避難先・避難路の検討 や夜間・悪天候時の避難 対策 【担当主体】 地域住民	自宅や外出先から避難場所ま での安全な経路を事前に検討 する。また、夜間や雨天時に発 災した際の安全な避難方法に ついて検討する。	市全域	継続実施
避難施設等の平時の活用				
138 再掲 19	●避難施設等の平時の利 活用 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	平時から命山や津波避難タ ワーをイベントや防災訓練等 で活用し、発災時にスムーズに 避難できるようにする。	新居地区	継続実施
家庭や地域での備蓄促進				
139	●非常時の電源確保 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	蓄電池を所有する世帯の把握 や町内会・自治会単位で発電機 を整備するなど、非常時の電源 確保に務める。	市全域	—
自宅の安全化（家具固定等）				
140 再掲 102	●室内の安全対策 【担当主体】 地域住民	家具固定やガラス飛散防止対 策等により、室内の安全対策を 図る。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-32 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（9/10）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
家族の安否確認				
141	●安否確認手段の確保 【担当主体】 地域住民	災害時の家族等との安否確認に向けて、災害用伝言ダイヤル171やWEB171などの連絡手段を事前に検討・習得する。	市全域	継続実施
意識啓発				
142	●いち早く「逃げる」ための意識啓発 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	誰一人取り残さず地域全体として避難行動を起こすための啓発活動を行う。	市全域	—
訓練の実施・周知				
143	●訓練の参加率向上に向けた取組 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	市内外での好事例を参考に、親子や子どもたちが楽しく参加できる訓練を企画するなどして、訓練のマンネリ化を解消し、参加率の向上に努める。	市全域	—
144	●要配慮者が参加できる訓練の実施 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	身体障がい者や高齢者等の要配慮者も参加できる訓練を企画・実施する。	市全域	—
145	●若い世代の訓練参加の促進 【担当主体】 地域住民 自主防災活動	小中高生との合同訓練など、若い世代を巻き込んだ訓練を実施し、発災時に若い世代が地域住民を巻き込んで避難できる体制の構築に努める。	市全域	—

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-33 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（10/10）

No.	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
146 再掲 20	<p>■●実効性のある避難訓練の実施</p> <p>【担当主体】 自主防災組織 地域住民 危機管理課</p>	<p>浸水想定区域内の地区においては、津波到達時間内※に避難場所まで逃げられるか、浸水想定区域外の地区においては、災害リスクの低い避難経路を選択できているかなど、成果が見えるような実効性の高い訓練の企画・検討及び実施に努める。</p> <p>※地震発生から24分で沿岸部の既存堤防・バイパスを越える想定</p>	浸水想定区域内	中長期
共助の体制づくり				
147	<p>●市内での共助の体制構築</p> <p>【担当主体】 地域住民 自主防災組織</p>	被災地域の避難者を被害の小さい地域で受け入れるための体制づくりに向けた検討を進める。	市全域	—
148	<p>●人材バンクの登録と支援体制の構築</p> <p>【担当主体】 地域住民 自主防災組織</p>	重機所持者や看護師等の有資格者に関する人材バンクをつくり、災害時の支援体制を構築する。	市全域	継続実施
自主防災組織の活性化				
149	<p>●自主防災組織の継承に向けた体制構築</p> <p>【担当主体】 地域住民 自主防災組織</p>	自主防災組織の活性化や担い手の確保に向けて、活動紹介等の情報発信を積極的に行い、組織としての取組が継承される体制づくりを進める。	市全域	—

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

(3) 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023

静岡県が実施する事業・事務は、静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 に示されています。

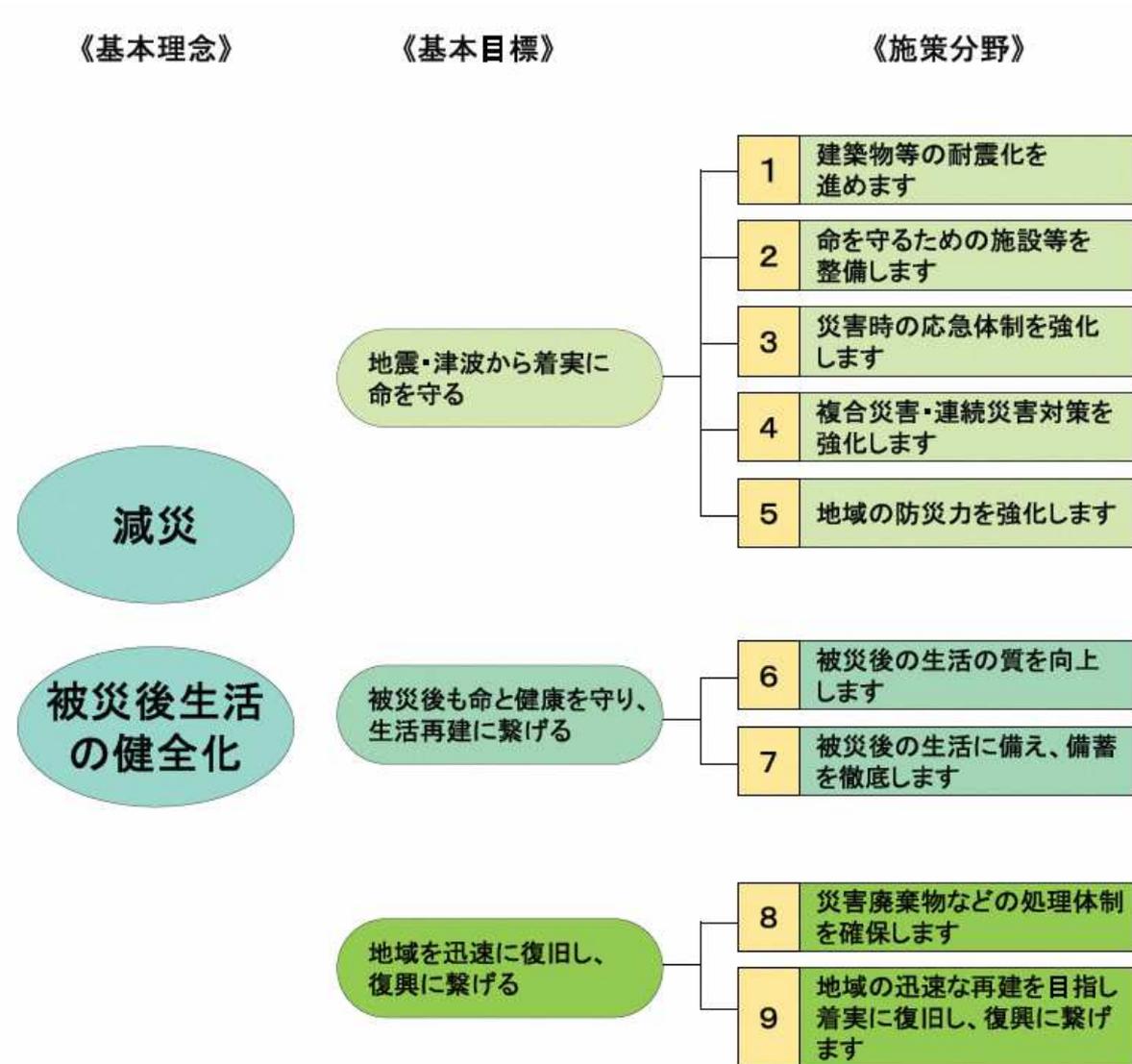


図 6-2 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 の施策体系

出典：静岡県ウェブサイト
<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/1052710.html>



第7章. 推進計画の実現に向けた今後の進め方

本章では、推進計画における基本方針の実現に向けた推進体制、今後の計画の見直しと更新について示します。

第1節. 推進体制

推進計画の見直しについては、各関係者が協力して推進計画における地震・津波対策の実現を目指します。また、検討体制については協議会を引き続き活用しながら、関係者間で必要に応じて協議を重ねていきます。

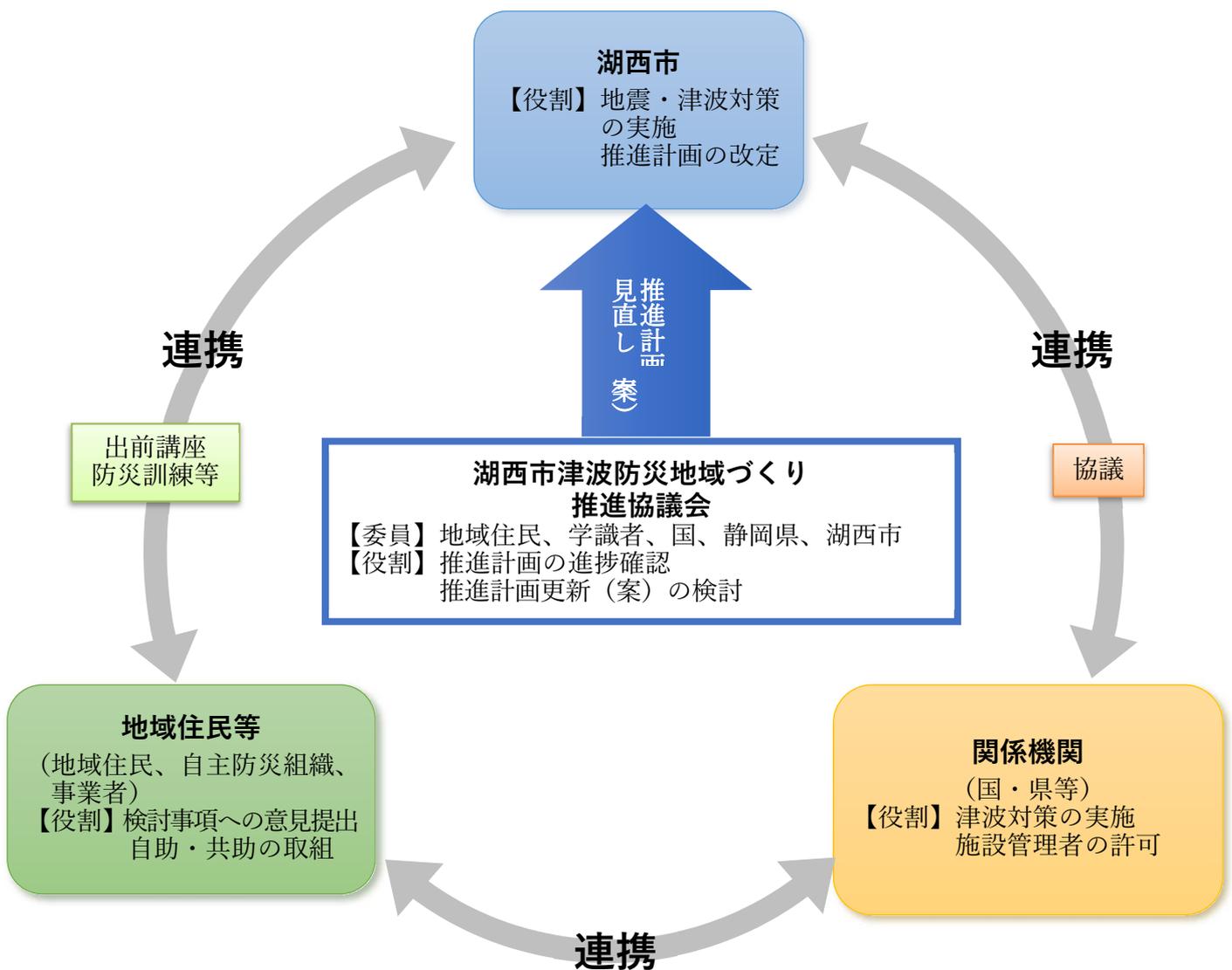


図 7-1 推進計画実現に向けた推進体制

第2節. 計画の見直しと更新

推進計画は、本市における津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本方針や施策等について、体系的に取りまとめたものであり、事業・事務の進捗状況やまちづくり、土地利用の動向などに応じて定期的に見直す必要があります。

また、計画策定に係る検討の中で参考とした地震・津波に関する被害想定や関連計画の更新等、津波防災地域づくりに係る新たな展開がある場合にも適宜見直しを図るものとします。

【計画の見直しを検討するタイミング】

- ① 事業・事務の進捗状況やまちづくり・土地利用の動向に大きな変化があった場合
- ② 関連計画の見直しが実施され、津波防災地域づくりの方針が大きく変わった場合
- ③ 県から第5次地震被害想定が公表された場合
- ④ 篤志家による数百億円規模の多額の寄附など、状況の変化があった場合
- ⑤ その他、津波防災地域づくりに係る新たな展開が起きた場合

また、上記の見直しタイミングだけでなく、第2版策定から5年後（令和12年度末）を目途に、計画全体の見直しを図るものとします。

今後は、市民に対して推進計画の周知を行いながら、「計画に基づいた事業・事務の着実な実施」、「事業・事務の進捗状況の定期的な確認・検証」、「事業の追加や事業内容の変更」、「推進計画の見直し」というPDCAサイクルを実施し、基本方針である「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」の実現に向けて取組を推進していきます。



図 7-2 PDCA サイクルによる推進計画実現のイメージ

参考資料

(推進計画改訂による津波減災計画の廃止及び

防潮堤整備に係る総合的な視点による検討経緯の概要)

検討経緯の概要	参-1
参考資料 1：湖西市津波減災計画（令和 8 年 2 月の計画改訂により廃止）	参-2
参考資料 2：推進計画第 1 版（令和 6 年 3 月策定）の検討経緯	参-16
参考資料 3：推進計画第 2 版（令和 8 年 2 月策定）の検討経緯	参-35
参考資料 4：施策案 1～3*の総合的な評価	参-43
参考資料 5：湖西市津波防災地域づくり推進協議会設置要綱	参-70
湖西市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿	参-72

※施策案 1：防潮堤整備事業（保安林案）

＜防潮堤の代替となる施策＞

施策案 2：防災集団移転促進事業（高台移転）

施策案 3：事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業

【参考資料】推進計画改訂による津波減災計画の廃止及び防潮堤整備に係る総合的な視点による検討経緯の概要

湖西市では、津波に強いまちづくりを進めることを目的に、令和6年3月に推進計画第1版を策定し、この計画の中で最大クラスのレベル2津波に対する防潮堤整備の方針を取りまとめた「減災計画」を位置付けました。

防潮堤整備については、

- 整備にかかる多額な費用や完成までの長い整備期間
- 市街地側で津波被害をどの程度低減される高さで整備するのか
- 整備位置による関係法令上の制約
- 環境や生活への影響 など

実現に当たって様々な課題があることから、防潮堤を「造る・造らない」を含めた整備の方向性を明確に示すまでには至りませんでした。

このため、令和7年度中に整備の方向性の結論を出すことを目指して、以下の2つの事項を中心に、引き続き総合的な視点による検討を行うこととなりました。

- **市として実現性の高い保安林案に係る課題の深掘り**

・防潮堤の整備位置については、令和4年度から5年度にかけて「海岸案」、「道路案」、「保安林案」の3案で課題等の整理を行ってきたことを踏まえ、市として最も実現性の高い「保安林案」について課題の深掘りを進めました。（参-33、参-34 参照）

- **防潮堤を整備しない場合に代わりとなる施策の検討を行い、「防潮堤を保安林に整備する場合」と「防潮堤を整備しないで代替となる施策を実施する場合」を費用（時間）対効果等で比較検討する**

・「防潮堤を保安林に整備する場合（施策案1）」と「防潮堤の代替となる施策を実施する場合（施策案2：防災集団移転促進事業（高台移転）、施策案3：事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業）」について、施策の効果や概算事業費、事業期間、施策を実施する上での課題等の観点で比較検討を進めました。（参考資料4「施策案1～3の総合的な評価」参照）

その結果、

- 南海トラフ地震が30年以内に60%～90%程度以上の発生確率が想定され、いつ津波が襲来するか明確に分からない中、最も早く効果が発揮され、その効果を確実に積み上げることができる施策案3（事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業）を実施することとしました。

また、防潮堤は整備しないため、減災計画を令和8年2月の計画改訂をもって廃止とし、結論に至るまでの検討経緯は残すため、計画本編から参考資料（巻末）へ移動することとしました。なお、「減災計画」は参考資料1に、「令和6年度から7年度における防潮堤整備に係る総合的な視点による検討経緯」は参考資料2～4に示します。

湖西市津波減災計画(令和 8 年 2 月の計画改訂により廃止)

1. 推進計画との関係及び目的

(1) 推進計画と減災計画の関係

本市における津波災害リスクについて、ハード・ソフトによる多重防御の考え方を有したものが「推進計画」です。また、推進計画の一部として最大クラスのレベル 2 津波へのハード対策を取りまとめるものが「湖西市津波減災計画」(以下「減災計画」という。)です。

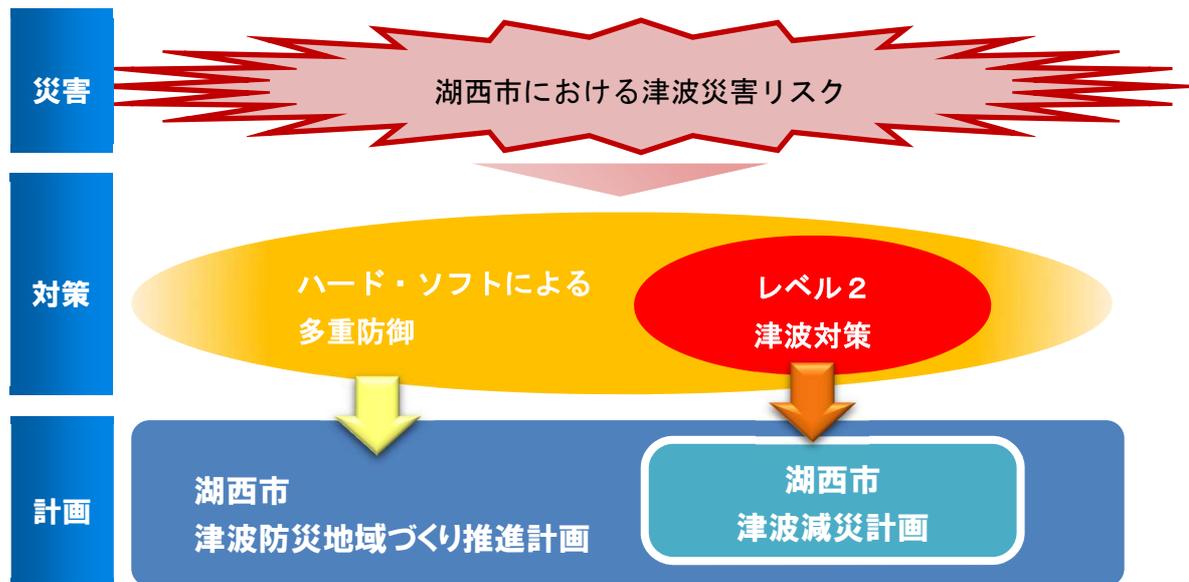


図 - 1 推進計画と減災計画の関係

(2) 計画の目的

推進計画の取組方針④「被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり」において、「地震による被害を軽減するとともに、津波から市民の生命・財産を守る」という目標が掲げられています。減災計画は、最大クラスのレベル 2 津波に対する防潮堤整備の可能性を総合的に追及し、地域の安全・安心のレベルを向上することを目的とします。

2. 計画の背景

(1) 地震・津波により想定される被害

【参照】 第3章. 津波防災地域づくりの課題 第2節. 地震・津波により想定される被害

- 1) レベル1津波とレベル2津波（本編54ページ）
- 2) 地震・津波による被害想定（本編55~60ページ）

(2) 本市沿岸域の現状

沿岸域の現状は、海岸（浜名港海岸新居地区・新居海岸・湖西海岸）と海岸防災林（保安林）の間に国道1号バイパス（浜名バイパス・潮見バイパス）が整備されています（表-1）。

なお、沿岸域において既に国道1号バイパス海側にレベル1津波に対する海岸堤防が整備済みですが、レベル2津波は、国道1号バイパスを乗り越えるほか、バイパス高架区間を通り抜けて、市街地側に侵入します（図-2）。

表 - 1 沿岸域の現状

防潮堤位置	白須賀地区	新居地区
全体図		
現状	<p>【海側】</p> <p>【陸側】</p>	<p>【海側】</p> <p>【陸側】</p>
写真		

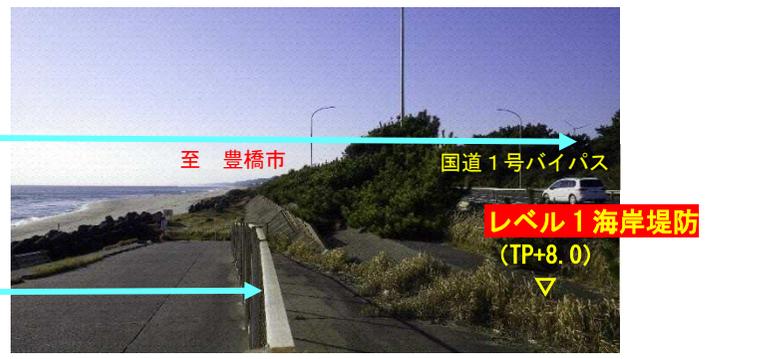
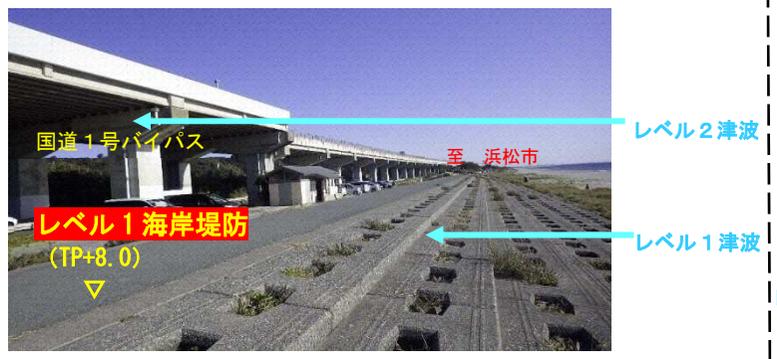
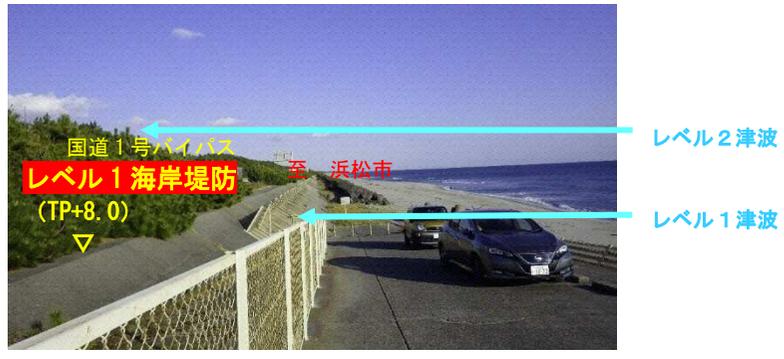
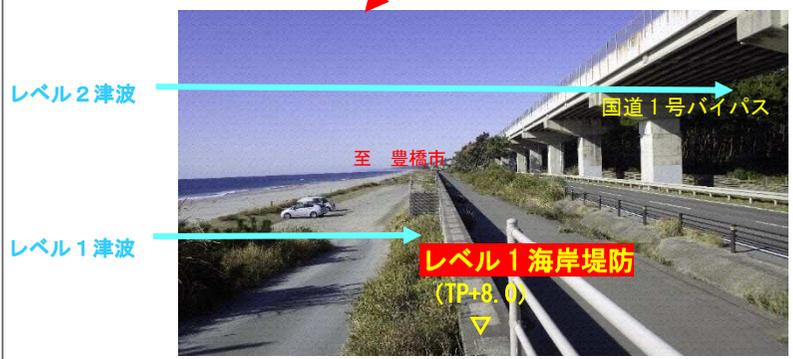


図 - 2 湖西市のレベル1津波に対する海岸堤防の整備状況 (左段：白須賀 IC 付近、右段：大倉戸 IC 付近)

(3) 静岡県沿岸域における津波対策の取組

1) 静岡県の津波対策「静岡方式」のイメージ

静岡県の海岸は沿岸ごとに特徴が異なり、また、海岸と人々との関わりは様々であることから、静岡県の津波対策については、地域ごとの特性を踏まえた最もふさわしい津波対策を地域で合意形成して決定し、進めることとしています。静岡県ではこれを「静岡方式」の津波対策と称して、市町との協働により県下全域で展開しています。

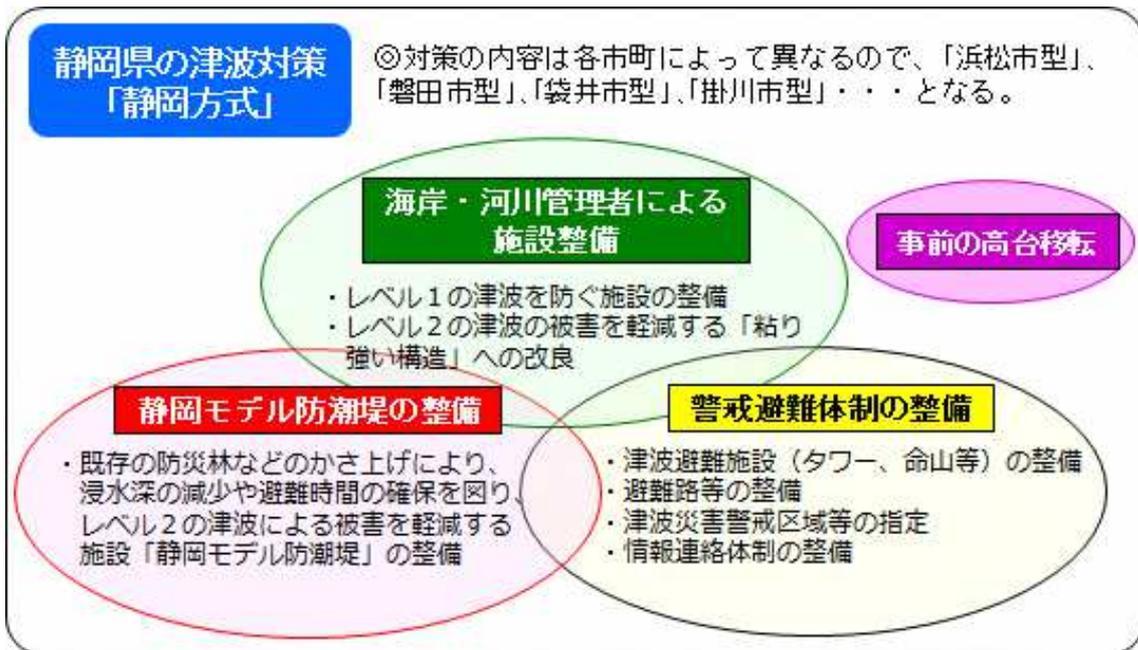


図 - 3 静岡県の津波対策「静岡方式」のイメージ



図 - 4 「静岡方式」のイメージ図

出典：静岡県河川企画課

2)レベル1を超える津波に対する「静岡モデル防潮堤」の整備

静岡県の津波対策の中でも特徴的な、レベル1を超える津波に対する防潮堤を「静岡モデル防潮堤」と呼んでいます。

これは、津波の到達時間が短く、多くの人口や資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという静岡県特有の課題に対して、地域資源である既存の海岸防災林などのかさ上げ・補強により、市街地の安全度の向上を図るもので、条件や地域の合意が整った市町から順次、整備が進められています。

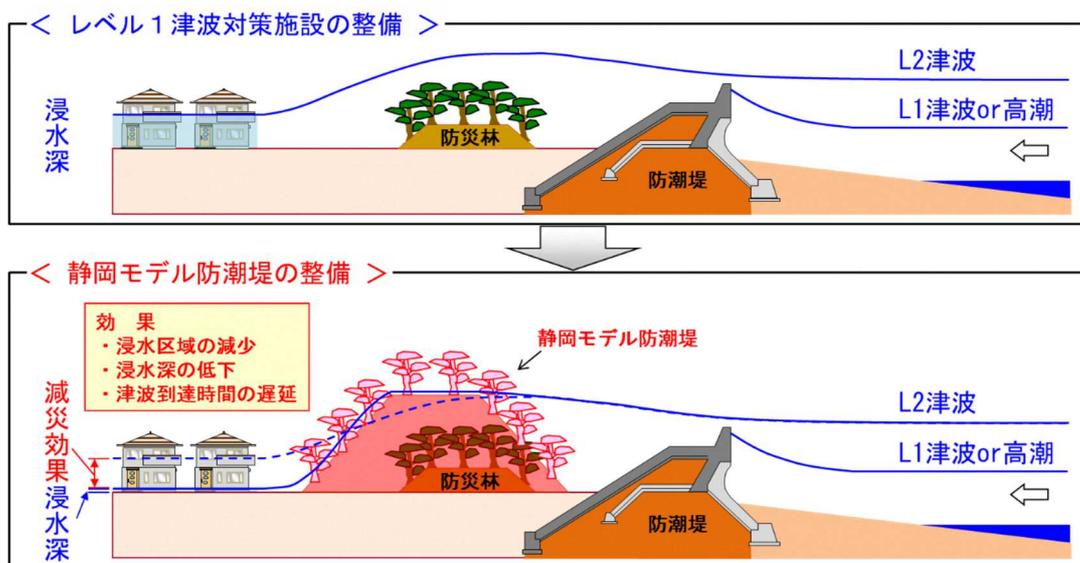


図 - 5 レベル1を超える津波に対する「静岡モデル防潮堤」の整備

出典：静岡県河川企画課

3)「静岡モデル防潮堤」の整備状況

県西部の遠州灘沿岸や駿河湾沿岸の一部の市町において、レベル1を超える津波に対する「静岡モデル防潮堤」の整備が進んでいます。

伊豆半島沿岸では50の地区協議会を設置し、地域との合意形成に基づく「津波対策の方針」を定めた上で対策を進めていますが、静岡モデル防潮堤の整備を行っている市町はありません。

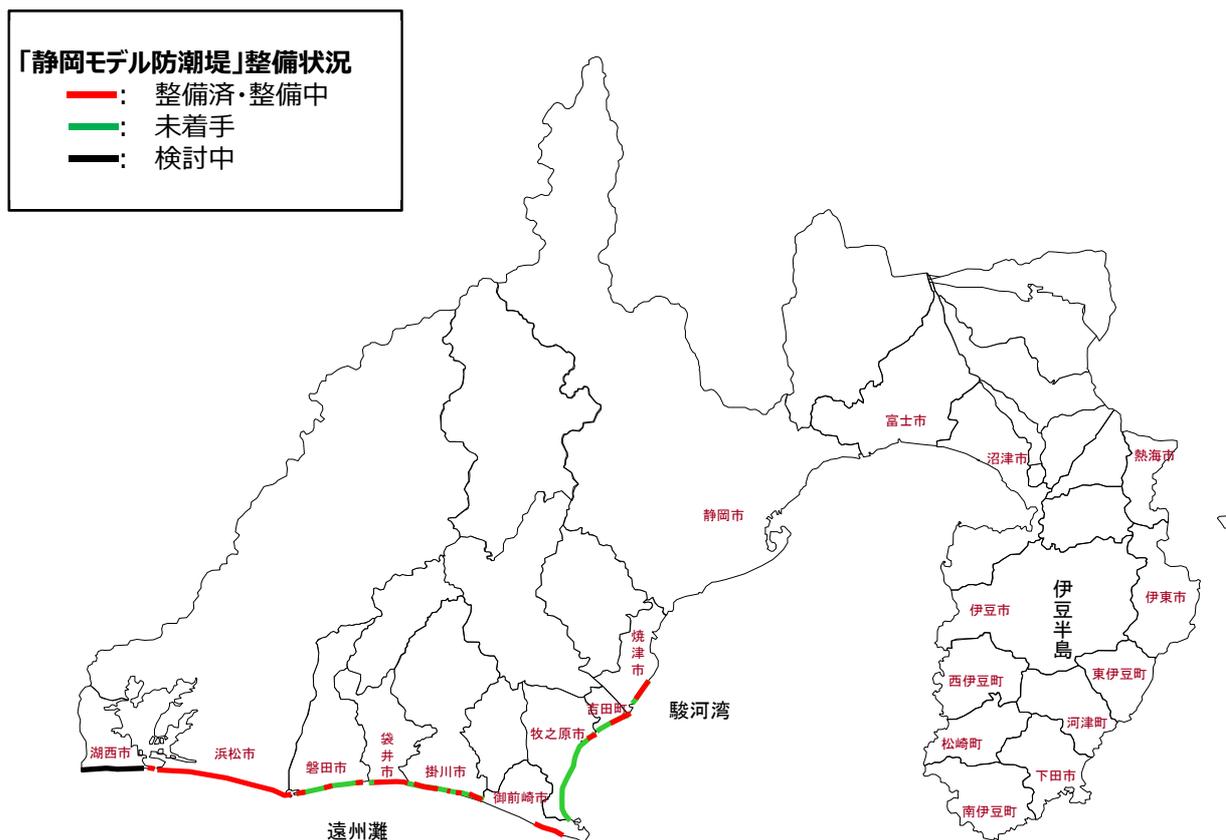


図 - 6 「静岡モデル防潮堤」の整備状況（令和5年3月末時点）

出典：静岡県河川企画課

4) 全国でのレベル1を超える津波に対する防潮堤整備状況

全国の中でも、静岡県の一部の沿岸市町だけが、地域資源である既存の海岸防災林などのかさ上げ等により、レベル1を超える津波に対して防潮堤整備を実施し、市街地側の安全度の向上を図っています。



図 - 7 全国でのレベル1を超える津波に対する防潮堤整備状況

5) 静岡モデル推進検討会(湖西市)での検討状況

静岡県と本市は、平成 25 年 10 月に「静岡モデル推進検討会(湖西市)」(以下「検討会」という。)を設立し、「静岡モデル防潮堤整備」の検討などを含め、検討会 9 回、勉強会 4 回を開催し、津波対策を検討しています。

表 - 2 検討会・勉強会の開催状況 (1/2)

開催日	分類	検討項目
平成 25 年度		
平成 25 年 10 月 24 日	検討会 (第 1 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸部の各施設の現状について ・ 浜松市沿岸域の防潮堤整備による湖西市への影響について ・ 湖西市からの報告(地元からの要望、避難計画の策定状況等)
平成 25 年 12 月 17 日	検討会 (第 2 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖西市における静岡モデルの検討状況について ・ 港湾区域内における整備について
平成 26 年 3 月 24 日	検討会 (第 3 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖西市における静岡モデルの検討状況について ・ 静岡モデルの課題の整理と基本的な方向性について
平成 26 年度		
平成 26 年 6 月 18 日	検討会 (第 4 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡モデルの検討手順 ・ 湖西市の津波避難計画の策定状況 ・ 浜名港の整備計画
平成 26 年 8 月 27 日	検討会 (第 5 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波シミュレーションの結果 ・ 湖西市における静岡モデルの検討
平成 27 年 3 月 26 日	検討会 (第 6 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告の取りまとめについて ・ 今後の進め方について ・ 浜名港海岸の整備の進捗状況
平成 27 年度		
平成 27 年 11 月 11 日	検討会 (第 7 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元説明会の開催結果について ・ 各対策の進捗状況について ・ 東大演習林の整備構想について ・ 今年度実施する津波シミュレーションについて

表 - 3 検討会・勉強会の開催状況 (2/2)

開催日	分類	検討項目
令和元年度		
令和元年 5月9日	検討会 (第8回)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの検討結果の振り返り ・津波対策施設の具体的整備案の進捗状況について
令和元年 7月3日	勉強会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・シミュレーション結果等の振り返り ・急傾斜事業の可能性について ・東大演習林のかさ上げについて
令和元年 11月25日	勉強会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊対策工事の可能性について ・市営駐車場周辺の有効利用について ・交付金活用に向けた検討結果について ・津波対策推進計画作成に向けた検討結果について
令和2年度		
令和2年 9月3日	勉強会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜公園駐車場を残土処分場へ活用する検討について ・まちの集約化計画に関するシミュレーションの実施について ・県への要望（「静岡モデル」の着実な推進）について
令和3年 3月22日	勉強会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の取組状況について ・浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、牧之原市における防潮堤整備高の考え方について ・湖西市における静岡モデルの進め方について ・海浜公園駐車場への土砂受入れに係る連携について
令和3年度		
令和4年 1月21日	検討会 (第9回)	<ul style="list-style-type: none"> ・津波対策施設の具体的整備案の進捗状況 ・湖西市立地適正化計画の概要 ・静岡モデル防潮堤の整備に向けた今後の進め方

出典：令和3年度 第1回静岡モデル推進検討会（湖西市）

3. 基本方針の検討状況

(1) 津波防災地域づくり推進協議会での議論及び市民との意見交換等

計画策定に係る検討体制としては、有識者や国・県行政機関、庁内関係部局、地域住民代表から構成される「湖西市津波防災地域づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）の委員による議論を行い、市民の皆様の意見を反映するため、意見交換会や沿岸域説明会を開催しました（図-8、図-9）。防潮堤整備に関する主な意見は、以下のとおりです。

第2回意見交換会

（浸水想定区域内）

- ・ 命を守ることができるような防潮堤を造っていくことが必要。
- ・ 海岸の利用者や景観、環境や生物の生態系への影響に対する配慮が必要。

（浸水想定区域外）

- ・ 施設整備について、生活に密着した他の施策とのバランスを考えてほしい。

並行して、沿岸域の施設管理者等との関係機関調整を行い、防潮堤整備をしていく上での課題等を確認しました（図-8）。

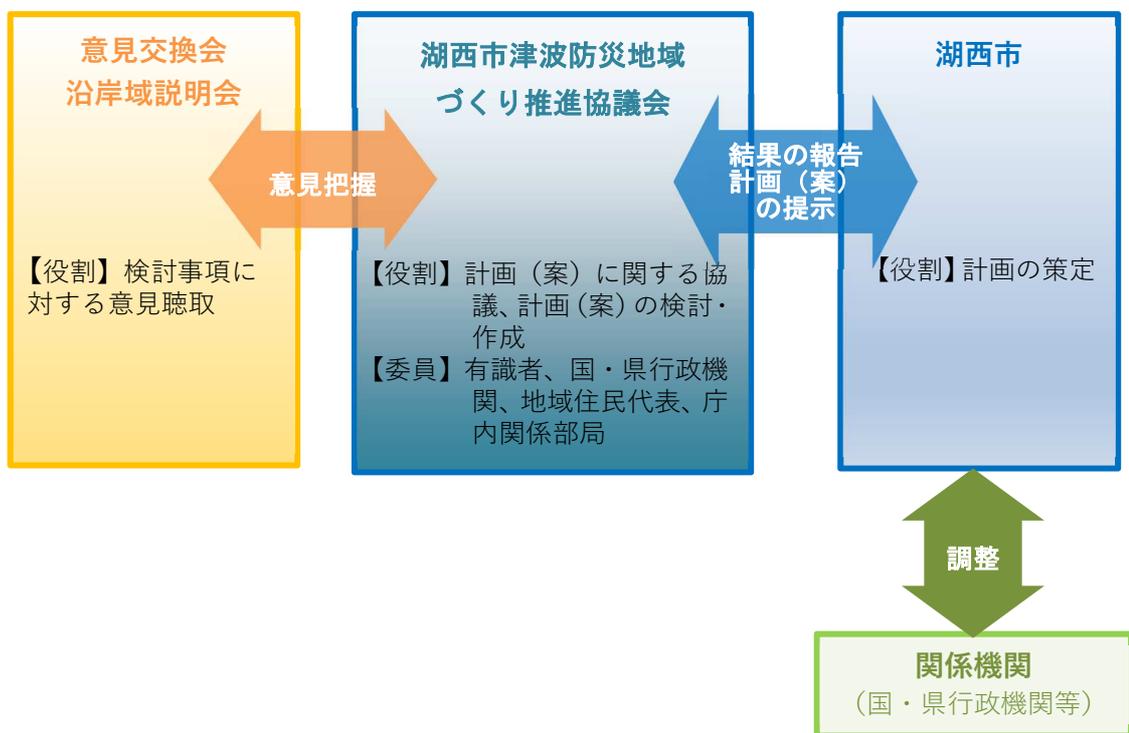


図 - 8 計画策定に係る検討体制

第1回意見交換会（令和5年5月28日）

※市内全域を対象に実施

- ・ 推進計画・減災計画について
- ・ 沿岸域の変遷、災害リスク
- ・ 現状と課題（「人口、産業、道路等」、「逃げる対策」、「土地利用の対策」、「守る対策」）
- ・ 地区ヒアリング結果（令和4年11月開催）

【意見交換】現状と課題について、3つのテーマ（逃げる、土地利用、守る）で考える

沿岸域説明会（令和5年6月：計6回）

※新居・白須賀地区の住民を対象に実施

- ・ 第1回意見交換会における説明内容
- ・ 現状と課題に関する意見把握

第2回意見交換会（令和5年7月9・23日）

※浸水想定区域内と浸水想定区域外の地区に分けて実施

- ・ 湖西市の災害リスク
- ・ 災害時の行動
- ・ 第1回意見交換会及び沿岸域説明会における意見

【意見交換】地域の課題と目指すべき姿

第3回意見交換会（令和5年10月14・28日）

※浸水想定区域内と浸水想定区域外の地区に分けて実施

- ・ 湖西市の災害リスク
- ・ 第2回意見交換会における意見
- ・ 推進計画 基本方針・取組方針（案）
- ・ 湖西市における取組
- ・ 取組方針④「被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり」に係る検討方針

【意見交換】地域の安全な未来をつくる取組

第4回意見交換会（令和5年12月2日）

※市内全域を対象に実施

- ・ 湖西市の災害リスク
- ・ 第3回意見交換会における意見
- ・ 推進計画（案）について
- ・ 防潮堤整備に係る観点と現状

【意見交換】防潮堤について考えていることを共有しよう

第1回協議会（令和5年1月13日）

【協議内容】

- ・ 計画の位置付け
- ・ 津波防災に係る現況と課題
- ・ 検討の進め方

第2回協議会（令和5年2月28日）

【協議内容】

- ・ 第1回協議会の振り返り
- ・ 推進計画（骨子案）
- ・ 今後のスケジュール
- ・ 「逃げる対策」、「土地利用の対策」、「守る対策（防潮堤）」3つのテーマに係る現状と課題

第3回協議会（令和5年9月29日）

【協議内容】

- ・ これまでの協議会の振り返り
- ・ 推進計画基本方針及び取組方針（案）
- ・ 第3回意見交換会における防潮堤に関する情報提供内容
- ・ 今後のスケジュール

第4回協議会（令和5年12月14日）

【協議内容】

- ・ これまでの協議会の振り返り
- ・ 意見交換会の開催結果
- ・ 推進計画（案）

第5回協議会（令和6年3月18日）

【協議内容】

- ・ 推進計画の承認
- ・ 今後の検討の進め方

図 - 9 協議会及び意見交換会等の流れ

(2) 想定される防潮堤整備に係る課題

協議会での議論、市民の意見交換、施設管理者等との調整から、沿岸域への防潮堤整備における課題を「整備位置」、「構造・整備高」、「整備費用・整備期間」の視点で取りまとめました。

課題 1)

整備位置

防潮堤の整備位置については、沿岸域において様々な位置での整備が想定されますが、各施設管理者との関係法令上の取扱整理が必要になります。

また、整備位置により、甚大な被害を受けた地域への救命、救援活動及び物資輸送等を支援する国道 1 号バイパスの防災上の位置付けも変わり、この他、海岸環境上、海浜植物・動物に与える影響、海岸防災林の飛砂防備機能が長期間損なわれることへの住民理解、交通規制による道路利用者の利便性低下や安全確保などの課題が挙げられます。

課題 2)

構造・整備高

防潮堤の構造については、県内各市町の事例より、様々な構造が考えられますが、地震やレベル 2 津波に対する防潮堤としての機能に加え、様々な位置において、施設としての機能を兼ね備えた構造であるかの技術的な安定性検証が必要になります。

また、整備高については、レベル 2 津波を越流させない又は越流する高さでの整備が考えられ、整備効果に直接関わるため、防護レベルの目標設定における課題が挙げられます。

課題 3)

整備費用・整備期間

整備費用については、本市沿岸域に対して、「整備位置」、「構造・整備高」にもよりますが、県内各市町の事例より算出すると、どの位置においても明らかに多額な整備費用（少なくとも数百億円規模の予算が見込まれる）を要します。

また、整備期間については、予算措置状況にもよりますが、整備完了までに長期間を要することは明らかであるため、防潮堤事業への重点投資による行政サービスの低下が懸念されるなどの課題が挙げられます。

4. 基本的な方向性

(1) 基本方針

想定される防潮堤整備に係る課題を踏まえ、以下のように、減災計画の基本方針を定め、引き続き検討を進めていきます。

減災計画の基本方針

地域の持続性を高める総合的な検討の推進 ～ハード・ソフトの最適バランスを追求～

「発生頻度は比較的高いレベル1津波」に対する防潮堤は、沿岸域に整備済みです。一方で、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらすレベル2津波」に対して、市民の生命・財産の被害を減らすため、さらなる防潮堤を整備することは有用な手段です。

しかし、防潮堤整備に当たっては、「整備にかかる多額な費用や完成までの長い整備期間」、「市街地側で津波被害をどの程度低減させる高さで整備するのか」、「整備位置による関係法令上の制約」、「環境や生活への影響」など、実現に当たって様々な課題があることから、総合的な視点により、引き続き検討を進めていきます。

また、当面は防潮堤の完成に至らないという現実を見据え、防災意識の向上を図りながら、適切な避難や命をつなぐためのソフト対策をさらに充実させていきます。

推進計画第 1 版(令和 6 年 3 月策定)の検討経緯

1. 地区ヒアリング及び意見交換会等の開催(令和 4 年度から 5 年度)

推進計画第 1 版は、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて、計画の作成状況等を協議会に提示しながら検討を進め、地域住民を対象としたワークショップ形式の意見交換会や津波のリスクが高い新居・白須賀地区の住民を対象とした沿岸域説明会も開催して、令和 6 年 3 月に策定しました。

具体的には、令和 4 年度に自治会や自主防災組織の代表者等を対象とした地区ヒアリングを実施し、令和 5 年度に意見交換会を 6 回、沿岸域（新居・白須賀地区）を対象とした説明会を 6 回実施しました。これらの意見交換等を通じて地域の災害リスクや課題、被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり（レベル 2 防潮堤整備を含む）等について、市民の方々の意見を丁寧に把握し、計画に反映した上で計画を策定しています。

なお、意見交換会及び沿岸域説明会の実施概要は以下のとおりです。詳細は、各回の末尾に掲載の開催報告（市ウェブサイトへのリンク）をご覧ください。



地区ヒアリング



沿岸域（新居・白須賀地区）説明会



意見交換会（浸水想定区域内）



意見交換会（浸水想定区域外）

図 - 10 地区ヒアリング及び意見交換会の実施状況

(1) 地区ヒアリングの実施(令和4年度)

令和5年度に実施する意見交換会等の事前調査として、市内全地区における自治会及び自主防災会の役員、地域防災指導員等を対象に、地区の防災意識、自助・共助の取組状況、防災活動における課題、推進計画への期待や懸念、意見交換会の進め方等についてヒアリングを実施しました。また、書面での意見聴取も行い、市内全自治会の意見を確認しました。

実施内容

鷺津地区

鷺津地区におけるヒアリングの概要は、以下のとおりです。

表 - 4 鷺津東地区におけるヒアリング概要

日時	場所	参加者
令和4年11月17日(木) 10:00~11:45	市役所 防災センター2階	・ 河美治会長 ・ 鷺津自治会長 ・ 表鷺津自自治会長
■意見概要		
<河美>		
<ul style="list-style-type: none">・ 浜名湖岸沿いは埋立地が多く液状化の危険性を認識している。・ 防災訓練の結果を回覧し、地震タイムラインを作成して各戸に配布している。・ 土砂災害警戒区域のマップ、消火栓の位置や消火範囲を記した地図を作成して地域住民に配布している。・ 自治会と自主防災会の役員は兼務する体制をとっているが、人手が不足しているため経験者をメンバーに入れるなど、人の輪を広げる組織作りに重点を置いている。		
<鷺津>		
<ul style="list-style-type: none">・ 浸水想定区域外のため津波の意識は低い。土砂災害警戒区域があるため、津波より土砂災害に関心がある。・ 3,000食を備蓄していて、避難行動マニュアルも作成している。・ 自助の意識が低く、災害時は行政が対応してくれると思っているため、各家庭の備蓄量も少ないと感じる。		
<表鷺津>		
<ul style="list-style-type: none">・ 浸水想定区域内ではないが、浜名湖に面しているため津波に対する危機意識はある。・ (株)ジェイテクトコラムシステムと協定を締結して、屋上を津波からの緊急避難場所としている。会社側から2~3日程度は地域住民が宿泊可能と伺っている。・ 要配慮者に対する支援の必要性は認識しているが、方針は決定できていない。・ 空き家は少なく、浜名湖沿岸でも家が建ち始めている。		

表 - 5 鷺津西地区におけるヒアリング概要

日時	場所	参加者
令和4年11月17日(木) 13:00~14:45	市役所 防災センター2階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川尻自治会長 ・ 市場自治会長 ・ 市場自治会役員 ・ 地域防災指導員（坊瀬）
■意見概要		
<p data-bbox="220 595 336 629"><川尻></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災組織図はあるが、コロナ禍で組織として動いていない。 ・ 若い人の流入が多く、人口が増加していて近隣住民の顔が分からない。 ・ 防災委員が防災倉庫の点検は行っているが、その他目立った取組みはなく意識は低いと思う。 ・ コロナの影響が大きくて人を集めるイベントが開催できず地域住民が顔を合わせる機会が減ってしまった。 ・ 要配慮に対する支援体制が整ってない。個人情報保護と地域の繋がり希薄化が課題になっている。 ・ 鷺津西地区は津波よりも液状化や地震による被害を意識しているので、住民が地域ごとの災害リスクを認識することが重要だと思う。 <p data-bbox="220 1182 336 1216"><市場></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災組織はしっかりしていて各世帯の顔が分かっているので助け合う体制がある。 ・ 土砂災害の危険個所が多いが、津波に対する危機意識は低い。 ・ 自助や備蓄をしてもらうことが基本だが、住民に浸透していない。 ・ 地区の防災委員は、地域の消防や防災の役員を歴任しているので防災意識が高い。 ・ 防災意識を子どもたちに植え付けるための教育をする必要がある。 ・ 若い世代の訓練参加を望むなら、土日の開催を検討してほしい。 <p data-bbox="220 1554 336 1588"><坊瀬></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波の危機意識はなく地盤もしっかりしているので土砂災害の危険もない。 ・ 地域のつながりが強く避難所には逃げずに親戚等に身を寄せる住民が多いと思う。 ・ 避難所運営マニュアルの作成を推進していて、地区でも作成する予定がある。 ・ 避難所のアメニティプラザに行くまでの道で河川があり地震による崩落が心配。 ・ 地域防災指導員を活用して防災意識を高めることが重要だと考える。 		

白須賀地区

白須賀地区におけるヒアリングの概要は、以下のとおりです。

表 - 6 白須賀地区におけるヒアリング概要

日時	場所	参加者
令和4年11月2日(水) 10:00~12:10	南部地区構造改善センター 会議室	・ 白須賀第1自治会長 ・ 白須賀第2自治会長 ・ 白須賀第5自治会長
■意見概要		
<白須賀第1>		
<ul style="list-style-type: none">・ 津波に対する意識は高い。海拔が高い山側の地区は土砂災害警戒区域になっているので、家を建てることができず、若い世代が入ってこない。・ 連絡網を作った助け合いの仕組みはあるが、現役世代は日中働きに出ている人が多いため、あまり機能しないことが想定される。・ 自動車関連の工場が地区内に立地しているため、市外から働きに来る方が多く、昼の人口は夜の人口の数倍になる。・ 白須賀地区でも、1区・2区は津波のリスクがあって意識が高いが、他の3区~6区の山側の地区は意識が低いと思う。・ 高台に避難しても避難所までの経路が閉塞して2次避難できない可能性がある。		
<白須賀第2>		
<ul style="list-style-type: none">・ 津波に対する意識は高く、津波が襲来すれば財産は無くなると思っている。・ 津波からの避難は北側に山があるので、逃げれば命は助かると思っている。・ バイパスの高架区間を津波対策で盛土にしてほしい。・ 昔は隣近所の繋がりが強かったが、今はコロナで交流する機会が減り、隣近所の人は何をしているかも分からない。・ 1区・2区は浸水想定区域なので、今後10年で住民が半分になる可能性もある。		
<白須賀第5>		
<ul style="list-style-type: none">・ 海拔の低い地区に人家は無く、田畑が主なので津波に対する意識は低く、地震による倒壊や火災などによる被害を心配している。・ 地震で土砂崩れが発生して孤立する可能性があるため、救援のための道路の強靱化を進めてほしい。・ 国道1号バイパスの通行車や観光客の避難をどうするか検討する必要があると思う。・ 昔は海岸の幅が現在の2倍程度あって、ソフトボールが2面とれた。		

岡崎地区

岡崎地区におけるヒアリングの概要は、以下のとおりです。

表 - 7 岡崎地区におけるヒアリング概要

日時	場所	参加者
令和4年11月9日(水) 15:00～17:40	西部地域センター 2階会議室	・ 南上の原第2自治会長 ・ 地域防災指導員（上ノ原）
■意見概要		
<南上の原>		
<ul style="list-style-type: none">・ 防災に対する意識は高いと思うが、コロナの影響で十分な訓練が実施できず、地域の防災力が落ちている。・ 住宅密集地があり、家屋倒壊や火災が発生すると消防車が入れない道路がある。・ 地域防災指導員は基本的に5～6年と長期でやっている人が多いため、地域の防災力向上に繋がっている。・ 自治会主催で防災フェスタを3年ぶりに開催し、子ども向けのイベントで大人を呼び込む工夫をするなどして700名程の参加があった。・ 湖西市の中で一番早く避難所運営マニュアルを作成している。・ 防災に関する人材バンクリストを作成しているが、個人情報保護が壁になっている。		
<上ノ原>		
<ul style="list-style-type: none">・ 海拔が高いため津波の意識は低く、地震による家屋倒壊や火災を心配している。・ 土砂災害警戒区域に指定されている場所も一部あるが危険な場所は少ないと思う。・ 災害時に高齢者等の要配慮者をどう見守り、助けるかが課題になっている。・ 無線機を購入して自治会で連絡を取り合う訓練を行っている。・ 避難所運営マニュアルを作成して訓練を実施しているが、内容がマンネリ化している。・ 災害時に高齢者等の要配慮者をどうやって支援するかが検討課題。・ 白須賀地区の住民が津波で被災した際、岡崎地区で被災者を受け入れる可能性は充分にあると考える。		

新所・入出・知波田地区

新所・入出・知波田地区におけるヒアリングの概要は、以下のとおりです。

表 - 8 新所・入出・知波田地区におけるヒアリング概要

日時	場所	参加者
令和4年11月17日(木) 16:00～17:20	北部多目的センター 2階会議室	<ul style="list-style-type: none">・ 新所自治会長・ 入出自治会長・ 大知波自治会長・ 大知波自治会副会長
■意見概要		
<p><新所></p> <ul style="list-style-type: none">・ 土砂災害警戒区域が数か所あり、液状化が想定される地域のため不安。・ 津波避難や要配慮者支援を想定した訓練を行っている。・ 地域住民に対して自助としての備蓄の促進を周知している。・ 沿岸の防潮堤整備について、地域住民の関心は低いと思う。 <p><入出></p> <ul style="list-style-type: none">・ 自助が基本なので自治会ができることは限られる。・ 津波のリスクは低いため、地区の要配慮者を全員避難させる必要はないと思うが、把握すること自体が困難になっている。・ 訓練に参加したくても高齢や支援が必要などの理由から参加できない方について、どうしたら参加してもらうことができるか検討する必要がある。・ 自治会で対応できることは限られるが、情報提供は大切にしていきたい。 <p><大知波></p> <ul style="list-style-type: none">・ 海拔が高く津波の浸水想定区域内ではないため、津波避難訓練は実施していない。・ コロナで活動が制限されていて防災活動に対する志気が低下している。・ 訓練内容がマンネリ化していて参加者も同じ方が参加している状況。・ 防災名簿を作成しているが、要配慮者の実数は把握できていない。・ 大知波は地域防災指導員が地区で1名しかいないので、地域住民の防災意識向上が難しい。・ 沿岸の地域が津波で被災した場合、北部地区に対する復旧の人員が手薄になる可能性があることを心配している。・ 沿岸部の住民は防潮堤整備に関心があると思うが、当地区は関心が低い。		

新居地区

新居地区におけるヒアリングの概要は、以下のとおりです。

表 - 9 浜名地区におけるヒアリング概要

日時	場所	参加者
令和4年11月2日(水) 13:30~15:00	新居地域センター 2階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西浜名自治会長 ・ 橋本自治会長 ・ 松山自主防災会長 ・ 日ヶ崎自主防災会長
■意見概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸部の地区なので津波防災に対する意識は強く、過去の災害の言い伝えもある。 ・ 地域住民の意見は、防潮堤整備より避難の対策の充実を望む声が多い。 ・ 浜松市には防潮堤があるので、湖西市も同様の整備を望む意見はある。 ・ 東日本大震災の時、日頃の訓練のおかげで命が助かった事例もあるので、訓練を中心としたソフト対策は大切だと感じる。 ・ 浜名特別支援学校までの避難経路の勾配が急で、高齢者は避難するのが大変。 ・ 要配慮者の把握が、個人情報保護やコロナ禍が原因で進んでいない。 ・ 防潮堤があればいいと思うが、市の財政的に厳しいことも理解している。 		

表 - 10 新居南部地区におけるヒアリング概要

日時	場所	参加者
令和4年11月2日(水) 15:50~17:30	新居地域センター 2階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住吉自治会長 ・ 住吉自治会副会長 ・ 新居南自治会長
■意見概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練の参加者が年々減少して内容もマンネリ化している。コロナ後の訓練は参集して点呼を取るだけになってしまった。 ・ 外国籍の方住んでいるが、防災訓練への参加はない。 ・ どういった取組みを実施すれば要配慮者が訓練に参加してもらえるか悩んでいる。 ・ ソフト対策としての避難も重要だがハード対策として防潮堤があると安心できる。 ・ 地域住民から防潮堤整備を望む意見はあまり出ないが、浜松市に防潮堤があるので、どうしても比較してしまう。 ・ 景観が悪くなくても防潮堤を整備して優先的に津波被害からまちを守ってほしい。 		

表 - 11 新居中部地区におけるヒアリング概要

日 時	場 所	参加者
令和4年11月9日(水) 10:50~12:00	新居地域センター 2階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新居中央自治会長 ・ 源太山自主防災会 ・ 内山自治会長 ・ 内山自主防災会長
■意見概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域内だが、東日本大震災直後と比較すると防災の意識は低下しており、津波の意識も低く対策も実施していない。 ・ 内山地区は浸水想定区域外で、地震による家屋倒壊や土砂災害を心配している。 ・ 災害時、若い世代や現役世代はLINEやSNS等で連絡を取り合って情報収集が可能だが、高齢者等の情報弱者に対する連絡手段に悩んでいる。 ・ 過去には隣近所の高齢者を避難所に連れていくことを想定していたが、支援する側が高齢化したため、現状はできていない。 ・ 災害リスクが低くて利便性のよい場所は土地が空いていないため、浸水想定区域に家を建てざるを得ない状況がある。 ・ 国道1号バイパスがあるので、ある程度の津波は防げると考えている。 ・ 防潮堤が浜松市にあって湖西市にはないので不安ではあるが、どうしても整備してほしいとは思わない。 		

表 - 12 中之郷地区におけるヒアリング概要

日 時	場 所	参加者
令和4年11月9日(水) 13:00~14:40	新居地域センター 2階南小会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郷南郷北自治会長 ・ 三ツ谷自治会長 ・ あげぼの自治会長
■意見概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波ではなく地震による家屋倒壊や火災等に対する意識が強い。 ・ コロナ禍前は訓練に大勢の参加があったが、現在は若者より高齢者の参加が多い。 ・ コロナ禍で、防災意識がリセットされた気がする。人が集まる機会が減ったことでコミュニケーションの機会が減り、地域の人の意見も把握できない。 ・ 古い家屋が多いので、地震で倒壊しないか心配。 ・ 高齢者のリストを作成して訓練で声掛けを行う計画にしている。 ・ 地域で集まる機会があっても防潮堤の話が話題に上ることはない。 ・ 地域防災指導員が不足していて、地域の防災力向上が図れていない。 		

(2) 意見交換会等の開催(令和5年度)

静岡大学防災総合センター原田賢治准教授に参加していただき、グループワーク形式による意見交換を「浸水想定区域内（以下「区域内」という。）」（新居・白須賀地区）と「浸水想定区域外（以下「区域外」という。）」（鷲津・岡崎・新所・入出・知波田地区）で実施日を分けて行いました。参加者は、公募で応募した方、自主防災会役員、地域防災指導員、民生委員、子育て世代の方（子ども会役員）、新居高校性、湖西高校生、外国籍の方などを対象としています。

また、新居・白須賀地区の沿岸域の住民の方を対象に、第1回意見交換会における説明内容等について説明し、現状と課題に関する意見把握を全6回実施しました。

第1回意見交換会

原田賢治准教授による「湖西市の災害リスク」についての講演を踏まえ、「地域における災害対策の状況を共有する」をテーマに、地震・津波が発生した場合における地域の現状と課題として、これまでに取り組んできたこと・地域の中で不安に思うことなどについて意見交換を行いました。

■実施日・会時・参加者

令和5年5月28日（日）10時～12時 会場：新居地域センター3階ホール【54名】

■内容

- ・ 津波防災地域づくり推進計画・津波減災計画について
- ・ 「湖西の災害リスク」講師：静岡大学 防災総合センター 原田賢治准教授
- ・ 意見交換 テーマ「地域における災害対策の状況を共有する」総括：原田賢治准教授

沿岸域説明会

津波の災害リスクが高い区域内における新居・白須賀地区の住民の意見を把握し、より多くの方々に計画策定について正しく理解していただくため、沿岸域説明会を全6回開催しました。なお、第1回意見交換会における説明内容や令和4年度に実施した地区ヒアリング結果について説明し、現状と課題に関する意見を把握しました。

表 - 13 説明会の実施経緯

No.	開催日	参加者数	対象自治会	会場
1	6月6日(火)	22名	・郷南・郷北自治会 ・内山自治会 ・新居中央自治会	新居地域センター 2階視聴覚室
※1	6月8日(木)	—	・ベイリーフ自治会 ・柏原自治会	
2	6月13日(火)	12名	新居南自治会	
3	6月20日(火)	36名	住吉自治会	
4	6月22日(木)	11名	橋本自治会	
5	6月27日(火)	16名	西浜名自治会	南部構造改善センター 会議室
6	6月29日(木)	10名	白須賀第1・2・5区自治会	

※1 大雨による高齢者等避難発令に伴い中止。

[第1回意見交換会・沿岸域説明会開催報告 \(PDF ファイル: 343.5KB\)](#)



第2回意見交換会

グループワーク形式による意見交換会を区域内と区域外の地区で実施日を分けて開催しました。第1回意見交換会及び沿岸域説明会における意見を参考とし、「地域の課題と目指すべき姿」をテーマに意見交換を行いました。

■実施日・会場・参加者

<区域内（新居・白須賀地区）>

令和5年7月9日（日）9:30～12:00 会場：南部構造改善センター多目的ホール 【30名】

<区域外（鷺津・岡崎・新所・入出・知波田地区）>

令和5年7月23日（日）9:30～12:00 西部地域センター 2階講座室 【19名】

■内容

- ・ 湖西市の災害リスク、災害時の行動
- ・ 第1回意見交換会及び沿岸域説明会における意見
- ・ 意見交換 テーマ「地域の課題と目指すべき姿」総括：原田賢治准教授

[第2回意見交換会（浸水想定区域内） \(PDF ファイル: 158.6KB\)](#)



[第2回意見交換会（浸水想定区域外） \(PDF ファイル: 158.6KB\)](#)



第3回意見交換会

グループワーク形式による意見交換会を区域内と区域外の地区で実施日を分けて開催しました。推進計画における基本方針・取組方針（案）、湖西市における取組等を取り上げ、「地域の安全な未来をつくる取組」をテーマに意見交換を行いました。

■実施日・会場・参加者

<区域内（新居・白須賀地区）>

令和5年10月14日(土)9:00～12:00 会場：南部構造改善センター多目的ホール【30名】

<区域外（鷺津・岡崎・新所・入出・知波田地区）>

令和5年10月28日(土)9:00～12:00 会場：西部地域センター 2階講座室 【16名】

■内容

- ・ 湖西市の災害リスク、第2回意見交換会における意見
- ・ 推進計画基本方針・取組方針（案）、湖西市における取組
- ・ 取組方針4「被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり」に係る検討方針
- ・ 意見交換 テーマ「地域の安全な未来をつくる取組」総括：原田賢治准教授

[第3回意見交換会開催報告（浸水想定区域内）（PDFファイル: 171.2KB）](#)



[第3回意見交換会開催報告（浸水想定区域外）（PDFファイル: 163.8KB）](#)



第4回意見交換会

レベル2津波に対する防潮堤整備について、グループワーク形式による意見交換会を区域内（新居・白須賀地区）の方と、区域外（鷺津・岡崎・新所・入出・知波田地区）から参加を希望した方で開催しました。防潮堤整備に係る観点と現状を取り上げ、「防潮堤について考えていることを共有しよう」をテーマに意見交換を行いました。

■実施日・会場・参加者

<区域内（新居・白須賀地区）※一部区域外の方も参加>

令和5年12月2日（土）9:00～12:00 会場：南部構造改善センター 多目的ホール

【区域内27名、区域外4名】

■内容

- ・ 湖西市の災害リスク、第3回意見交換会における意見
- ・ 推進計画（案）について、防潮堤整備に係る観点と現状
- ・ 意見交換 テーマ「防潮堤について考えていることを共有しよう」総括：原田賢治准教授

[第4回意見交換会開催報告（PDFファイル: 208.9KB）](#)



2. 防潮堤に係る検討(令和 4 年度から 5 年度)

レベル 2 津波に対する防潮堤整備については、令和 4 年度に協議会を 2 回、令和 5 年度に協議会を 3 回、意見交換会等を開催して検討を行いました。

令和 6 年 3 月に推進計画第 1 版を策定しましたが、防潮堤については「造る・造らない」を含めた整備の方向性を明確に示すまでには至らず、令和 6 年度以降も総合的な視点による検討を継続することとなりました。

(1) 令和 4 年度における防潮堤に係る検討

令和 4 年度においては、協議会を 2 回開催し、津波から生命と財産を守るための「逃げる対策」、「土地利用の対策」、「守る対策」の 3 つの論点における現状と課題、「守る対策」については、防潮堤の整備位置に応じた「海岸案」、「道路案」、「保安林案」の 3 案における現状と課題に関して委員の皆様からご意見をいただきました。

1) 第 1 回協議会における議論

令和 5 年 1 月 13 日に開催した第 1 回協議会において、推進計画の位置付けについて説明をした後、以下の論点について、意見交換を行いました。

【3 つの論点】

- ① 逃げる対策：津波からの確実な避難
- ② 土地利用の対策：津波のリスクを増やさない土地利用
- ③ 守る対策（防潮堤）：レベル 2 津波から市民の財産を守る

協議会としての結論

- ・ 防潮堤整備に関するさまざまな可能性を検討した結果、「海岸線への整備」、「道路空間を活用した整備」、「保安林内への整備」の 3 案を想定した。これら 3 案を基本的な検討軸として、制度的・技術的・その他の課題、並びにメリット・デメリットを整理していく必要がある。
- ・ 防潮堤整備に関して、各案のメリット・デメリットを整理した資料を共有し、市や地域住民にとって最適な方策を検討する必要がある。
- ・ 防潮堤整備案はいずれか一案が最良というものではなく、整備位置における 3 つの方向性を基に各案のメリット・デメリットや課題を整理し、焦点を絞る部分を検討した上で、整備高・コスト・時間軸などを総合的に議論し、土地利用規制も考慮しながら最終案を絞り込むことが重要である。
- ・ 令和 5 年 2 月開催予定の第 2 回協議会では、減災計画の基本方針を提示する予定となっているが、現段階では実現が困難であると考え。次回協議会までに基本方針策定に必要な素材をすべて整えることが望ましい。

2) 第 2 回協議会における議論

令和 5 年 2 月 28 日に開催した第 2 回協議会の議論において、防潮堤の整備位置に応じた「海岸案」、「道路案」、「保安林案」の 3 案（表-14、表-15）を提示し、レベル 1 堤防が既に整備されている「現状」を含め、それぞれの案においてメリット・デメリットや課題を整理し、どの部分に焦点を絞っていくのかについて、「逃げる対策」、「土地利用の対策」、「守る対策（防潮堤）」の 3 つのテーマに係る現状と課題を踏まえ、防潮堤整備についての意見交換を行いました。

協議会としての結論

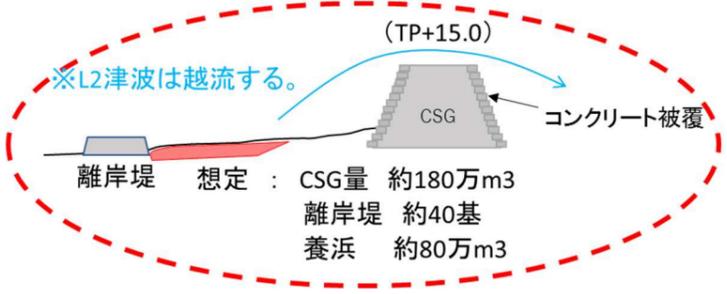
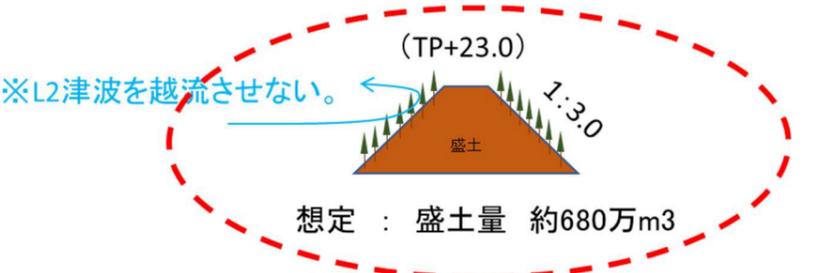
- ・ 防潮堤整備については非常に難しい課題であり、実現可能な方法を検討するとともに、将来にわたり地域住民の生活がどうなるかという視点を持つことが重要である。来年度は課題を踏まえながら継続的に方針を検討していくことになり、検討の区切りをつけることは容易ではないが、何もせずに立ち止まるのではなく、できることから着実に取り組む姿勢を計画に明示していくことが求められる。
- ・ この短期間で防潮堤の設計に入れる案に落ち着くとは考えにくく、当面は防潮堤の整備が難しいという現実を踏まえる必要がある。防潮堤の可能性は引き続き追求しつつも、現状では市街地側で確実な避難により命を守ることを最優先とし、その実現に向けて市民を交えた徹底的な議論を行うことが必要である。
- ・ 防潮堤整備については、引き続き検討を進める一方、市街地側の対策は令和 5 年度内に津波防災地域づくり推進計画として取りまとめる必要がある。限られた予算の中で、市街地側への効果的な投資によって安全性を高め、避難しやすく生き延びられる環境づくりと、L2 未満のほどほどの防潮堤をセットで検討する必要があり、その最適点を引き続き検討していくことが、令和 5 年度末に向けての落とし所である。
- ・ スケジュールや課題が共有されつつあり、今後は計画の実行が重要となる。地域住民の意見を踏まえ、今後は前進の状況が確実に見えるような取組へと発展させていくことが望ましい。
- ・ 浜松市は防潮堤があるため市民の財産を守るが、湖西市は守らないという単純な見方がある。L1 を超える被害を踏まえ、市街地側での対策の目標を明確にし、「逃げる」、「生き延びる」「立ち直る」の三点を柱として検討を進める必要がある。

表 - 14 沿岸域防潮堤 課題整理一覧表 (1/2)

課題等	現状	海岸案	保安林案	道路案
制度	-	<ul style="list-style-type: none"> 施設の法令上の取扱い整理 	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の整備は、保安林機能に影響を与えない範囲での設置が基本 保安林機能を有した防潮堤を整備する場合、林野庁との協議が必要 健全な松林に防潮堤を整備する場合、保安林を解除し海岸保全施設としての整備が基本 	<ul style="list-style-type: none"> 道路計画に大きな変更を伴う改築事業を行う場合、計画段階の合意形成から手続を進める必要がある、一般的に事業着手まで長期間を要することがある。
技術基準	-	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全上必要な浜幅の確保 侵食や波浪を考慮した構造の検討 浜幅が狭いため、離岸堤と防潮堤セットの整備が必要 	-	<ul style="list-style-type: none"> 既存の道路を活用して防潮堤を整備する場合、防潮堤の機能を備えた道路へ改築の可否を含めた技術的検討が必要。 新たに防潮堤の機能と道路の機能を兼ね備えたものを整備する場合、整備の可否を含めた技術的検討が必要。
防災 (道路啓開等)	<ul style="list-style-type: none"> L1 海岸堤防を乗り越え、L2 津波による浸水 	<ul style="list-style-type: none"> 海浜や海岸保全施設の維持管理に必要な進入路、通路の確保 海岸への流出河川等の排水計画見直し 国道1号は、地震、津波により甚大な被害を受けた地域への救命、救援活動及び物資輸送等を支援するための緊急輸送ルートとして、静岡県西部地域道路啓開検討会で決定されている。また、静岡県の第一次緊急輸送路にも位置付けられている 	<ul style="list-style-type: none"> 国道1号は、地震、津波により甚大な被害を受けた地域への救命、救援活動及び物資輸送等を支援するための緊急輸送ルートとして、静岡県西部地域道路啓開検討会で決定されている。また、静岡県の第一次緊急輸送路にも位置付けられている 	<ul style="list-style-type: none"> 国道1号は、地震、津波により甚大な被害を受けた地域への救命、救援活動及び物資輸送等を支援するための緊急輸送ルートとして、静岡県西部地域道路啓開検討会で決定されている。また、静岡県の第一次緊急輸送路にも位置付けられている
施工	-	<ul style="list-style-type: none"> 浜幅が狭い箇所における施工計画の検討 工事用車両通行のための進入路確保 浜幅不足箇所への養浜の実施及び養浜材の確保 施工中の波浪・高潮による手戻りが発生し、全体工事工程への影響大 	<ul style="list-style-type: none"> 白須賀地区において用地買収が生じ、整備工程が不透明 新居弁天 IC、大倉戸 IC の附帯工事が発生。 	<ul style="list-style-type: none"> 国道1号は交通量が多い道路であり、交通規制を実施する場合は、交通の確保を含めた検討が必要となる。
維持管理	-	<ul style="list-style-type: none"> 遠州灘沿岸における背後地の安全上における浜幅の確保 防潮堤を横断する排水路の維持管理 波浪や高潮による洗掘防止対策が永続的に必要 	<ul style="list-style-type: none"> 事前に土地所有者（県・市・民地等）との調整が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 実際に維持管理することを踏まえ、設計や整備等の検討が必要となる
環境	-	<ul style="list-style-type: none"> 海浜植物、動物への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 健全な松林を伐採する場合、長期に渡り保安林機能が損失 	<ul style="list-style-type: none"> 道路の改築等により、環境に与える検討が必要となり、規模によっては、環境アセスメントが必要となる可能性がある。
道路利用者	-	<ul style="list-style-type: none"> 新居地区における海の眺望不可視 道路利用者の安全確保の検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 道路利用者の安全確保の検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 道路利用者の安全確保の検討が必要 現バイパスを切回す際、渋滞の発生
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 財産の流失 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者のアクセスにおける影響 白須賀地区からの海の眺望不可視 	<ul style="list-style-type: none"> 健全な松林を伐採する場合、長期にわたり保安林機能が損なわれるため住民の理解が必要 白須賀地区からの海の眺望不可視 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用者のアクセスにおける影響 白須賀地区からの海の眺望不可視

※第2回協議会で提示した内容から一部更新しています。

表 - 15 沿岸域防潮堤 課題整理一覧表 (2/2)

課題等	現状	海岸案	保安林案	道路案
<p>経済性 (概算事業費)</p>	<p>—</p>	 <p>概算 約 800 億円 (養浜の事業費含む)</p>	 <p>概算 約 400 億円</p>	<p>※沿岸他市町での事例はなく、道路計画の変更、技術的な検討を伴うため算出に時間を要する。</p>
<p>整備効果</p>	<p>※第3章・第2節 (2) 地震・津波による被害想定参照</p>			<p>—</p>
<p>メリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト対策を充実させた防御による財政負担減 ・海岸利用者のアクセスの現状維持 ・白須賀地区における海の眺望の現状維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路計画の変更が不要 ・施工時に道路交通に与える影響が少ない ・道路啓開上、緊急輸送ルートに位置付けられていることから地域への救命、救援活動及び物資輸送等の支援が確保できる ・道路利用者の安全度が向上 ・官地施工となるため、関係機関との調整が少なく、整備工程が予測可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路計画の変更が不要 ・施工時に道路交通に与える影響が少ない ・盛土規制法の施行による残土処分が厳正化され、処分先確保が難しい中、残土の受入れがしやすくなり、建設発生土等が活用できた場合、工事費の縮減が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開上、緊急輸送ルートに位置付けられていることから地域への救命、救援活動及び物資輸送等の支援が確保できる

※第2回協議会で提示した内容から一部更新しています。

(2) 令和 5 年度における防潮堤に係る検討

令和 5 年度においては、意見交換会を 6 回、協議会を 3 回開催しました。

意見交換会においては、「津波防災地域づくり推進に係る機運向上」や「防潮堤整備の継続検討に係る地域のニーズ把握及び整備のあり方の検討」等を目的として、湖西市の災害リスクや津波防災地域づくりに関する地域の現状と課題の共有、防潮堤整備を含む必要な対策等について検討を行いました。

また、意見交換会における地域課題や対策のあり方を踏まえ、推進計画の基本方針の検討や計画素案の作成を行い協議会に諮りました。

第 3 回・4 回協議会においては、推進計画における取組方針について協議を行ったため、防潮堤に係る議論は行っていません。

令和 6 年 3 月に開催した第 5 回協議会においては、防潮堤について、「造る・造らない」を含めた整備の方向性を明確に示すまでに至ることができなかつたため、令和 6 年度以降も検討を継続し、令和 7 年度中に整備の方向性の結論を出すことを決定しました。

1) 見交換会等における市民意見

意見交換会及び沿岸域説明会における防潮堤に関する意見は、表-16～表 18 に示すとおりです。

表 - 16 意見交換会及び沿岸域説明会における防潮堤に関する意見 (1/3)

第 1 回意見交換会・沿岸域説明会

- ・ 現状の防潮堤の高さでは、津波を防げるか不安。
- ・ 防潮堤の減災効果が認められるのであれば、財政的な課題を解決して整備を望む。
- ・ レベル 2 津波に対応した防潮堤を整備しても、整備した高さ以上の津波を防ぐことは困難なら、道路や橋梁等インフラの維持管理を進めてほしい。
- ・ 防潮堤を整備するなら、環境面で保安林が枯れて砂浜が痩せている現状も考慮して検討してほしい。
- ・ 防潮堤を整備することで周辺の自然への影響はないのか不安。将来の子どもたちに豊かな自然を残すことも考えてほしい。
- ・ 防潮堤の必要性について、もう少し詳細に説明してもらわないと判断できない。
- ・ 財政的な理由から防潮堤整備は困難というのは、市民が見放されている感じがする。
- ・ レベル 2 津波に対して防潮堤で対策するのは現実的ではないと考えるので、ソフト面でカバーすべき。
- ・ 防潮堤について、どの程度のをいつまでに造ろうとしているのか、また造る予定がないのかも、市民に示してもらいたい。

表 - 17 意見交換会及び沿岸域説明会における防潮堤に関する意見 (2/3)

第2回意見交換会
<p>(区域内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 命を守り市街地の安全を確保できる防潮堤を造っていくことが必要。 海岸の利用者や景観、環境や生物など生態系への影響に対する配慮が必要。 <p>(区域外)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の防潮堤ではレベル2津波に対応していない現状に不安を感じる。 防潮堤の機能を見誤らないことが重要。防潮堤の役割は逃げる時間の確保であり、防潮堤があるから安心してはいけない。子どもたちへの防災教育も必要。 生活に密着した他の施策とのバランスも考慮して防潮堤整備の判断をしてほしい。
第3回意見交換会
<ul style="list-style-type: none"> 地震・津波が発生した場合における地域の課題に対して、個人・地域でできる対策について検討したため、防潮堤に直接関連する意見はなし。
第4回意見交換会 ※区域内の地域住民を対象とし、希望した区域外の方も参加
<p>(市街地の安全性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心して暮らせるよう防潮堤を整備してほしい、防潮堤がなければそもそも自然環境等も守ることができない。 現状の防潮堤では不安があるため、浸水を抑えて避難できる時間を確保するための整備を行い、あわせて道路や橋梁なども整備してほしい。 防潮堤を整備することで海が見えなくなることや、安全性に対する過信による逃げ遅れ、建設・維持管理コストによる財政負担が想定されるため、整備は望まない。 <p>(海岸環境の保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸を整備することでまちのイメージを壊したくないし、サーファーや釣り人の楽しみを奪いたくないので保全をしてほしい。 新居地区の観光資源を守るために整備は必要。海岸環境より市民の命の方が大事なので整備を望む。 <p>(保安林環境の保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安林は津波を弱める役割や防砂・防風の機能があるので、松枯れが進行しているため、植林などで機能の回復をしてほしい。観光資源として保安林は残すことが重要。 <p>(生命の保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備をして自然のバランスを一度壊すと元に戻すことはできから、現状維持でよい。 ウミガメが卵を産めなくなり、漁業に影響が出る可能性もあるため、整備する場合は生態系を維持できるように配慮してほしい。 <p>(市街地からの眺望)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海がある地域で育ってきたため、一定の眺望は残してほしい。 海が見える場所に移動すればよく、眺望は気にしていない。 防潮堤を整備した際に散歩コースを整備すれば新たな眺望を確保できる。

第4回意見交換会 ※区域内の地域住民を対象とし、希望した区域外の方も参加

(行政サービスへの影響)

- ・ まちを存続するためにも優先して整備する必要があり、整備には長い期間と多額な費用がかかるため、計画的に他事業と平行して実施すべき。
- ・ 整備コストも多額だが、整備後のメンテナンス費用も長期的な財政負担となる。高齢化に対応した福祉施策を優先するなど、整備による借金を将来世代の大きな負担として残したくない。

(整備期間)

- ・ 子供や孫世代のために早く整備してほしい。地震はいつ起こるか分からない中、整備に数十年をかけていると、整備中に津波が襲来したらそれまでのコストが全て無駄になってしまうので、出来るだけ早期に整備してほしい。
- ・ 区域内における高齢化が進んでいるので、少しずつでも整備を進めてほしい。コスト面を考えると、何十年もかけて長期的に整備することは仕方ない。
- ・ 期間を定めて整備を進めてほしいが、整備期間中も平行してその他の対策の実施が必要。

2) 第5回協議会における議論

令和6年3月に推進計画第1版は策定するものの、防潮堤整備については、

- 整備にかかる多額な費用や完成までの長い整備期間
- 市街地側で津波被害をどの程度低減される高さで整備するのか
- 整備位置による関係法令上の制約
- 環境や生活への影響 など

実現に当たって様々な課題があることから、防潮堤を「造る・造らない」を含めた整備の方向性を明確に示すまでには至りませんでした。

このため、令和4年度から5年度にかけての検討結果や残された課題を踏まえ、以下のとおり検討を行うこととなりました。

A) 主な検討事項

- 防潮堤の整備位置については、令和4年度から5年度にかけて「海岸案」、「道路案」、「保安林案」の3案で課題等を整理してきた。今後は、市として実現性が高いと考える保安林案に係る課題の深掘り^{*}を進める。
- 防潮堤を整備しない場合に代わりとなる施策の検討を行い、「防潮堤を保安林に整備する場合」と「防潮堤を整備しないで代わりとなる施策を実施する場合」を費用(時間)対効果等で比較検討する。

※防潮堤の整備位置については、「海岸案」、「道路案」、「保安林案」いずれの案も課題があるものの、以下の理由から「保安林案」を軸に検証を進めることとしました。

- 保安林案については、海岸案に比べてイニシャルコスト（約 400 億円で試算）及びランニングコストが低くできることが試算できていて、工事期間の短縮が見込める。また、市民を対象とした意見交換会では、海岸等の自然を残してほしいとの意見も出ているため、まずは、保安林案を軸に、集中的な検討を進めていくこととする。なお、整備案の考え方については、これまでの協議会や意見交換会において提示をしている津波を完全にシャットアウトする構造・整備高とする。

<補足>

- 道路案については、事業化そのものを国に委ねる形になるため、市としては検討の余地がなく、また、整備されるにしても完成時期の見通しが見つからない。
- 海岸案については、浜幅が狭く、離岸堤等の措置が必要なことで、イニシャルコスト（約 800 億円で試算※離岸堤設置費用を含む）及びランニングコストが高くなる試算をしている。また、コスト以外の部分では、官地施工のため関係機関との調整といった検討の要素が少なく、整備できる可能性がある。

B) 計画の見直し・更新時期

概ね 2 年で「防潮堤整備に係る総合的な視点による検討」の結論を出すものとし、令和 7 年度中の推進計画更新を目指す。

推進計画第 2 版(令和 8 年 2 月策定)の検討経緯

1. 防潮堤整備に係る総合的な視点による検討(令和 6 年度から 7 年度)

防潮堤整備に係る総合的な視点による検討は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、検討状況を協議会に提示しながら進めました。

具体的には、令和 6 年度に 1 回、令和 7 年度に 3 回の協議会を実施し、「防潮堤整備と防潮堤の代替となる施策」について、評価方法や各施策の比較評価結果などを提示し、委員の皆様からのご意見を丁寧に把握しながら検討を進めました。また、市民意見を計画に反映するため、計画改訂案に係るパブリックコメントを実施しました。

これらの検討結果を踏まえ、防潮堤の代替となる施策のうち、施策案 3（事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業）に係る事業・事務を拡充することを第 2 版に反映しました。

第 6 回協議会（令和 7 年 3 月 13 日）

【協議内容】

- ・ 推進計画策定（令和 6 年 3 月）までの振り返り
- ・ 議題 1 防潮堤整備に係る総合的な視点による検討について
 - 防潮堤を保安林に整備する場合の課題の深掘り
 - 防潮堤を整備する場合と防潮堤の代替となる施策を実施した場合の比較検討
- ・ 議題 2 今後の検討の進め方（案）について

第 7 回協議会（令和 7 年 6 月 30 日）

【協議内容】

- ・ 推進計画（令和 6 年 3 月）の策定経緯
- ・ 前回（第 6 回）協議会の振り返り
- ・ 議題 1 施策案 1～3 の総合的な評価結果（案）について
- ・ 議題 2 今年度の検討の進め方（案）

第 8 回協議会（令和 7 年 11 月 6 日）

【協議内容】

- ・ 計画更新案の提示・承認
- ・ 協議会の結論を市長に提言

パブリックコメント

実施時期：令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月

【意見聴取の対象】 推進計画第 2 版（案）

第 9 回協議会（令和 8 年 2 月 5 日）

【協議内容】

- ・ 最終的な計画更新案の確認・承認

図 - 11 協議会及びパブリックコメントの流れ

(1) 防潮堤・保安林案に係る課題の深掘り

前項の(2) 令和5年度における防潮堤に係る検討(参-31)で記載したように、「保安林案」を軸に検討を進めることとしたため、「保安林に防潮堤機能を付した整備」と「保安林の指定を解除した整備」の2パターンで、それぞれの課題について以下の表のとおり整理しました。

表 - 19 保安林案に係る課題の深掘り

保安林に防潮堤機能を付した整備
<ul style="list-style-type: none">湖西市の保安林は、現状として松枯れが急激に進行しており、現在、県と市等関係機関で海岸防災林・再生管理計画の策定を検討しているため、当計画との整合を図る必要がある。
保安林の指定を解除した整備
<ul style="list-style-type: none">防潮堤を海岸や道路に整備できないという検証を行い、誰が考えても保安林にしか防潮堤を整備できないという整理が必要となる。海岸案を離岸堤含めて800億円で試算しているが、コスト面は保安林解除の理由にはならないため、計画地(保安林)以外で防潮堤の整備が困難である合理性を検証する必要がある。

(2) 防潮堤の代替となる施策の決定

レベル1を超える津波に対して、被害の最小化を図ることを推進する静岡県の「静岡モデル防潮堤」を踏まえ、本協議会において防潮堤の整備について検討してきました。

その中で、防潮堤整備については様々な課題が浮き彫りになってきたため、防潮堤の代替となる施策として、「防災集団移転促進事業(高台移転)」及び「事前の避難支援・早期復旧・復興支援事業」と比較検討することとなりました。

1) 防潮堤の代替となる施策案の検討

A) 防災集団移転促進事業(高台移転)

防潮堤の代替事業として、津波による被害を受けない防災集団移転促進事業^{※1}(高台移転)の効果や実効性について検討することとしました。

なお、移転促進区域^{※2}の住民全員の同意が必要なことや、段階的に住居を高台へ移転することによるコミュニティの維持及び移転経過期間中の安全確保、災害危険区域指定に係る合意形成、移転元地の活用、莫大な事業費等の課題が想定されます。

※1 防災集団移転促進事業は、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転の促進を図るもの。

※2 災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住民集団的移転を促進することが適当であると認められる区域。

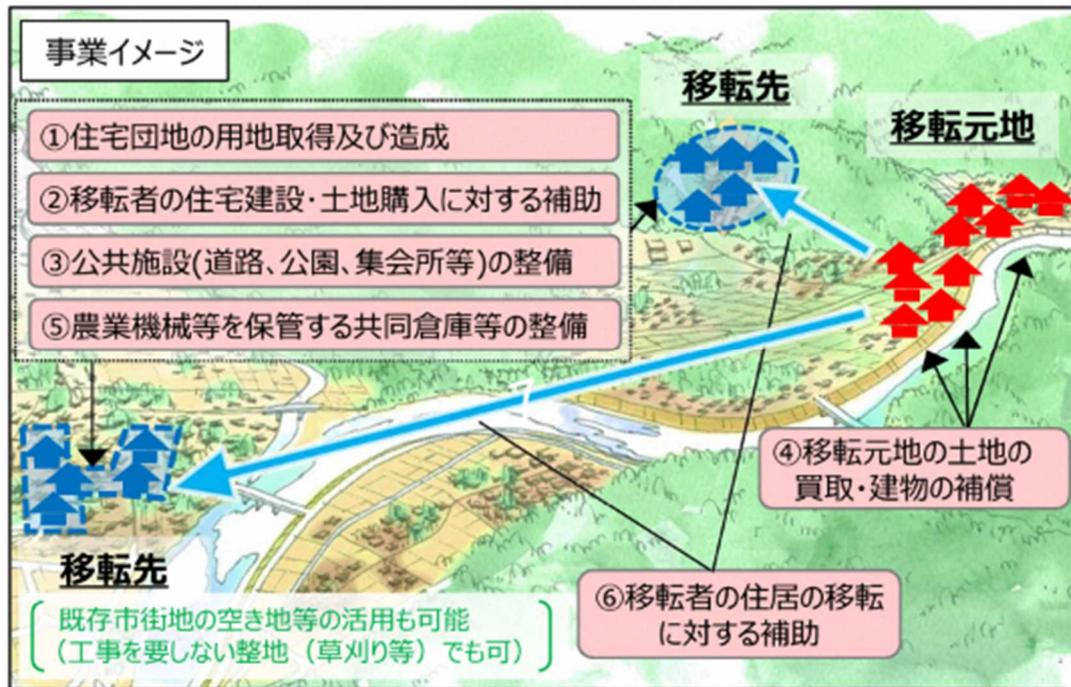


図 - 12 防災集団移転促進事業のイメージ

出典：国土交通省「防災集団移転促進事業の概要」

B) 事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業

「防潮堤整備事業」及び「防災集団移転促進事業（高台移転）」で想定される課題を踏まえ、推進計画第1版に位置付けられる事業・事務をベースに、既の実施している事業の強化・改善等のブラッシュアップを図り、ハード事業だけでなく、早期に取り掛かることができるソフト事業の充実により、被害軽減に資する効果を検討することとなりました。

また、検討に際し、防潮堤整備事業との比較において津波被害を受けてしまうことから、その被害を事前に回避・軽減させる「避難支援」と「早期復旧・復興支援」の観点でハード・ソフト事業の充実が図られるよう検討しました。

(3) 3つの施策の前提条件

いずれの施策も、津波から人命が守られることを前提とし、以下の表に示す3つの施策について評価を行います。

表 - 20 評価対象とする施策と前提条件

	施策内容	市街地の 津波浸水	浸水想定区域内 の居住
施策案 1	防潮堤整備事業（保安林案）	無	<input checked="" type="checkbox"/>
施策案 2	防災集団移転促進事業（高台移転）	<input checked="" type="checkbox"/>	無
施策案 3	事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

1) 各施策案の考え方

評価対象とした3つの施策案の考え方は、以下に示すとおりです。

A) 施策案1:防潮堤整備事業(保安林案)

第5回協議会における議論（参-33、参-34 参照）に記載のとおりです。

B) 施策案2:防災集団移転促進事業(高台移転)

当該事業は、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、災害が発生した地域または災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し事業費の一部を補助し、防災のための集団移転の促進を図るものです。

本検討において事業の適用を検討する区域は、浸水想定区域全域とし、区域内の全戸移転を前提としました。仮に、全戸移転しない場合、移転しない居住者に対しては、施策案3（事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業）など、何らか別の施策を講じる必要が発生し、施策案2単独の施策効果や概算事業費等を把握することができなくなってしまいます。そのため、施策案1～3のそれぞれの効果を明確に比較検討できるよう、本評価では、施策案2の前提条件を全戸移転としました。

なお、本施策の検討に際しては、移転する住民の金銭的負担の視点も考慮しました。

C) 施策案3:事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業

推進計画第1版の取組内容における強化・改善等のブラッシュアップを行うため、推進計画や各種計画等を基に、推進計画に位置付けられた事業の効果をより高めるための事業を整理し、ハード・ソフトの複数の事業を複合的に実施することで、防潮堤整備と同等の施策効果となるような事業選定を行いました。

(a) 事業抽出の観点

- 実現性のある事業
 - ・実施中である、計画への位置付けがある、予算化の見込みが高い 等
- 効果が分かりやすい事業
 - ・規模が大きく、市民が目に見えて施策効果が分かる施策 等
- 定量評価可能な事業

(b) 事業の抽出方法

現行事業の強化・改善等につながる事業を各種計画（推進計画、都市計画マスタープラン等）や継続事業、実施予定の事業等より抽出・整理*を行った。

また、事業一覧は「施策の内容」や「推進計画第1版への位置付けの有無」、「事業期間」、「該当する評価項目」等の視点から整理を行った。

※参照「第6章・事業・事務一覧の中で■防潮堤整備の代替事業に該当するもの」

表 - 21 施策案3における事業（抜粋）

※①：死者数の軽減、②精神的負担量の軽減、③財産損失の軽減

No.	施策案3の内容 ◎：推進計画第1版 への位置付け	事業の概要		評価項目			備考 (評価の観点)
		カテゴリー	事業期間 [年]	① ※	② ※	③ ※	
2	◎実効性のある避難訓練の実施	継続 4	20	○			避難行動支援
13	避難所となる小・中学校体育館等への空調整備	短期 4	7		○		避難生活支援
25	◎自主防災組織の防災・可搬ポンプ倉庫の新設・更新及び可搬ポンプ等の防災資機材整備に係る補助制度の拡充	継続 5	35	○	○		避難行動支援 避難生活支援
34	◎地区防災計画（自主防災組織）作成の推進	継続 4	20	○	○		避難行動支援 避難生活支援
35	◎地域の防災活動を支える人材（地域防災指導員等）の育成	継続 5	永続	○	○		避難行動支援 避難生活支援 生活再建

(4) 施策案 1～3 の総合的な評価結果

各施策における総合的な視点による評価として、定量評価（施策効果、概算事業費、国・県の補助制度、事業期間）及び施策を実施する上での課題（事業検討中・実施中、事業完了後、地域住民への影響）を取りまとめた結果を協議会に諮りました。

結果として、

- 南海トラフ地震の発生確率が 30 年以内に 60%～90%程度以上であり、いつ津波が襲来するか明確に分からない中、施策案 1（防潮堤整備事業（保安林案））及び 2（防災集団移転促進事業（高台移転））は事業期間や費用の面から、地震が起こるまでに事業が完了しない可能性があります。
- そのため、3つの施策の中で最も早く効果を発揮し、ハード・ソフトの様々な施策を複合的に実施することで、その効果を確実に積み上げることができるという点で、施策案 3（事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業）を実施することとし、

令和 7 年 11 月 6 日に開催した第 8 回協議会において、施策案 3 の推進について市長に提言を行いました。

表 - 22 施策案1～3の総合的な評価結果（案）一覧表（1/2）

評価項目		【施策案1】 防潮堤整備事業(保安林案)	【施策案2】 防災集団移転促進事業(高台移転)	【施策案3】 事前の避難支援・早期復旧・復興事業	施策案1～3の施策効果
定量評価	死者数の軽減	5年後に 0%軽減【×】	5年後に 2%軽減【△】	5年後に32%軽減【○】	
		30年後に 0%軽減【×】	30年後に13%軽減【△】	30年後に73%軽減【○】	
		80年後に100%軽減【○】	80年後に35%軽減【×】	80年後に75%軽減【△】	
精神的負担量の軽減	精神的負担量の軽減	5年後に 0%軽減【×】	5年後に 2%軽減【△】	5年後に50%軽減【○】	
		30年後に 0%軽減【×】	30年後に13%軽減【△】	30年後に93%軽減【○】	
		80年後に100%軽減【○】	80年後に35%軽減【×】	80年後に94%軽減【△】	
財産損失の軽減	財産損失の軽減	5年後に64%軽減【×】	5年後に65%軽減【△】	5年後に77%軽減【○】	
		30年後に64%軽減【×】	30年後に69%軽減【△】	30年後に90%軽減【○】	
		80年後に100%軽減【○】	80年後に77%軽減【×】	80年後に90%軽減【△】	
事業費・事業期間	概算総事業費	400億円【△】	2,000億円(移転者負担は含まない) ※移転者負担金: 3,000~4,000万円/世帯【×】	150億円【○】	
	国・県の補助制度	市の単費を予定(基本的に国・県の補助事業なし)【×】	国の補助制度が活用可能(事業費の約1/2程度)【○】	一部の事業で国・県の補助制度が活用可能(事業費の約1/3程度)【△】	
	年間事業費	市: 5億円 国・県補助: なし	市: 5億円 国補助: 4億円	市: 最大5億円 国・県補助: 最大2.5億円	
	事業期間	80年【△】	230年【×】	35年【○】	
	【ケース2】事業期間を30年で設定した場合(南海トラフ巨大地震の発生確率が30年以内で80%程度)	年間事業費	市: 13億円【△] 国・県補助: なし	市: 40億円【×] 国補助: 30億円	
	事業期間	30年			

表 - 23 施策案1～3の総合的な評価結果（案）一覧表（2/2）

評価項目		【施策案1】 防潮堤整備事業(保安林案)	【施策案2】 防災集団移転促進事業(高台移転)	【施策案3】 事前の避難支援・早期復旧・復興事業	施策案1～3の施策効果
定性 評価	事業検討中・ 実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸防災林・再生管理計画との整合 ・国や県等との要協議・判断 ・用地買収に係る整備工程遅延の可能性 ・インターチェンジの附帯工事発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の制度上、複数の条件を満たすことが必要 ・合意形成に相当な期間を要する ・移転先の用地確保・買収に係る整備工程の遅延の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・私（民）有地を使用する場合の地権者との調整 	
	事業完了後	<ul style="list-style-type: none"> ・海の眺望が阻害 ・海へのアクセス性が低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転元地の利活用の検討が必要 ・防災集団移転元地の周辺に住居が残存する場合のインフラの維持管理（移転元地域の維持管理費） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等を含めた維持管理体制の構築 ・継続的な予算確保と地域住民の人材確保・育成 	
	地域住民への 影響	<ul style="list-style-type: none"> ・松林を伐採する場合、事業期間中に保安林機能が損なわれる ・海の眺望の阻害、環境への影響に対する住民理解 ・防潮堤に依存することで住民の防災意識が低下する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティや移転住民の生活等に配慮した移転先の検討（地域コミュニティの再編が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の実行性を向上させるための地域住民の防災に対する継続的な知識の習得と意識の醸成が必要 	

施策案 1～3 の総合的な評価

1. 施策案 1～3 における定量的な評価方法の検討(令和 6 年度)

(1) 施策効果の算出における定量的な評価方法

1) 新たな評価方法の検討

各施策案を実施した場合の効果を定量的に評価するための手法を検討しました。まず、施策案 1～3 には、施策効果が出るタイミングに特性があります。

- 施策案 1：防潮堤整備事業（保安林案）
 - ・事業が完了する数十年後に初めて施策効果を発揮する。
- 施策案 2：防災集団移転促進事業（高台移転）
 - ・段階的な効果の発揮と施策効果が発揮するまでに相当な期間を要する。
- 施策案 3：事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業
 - ・施策案 1 及び 2 の事業期間が数十年に及ぶハード事業と比較し、ソフト事業の方が着手しやすく、またハード事業も含む既存事業の強化・改善等により早い段階から施策効果が見込まれる。

これらを踏まえ、学識者と協議の上、以下のとおり施策効果を評価することとしました。

- 施策案 1 及び 2 について、事業完了までに数十年間を要し、その期間は施策効果が発揮されないため、その数十年間に地震・津波が発生した場合には浸水想定区域内の安全性が確保されないと仮定し、その数十年間に何も対策を講じなかった場合と、
- 施策案 3 について、施策の効果が早い段階から見込まれるハード・ソフト事業を複合的に組み合わせて実施する防災・減災対策を講じた場合を比較評価

当該評価における施策効果については、住民への被災の程度を考慮し、各施策が住民にどのような効果を還元できるかという視点に立ち、

- ・ 「死者数の軽減（人的被害）」
- ・ 「精神的負担量の軽減（被災した辛さ）」
- ・ 「財産損失の軽減（物的被害）」

の項目で評価を行うこととし、新たな評価方法を生み出しました。

2) 評価項目

A) 施策効果

施策効果の評価項目は、「死者数の軽減」、「精神的負担量の軽減」、「財産損失の軽減」の3つを設定し、これらに基づき施策案1～3の評価を行いました。

なお、施策案3（事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業）における事業の中で、一度の実施で持続的な効果が見込めない事業については、複数回実施することで効果を継続させる考え方で事業費を算出しました。

当該評価方法に基づく「施策の効果量のイメージ」を図-13、「施策実施と施策効果のイメージ図」を図-14に示します。

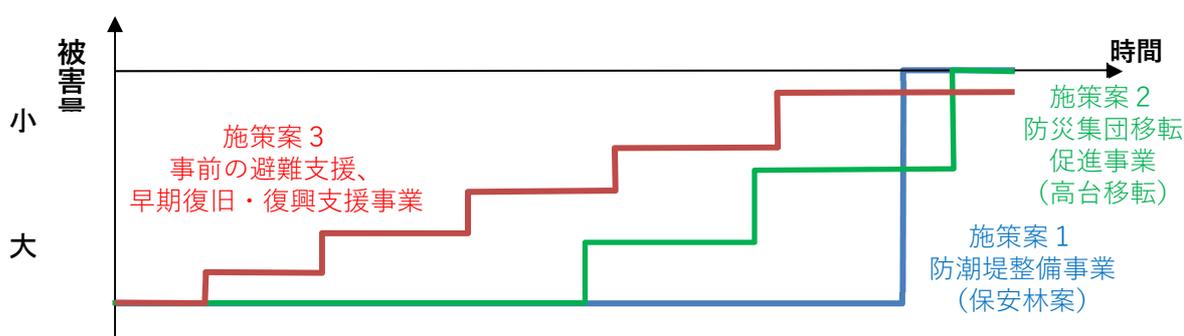


図 - 13 施策の効果量のイメージ図

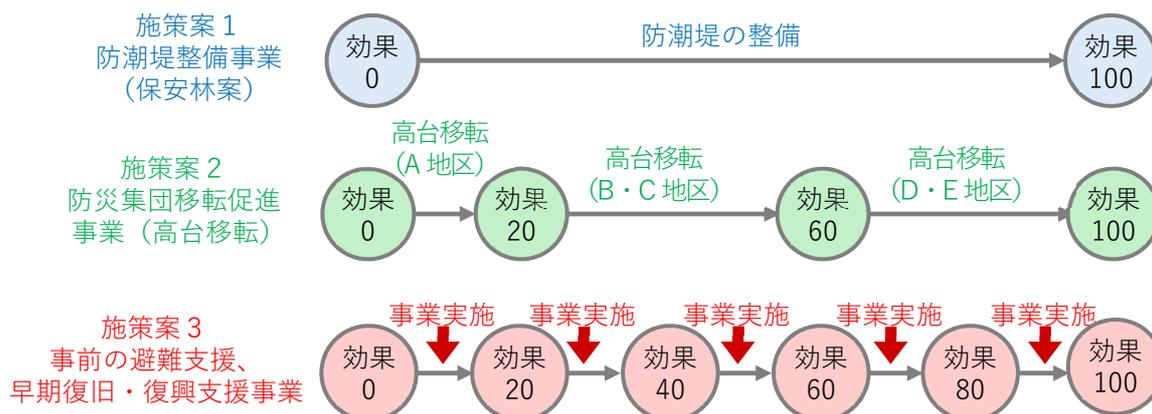


図 - 14 施策実施と施策効果のイメージ図

B) 概算事業費、国・県の補助制度及び事業期間

「施策効果」のほか、「概算事業費」、「国・県の補助制度」及び「事業期間」を算出しました。まず、当該算出に際して以下の2ケースの試算結果を踏まえ、各施策案の「(ケース1)における事業期間」と、「(ケース2)における市が各施策案に掛ける年間予算」について比較しました。

- ケース1：施策に掛けられる市の年間予算を一律5億円と仮定した場合
- ケース2：南海トラフ地震の発生確率が30年以内に60%～90%程度以上程度であることを考慮して、事業期間を一律30年とした場合

また、国や県の補助制度については、以下のとおり設定しました。

- 施策案1：防潮堤整備事業（保安林案）
 - ・補助制度なし
- 施策案2：防災集団移転促進事業（高台移転）
 - ・市が負担する予算：国補助金＝5.5：4.5
- 施策案3：事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業
 - ・事業費の3分の1と仮定

なお、施策案2については移転者の負担金も必要となるが、本検討では、施策案1及び3と同様、市が負担する予算と国・県の補助金について比較検討するため、移転者の負担金は検討の対象外としています。

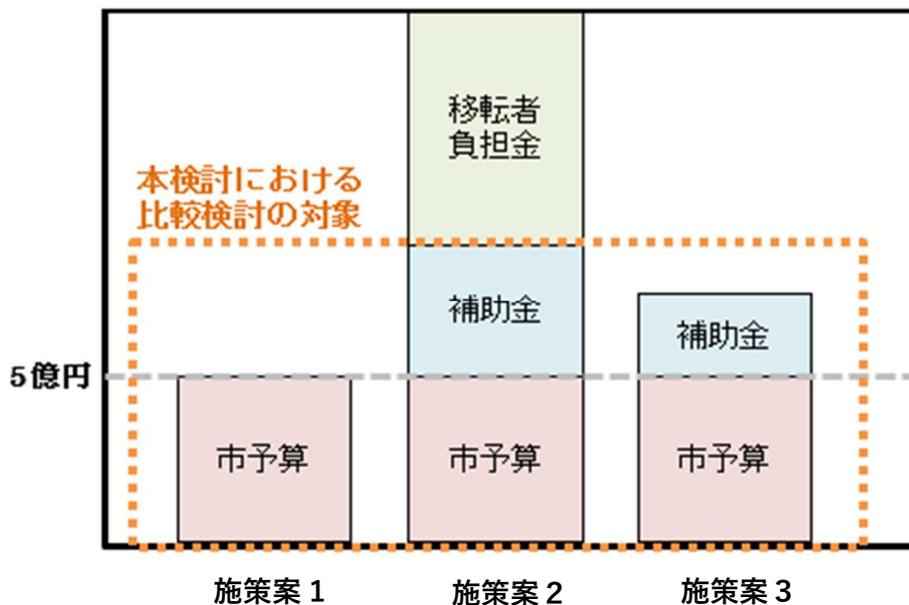


図 - 15 施策案1～3における年間事業費の考え方（ケース1）

表 - 24 施策案 1～3 における概算事業費と事業期間

施策	総事業費	ケース 1：市が負担する年間予算 5 億円の場合				ケース 2：事業期間 30 年の場合			
		年間事業費		事業期間	年間事業費		事業期間		
		市予算	国・県 補助制度		市予算	国・県 補助制度			
施策案 1： 防潮堤整備事業 (保安林案)	400 億円	5 億円	5 億円	なし	80 年 ^{※2}	13 億円	13 億円	なし	30 年
施策案 2： 防災集団移転促 進事業 (高台移転)	2,000 億円 注) 移転者負担金 ^{※1} を含まない	9 億円		4 億円	230 年 ^{※3}	70 億円	40 億円	30 億円	
施策案 3： 事前の避難支援、 早期復旧・復興支 援事業	150 億円	最大 7.5 億円		最大 2.5 億円	35 年 ^{※4}	最大 9 億円	最大 6 億円	最大 3 億円	

※1 移転者負担金は、1 世帯当たり約 3,000～4,000 万円

※2 市が負担する年間予算を一律 5 億円としてかかる事業期間を算出

※3 概算事業費 2,000 億円を年間事業費 9 億円（市予算 5 億円、国補助 4 億円）で割った数字の一桁目を切り上げて算出

※4 施策案 3 はハード・ソフトの様々な事業で構成されており、各事業の事業開始時期や事業期間が異なっている。市が負担する予算が 5 億円を超えないよう、各事業の年間事業費を事業期間内で調整して実施することを想定し、全ての事業が完了した際の事業期間を算出

(2) 施策案 1(防潮堤整備事業(保安林案))における概算事業費等

施策案 1 における概算事業費や各対策レベルにおける浸水範囲等は、以下のとおりです。

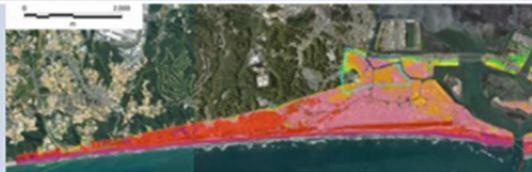
(a) 概算事業費の内訳(令和 5 年度の試算)

表 - 25 施策案 1 (防潮堤整備事業) の概算事業費

防潮堤保安林案・概算事業費 整備高TP+23.0、3割断面				
本工事費	種別	数量	単位	計(百万円)
防潮堤工 L=約8,000m(新居工区 約5,800m、白須賀工区 約2,200m)				
伐木・処分工	準備工	1	式	2,200
盛土工(V≒680万m ³)	購入土・敷均し・締固め	1	式	17,000
植樹工	法面整形・マツ植樹	1	式	1,000
付帯施設工				
道路IC付替工(n=2箇所)	新居弁天IC、大倉戸IC	1	式	1,000
海岸利用者ボックス道路工	約9箇所	1	式	600
ボックス排水路工	約22箇所	1	式	700
バイパス道路近接対策工	白須賀工区 L=約2,200m	1	式	300
直接工事費 計				22,800
諸経費				13,500
合計				36,300
用地補償費	種別	数量	単位	計(百万円)
用地費	宅地等(A≒160,000m ²)	1	式	800
補償費	事業所等(n=58事業所等)	1	式	2,900
合計				3,700
事業費				40,000

(b) 最大クラスのレベル 2 津波が襲来した場合の浸水範囲

表 - 26 レベル 2 津波が襲来した場合の浸水範囲

対策レベル	L2津波に対する市街地の安全性 (浸水範囲)	浸水被害 1cm以上 (2m以上)
L1レベル (現状) (TP+8.0)		家屋浸水 : 約9,900棟 (約5,400棟)
浜松市と 同レベル (TP+15.0) ※沿岸部に整備 した場合		家屋浸水 : 約2,500棟 (約110棟)
L2レベル (TP+23.0) ※海岸沿いより 内陸に整備した 場合		家屋浸水 : 約410棟 (約50棟)

(c) 【参考】県による新居弁天海釣公園内の命山整備(今切の丘)※本検討における防潮堤の整備高(TP+23.0)と同様の高さ



図 - 16 今切の丘 (海釣公園命山・県整備)

(d) 【参考】県内における静岡モデル防潮堤の整備状況

表 - 27 「静岡モデル防潮堤」の整備状況（令和7年3月）

沿岸名	市町名	整備状況
遠州灘	浜松市	<ul style="list-style-type: none"> ・他の市町に先駆け、平成26年3月より県がL1津波高を上回る防潮堤本体工事に着手（T.P.+13～15m）。 ・全延長17.5kmの防潮堤本体工事が令和2年3月末に竣工。
遠州灘	磐田市	<ul style="list-style-type: none"> ・市が令和8年度までにL2に対応した防潮堤10.3kmを整備する計画に基づき、海岸防災林等の嵩上げを実施中。（県の森林整備と連携）
遠州灘	袋井市	<ul style="list-style-type: none"> ・市が令和5年度までにL2に対応した防潮堤5.35kmを整備する「袋井幸浦の丘プロジェクト」として、海岸防災林の嵩上げについて市施工分が令和5年度までに完了（県施工分は令和7年度に完了見込み）。（県の森林整備と連携）
遠州灘	掛川市	<ul style="list-style-type: none"> ・市が令和8年度までにL2に対応した防潮堤9.0kmを整備する防災林強化事業「掛川潮騒の杜」として、海岸防災林の嵩上げを実施中。（県の森林整備と連携）
遠州灘 駿河湾	御前崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度周辺より低い防災林のL1津波高相当の嵩上げが完了。 ・L1津波高を上回る防潮堤の整備（延長8.8km）については、当面行わないことを令和3年11月に公表。
駿河湾	牧之原市	<ul style="list-style-type: none"> ・市がL1施設整備された海岸からL1を上回る高さで盛土等の整備を進める「牧之原市減災計画基本計画書」を令和2年3月に策定。 ・令和5年度から駿河海岸榛原工区の防潮堤整備に着手。（T.P.+8.0m）
駿河湾	吉田町	<ul style="list-style-type: none"> ・町が「シーガーデンシティ構想」を策定し、L2に対応した「防潮堤と一体となった盛土」等の整備を進める。 ・令和2年度末に駿河海岸川尻工区（延長1.49km）が竣工し（T.P.+11.8m）、令和3年度に駿河海岸住吉工区（延長2.29km）の粘り強い構造の海岸堤防整備に着手。
駿河湾	焼津市	<ul style="list-style-type: none"> ・市が「潮風グリーンウォーク」として、駿河海岸の析山川から大井川港の間（延長5.1km）を対象にL1を上回る高さ（T.P.+8.2m）で「防潮堤と一体となった盛土」等の整備を進める。

出典：静岡県河川企画課

(3) 施策案 2(防災集団移転促進事業(高台移転))における概算事業費等

施策案 2 における概算事業費は、以下のとおりです。

(a) 概算事業費の内訳

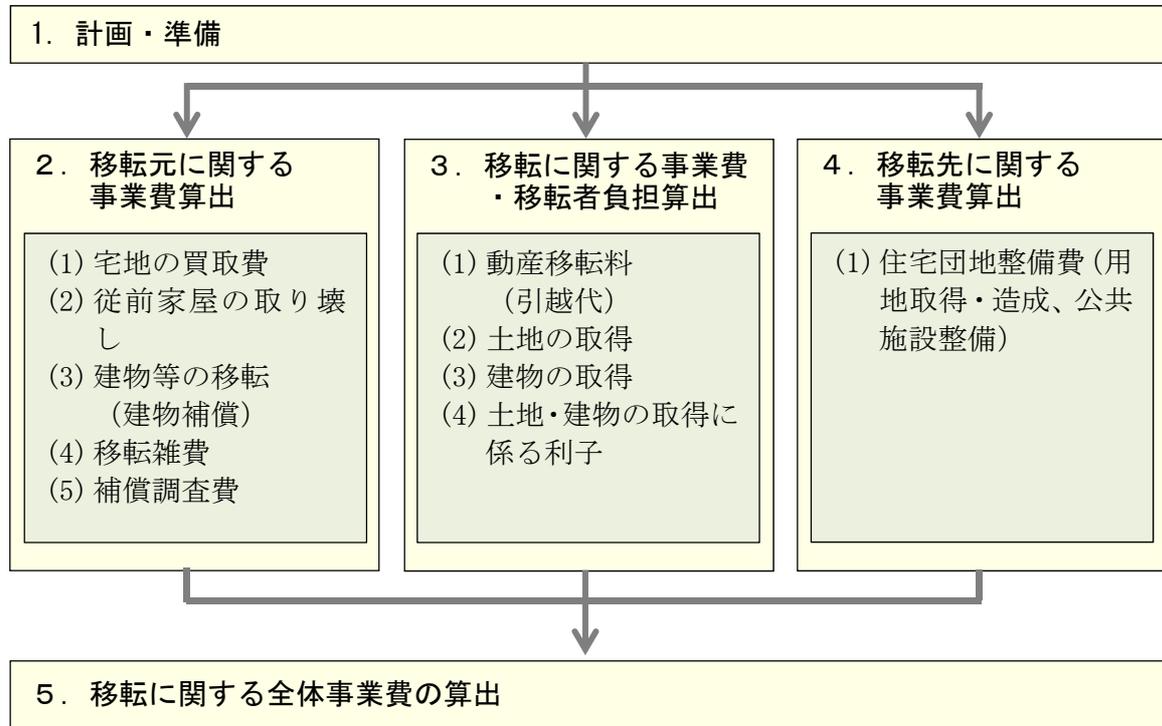


図 - 17 概算事業費の算定フロー

表 - 28 概算事業費の費用負担構成 (移転先借地の場合)

分類	項目	全経費 (億円)	うち防集事業費 (億円)	
			うち防集事業費 (億円)	うち住民自己負担 (億円)
移転元に関する経費	移転元宅地買収	177	177	0
	従前家屋取壊し	101	101	0
	建物等移転	524	524	0
	住宅の設計・監理費	48	48	0
	補償調査費	39	39	0
移転先に関する経費	住宅団地用地取得及び造成	650	650	0
	公共施設整備	316	316	0
移転に関する経費	動産移転料(引っ越し)	43	43	0
	住宅建設利子※1	221	178	44
	土地取得(借地)※2	308	-	308
	住宅建設費※2	1,274	-	1,274
計		3,702	2,076	1,626

※ 小数点処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

※1 住宅建設利子のうち、防集事業費に含まれるのは、上限額(319万円/戸)を超えない額である。

※2 土地取得費及び住宅建設費は、移転者負担となる。

表 - 29 概算事業費における国と市の実質負担額（移転先借地の場合）

項目		補助対象額 (億円)	補助基本額 (億円)	算出原単位			国補助割合	補助負担額 (億円)	
								国	湖西市
移転元 に関する 経費	移転元宅地買収	889	-	-	-	-	3/4	667	222
	従前家屋取壊し								
	建物等移転								
	住宅の設計・監理費 補償調査費								
移転先 に関する 経費	住宅団地用地取得 及び造成	650	728.0	5,571 戸	660 m ²	19,800 円/m ²	3/4	488	163
	公共施設整備	316	248.7	5,571 戸	-	4,464,000 円/戸	3/4	237	79
移転に 関する 経費	動産移転料(引っ越し)	43	54.3	5,571 戸	-	975,000 円/戸	3/4	32	11
	住宅建設利子	178	259.1	5,571 戸	-	4,650,000 円/戸 (住居)	3/4	133	44
	土地取得(借地)	-	-	-	-	-	-	-	-
	住宅建設費	-	-	-	-	-	-	-	-
補助負担額								1,557	519
国の補助合算限度額を考慮した補助負担額									
			976.9	5,571 戸		17,535,000 円/戸	3/4	732.7	-
補助合算限度額内の元利償還金(地方負担の90%)の80%に対する特別交付税措置								175.8	-
補助合算限度額内の起債対象外(地方負担の10%)の50%に対する特別交付税措置								12.2	-
最終的な補助負担額								920.7	1,155.3
防集事業の国庫負担割合(実費)								44.4%	55.6%

(4) 施策案 3(事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業)

1) 条件設定

A) 事業期間と事業開始時期

推進計画の事業・事務における事業期間の考え方と、市が負担する年間予算、事業の特性（事業開始に向けた準備期間、事業計画等）を考慮し、施策案 3 における事業の期間及び開始時期の目安を設定しました。

各事業の効果は、事業終了後も継続するものとし、事業の特性を踏まえ、効果の持続性を確保するために必要な予算は、永続的または定期的に予算計上して試算しています。

なお、以下の 2 ケースについて想定しました。

- ケース 1：市が負担する年間予算を上限 5 億円とし、各事業の事業期間内で年間予算を調整して実施することを想定。
- ケース 2：ケース 1 のように、市が負担する年間予算の上限を設定しないため、年間予算の調整を行わずに、事業期間 30 年で各事業が終了することを想定。

表 - 30 事業期間と事業開始時期の目安

推進計画の 事業期間	事業の目安		
	分類	開始時期	事業期間
【継続事業】	継続 1	継続	5 年
	継続 2		10 年
	継続 3		15 年
	継続 4		20 年
	継続 5		永続的に実施
【新規事業】 短期	短期 1	1 年後	5 年
	短期 2	3 年後	
	短期 3	5 年後	
	短期 4	3 年後	7 年
【新規事業】 中長期	中長期 1	1 年後	10 年
	中長期 2	1 年後	15 年
	中長期 3	5 年後	
	中長期 4	6 年後	永続的に実施
	他	事業の特性を踏まえ実施（5 年おきに実施など）	

		年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35		
継続事業	継続1	1				5																																	
	継続2	1									10																												
	継続3	1															15																						
	継続4	1																					20																
	継続5	1																																					永続
新規事業	短期1	1				5																																	
	短期2		1						5																														
	短期3			1						5																													
	短期4				1						7																												
	短期5	1										10																											
	中長期1	1																15																					
	中長期2					1																																15	
	中長期3							1																														永続	
他	事業の特性を踏まえ実施（5年おきに実施など）																																						

図 - 18 事業期間と事業開始時期の目安

B) 3つの評価項目における評価の観点

以下の表に示す「評価の観点」を基に、「施策案3（事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業）」における事業が「死者数の軽減」、「精神的負担量の軽減」、財産損失の軽減」のどの評価項目に効果をもたらすかを分類しました。

例えば、施策案3における「避難誘導看板・海拔表示の整備促進」の事業は評価の観点において「避難行動支援」に該当するため、評価項目における「死者数の軽減」に効果があるという考え方で整理を行いました。

表 - 31 各評価項目における評価の観点

評価の観点	評価項目		
	死者数の軽減	精神的負担量の軽減	財産損失の軽減
避難行動支援	✓		
避難生活支援		✓	
生活再建		✓	
産業復興		✓	
財産支援			✓

C) 施策案3における事業一覧

施策案3における事業一覧を以下に示します。各種計画（推進計画、都市計画マスタープラン等）や継続事業、実施予定の事業等を踏まえ、「各事業の概要（事業開始時期と事業期間）」と評価の観点に基づく「評価項目」を整理しました。

表 - 32 施策案3における事業一覧（1/3）

※①：死者数の軽減、②精神的負担量の軽減、③財産損失の軽減

No.	施策案3の内容 ◎：推進計画第1版 への位置付け	事業の概要		評価項目			備考 (評価の観点)
		カテ ゴリ	事業 期間 [年]	① ※	② ※	③ ※	
1	◎避難誘導看板・海拔表示の整備の促進	継続 2	10	○			避難行動支援
2	◎実効性のある避難訓練の実施	継続 4	20	○			避難行動支援
3	◎避難路における安全性の確保（危険なブロック塀撤去・改善）	継続 4	20	○			避難行動支援
4	◎緊急輸送道路及び防災拠点施設と避難所等をつなぐ幹線道路の強靱化	継続 5	永続	○	○		避難行動支援 生活再建 産業復興
5	◎橋の耐震化の推進	継続 3	15	○	○		避難行動支援 生活再建 産業復興
6	◎津波避難施設（タワー・命山）等の整備・見直し	中長期 1	15	○			避難行動支援
7	高台や避難場所等につながる避難路の安全性確保	短期 1	5	○			避難行動支援
8	◎避難所等を保全する土砂災害防止施設の整備	中長期 2	15	○	○		避難行動支援 避難生活支援
9	◎防災拠点における非常用電源整備の促進	継続 1	5		○		避難生活支援
10	◎避難所における備蓄品・資機材整備の促進	継続 5	永続		○		避難生活支援
11	◎福祉避難所における備蓄品・資機材整備の促進	継続 5	永続		○		避難生活支援
12	◎避難所における防災倉庫の更新（備蓄スペース拡充等）	中長期 2	15		○		避難生活支援
13	避難所となる小・中学校体育館等への空調整備	短期 4	7		○		避難生活支援

表 - 33 施策案3における事業一覧 (2/3)

※①：死者数の軽減、②精神的負担量の軽減、③財産損失の軽減

No.	施策案3の内容 ◎：推進計画第1版 への位置付け	事業の概要		評価項目			備考 (評価の観点)
		カテ ゴリ	事業 期間 [年]	① ※	② ※	③ ※	
14	◎市の備蓄用防災倉庫（避難 所以外）の整備	短期3	5		○		避難生活支援
15	◎消防（団）用防災資機材整 備の促進	継続5	永続	○	○		避難行動支援 避難生活支援
16	◎要援護者世帯家具転倒防止 事業の推進	継続5	永続	○			避難行動支援
17	◎重度障がい者用人口呼吸器 外部電源整備の促進	継続2	10		○		避難生活支援
18	◎耐震性貯水槽整備の促進	継続4	20	○	○		避難行動支援 避難生活支援
19	◎災害廃棄物処理体制の構築 (仮置場の整備等)	短期2	5		○		生活再建
20	上水道施設等の耐震化促進	継続5	永続		○		避難生活支援 生活再建
21	◎下水道施設の耐震化促進	継続4	20		○		避難生活支援 生活再建
22	感震ブレーカーの普及促進	継続5	永続	○	○		避難行動支援 生活再建
23	◎耐震シェルターの普及促進	継続2	10	○			避難行動支援 ※耐震事業
24	防災ベッドの普及促進	継続2	10	○			避難行動支援 ※耐震事業
25	◎自主防災組織の防災・可搬 ポンプ倉庫の新設・更新及び 可搬ポンプ等の防災資機材整 備に係る補助制度の拡充	継続5	35	○	○		避難行動支援 避難生活支援
26	◎木造住宅（旧耐震基準で建 築）の耐震化促進	継続2	10	○	○		避難行動支援 生活再建 ※耐震事業
27	◎地籍調査の促進	継続4	20		○		生活再建

※No.23、24、26は、「死者数の軽減」に効果のある「耐震事業」に分類

表 - 34 施策案3における事業一覧 (3/3)

※①：死者数の軽減、②精神的負担量の軽減、③財産損失の軽減

No.	施策案3の内容 ◎：推進計画第1版 への位置付け	事業の概要		評価項目			備考 (評価の観点)
		カテ ゴリ	事業 期間 [年]	① ※	② ※	③ ※	
28	被災者支援システム（避難者一元管理）の導入	中長期 3	永続		○		避難生活支援
29	◎災害時の情報システム機能強化（災害時情報共有システムの導入等）	継続 5	永続		○		避難生活支援
30	◎広域受援体制の強化（広域受援計画の見直し等）	継続 5	永続		○		避難生活支援 生活再建
31	立地適正化計画における防災指針の策定	他	5年毎		○		生活再建
32	◎事前復興まちづくり計画の策定	他	5年毎		○		生活再建 産業復興
33	◎個別避難計画（避難行動要支援者）作成の推進	継続 3	15	○			避難行動支援
34	◎地区防災計画（自主防災組織）作成の推進	継続 4	20	○	○		避難行動支援 避難生活支援
35	◎地域の防災活動を支える人材（地域防災指導員等）の育成	継続 5	永続	○	○		避難行動支援 避難生活支援 生活再建
36	◎防災意識高揚（市民・事業所）の促進	継続 5	永続	○	○		避難行動支援 避難生活支援 生活再建
37	地震保険加入の普及促進	短期 5	10		○	○	生活再建 財産支援

2) 施策案 3 における施策効果の算出方法

施策効果の算出方法を「死者数の軽減」、「精神的負担量の軽減」、「財産損失の軽減」の評価項目ごとに示します。

なお、当該算出に用いた計算式は、複数の事業を複合的に組み合わせて実施することで、施策案 3 の効果が高まっていくことを示しています。

A) 死者数の軽減の算出

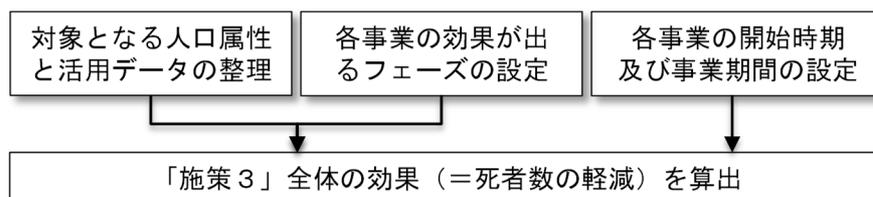


図 - 19 「死者数の軽減」の算出フロー

- ① 「死者数の軽減」に効果のある施策案 3 の事業^{*}を整理
^{*}施策案 3 における事業一覧の中で「死者数の軽減」に効果のある事業 (20 事業)
 ⇒ 【耐震事業】3 事業、【耐震以外の事業】17 事業
- ② ①の事業について、対象となる人口データを整理
- ③ 避難行動フローに基づくフェーズを次のとおり設定し各事業をフェーズごとに分類
 【フェーズ 1 から 3 にかけて避難行動フローをイメージ】
 - フェーズ 1：意識啓発
 - ↓
 - フェーズ 2：家から脱出
 - ↓
 - フェーズ 3：津波避難場所への到達
- ④ 上記①～③、各事業の開始時期と事業期間を踏まえ、以下の計算式にて「死者数の軽減」に対する施策効果を算出
^{*}以下の計算式は、「死者数の軽減」に効果のある「施策案 3」の事業を複合的に組み合わせて実施することで、施策の効果が高まっていくことを示しています。

$$\underbrace{\left\{ (N_1 + N_2) \times a_1 + (N_3 + N_4) \times a_2 \right\}}_{\text{耐震事業の効果}} \times \underbrace{\left\{ 1 - (1 - b_1)^{n1} \times (1 - b_2)^{n2} \times (1 - b_3)^{n3} \right\}}_{\text{③耐震以外の事業の効果}}$$

<式の考え方>

- ・ 「死者数の軽減」に対する施策効果を算出する際に、地震による家屋倒壊等で生き埋め等になり、家屋から脱出できないことには、耐震以外の事業（避難路整備など）を実施してもその効果の意味を成さないため、まずは家から脱出し、避難開始できることが重要となる。
- ・ そのため、家から脱出できることを目的に、基本となる事業を住宅の「耐震事業」に設定。
- ・ また、「住宅の耐震性の有無」と「そこに住む住民の人数」を考慮し、人口属性を「耐震性の有る住宅に住む住民」と「耐震性の無い住宅に住む住民」に分類。
- ・ 「耐震性の有る住宅に住む住民」に対して「耐震事業以外の事業を実施した場合」（上記の式： $\textcircled{1} \times \textcircled{3}$ ）と、「耐震性の無い住宅に住む住民」に対して「耐震事業^{*1}と耐震事業以外の事業を実施した場合」（上記の式： $\textcircled{2} \times \textcircled{3}$ ）の効果を算出することで、死者数軽減に資する施策案3の効果を算出。
- ・ 「耐震事業の効果」と「耐震以外の事業の効果」を掛け合わせることで、施策案3の効果が向上するという考え方。

N：対象となる人口

◇ 耐震性有り： N_1 ：一般（要配慮者以外）【8,827名】、 N_2 ：要配慮者【273名】

◇ 耐震性無し： N_3 ：一般（要配慮者以外）【1,244名】、 N_4 ：要配慮者【39名】

a：耐震事業^{*1}の実施成功率

※1 耐震事業に該当するものは「木造住宅の耐震化促進」、「耐震シェルターの普及促進」、「防災ベッドの普及促進」の3つ。

◇ **a₁**：耐震性有りの住宅：1（家から脱出可能）

※既に耐震化された住宅に住んでいるため、耐震事業を実施する必要がない

◇ **a₂**：耐震性無しの住宅：

$(\text{耐震化事業の普及率}^{*2} \times 0.95^{*3}) + (\text{耐震シェルターの普及率}^{*2} \times 0.1^{*4}) + (\text{防災ベッドの普及率}^{*2} \times 0.1^{*5})$

※2：各事業の市の目標値を踏まえ設定

※3：木造住宅の耐震化事業の実施効果

⇒出典「平成28年（2016年）熊本地震建築物被害調査報告（速報）（2016年9月、国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所）」における新耐震基準施行以降に建てられた木造建築物の倒壊・崩壊割合を基に設定

※4、5：「耐震シェルター」及び「防災ベッド」の実施効果

⇒学識者らと協議の上、※3の実施効果よりも低くなると仮定して設定

b：各フェーズにおける a（耐震事業）以外の施策案3^{*6}の実施成功率

※6「死者数の軽減」に効果のある事業の内、耐震以外の事業

n：各フェーズにおける b（耐震以外の事業）

<式の考え方（計算例）>

耐震効果（耐震性有りの住宅）

① $(N_1 + N_2) \times a_1$

「耐震性の有る住宅に住む住民」に対しては、耐震事業を実施する必要がなく、基本的に家から脱出が可能なため、数値としては100%〔1〕で設定。

[計算例]

【一般】 $[N_1] \times [a_1] : 8,827 \times 1$ 【要配慮者】 $[N_2] \times [a_1] : 273 \times 1$

耐震事業の施策効果（耐震性無しの住宅）

② $(N_3 + N_4) \times a_2$

- ・ 「耐震性の無い住宅に住む住民」に対しては、施策案3における耐震事業を実施した場合の効果を算出。耐震事業の実施によって、家が壊れないで脱出できることにより命が助かる（死者数の軽減）人数を指す。
- ・ 事業を実施した場合の効果は、各事業の「普及率（目標値）」×「実施効果」の考えに基づいて算出し、各効果を合わせることで耐震事業全体の施策効果とする。

$a_2 : \frac{(\text{「木造住宅の耐震化」の効果}^{\ast 1}) + (\text{「耐震シェルター」の効果}^{\ast 2}) + (\text{「防災ベッド」の効果}^{\ast 3})}{= \text{耐震事業全体の施策効果}}$

$$\left[\begin{array}{l} \ast 1 : \text{木造住宅耐震化の普及率（目標値）} \times \text{実施効果「0.95」} \\ \ast 2 : \text{耐震シェルターの普及率（目標値）} \times \text{実施効果「0.1」} \\ \ast 3 : \text{防災ベッドの普及率（目標値）} \times \text{実施効果「0.1」} \end{array} \right]$$

[計算例]

- ・ 木造住宅耐震化の普及率（目標値）を90%で仮設定
- ・ 耐震シェルターの普及率（目標値）を30%で仮設定
- ・ 防災ベッドの普及率（目標値）を30%で仮設定

・ 【一般】 $[N_3] \times [a_2] : 1,244 \times \{(0.9 \times 0.95) + (0.3 \times 0.1) + (0.3 \times 0.1)\}$

・ 【要配慮者】 $[N_4] \times [a_2] : 39 \times \{(0.9 \times 0.95) + (0.3 \times 0.1) + (0.3 \times 0.1)\}$

耐震事業以外の施策効果

$$\textcircled{3} \{1 - (1 - b_1)^{n1} \times (1 - b_2)^{n2} \times (1 - b_3)^{n3}\}$$

施策案3における耐震以外の事業を避難フローにおける3つのフェーズで分類し、事業を実施した場合の効果を算出

[計算例] ※事業の成功率を60%で仮定した場合

$$\cdot \{1 - (1 - 0.6)^{n1} \times (1 - 0.6)^{n2} \times (1 - 0.6)^{n3}\}$$

※n1：フェーズ1（意識啓発）におけるb（耐震以外の事業）の事業数

※n2：フェーズ2（家から脱出）におけるb（耐震以外の事業）の事業数

※n3：フェーズ3（避難場所への到達）におけるb（耐震以外の事業）の事業数

施策案3全体の施策効果

$$\left\{ \underbrace{(N_1 + N_2) \times a_1 + (N_3 + N_4) \times a_2}_{\text{耐震事業の効果}} \right\} \times \underbrace{\{1 - (1 - b_1)^{n1} \times (1 - b_2)^{n2} \times (1 - b_3)^{n3}\}}_{\text{耐震以外の事業の効果}}$$

- ・ 「死者数の軽減」に効果のある「施策案3」の事業を実施した場合の全体の効果を算出。
- ・ 「耐震事業の効果」と「耐震以外の事業の効果」をかけ合わせることで、施策案3全体の効果が向上するという考え方。

[計算例] ※事業の成功率を60%で仮定した場合

<耐震性「有り」の住民への効果>

$$\cdot \left\{ \underbrace{(8,827 + 273) \times 1}_{\text{耐震事業の効果 (耐震性有)}} \right\} \times \underbrace{\{1 - (1 - 0.6)^{n1} \times (1 - 0.6)^{n2} \times (1 - 0.6)^{n3}\}}_{\text{耐震以外の事業の効果}}$$

<耐震性「無し」の住民への効果>

$$\cdot \left\{ \underbrace{(1,244 + 39) \times 0.915^{\ast}}_{\text{耐震事業の効果 (耐震性無)}} \right\} \times \underbrace{\{1 - (1 - 0.6)^{n1} \times (1 - 0.6)^{n2} \times (1 - 0.6)^{n3}\}}_{\text{耐震以外の事業の効果}}$$

※ (木造住宅の耐震化の普及率 (目標値) 0.9×0.95) + (耐震シェルターの普及率 (目標値) 0.3×0.1) + (防災ベッドの普及率 (目標値) 0.3×0.1)

B) 精神的負担量の軽減の算出

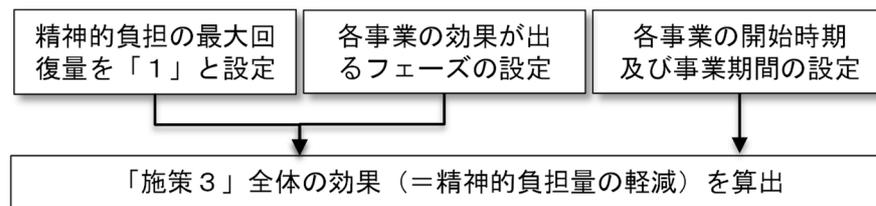


図 - 20 「精神的負担量の軽減」の算出フロー

- ① 「精神的負担量の軽減」に効果のある「施策案3」の事業を整理
 ※施策案3における事業一覧の中で「精神的負担量の軽減」に効果のある事業(28事業)
- ② 浸水想定区域内の住民が被災により精神的負担を被っている状態を0と仮定し、そこから精神的負担が完全に回復した状態を1と仮定
- ③ 精神的負担の回復をたどるフェーズを次のとおり設定し各事業をフェーズごとに分類
 カテゴリーを「避難所生活」と「事業再開」の2つに分類し、時系列に「フェーズ1～3」に向けて精神的負担の回復をたどるシナリオを設定

表 - 35 精神的負担のシナリオ

カテゴリ	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
避難所生活 (避難者)	F1-1 ・プライバシーの確保が困難となり、生活支障と合わせて、精神的負担が増加	F2-1-1 ・避難所から応急仮設住宅へ移転できたため、精神的負担は減少	F3-1-1 ・応急仮設住宅から恒久住宅へ移転できたため、精神的負担は減少
		F2-1-2 ・地域コミュニティの崩壊により孤独感が増幅し、精神的負担は増加	F3-1-2 ・地域コミュニティの崩壊により孤独感が増幅し、精神的負担は増加
事業再開 (事業所)	F1-2 ・代替の事業所が確保できず、事業再開の目途が立たず、精神的負担が増加	F2-2-1 ・地区外で代替の事業所が確保されたため、精神的負担は減少	F3-2-1 ・地区外の事業所で事業再開、精神的負担は継続
		F2-2-2 ・従業員の雇用継続が困難になり、精神的負担は増加	F3-2-2 ・従業員の雇用継続が困難で生産能力が低下しており、精神的負担は継続

④ 上記①～③、各事業の開始時期と事業期間を踏まえ、以下の計算式にて「精神的負担量の軽減」に対する施策効果を算出

※以下の計算式は、「精神的負担量の軽減」に効果のある「施策案3」の事業を複合的に組み合わせて実施することで、施策案3全体の効果が高まっていくことを示しています。

※式の考え方は、「死者数の軽減」の算出に用いた計算式と同様の考え方

$$N \times \{1 - (1 - b_1)^{n_1} \times (1 - b_2)^{n_2} \times (1 - b_3)^{n_3}\}$$

<p>N : 精神的負荷の最大回復量 (=1)</p> <p>b : 各フェーズにおける施策案3の事業*実施成功率 ※「精神的負担量の軽減」に効果のある事業</p> <p>n : 各フェーズにおける b の事業数</p>

[計算例] ※事業の成功率を60%で仮定した場合

$$1 \times \{1 - (1 - 0.6)^{n_1} \times (1 - 0.6)^{n_2} \times (1 - 0.6)^{n_3}\}$$

※n1~n3 : フェーズ1~3における b の事業数

C) 財産損失の軽減の算出

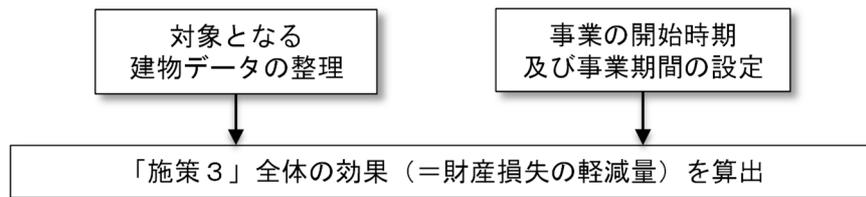


図 - 21 「財産損失の軽減」の算出フロー

① 「財産損失の軽減」に効果のある施策案3の事業を「地震保険加入の普及促進」と設定

※【事業設定の理由】当初は「事前復興まちづくり計画の策定」や「地籍調査の推進」などの事業も「財産損失の軽減」に効果のある事業として候補に挙げていたが、学識者らとの協議により、間接的ではなく、直接的かつ被災後に財産の回復に寄与する事業に絞った方が良いとの助言をうけ、「地震保険加入の普及促進」事業のみを対象として効果を試算することとなった。

② 「地震保険加入の普及促進」の事業について、対象となる建物データを整理

③ 当該事業における現在の普及率(初期値=63.7%^{※2})と10年後の普及率(目標値90%)を設定し、その差分を施策効果(住宅への被害軽減)として試算

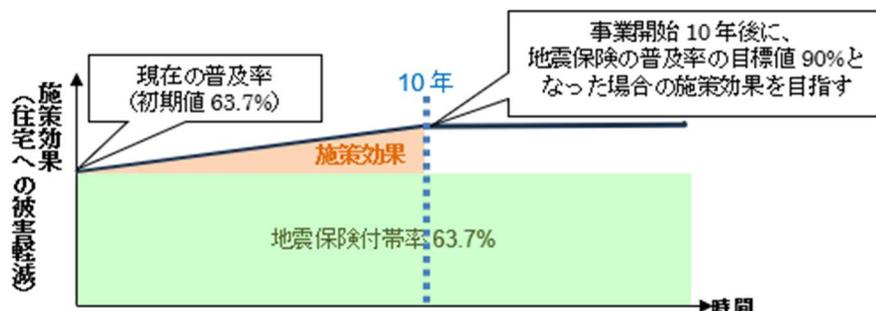


図 - 22 「財産損失の軽減」の施策効果のイメージ

$$N \times (10 \text{ 年後の普及率}^{\ast 1} - 63.7\%^{\ast 2})$$

N : 対象となる住宅戸数 [5,571 戸] ^{※3}

※1 : 10 年後に市が目標とする地震保険加入の普及率 [目標値 90%]
(参考: 国内最大の地震保険付帯率 89.4% (2023 年) [宮城県])

※2 : 湖西市の加入率 (付帯率)

(出典: 損害保険料率算出機構、「市町村別の地震保険付帯率 (2023 年)」)

※3 : P6 の「建物データ」に前提条件記載

【計算例】※30 年後の普及率(目標値)を 90%で仮定した場合

$$5,571 \times (90\% - 63.7\%)$$

3) 施策効果における定量評価結果

施策効果における「死者数の軽減」、「精神的負担量の軽減」、「財産損失の軽減」の評価項目について、前述の評価手法に基づき算出した結果を一覧表に整理しています（表-36）。

各評価項目について、5年後、30年後、80年後における時点の効果を比較したところ、全ての評価項目において、5年後及び30年後には、施策案3が最も効果が高くなり、80年後においては、施策案1が最も効果が高くなる見込みとなりました。

表 - 36 定量評価の結果（施策効果）

評価の項目 （施策効果）	施策案1 防潮堤整備事業 （保安林案）	施策案2 防災集団移転促進事業 （高台移転）	施策案3 事前の避難支援、 早期復旧・復興支援事業
死者数の軽減	5年後に 0%軽減 30年後に 0%軽減 80年後に 100%軽減	5年後に 2%軽減 30年後に 13%軽減 80年後に 35%軽減	5年後に 32%軽減 30年後に 73%軽減 80年後に 75%軽減
精神的負担量の軽減	5年後に 0%軽減 30年後に 0%軽減 80年後に 100%軽減	5年後に 2%軽減 30年後に 13%軽減 80年後に 35%軽減	5年後に 50%軽減 30年後に 93%軽減 80年後に 94%軽減
財産損失の軽減	5年後に 64%軽減 30年後に 64%軽減 80年後に 100%軽減	5年後に 65%軽減 30年後に 69%軽減 80年後に 77%軽減	5年後に 77%軽減 30年後に 90%軽減 80年後に 90%軽減

※ 「5年後」…近い将来

「30年後」…南海トラフ地震の発生確率が30年以内に60%～90%程度以上であることを考慮

「80年後」…防潮堤完成見込み（本検討における仮定）

※ 最も優れている結果を赤字で掲載

A) 死者数の軽減(施策効果)

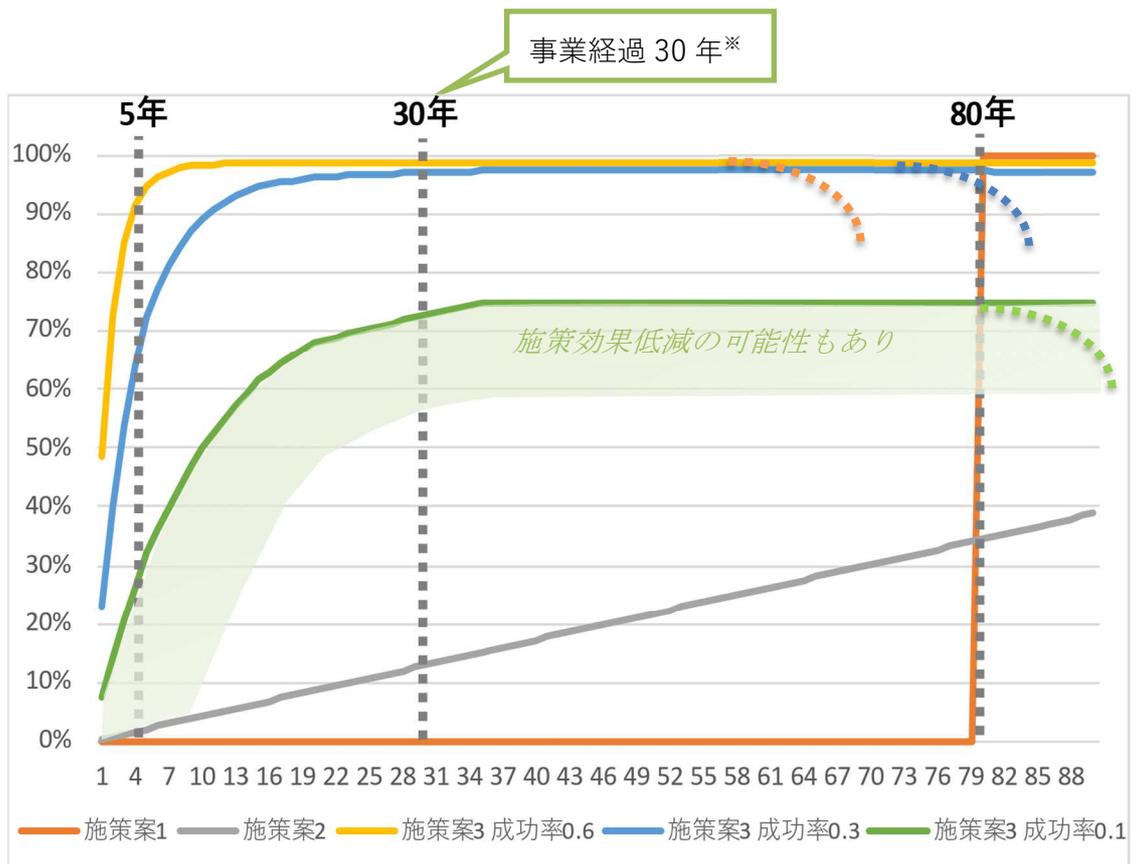
死者数の軽減への効果は、施策案 3（成功率 10%の場合）が最も早く効果を発揮することが見込まれる一方、80 年後には施策案 1 の事業が完了するため、最も効果を発揮することが見込まれます。施策案 2 は、徐々に効果を発揮していき、230 年後に施策案 1 と同等の効果を発揮することが見込まれます。

なお、施策案 3 については 1/3 程度がソフト事業であるため、人為的に施策効果を維持していくことが必要となり、取組状況によっては推計した施策効果よりも低い水準となる可能性があります。（次ページ以降に記載の「B) 精神的負担量の軽減」及び「C) 財産損失の軽減」についても同様）

※施策案 1：防潮堤整備事業（保安林案）

施策案 2：防災集団移転促進事業（高台移転）

施策案 3：事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業



※南海トラフ地震の発生確率を「30年以内に60%～90%程度以上」と国が示している。

図 - 23 死者数の軽減 [ケース 1 の場合]

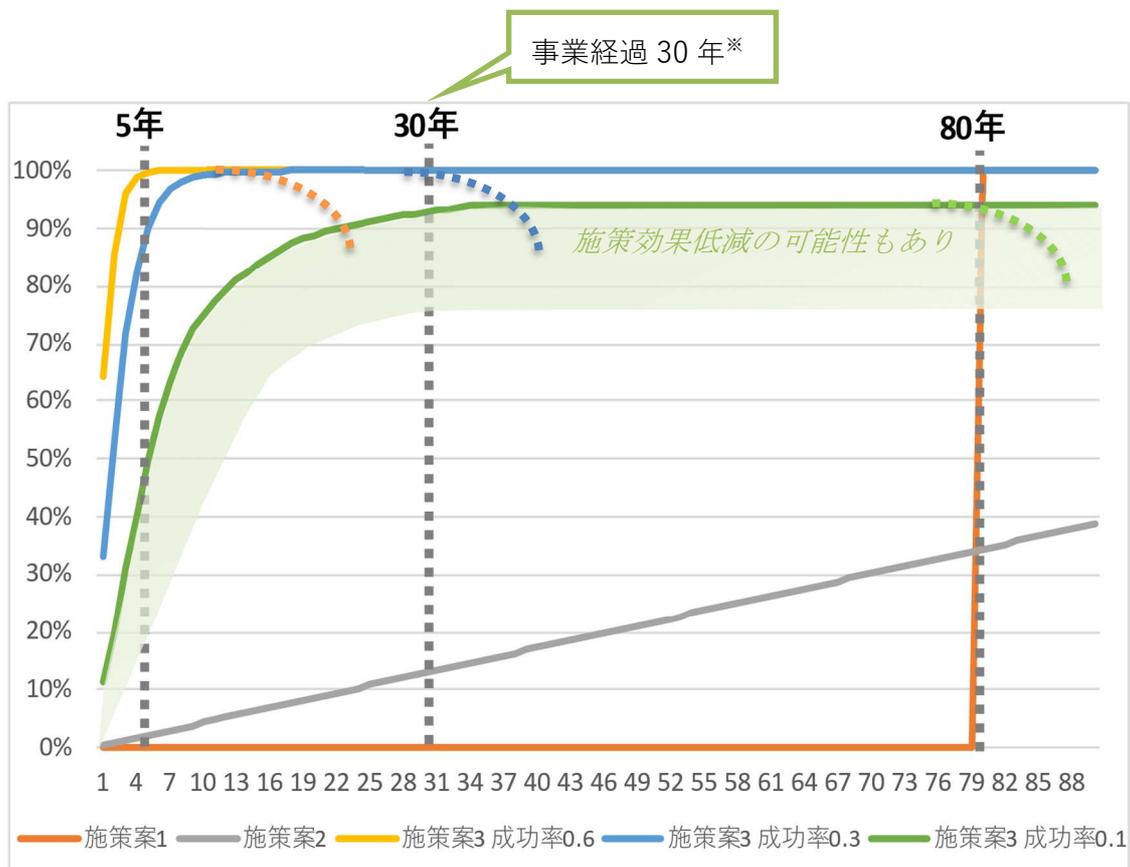
B) 精神的負担量の軽減(施策効果)

精神的負担量の軽減への効果は、施策案3（成功率10%の場合）が最も早く効果を発揮することが見込まれる一方、80年後には施策案1が最も効果を発揮することが見込まれます。施策案2は、徐々に効果を発揮していき、230年後に施策案1と同等の効果を発揮することが見込まれます。

※施策案1：防潮堤整備事業（保安林案）

施策案2：防災集団移転促進事業（高台移転）

施策案3：事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業



※南海トラフ地震の発生確率を「30年以内に60%～90%程度以上」と国が示している。

図 - 24 精神的負担量の軽減 [ケース1の場合]

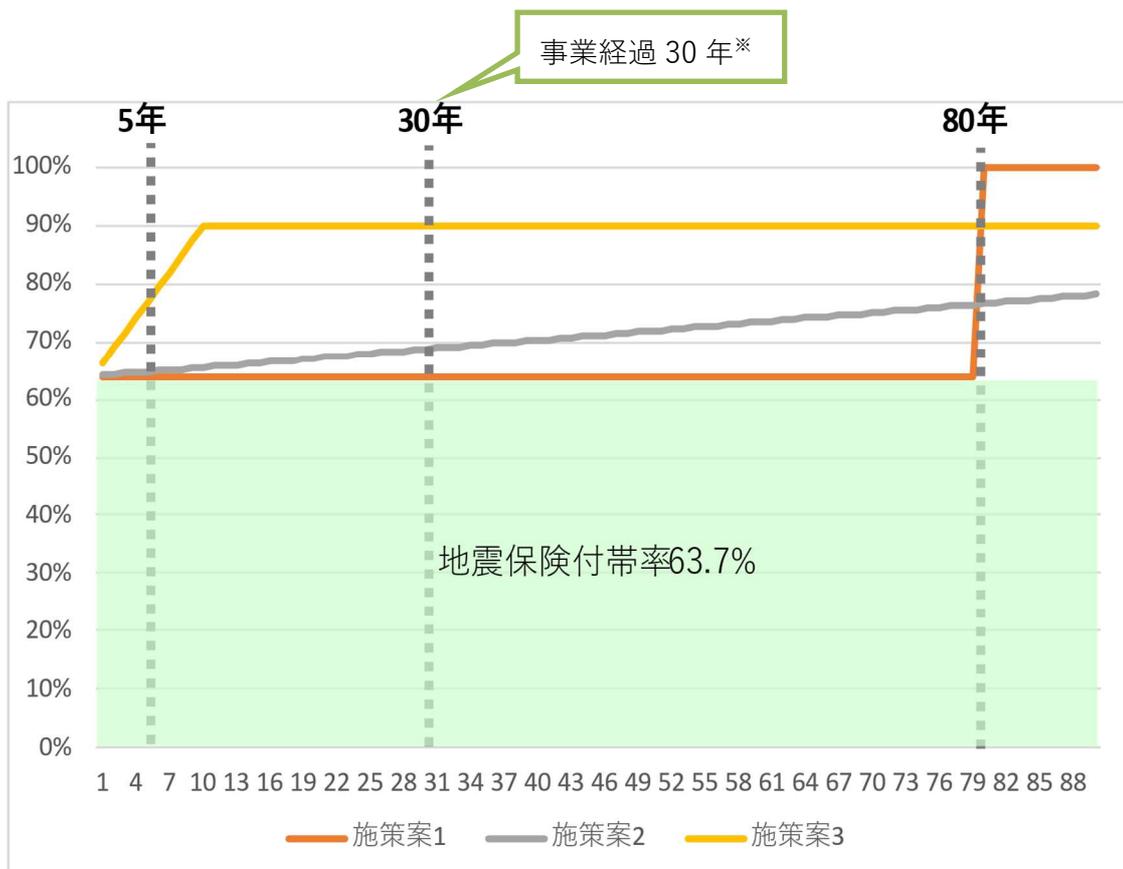
C) 財産損失の軽減(施策効果)

財産損失の軽減への効果は、施策案3が最も早く効果を発揮することが見込まれる一方、80年後には施策案1が最も効果を発揮することが見込まれます。施策案2は、徐々に効果を発揮していき、230年後に施策案1と同等の効果を発揮することが見込まれます。

※施策案1：防潮堤整備事業（保安林案）

施策案2：防災集団移転促進事業（高台移転）

施策案3：事前の避難支援、早期復旧・復興支援事業



※南海トラフ地震の発生確率を「30年以内に60%~90%程度以上」と国が示している。

図 - 25 財産損失の軽減 [ケース1の場合]

(5) 施策を実施する上での課題

施策を実施する上での課題を「事業検討中・実施中（制度、施工、環境など）」、「事業完了後（維持管理、景観など）」、「地域住民への影響（合意形成、コミュニティ形成、人材育成など）」の3つの視点で整理し、以下の表に示しています。

施策案1及び2はハード事業であることから、「事業検討中・実施中」の課題が多くなる一方、施策案3は、ソフト事業が含まれているため、施策の効果を持続させるため、「事業完了後」・「地域住民への影響」に関する課題が多くなることを見込まれる結果となっています。

表 - 37 課題の整理結果

視点	施策案1 防潮堤整備事業 (保安林案)	施策案2 防災集団移転促進事業 (高台移転)	施策案3 事前の避難支援、 早期復旧・復興支援事業
事業検討中・実施中	<ul style="list-style-type: none"> 海岸防災林・再生管理計画との整合 国や県等との要協議・判断 用地買収に係る整備工程遅延の可能性 インターチェンジの付帯工事発生 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の制度上、複数の条件を満たすことが必要 合意形成に相当な期間を要する 移転先の用地確保・買収に係る整備工程の遅延の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 私(民)有地を使用する場合の地権者との調整
事業完了後	<ul style="list-style-type: none"> 海の眺望が阻害 海へのアクセス性が低下 	<ul style="list-style-type: none"> 移転元地の利活用の検討が必要 防災集団移転元地の周辺に住居が残存する場合のインフラの維持管理(移転元地域の維持管理費) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等を含めた維持管理体制の構築 継続的な予算確保と地域住民の人材確保・育成
地域住民への影響	<ul style="list-style-type: none"> 松林を伐採する場合、事業期間中に保安林機能が損なわれる 海の眺望の阻害、環境への影響に対する住民理解 防潮堤に依存することで住民の防災意識が低下する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティや移転住民の生活等に配慮した移転先の検討(地域コミュニティの再編が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 施策の実効性を向上させるための地域住民の防災に対する継続的な知識の習得と意識の醸成が必要

湖西市津波防災地域づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）の作成に当たり、法第11条の規定に基づく湖西市津波防災地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 推進計画及び津波減災計画の作成及び更新のための協議に関する事項
- (2) 推進計画及び津波減災計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 国、静岡県その他関係行政機関の職員
- (3) 市民を代表する者
- (4) 津波防災地域づくりの推進に関係する団体の代表者又はその推薦する者
- (5) 市の職員

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が指名する者とする。

3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項に関し、必要な調査及び研究をさせるため、協議会に作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、協議会の委員のうち会長が指名する者及び会長が必要と認めた者をもって組織する。

3 作業部会に部会長を置き、会長の指名する者がこれに当たる。

4 部会長は、作業部会の会議の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会及び作業部会の庶務は、市民安全部危機管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、法第11条第6項の規定により、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

湖西市津波防災地域づくり推進協議会 委員名簿(令和4年度)

◎：会長、○：副会長

No.	区分	所属	氏名
1	学識経験者	東京大学生産技術研究所教授	◎加藤 孝明
2	学識経験者	静岡大学防災総合センター准教授	○原田 賢治
3	国	浜松河川国道事務所長	名久井 孝史
4	静岡県	西部地域局長	森谷 浩行
5	静岡県	西部農林事務所長	石川 盛一郎
6	静岡県	浜松土木事務所長	廣瀬 聡
7	市民代表	自治会連合会長	板倉 福男
8	産業	湖西市商工会長	袴田 勝彦
9	産業	新居町商工会長	片山 雅博
10	観光	湖西・新居観光協会会長	林 正之
11	湖西市	副市長	山家 裕史
12	湖西市	教育長	渡辺 宜宏
13	湖西市	都市整備部長	小倉 英昭
14	湖西市	産業部長	太田 英明
15	湖西市	危機管理監	安形 知哉
	オブザーバー	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課	長谷川 元樹

湖西市津波防災地域づくり推進協議会 委員名簿(令和5年度)

◎：会長、○：副会長

No.	区分	所属	氏名
1	学識経験者	東京大学生産技術研究所教授	◎加藤 孝明
2	学識経験者	静岡大学防災総合センター准教授	○原田 賢治
3	国	浜松河川国道事務所長	名久井 孝史
4	静岡県	西部地域局長	永井 雅也
5	静岡県	西部農林事務所長	石川 盛一郎
6	静岡県	浜松土木事務所長	廣瀬 聡
7	市民代表	自治会連合会長	板倉 福男
8	産業	湖西市商工会長	袴田 勝彦
9	産業	新居町商工会長	片山 雅博
10	観光	湖西・新居観光協会会長	永田 晴康
11	湖西市	副市長	山本 一敏
12	湖西市	教育長	渡辺 宜宏
13	湖西市	都市整備部長	小倉 英昭
14	湖西市	産業部長	太田 英明
15	湖西市	危機管理監	山本 健介
	オブザーバー	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課	長谷川 元樹

湖西市津波防災地域づくり推進協議会 委員名簿(令和6年度)

◎：会長、○：副会長

No.	区分	所属	氏名
1	学識経験者	東京大学生産技術研究所教授	◎加藤 孝明
2	学識経験者	静岡大学防災総合センター准教授	○原田 賢治
3	国	浜松河川国道事務所長	白井 宏明
4	静岡県	西部地域局長	永井 雅也
5	静岡県	西部農林事務所長	増田 浩章
6	静岡県	浜松土木事務所長	杉本 敏彦
7	市民代表	自治会連合会長	彦坂 昇
8	産業	湖西市商工会長	佐原 功一郎
9	産業	新居町商工会長	片山 雅博
10	観光	湖西・新居観光協会会長	永田 晴康
11	湖西市	副市長	山本 一敏
12	湖西市	教育長	松山 淳
13	湖西市	都市整備部長	小倉 英昭
14	湖西市	産業部長	太田 英明
15	湖西市	危機管理監	山本 健介

湖西市津波防災地域づくり推進協議会 委員名簿(令和7年度)

◎：会長、○：副会長

No.	区分	所属	氏名
1	学識経験者	東京大学生産技術研究所教授	◎加藤 孝明
2	学識経験者	静岡大学防災総合センター准教授	○原田 賢治
3	国	浜松河川国道事務所長	白井 宏明
4	静岡県	西部地域局長	高橋 良和
5	静岡県	西部農林事務所長	多米 和彦
6	静岡県	浜松土木事務所長	市野 智一
7	市民代表	自治会連合会長	彦坂 昇
8	産業	湖西市商工会長	佐原 功一郎
9	産業	新居町商工会長	片山 雅博
10	観光	湖西・新居観光協会会長	永田 晴康
11	湖西市	副市長	片山 彰宏
12	湖西市	教育長	松山 淳
13	湖西市	都市整備部長	匂坂 隆拓
14	湖西市	産業部長	松原 聡史
15	湖西市	危機管理監	山本 健介

編集・発行

令和 6 年 3 月 策 定

令和 8 年 2 月 改 訂

湖西市役所 市民安全部 危機管理課

〒431-0492 湖西市吉美 3268

TEL : (053) 576-4538 FAX : (053) 576-2315

e-mail : kikikanri@city.kosai.lg.jp
